# 令和5年第4回定例会

市議会会議録

令和5年11月24日 (開会) 令和5年12月15日 (閉会)

垂 水 市 議 会

令和五年第四回定例会会議録

(令和五年十二月)

垂水市議

会

# 第4回定例会会議録目次

第1号(1	1月24日) (金曜日)	
1.開	숲	6
1.開	議	6
1.会議	録署名議員の指名	6
1.会期	の決定	6
1.諸般	の報告	6
1.議案	第61号~議案第69号 一括上程	1 4
委員:	長報告、質疑、討論、表決	
1.議案	第70号・議案第71号 一括上程	1 9
説明	、質疑、総務文教委員会付託	
1.議案	第72号・議案第73号 一括上程	2 3
説明	、質疑、産業厚生委員会付託	
1.議案	第74号 上程	2 8
説明	、質疑、産業厚生委員会付託	
1.議案	第75号 上程	2 9
説明、	、質疑、各常任委員会付託	
1.議案	第76号~議案第79号 一括上程	3 2
説明、	、質疑、各常任委員会付託	
1.請願	第2号・陳情第2号 一括上程	3 4
各常任	E委員会付託	
1.日程	報告	3 4
1.散	会	3 5
第2号(1	2月5日) (火曜日)	
1.開	議	3 8
1.議案	第80号・議案第81号 一括上程	3 8
説明、	、質疑、産業厚生委員会付託	
1.議案	第82号 上程	4 0
説明、	、質疑、総務文教委員会付託	
1.議案	第83号~議案第86号 一括上程	4 1
説明.	、質疑、総務文教委員会付託	

1.	議	客第87号 上程	4 4
	説	月、質疑、各常任委員会付託	
1	般質	<b>晢問</b>	4 4
	川	或 信男 議員	4 4
	1	教育振興基本計画策定に向けた取組状況について	
		(1) 現在の取組状況について	
		(2) 計画のポイントについて	
	2	光ブロードバンド整備事業の会計検査院からの指摘について	
		(1) 会計検査院が指摘した事業とその内容について	
		(2) 今後の再発防止と対応について	
	3	鹿児島県林業大学校設置の今後の動向について	
		(1) 要望書を提出した経緯について	
		(2) 大学校の概要について	
		(3) 今後の取組について	
	4	公共施設管理運営の民間活力導入に向けた宮脇海岸公園の指定管理につ	
		いて	
		(1) これまでの経緯は	
		(2) 具体的な事業提案は	
		(3) 期待される効果は	
	前日	田 隆 議員	5 4
	1	温暖化対策としての再生可能エネルギー事業について	
		(1) 垂水中央病院・コスモス苑の工事進捗と事業開始、再エネ由来の電	
		力購入価格のメリットについて	
		(2) ゴルフ場跡地のメガソーラーの進捗と協定書の内容、締結について	
		(3) 輝北風力発電所の更新計画と環境アセスメント評価について	
		(4) 本市の温暖化対策としての公共施設への再生可能エネルギー導入に	
		ついて	
	2	桜島火山大規模噴火対策について	
		(1) 大規模噴火の規模及び備え、前兆について	
		(2) 本市の避難対策について	
		ア 噴火警戒レベル4及び5はどんな状況を指し、それに対する避難	
		方法はどのようになっているか	
		イ 大噴火に伴う大地震で家屋倒壊した住民の避難対策について	
		(3) 災害対策拠点として本庁舎の業務継続上の地震対策について	

- ア 地震で電気・水道が遮断した時の対策はどうなっているか イ 長期停電で優先通常業務の継続が機能不全に陥った場合の対応に ついて 3 閉鎖後の理喜鹿児島工場について (1) 閉鎖に至った理由と本市への影響について (2) 事後処理はどうなっているか 4 市道内ノ野線改修工事について
- - (1) 用地取得が遅れ進捗が停滞しているが現状について伺う
  - (2) 用地承諾と事業見通しについて伺う

# 新原 勇 議員 .....

- 1 集落水道の土地保全について
  - (1) 集落水道の取水口は公的な土地か、また、個人の土地に対して覚書 はあるのか
- 2 垂水中央病院の送迎車について
  - (1) 垂水中央病院の送迎車の利用はどのような方が利用しているのか、 また、一日の利用者数は
  - (2) 人工透析患者との相乗りは可能なのか
- 3 乗合タクシーについて
  - (1) タクシー会社と市との契約の形態は
  - (2) 使用している市民の声はどのような声があるのか、また、月何回程 度利用しているのか
  - (3) 同一校区内の乗降はなぜできないのか、また、荷物の送迎だけの利 用はできないか
  - (4) 運行時間に乗れなかった方は乗合料金にならないのか
  - (5) 国道沿いの市民の利用についての考え方は
- 4 小中学校について
  - (1) 各学校のPTA会費や教材費等の保護者の負担額はいくらくらいか
  - (2) 滞納の状況と対応について
  - (3) PTA会費納入拒否対応は
- 5 商工業の事業について
  - (1) 小売業の新規創業者支援・店舗改装支援の仕組みづくりはできない のか
- 6 垂水中央運動公園について
  - (1) 今後の運動公園改修計画について

	(2) テニスコートの人工芝コート計画について	
7	国体を振り返って	
	(1) 大会の総括	
	(2) 記念碑(行幸啓)の設置について	
Ш	畑 三郎 議員	7 5
1	温暖化による農業への影響は	
	(1)農作物への影響は	
	(2)物価高騰対策について	
2	垂水風力発電事業について	
	(1) 計画の概要について	
	(2) 進捗状況及び今後のスケジュールについて	
	(3) 景観に配慮した建設となるのか	
3	水産業について	
	(1) 原油高騰や物価高騰に対する市独自の対策は	
梅	木 勇 議員	8 0
1	DX推進について	
	(1)推進取組について	
	(2) 計画について	
	ア 推進体制と進捗管理について	
	(3) 推進状況について	
	ア 実施対策と新たな施策の実施予定は	
	イ 文書管理の対応は	
	(4) デジタル活用のサポートは	
2	市道元垂水原田線について	
	(1) 今年の改良工事について	
	(2) 現在の改良計画終了後の改良工事について	
3	たるみずスポーツランドについて	
	(1) どのような競技・種目に使用されているか	
	(2)利用のあり方について	
	ア 利用申込について	
	イ 利活用について	
池	山 節夫 議員	9 2
1	市政について	
	(1) 行政のDX化推進について	

	ア	文書保管プロジェクトについて	
	イ	全文検索システムの構築について	
	(2)	垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略について	
	ア	交流人口200万人達成について	
	イ	宮脇海岸公園の指定管理について	
	ウ	産婦人科医療体制確保について	
	(3)	堆肥センターについて	
	(4)	ゆるキャラ「たるたる」について	
2	教育	行政について	
	(1)	教育に関する課題について	
	ア	子どもの活字離れと読解力について	
	イ	規範意識の低下について	
	ウ	外国人児童・生徒への対応について	
1. 日	程報告	·	1 0 3
1.散	会		1 0 3
第3号	(12)	月6日)(水曜日)	
1.開	議	ş	1 0 6
1.	般質問		1 0 6
感	王寺	耕造 議員	1 0 6
1	ふる	さと納税について	
	(1)	10月1日からふるさと納税返礼における厳格化がなされた。	
		しかしながら現在上程中の補正予算では、寄付が増加すると見込ま	
		れているようだが、本市への影響はないと考えるか、また、目標額	
		達成に向けた対策は	
	(2)	全国の多くの自治体で返礼品の産地偽装、誤表示の事例が出ている	
		が、本市ではこのような事例はなかったのか、また、チェック機能	
		をどのように果たしていくのか	
	(3)	産地偽装した事業者に産地偽装の対応についてもふるさと納税は、	
		三割ルールがあることから代替品の対象業者への委託支払いが必要	
		と考えるが反応がない事例が出ている。	
		産地偽装誤表示があった場合の対応策はどうするのか	
2	垂水	市民間資金活用集合住宅建設促進条例について	

(1) 平成27年度からこの条例が施行されたが、これまでの地区ごとの実

績は

- (2) 垂水小学校区以外の集合住宅建設については、この対応で十分か。 既存の空き家の利活用を図るべきでは
- 3 宮脇海岸公園の指定管理者について
  - (1) 現在でも年4~5回アコウの木の落葉を環境整備班で除去しているが、指定管理締結後は宮脇海岸公園全般の清掃は指定管理者が行うのか。
    - 市と指定管理者との管理のすみ分け、また、構築物についてはどこ まで認めるのか
  - (2) 指定管理後も、誰でも公園を利用できるのか、また、地域住民との 協議の場は
- 4 森林環境譲与税について
  - (1) 林家の意向調査等、事業の進捗状況は
  - (2) 政府、与党は森林環境譲与税の配分見直しの検討に入った。譲与税の増額が見込まれるが今後の事業展開は、また、農道・林道の崩壊箇所が多数見受けられ、林地の状況確認もできないところである。環境税はもとより、市単独事業も行いアクセス環境を整えるべきでは

- 1 農業政策について
  - (1) 地域計画について
  - (2) 将来を担う農業者の支援策の考えは
- 2 農業委員会事務局体制の見直しについて
  - (1) 事務局長の専任について
- 3 プレミアム商品券について
  - (1) 商品券の販売実績について
- 4 特別国民体育大会について
  - (1) 合同配宿について
  - (2) 支給弁当、あっせん弁当について
  - (3) 計画輸送について
  - (4) 国体開催による経済効果について
  - (5) この効果を受け、これからの事業についての考えは
- 5 スポーツ施設の整備について
  - (1) 野球場の整備状況と今後の改修計画は

6	学童	5保育について
	(1)	新年度が迫る中、今の進捗状況は
7	園長	会議での要望は
	(1)	園長会議でどのような声が上がったか
髙	橋理	閏枝子 議員 126
1	市職	<b>は</b> 員の勤務状況及び待遇について
	(1)	女性消防職員の退職について
	(2)	市職員の休日出勤の扱いについて
2	会計	·  検査院が不当とした約2,793万円返還について
	(1)	垂水市光ブロードバンド整備事業について説明を
	(2)	光開通の57件3,366,227円の工事内容について
	(3)	NTTが掲げた無線開局計画の目標が令和6年度になっているがそ
		の理由は
	(4)	実績報告の確認作業はどのような状況で行われたか
	(5)	再発防止の徹底について
3	垂才	く中央運動公園野球場の環境整備について
	(1)	令和元年、令和2年にも野球場改修について質問があったがどの程
		度進んだのか
	(2)	年次的整備計画は
4	市巨	そへの支援について
	(1)	国のいう低所得者世帯支援について
	(2)	定額減税について
北	方 貞	項明 議員 1 3 4
1	害虫	(キオビエダシャク) の食害について
	(1)	昨年と今年の被害の比較と対応について
	(2)	市営住宅や教職員住宅の被害と対応について
2	議案	第50号、法定外公共物境界確定請求に関する訴えについて
	(1)	現在、裁判の状況は
	(2)	現在、争いの道路は以前よりも拡幅されているが、道路として認定
		するのか
3	市县	の公約である中央地区のグラウンドゴルフ場について
	(1)	公認グラウンドゴルフ場の計画はあるのか、また、それに対する取
		組状況は
	(2)	完成までのスケジュールは

	(3)建設場所は
4	不明金285万円について
	(1) 時効が迫る中、その後の経緯は
5	光回線事業の2,793万円不当金、返還について
	(1) なぜこのような事が起こったのか
	(2) 各責任者の確認、押印はどうなっているのか
池	田 みすず 議員
1	特別国民体育大会について
	(1) 学校観戦について
	(2) 行幸啓について
	(3) かごしま国体競技の今後の取組について
2	高齢者支援について
	(1) 訪問給食サービス事業について
3	子育て支援について
	(1) 学童について
	(2) 子ども・子育て支援事業計画について
4	産婦人科医療体制確保事業について
	(1) 産婦人科医療機関への受診について
持	留 良一 議員
1	物価高騰対策について~暮らしを支える対策が求められている
	(1) 国の補正予算案~臨時交付金の概要が明らかになった
	ア 国から自治体へ「年内の予算化に向けた検討を速やかに進めるよ
	う」と要請されているが具体策はあるのか
	イ どのような取組をして、市民生活を支える取組にしていくのか
2	「産業廃棄物処理施設」問題について〜企業の健全な育成と市民の暮ら
	しと環境を守るために
	(1) 課題・教訓を今後どのように生かして行く考えか
	(2) 「問題」を発生させないため、どのような対策が必要と考えるか
3	地域医療問題について~市民が安心して暮らせるための医療提供体制の
	充実を
	(1) 垂水中央病院の「経営強化プラン」(素案)が示された。急性期病
	床の転換は、国の「地域医療構想」急性期病床の転換との関係は、
	影響や課題をどう見ているのか
	(2) 「産婦人科医療体制確保事業」は地域医療を発展させ、守る取組に

なると考える。そのために、どのような取組を考えているのか 例—加賀市の地域医療を守る条例制定

4 - (1) / A A A A D D D D D D D D D D D D D D D	,スメント問題について~ハラスメントのない職場っ	うく	V
---	--------------------------	----	---

- (1) 人事院は「パワー・ハラスメントが生じにくい勤務体制や職場環境を整備することも重要である。特に、業務過多や人員不足は、精神的余裕のなさやコミュニケーション不足を生み、パワー・ハラスメント発生の温床になる。」と報告している。この報告をどのように受け止め、改善に生かしているのか
- (2) 「パワー・ハラスメント」で結果として「パワハラではなかった」 という結果での職員の人権救済はどのように保障しているのか
- (3) ハラスメントの実態を把握するためアンケート調査の実施を
- (4) 「ハラスメントゼロ宣言」を取り組む考えは
- (5) 消防職場でのいじめ防止策について
  - ア 平成29年に「全国消防長会ハラスメント防止宣言」はなぜ出され たのか
  - イ 取組状況について

1 11 11 11 11

- ウ 女性消防職員への対応について
- 5 第9期介護保険事業について~経済的な心配がなく必要なサービスが利 用できる事業へ
  - (1) 第8期令和5年度の給付額が計画と比較してどうだったか
  - (2) 第9期の事業量をどのようにみているのか
  - (3) 高齢者は、負担能力を超えた医療費、物価高騰・年金削減と合わせた三重苦となっている。負担の軽減をどう図っていくのか、基本的方針があると思うが考えは

	1. 口怪報告	1	О	4
	1.散 会	1	6	2
第	4号(12月15日)(金曜日)			
	1. 開 議	1	6	4
	1. 議案第70号~議案第87号・請願第2号・陳情第2号 一括上程	1	6	4
	委員長報告、質疑、討論、表決			
	1. 意見書案第2号・意見書案第3号 一括上程	1	6	8

	説明、	質疑、	討論、	表決							
1.	垂水市	選挙管	理委員	会委員及で	び同補充員	の選挙につい	ヽて		 1	7	2
1.	議会運	営委員	会の閉	会中の所望	掌事務調査	の件について	こ 上程	₹	 1	7	2
	閉会中	の継続	調査								
1.	各常任	委員会	の閉会	中の所管理	事務調査の	件について	上程…	•••••	 1	7	3
	閉会中	の継続	調査								
1.	閉	会		•••••	•••••		•••••	•••••	 1	7	4

# 令和5年第4回垂水市議会定例会

# 1. 会期日程

月 日	曜	種	別	内 容
				会期の決定、委員長報告、議案等上程、説明、質疑、討
11.24	金	本会議		論、一部表決、一部委員会付託
			委員会	桜島火山活動対策特別委員会
11.25	土	休 会		
11.26	日	11		
11.27	月	11		
11 • 28	火	11		(質問通告期限:正午)
11.29	水	11		
11.30	木	11		
12· 1	金	11		
1 2 · 2	土	"		
12· 3	日	"		
12 • 4	月	"		
12 · 5	火	本会議		一般質問
12 · 6	水	本会議		一般質問
12· 7	木	休 会	委員会	産業厚生委員会 (議案審査)
12 · 8	金	"	委員会	総務文教委員会(議案審査)
12· 9	土	"		
12.10	日	"		
12.11	月	11		
12 • 12	火	11		
12 • 13	水	11		
12 • 14	木	11	委員会	議会運営委員会
12.15	金	本会議		委員長報告、質疑、討論、表決、議案等上程、説明、質
	-1/-	, — ,		疑、討論、一部表決

# 2. 付議事件

件 名

議案第61号 令和4年度垂水市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第62号 令和4年度垂水市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第63号 令和4年度垂水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

- 議案第64号 令和4年度垂水市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第65号 令和4年度垂水市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第66号 令和4年度垂水市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第67号 令和4年度垂水市老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第68号 令和4年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第69号 令和4年度垂水市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第70号 垂水市民間資金活用集合住宅建設促進条例の一部を改正する条例 案
- 議案第71号 垂水市火災予防条例の一部を改正する条例 案
- 議案第72号 宮脇海岸公園の指定管理者の指定について
- 議案第73号 垂水市猿ヶ城渓谷森の駅たるみず及び垂水市猿ヶ城活性化施設の指定管理者の 指定について
- 議案第74号 牛根麓漁港区域内の公有水面埋立に関する意見の答申について
- 議案第75号 令和5年度垂水市一般会計補正予算(第7号) 案
- 議案第76号 令和5年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算(第2号) 案
- 議案第77号 令和5年度垂水市交通災害共済特別会計補正予算(第2号) 案
- 議案第78号 令和5年度垂水市介護保険特別会計補正予算(第2号) 案
- 議案第79号 令和5年度垂水市水道事業会計補正予算(第2号) 案
- 議案第80号 垂水市漁業集落排水処理施設事業の設置等に関する条例 案
- 議案第81号 垂水市漁業集落排水処理施設事業の剰余金に関する条例 案
- 議案第82号 垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 案
- 議案第83号 垂水市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 案
- 議案第84号 垂水市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例 案
- 議案第85号 垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 案
- 議案第86号 垂水市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 案
- 議案第87号 令和5年度垂水市一般会計補正予算(第8号) 案
- 選挙 垂水市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 意見書案第2号 不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書
- 意見書案第3号 健康保険証の存続を求める意見書
- 決議案第 1号 錦江湾横断道路の早期事業化を求める決議 案
- 議会委運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について
- 各常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

### 請 願

請願第 2号 「子どもの医療費窓口無料化」を求める意見書提出の請願

# 陳 情

陳情第 2号 今後の小学校のあり方を考える研究会の設置を求める陳情

# 令和5年第4回定例会

会 議 録

第1日 令和5年11月24日

#### 本会議第1号(11月24日)(金曜) 出席議員 13名 1番 髙 橋 理枝子 川越信男 8番 2番 宮迫隆憲 9番 篠原靜則 3番 前 田 10番 感王寺 耕 造 新 原 4番 勇 11番 持留良一 池田みすず 5番 12番 北方貞明 6番 梅木勇 池山節夫 13番 7番 堀内貴志 欠席議員 1名 14番 川畑三郎 地方自治法第121条による出席者 市 長尾脇雅弥 生活環境課長 有 馬 孝 一 副 市 長 海老原 廣 達 農林課長森秀和 併 任 二川隆志 企画政策総括監 総務課長 演 久志 農業委員会 企画政策課長 草野浩一 事務局長 財政課長 園 田 保 土木課長 東 弘幸 税務課長 水道課長 岩 元 伸 二 福島哲朗 市民課長 岡山洋恵 会計課長 港 耕作 併 任 監査事務局長 福元美子 選挙管理 消防長 田中昭弘 委 員 会 教 育 長 坂 元 裕 人 事務局長 堀留 教育総務課長 豊 保健課長 学校教育課長 川崎史明 永 田 正 一 福祉課長 森永公洋 社会教育課長 大 山 昭 水産商工 松尾智信 国体推進課長 米 田 昭 嗣 観光課長 議会事務局出席者

書

書

記

瀬脇恵寿

記 村山 徹

事務局長 橘 圭一郎

令和5年11月24日午前10時開会

△開 会

〇議長(堀内貴志) おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第4回垂水市議会定例会を開会いたします。

△開 議

○議長(堀内貴志) これより、本日の会議を 開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△会議録署名議員の指名

O議長(堀内貴志)日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において池田みすず議員、感王寺耕造議員を指名いたします。

△会期の決定

○議長(堀内貴志) 日程第2、会期の決定を 議題といたします。

去る11月17日、議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本定例会の会期をお手元の会期日程表のとおり、本日から12月15日までの22日間とすることに意見の一致を見ております。これに御異議ありませんか。

「「異議なし」の声あり〕

**○議長(堀内貴志)** 異議なしと認めます。よって、会期は、本日から12月15日までの22日間と決定いたしました。

△諸般の報告

○議長(堀内貴志) 日程第3、諸般の報告を 行います。

この際、議長の報告を行います。

監査委員から、令和5年8月及び9月分の出納検査結果報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

[市長尾脇雅弥登壇]

○市長(尾脇雅弥) 先般開催されました令和 5年第3回定例会後の議会に報告すべき主な事 項につきまして御報告いたします。

初めに、台風6号による被災箇所復旧状況に つきまして御報告いたします。

本年8月8日から翌9日にかけて九州南部に接近した台風6号の豪雨により、大規模な路肩崩壊が発生いたしました市道高峠につきましては、その後、測量や復旧に係る設計、工法などを検討し、今月6日、国による第8次災害査定が実施され、申請どおり決定を頂いたところでございます。現在は、早期の完成を目指し、発注の準備を行っているところでございます。引き続き、安全安心なまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、公益財団法人慈愛会との包括連携協定 に基づく取組につきまして御報告いたします。

昨年度に引き続き、慈愛会様と連携し、言語 相談会や講演会等を実施するなど、慈愛会様の 産科医、言語聴覚士等の人材資源を活用して、 安心して子育てができるための環境づくりに取 り組んでいるところでございます。

そのような中、本協定が目指す重要施策であります本市における子供を産み育てやすい環境の充実を図るため、今年度から連携事項の一つである垂水市における産科医療導入に関する検討を開始し、産科医療導入に向けた手法等について、今日まで双方で検討、協議を重ねてまいりました。

その結果、令和6年春に慈愛会様の協力の下、 新たに本市に産婦人科医療機関を開設していた だける方向で協議が整い、現在、最終的な調整 を進めているところでございます。

これらのことを踏まえ、今議会に提案いたしております12月補正予算において、産婦人科医療体制確保事業に関わる補助金を計上しており、

議員の皆様方に御審議いただき、御理解を得た上で、思春期から老年期における女性の健康長寿を図るとともに、子育て世代が安心して子どもを産み育てられる環境の実現に取り組んでまいります。

なお、この産婦人科医療体制確保につきましては、本日の議会終了後、全員協議会で議員の 皆様に改めて説明をさせていただく予定として おります。

次に、総務関係についてでございます。

交通安全対策につきましては、本市において、令和2年12月29日以降、市内における交通死亡事故が発生しておらず、9月25日をもって死亡事故ゼロ1,000日を達成したところでございます。このことは各振興会や有志の皆様方などによる朝の交通安全立哨をはじめ、県警察などによる定期的な交通安全教室の開催やドライバーへの啓発活動などの成果のたまものであり、関係各位に対しまして心から感謝を申し上げますとともに、引き続き交通安全対策の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、企画政策関係についてでございます。 はじめに、エネルギー政策につきまして御報 告いたします。

高峠地区の垂水カントリー倶楽部跡地において、和歌山県に本社を置きます株式会社キナン様がこれまで進めてまいりました大規模太陽光発電事業に関わる全ての施設の建設が完了し、この10月1日から事業を開始されました。同月3日には、現地において開所式が執り行われ、私も出席し、ごあいさつをさせていただいたところでございます。

また、事業開始に併せて、この太陽光発電事業に関する環境保全協定も締結したところでございます。本協定に基づき、この施設が周辺環境の保全に配慮したものとなることはもとより、再生可能エネルギーの普及啓発、利用促進につながるシンボル的施設となりますことを大いに

期待しているところでございます。

次に、地域づくり活動につきまして御報告いたします。

10月21日、協和地区公民館主催によるなぎさ 荘跡地の清掃ボランティア作業が実施されました。この取組は、協和地区の地域振興計画である協和づくり計画に基づき、なぎさ荘周辺から 海が見える美しい景観を取り戻すことを目的に、 地区内の各振興会の皆様や土地所有者、ボラン ティアスタッフなど、総勢70人ほどで行われた ところでございます。

今回のボランティア作業が実施できました経緯でございますが、去る8月16日、私が岩崎産業株式会社の岩崎芳太郎CEOと面会し、2人で約1時間、意見交換などを行う中で、協和地区の皆様の思いをお伝えしましたところ、敷地内での作業実施などの御了解いただけましたことから実現したものでございます。

引き続き、市内9つの各地域づくり計画に掲 げられた地域の将来像の実現に向けまして、関 係各位と連携した取組を推進してまいります。

次に、ふるさと納税事業につきまして御報告 いたします。

ふるさと納税寄附金を活用した学校給食の提供についてでございますが、これは寄附者様から、市内の児童・生徒に地元の食材を味わっていただき、立派に成長してほしい旨の御厚意を賜り、本来寄附者への返礼品へ充てる費用である寄附額の3割を活用させていただき、10月23日、市内全小中学校の児童・生徒769食分の学校給食を提供したところでございます。寄附者様にはこれまでも多額の御寄附を頂いているところであり、今回の御厚意に対し、心から感謝を申し上げたいと思います。

当日は、私も新城小学校を訪問し、児童20人と一緒に給食を頂きました。今回の献立は地元食材の一つである桜島美湯豚を活用したスペアリブの赤ワイン煮で、大変軟らかくうまみがあ

り、非常においしくいただいたところでございます。

また、児童たちへは、給食提供の前に、学校 給食センターの栄養教諭から、今回ふるさと納 税を活用した給食の提供に至った経緯や献立に 使用した食材の説明などがあり、地元食材のよ さや利用頻度の多さ等への理解が深まったとこ ろでございます。

今後も、垂水のおいしい食材を使った安全安 心な学校給食を提供できるよう努めてまいりた いと考えております。引き続き、貴重な財源で ありますふるさと納税を確保できますよう、返 礼品事業者の方々をはじめ、関係者と連携して 本事業に取り組んでまいりたいと考えておりま す。

次に、たるみず大使事業につきまして御報告いたします。

今月11日、大阪市内におきまして、たるみず 大使との意見交換会を実施いたしました。この 会は、たるみず大使との意見交換を通じて得ら れた御助言を関連する各施策の充実につなげて いくことを目的として、2年に1回、東京、大 阪の交互で、関東・関西垂水会の総会に併せて 実施しているものでございます。

今回は、「垂水市の最新情報とふるさと納税の現状について」をテーマに、関西在住のたるみず大使4人、関東在住のたるみず大使4人に御出席いただき、本市出身者へのふるさと納税の案内方法や本市と関東・関西垂水会の連携の在り方などについて御助言をいただいたところでございます。

翌12日には、同じく大阪市内で第35回関西垂水会総会が4年ぶりに開催され、私も出席させていただきました。総会には約120人が出席され、ブリやカンパチ、さつま揚げ、焼酎、温泉水など、本市特産品の振る舞いもあり、大いに盛り上がりました。多年にわたり郷土を愛され、本市の発展に貢献をされております会員の皆様

へ改めて感謝の意をお伝えしたところでござい ます。

今後も、たるみず大使をはじめ、関東・関西 垂水会との連携を深めながら、ふるさと垂水市 の発展に取り組んでまいりたいと考えておりま す。

次に、福祉関係についてでございます。

はじめに、こどもまんなか応援サポーター就 任につきまして御報告いたします。

本年4月1日に発足したこども家庭庁は、「こどもたちのために何がもっともよいことかを常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できる社会を実現する」というこどもまんなかを宣言し、こどもまんなか社会の実現に向けて様々なアクションに取り組んでいるところでございます。

本市は、これまで子供を安心して産み育てることができるまちづくりを目指し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の実現のため、子育て世代のニーズを捉えながら、子育て支援センターの運営支援、子ども医療費の助成、保育料の見直しをはじめとした様々な子育て支援の充実に積極的に取り組んでまいりました。

それらのことから、本市もその趣旨に賛同し、 今月17日、こどもまんなか応援サポーターとな ることを宣言したところでございます。

本市では、今年度2学期から市内の全小中学校の給食費無償化の実現をはじめ、今後も様々な子育て支援に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、令和5年度価格高騰支援給付金につき まして御報告いたします。

住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円を支給する本給付金についてでございます。 非課税世帯につきましては、今月10日に最終の振込を行ったところでございます。

実績でございますが、2,852の非課税世帯に 対し、8,556万円を支給し、支給率は99.9%で ありました。

また、家計急変世帯につきましては、本年12 月分までの収入の減少が申請の対象となります ことから、申請期限を令和6年1月5日として いるところでございますが、現時点におきまし て6世帯へ合計18万円を支給をしたところでご ざいます。

次に、水産商工観光関係についてでございます。

はじめに、水産関係につきまして御報告いた します。

水産物の6次産業化の取組といたしまして、これまで食料以外の原料でしかなかったカンパチの中骨から残っている魚肉を取り出す技術を活用し、それを原料とした商品開発プロジェクトを関係団体と連携し、進めているところでございます。

このプロジェクトの一環として、10月14日と15日の2日間、東京都墨田区で開催されましたすみだストリートジャズフェスティバルにおきまして、今回開発したカンパチのメンチカツ約2,500食の試験販売と本市の観光PRを兼ねて、私も上京し、トップセールスを行ってまいりました。

また、10月22日に垂水市漁協主催によります 第1回垂水カンパチフェスが開催され、カンパ チのつかみ取りや餌やり体験等のイベントに加 え、丼や加工品などの販売が実施されるなど大 盛況でありました。

当日は、地元選出の自由民主党総務会長衆議院議員森山裕先生や塩田康一鹿児島県知事も御来場くださり、家族連れをはじめとした多くの来場者へごあいさついただいたところでございます。

また、ここでもカンパチのメンチカツ約500 食の試験販売を行ったところ、見事に完売し、 購入された方から大変好評をいただいたところ でございます。 引き続き、垂水市漁協や牛根漁協をはじめ、 関係機関の皆様と連携しながら、水産業の振興 に努めてまいります。

次に、商工関係につきまして御報告いたしま す。

商工業者への支援対策であります「今こそ元 気を!たるみず」プレミアム付商品券につきま しては、10月を応募期間とし、今月6日から2 次販売を開始したところでございます。今回の 販売により、年末年始の購買意欲の向上が図ら れ、市内の資金循環による景気回復につながっ ていくことを期待しているところでございます。

次に、9月1日から30日にかけまして、鹿児島市の山形屋で、カンパチ、ブリ、豚肉など、垂水の特産品を使用した「垂水の味だより」が開催されたところでございます。

今回で6回目の開催となった本イベントは、 昨年度の販売数を700食以上上回る約2,500食の 垂水市関連のメニューが販売されたところでご ざいます。本市の水産物や畜産物など、販路拡 大につながる契機となりますよう、今後とも山 形屋における事業展開を進めてまいりたいと考 えております。

次に、今月5日に、キララドームを中心に秋の産業祭を開催したところでございます。産業祭では、本市の農畜産物や水産加工品の販売、本市と交流のある宮崎市佐土原総合支所の特産品の販売などに加えまして、恒例の本市特産品を商品とした大抽選会が行われ、終日大変にぎわっておりました。

また、キララドーム周辺では、オールドカーフェスタや働く車乗車体験、射的が行われるなど、幅広い年代が楽しめる様々なイベントも開催され、天候に恵まれたこともあり、約1万人の来場者をお迎えすることができたところでございます。

次に、日本航空株式会社様と連携した販路拡 大支援事業につきましては、今月1日から鹿児 島空港内のラウンジにおきまして、垂水市の飲む温泉水を提供するとともに、各社通販サイトを案内するポスターを掲示しているところでございます。

今回は、市内6社の温泉水メーカーが参加されることから、各社2週間ずつの提供により、 来年1月末まで継続したPRを行うこととしているところでございます。

また、国内線のファーストクラスや日本航空 株式会社様の社員食堂におきまして、垂水産食 材のメニューが提供されたことに加えまして、 羽田空港国際線のファーストクラスラウンジに おきまして、本市産カンパチのおすしがメニューに加わったところでございます。

次に、観光関係につきまして御報告いたします。

この時期の風物詩でありますたるみず千本イチョウ祭りにつきましては、今月18日から開催しているところでございます。午後6時から午後9時まではライトアップも行っており、幻想的な景観が演出され、多くのお客様にも喜んでいただいているところでございます。

今後も、交流人口の増加につながるよう、誘客活動の充実を図りますとともに、観光情報の発信に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、農林関係についてでございます。

林業大学校の設置につきまして御報告いたし ます。

戦後に植林した樹木が利用期を迎え、林業の 担い手不足への対策などから、全国において、 近年林業大学校の開設が相次いでいる状況の中、 鹿児島県におきましても、令和7年度に林業大 学校を開設される予定でございます。

今月9日には、その林業大学校の基本計画策 定検討会の初会合が開催され、本市にある鹿児 島大学農学部附属高隈演習林と姶良市の森の研 修館かごしまを研修施設とする方針が確認され たところでございます。

県においては、年内に基本計画をまとめられる予定でありますことから、本市の思いを本計画に反映していただけますよう、県や関係機関との意見交換や要望活動を継続してまいりたいと考えております。

次に、学校教育関係についてでございます。 はじめに、ふるさと垂水を愛し、誇りに思う 子どもを育む、ふるさと大好き学びの教室プラ ンにつきましては、9月20日に垂水中央中学校 の1年生が猿ヶ城渓谷でシャワークライミング を、2年生が海潟漁港で漁業体験を、3年生が 市内の文化遺産を巡る史跡巡りをそれぞれ行っ たところでございます。

今後は、本市のGIGAスクール構想のテーマでございます「発信と交流」とも関係づけ、体験によって改めて学んだふるさと垂水の自然、産業、文化をプログラミング学習を通じて、まとめて発信する活動につなげてまいりたいと考えております。

次に、地域で育む、かごしまの教育県民週間を今月1日から7日まで実施したところでございます。本市の全ての小中学校におきまして、保護者や地域の方々が授業や子供たちの活動の様子を参観されました。

また、10月19日には、大隅地区国語科の研究協力校として、協和小学校が複式指導におけるICTの効果的な活用法について研究公開を行ったところでございます。

当日は、県内各地から30人を超える教育関係者が参加をされました。タブレット端末を継続的に活用していくことで学習効果が高まっている様子を公開し、高い評価を得たところでございます。

さらに、10月30日には、平成30年度に本市の 中学生10人を夢の翼事業で派遣した香港の王肇 枝中学校とオンラインでの交流を行い、英語で お互いの学校やまちの紹介を行ったところでご ざいます。

今後とも、ICT機器を教育活動の様々な場面で効果的に活用し、質の高い授業を実践するとともに、垂水の子供たちを誰一人取り残すことなく、その力を最大限伸ばし学力を向上させる教育「GIGAスクールのまち垂水」のさらなる充実を目指してまいりたいと考えております。

次に、社会教育関係についてでございます。 はじめに、10月14日から22日までの期間、垂 水市立図書館におきまして、家庭で不要になっ た本や廃棄対象となった図書を希望される方に 無償で提供するブックリサイクルを実施したと ころでございます。期間中、214人に2,309冊の 図書が提供され、本好きの皆様の期待に応える 事業として大変好評を頂いたところでございま す。

次に、10月29日にたるみずスポーツランドにおきまして、第6回市民スポーツフェスティバルグラウンドゴルフ大会を開催したところでございます。当日は好天に恵まれ、市内全域から36チーム、180人の参加があり、熱戦が繰り広げられました。

次に、今月4日と5日の2日間、垂水市文化会館におきまして、第46回垂水市民文化祭を垂水市文化協会との共催により開催したところでございます。文化会館のロビーには、絵画や写真、切り絵など多くの作品が展示され、舞台発表ではコーラスや日舞、詩吟、垂水吹奏楽団、垂水小金管バンド、垂水中央中吹奏楽による演奏などが行われました。当日は約1,200人の市民の方々が来場され、大変好評を頂いたところでございます。

なお、明日25日には、垂水市文化会館におきまして、瀬戸口藤吉翁記念グランプリコンサートを開催することとしております。グランプリ受賞校であります松陽高校吹奏楽部、鹿児島情報高校吹奏楽部をお招きをして、垂水小学校金

管バンドと合同演奏するなど、すばらしい音色 を堪能できる機会となっておりますので、ぜひ 御鑑賞いただければと思います。

次に、国体推進関係につきましてでございます。

10月8日から11日までの4日間、垂水中央運動公園体育館におきまして、特別国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」正式競技のフェンシング競技を実施したところでございます。

競技会には、選手、監督、チーム関係者、延べ2,066人、報道を含む一般観覧者4,342人、4日間で約6,400人の方々が会場を訪れてくださいました。多くの方々に御来場いただきましたことは、これまでの地道な啓発活動が実を結んだ成果であると考えております。

そして、議員の皆様、教育委員の先生方におかれましても、連日、競技会役員として御参加いただきましたことに心から感謝を申し上げたいと思います。競技会では大きな事故やけが人もなく、スムーズな運営で終えることができました。このことは日本フェンシング協会、鹿児島県フェンシング協会をはじめ、御尽力いただきました全ての関係機関の皆様の御協力のたまものであるというふうに考えております。運営に当たり、鹿児島南高等学校、鹿児島高校、垂水高校、垂水中央中学校の生徒の皆さんには競技運営の補助員として御活躍いただきました。

さらに、スポーツ推進委員や文化協会会員の 皆様にも用具検査や総合案内所での対応などに 御協力していただきました。運営以外では、競 技会直前に市内金融機関の会員の皆様による会 場周辺のボランティア清掃や市内小中学校の児 童・生徒が心を込めて栽培いたしましたマリー ゴールドが会場周辺を彩るなどのおもてなし活 動が展開されました。

成績につきましては、鹿児島県少年男子チームが7位入賞、成年男子チームがサーブル種目で見事2位に輝きました。試合後のインタビ

ューで、成年男子選手が「観客席は満席で、全 日本選手権よりもすごい応援で感動した」、 「こんなに試合が楽しくできたことは、これま でのフェンシング人生でない」と答えており、 「わくわくどきどき!夢教室」として実施をい たしました市内小中学校の学校観戦の効果が大 きかったと実感しております。観戦を終えた児 童からは、「人生で国体を生で観戦できる機会 はないので、うれしかった」、「フェンシング で日本一になりたい」などの感想も聞かれ、選 手、そして児童・生徒にとって生涯の思い出に 残る競技会を実施できたことが一番の成果では ないかと考えているところでございます。

また、競技会初日の10月8日に、フェンシング競技を御覧になるため、天皇皇后両陛下が本市へ行幸啓でお越しになり、私も先導役の大役を務めさせていただいたところでございます。会場では満員の観客で両陛下をお迎えしたことで、心からの歓迎を表すことができたものと考えております。両陛下はフェンシング競技を御覧になり、会場を出られる際に、市内園児お一人お一人と温かい会話をされ、沿道では雨天にもかかわらず多くの市民の皆様が両陛下を歓迎し、両陛下もお手振りでお応えされるなど、市民の皆様にとりまして鹿児島国体のよい思い出になったものと考えているところでございます。

翌9日には、特別国民体育大会の地方視察といたしまして、瑶子女王殿下が本市へお成りになり、文化会館で薩摩ボタンの視察や絵付けを体験されました。文化会館到着の際には、市内保育園、幼稚園の子供たちお一人お一人にハイタッチで交流をなされ、子供たちにとって記憶に残る思い出になったものと思います。

結びに、5月にはデモンストレーション競技のスポーツチャンバラを、7月にはオリンピックの聖火リレーに当たる炬火リレーを、8月には公開競技の綱引きを、そして10月には正式競技のフェンシング競技会を成功裏に開催するこ

とができました。このことは、関係団体の御協力はもとより、市民の皆様の御理解と御協力のたまものであったと考えているところでございます。衷心より深く感謝を申し上げます。ありがとうございます。

以上で、諸般の報告を終わります。

**○議長(堀内貴志)** 次に、各常任委員会から 所管事項調査の報告の申出がありましたので、 これを許可いたします。

産業厚生委員長、新原勇議員。

[產業厚生委員長新原 勇議員登壇]

O産業厚生委員長(新原 勇) 去る11月13日 から15日にかけて産業厚生委員会7名と随行1 名により岡山県久米南町及び鳥取県伯耆町において、所管事項調査を実施いたしましたので、 その結果を報告いたします。

初めに、岡山県久米南町について報告いたします。

AI予約配車システムを活用したカッピーのりあい号事業について研修してまいりました。 久米南町では、JR以外の交通事業者の撤退を 受け、行政がくらしの足を主体的に取り組む必 要が出てきたことから、カッピーのりあい号の 運行を開始しました。

運行開始時は事前予約制の定時運行でしたが、令和2年にトヨタ・モビリティ基金の助成を受け、AI配車システムが導入されたことから、運行時間内であればいつでも利用可能することができるようになりました。AI配車システムが導入されたことにより、利便性が向上し、導入前に比べ利用者数が約2.1倍に増加されました。利用者からは「行きたい買物先まで自分1人行けるようになった」、「外出頻度が増えた」など、効果を実感できる声が届いているようです。

また、利用者数が増加したことに伴い、乗合率も上昇、運行効率化も実現し、一利用当たりの経費が大幅に改善されたようであります。1

回の利用にかかる金額は、距離関係なく、一律 300円となっており、利用しやすいものとなっ ております。

さらに、運転免許を自主返納された65歳以上 の方に交付されるおかやま愛カードを提示する と、半額の150円になるようです。このように 足の不自由な高齢者の交通手段としても重宝さ れています。

これまでデマンド交通としての側面を説明いたしましたが、カッピーのりあい号事業では、 宅配サービスを行うことも可能となっております。飲食店の食品宅配や給食用食材も配達でき、 こちらも1ケース300円で利用することができます。外出はできないが、商品を家まで届けて ほしいというニーズに対応したものとなっております。

本市においても、高齢化が進み、バスの減便 といった交通手段に対する危機感を覚えますこ とから、安心、安全、快適に行きたいところに 行くことのできる公共交通を将来にわたって維 持するために検討を重ねる必要があると改めて 感じるところでした。

次に、鳥取県伯耆町について御報告いたします。

使用済み紙おむつ燃料化事業について研修してまいりました。伯耆町では、高齢化率の上昇とともに、大人用紙おむつの使用量が増加しているため、減量化を目標に、燃料化事業を開始しました。

可燃ごみとして焼却していた使用済み紙おむ つをペレット燃料化し、町営温泉施設で使用す ることにより、エネルギーの地産地消によるご みの減量化を実施されています。

使用済み紙おむつの特性として、ポリマーにより多量の水分を含んでいるため、重く、焼却する際、燃えにくいのですが、一旦燃え始めると、急激な温度上昇を招くため、焼却炉を傷める原因となる処理困難物となっています。

しかし、燃料化することで、重量は投入前の 3分の1以下となり、廃棄物処理の合理化を実 施しています。

また、町営温泉施設のガスボイラーで使用するLPガスの削減率を事業開始当初は20%を目標としておりましたが、目標を超える約30%の削減に成功していました。

本市においても、高齢化の上昇により、使用 済み紙おむつの処理方法は喫緊の課題となって います。再生利用を検討することで、ごみを資 源と捉えた持続可能な資源循環の推進に努める ことができると強く感じたところです。

今回の所管事項調査は、垂水市にとって参考 になる事例が非常に多くありましたことを報告 して終わります。

○議長(堀内貴志) 次に、総務文教委員長、 池山節夫議員の報告を許可します。

「総務文教委員長池山節夫議員登壇」

○総務文教委員長(池山節夫) おはようございます。去る10月30日から11月1日にかけて、 総務文教委員会委員7名と随行1名により、奈良県橿原市及び三宅町において、所管事項調査を実施しましたので、その結果を報告いたします。

初めに、奈良県橿原市の研修について報告いたします。

橿原市では、「『あんしん』『べんり』『わくわく』を、身近に~ともにつくるつながりきらめくまち~」を理念として、橿原市DX推進戦略を行っており、行政運営のデジタル化、市民サービスのデジタル化、地域社会のデジタル化という3本柱でデジタル化推進戦略を進めています。

行政運営のデジタル化の取組として、ペーパーレス化、電子決済の実施、自席でのオンライン会議等を実際に行っておりました。

また、全文検索システムを導入し、全ての職員が庁内の会議資料等で必要となる資料の検索

が可能となり、探す手間が簡略化され、業務の 効率を図っておりました。

また、将来的には自席のパソコンで電話を受けられるようにし、より便利に経費削減を図る予定とのことでありました。

次に、市民サービスのデジタル化として、道路損傷や公園遊具の不具合のオンライン通報システム、公園遊具紹介システム、保育所の一時預かり予約をオンライン化するなどして、分かりやすく、スムーズに、来庁せずに手続可能な市役所の実現を目指しているとのことでした。

最後に、地域社会のデジタル化として、井堰を監視するカメラを15か所設置して、画像を公開することにより、豪雨時の見回りを省き、市民が自発的に災害の危険性を捉えて対応できるようにしておりました。

橿原市での研修を通して、これから本市のデジタル化を進めるに当たって参考となる事例が 多数あったと感じたところです。

次に、奈良県三宅町の研修について報告いたします。

三宅町では、複業人材紹介企業と連携協定を 締結し、なるべくコストをかけずに民間人材を 活用できる体制を構築しております。今回の研 修では、その中でも文書保管プロジェクトにつ いて研修を行いました。

2年から3年かけて段階ごとに通常業務を行いながら、収納方法についての協議や実際に収納を行うなど、役所全体の書類整理を実施したとのことでした。

複業人材のアドバイスにより、ドッチファイルからファイルボックスに変更し、書類リストを作成することで、書類整理が行われました。短時間で探せる書類管理が実行され、誰でも書類を共有できるシステムが整い、事務の短縮、合理化がなされておりました。副次的な効果として、三宅町役場の政策推進課だけでも4か月で1.3トンの書類を削減することもできたとの

ことであります。

また、複業人材の見解として、デジタル化推 進の第一歩は書類の整理や管理の徹底であると の認識から、アナログを整理、管理することで、 デジタル化への転換がスムーズに行われるとの ことでした。

本市では、資料があちこちに保管されている 状況にあると聞いております。三宅町の研修で 学んだ知識を参考にしてもらいたいと感じたと ころであります。

今回の所管事項調査は、垂水市にとって参考 になる事例が非常に多く、今後委員会としても 政策提言ができるように取り組んでまいります。 以上で、報告を終わります。

〇議長(堀内貴志) 以上で、諸般の報告を終わります。

△議案第61号~議案第69号一括上程 ○議長(堀内貴志) 日程第4、議案第61号か ら日程第12、議案第69号までの議案9件を一括 議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

- 議案第61号 令和4年度垂水市一般会計歳入歳 出決算認定について
- 議案第62号 令和4年度垂水市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第63号 令和4年度垂水市後期高齢者医療 特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第64号 令和4年度垂水市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第65号 令和4年度垂水市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第66号 令和4年度垂水市介護保険特別会 計歳入歳出決算認定について
- 議案第67号 令和4年度垂水市老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第68号 令和4年度垂水市漁業集落排水処 理施設特別会計歳入歳出決算認定につい

7

議案第69号 令和4年度垂水市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長(堀内貴志) ここで、決算特別委員会 委員長の審査報告を求めます。

[決算特別委員長池山節夫議員登壇]

〇決算特別委員長(池山節夫) 去る9月25日、令和5年第3回定例会において決算特別委員会付託となり、閉会中の継続審査となっておりました令和4年度垂水市一般会計、国民健康保険特別会計、交通災害共済特別会計、地方卸売市場特別会計、老人保健施設特別会計、漁業集落排水処理施設特別会計、介護保険特別会計、簡易水道事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計の各歳入歳出決算認定について、10月12日及び13日の2日間、決算特別委員会を開き審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

審査に当たっては、決算の性質に鑑み、予算 が議決の趣旨、目的に沿って適正に執行され、 かつ所期の目的が達成されたかどうか等に重点 を置き審査いたしました。

なお、計数については監査委員の審査を十分 に尊重し、決算報告書、監査意見書に基づいて 審査を進め、各関係課長の説明を求めながら、 予算執行の実績、効果等を確認し、その適否に ついて慎重に審査いたしました。

最初に、一般会計の主な質疑について報告いたします。

議会事務局所管では、議会の見える化の効果 について質疑が交わされました。

次に、水産商工観光課所管では、大隅広域観光推進会議の主な事業について質疑が交わされたほか、商店街の後継者不足対策について質問があり、「商店街問題は全国的な問題である、今後は成功事例のある先進地等の検証を行い、今後の対策を考えていきたい」との回答がありました。

次に、総務課所管では、職員の労働時間や会 計年度任用職員の賃金について質疑が交わされ ました。

企画政策課所管では、ふるさと納税のポータ ルサイトの利用率や市長交際費公開状況、太陽 光発電の基金について質疑が交わされました。

市民課及び選挙管理委員会事務局所管では、 国民健康保険特別会計の繰出金の3年間の推移 やワンストップサービス事業、コンビニ交付の 利用率について質疑が交わされました。

次に、財政課所管では、公会計整備業務委託 や土地借り上げ料について質疑が交わされました。

次に、会計課の所管では、市税等のコンビニ やスマホアプリ収納の導入目的と現状について 質疑が交わされました。

次に、税務課の所管では、委託料のシステム 導入効果について質疑が交わされました。

次に、監査事務局の所管では、監査事務研修 会の目的について質疑が交わされました。

次に、福祉課所管では、老人福祉費の各負担 金、補助及び交付金の効果や高齢者の孤独死問 題、学童保育の支援員の処遇改善についての質 疑が交わされました。

次に、保健課所管では、地域包括ケアセンターの体制や産後ケアについて質疑が交わされました。

生活環境課所管では、し尿処理費の前年度と の決算比較について質疑が交わされました。

農業委員会所管では、遊休地の減少率についての質疑が交わされました。

農林課所管では、農林業物価高騰対策事業補助金や新規就農者支援対策事業補助金についての質疑が交わされました。

土木課所管では、市営住宅や雇用促進住宅の 空き家の対策について質問があり、「長寿命化 計画に基づき、廃止するところは廃止すること や、造り直しをする場合は戸数を減らすような 形で実施していきたいと考えている」との回答がありました。

消防本部所管では、消防団員の報酬や調査測量設計委託費の中身についての質疑が交わされました。

教育総務課所管では、教職員住宅の入居率に ついて質疑が交わされました。

学校教育課所管では、スクールソーシャル ワーカーの契約内容や就学援助について質疑が 交わされました。

社会教育課所管では、図書館ネットワークや 大野ESD自然学校のニーズについて質疑が交 わされました。

国体推進課所管では、特段の質疑はありませんでした。

次に、歳入審査に入り、税務課の歳入では、 予算額に対しての調定額の中身や不納欠損についての質疑が交わされました。

財政課の歳入では、地方交付税の算定や住宅 使用料の滞納問題、財産売払いについての質疑 が交わされました。

次に、特別会計について報告いたします。

地方卸売市場特別会計では、野菜の取扱料の状況についての質疑が交わされました。

介護保険特別会計では、介護保険料の収納率 や不用額の増加要因についての質疑が交わされ ました。

老人保健施設特別会計では、コスモス苑の サービス提供の人員体制確保についての質疑が 交わされました。

漁業集落排水処理施設特別会計については、加入促進方法についての質問があり、「振興会を通じて加入促進を図ってもらいながら加入促進に努めている」との回答がありました。

簡易水道事業特別会計については、上水道と 経営統合したことによる様々な課題の整理方法 について質疑が交わされました。

国民健康保険特別会計では、過年度分の不納

欠損や健康チェック後の高血圧の予防事業について質疑が交わされました。

後期高齢者医療特別会計については、低所得 者対策の制度や後期高齢者医療保険の不納欠損 についての質疑が交わされました。

交通災害共済特別会計については、交通災害 共済の加入率について質疑が交わされました。

審査を行った結果、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計を除き、各会計歳入歳出決算について、全会一致により適正とし、一般会計歳入歳出決算、国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び介護保険特別会計歳入歳出決算については、賛成多数により適正となりました

以上で、報告を終わります。

○議長(堀内貴志) ただいまの報告に対し、 これから質疑を行います、質疑はありませんか。 [「なし」の声あり]

○議長(堀内貴志) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いた します。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 それでは、令和4年度垂水市 一般会計歳入歳出決算について、3点ほど議案 として討論をしたいと思います。

1点目は、議案第61号令和4年度垂水市一般 会計歳入歳出決算認定について、まず反対の討 論をしたいと思います。

問題点については、主な点を述べていきたいと思います。

まず、歳入について、自主財源が前年度より5.4%増え、歳入の36.1%を固定資産税や市民税など、市税が占めています。依存財源は63.9%で、0.3%増になっています。市民税滞納の不納欠損は、前年度比較で30件の増加になっています。

これらの背景においては、コロナ禍の打撃から抜け出せておらず、物価高騰が追い打ちをかけている現状も想像されます。また、日常生活やなりわいに支障を来すことがないよう、差押えと納税者の実態に十分配慮した対応を求めていきたいと思います。

次に、歳出について、歳出総額は128億6,845万円で前年度比0.4%、5,435万円増となっています。市民が絶望してきた子供の医療費助成の高校までの拡充や保育園の副食費の無料化、そして新型コロナウイルス感染症への無料検査など、住民の命を守り、暮らしを支援する事業は大変評価できると思います。

一方では、主な問題点を述べたいと思います。 1つは、デジタル化、マイナンバー関連についてです。

デジタル化による業務の効率化や利便性で、 市民の暮らしの向上は重要ですが、個人情報の ひもづけや自治体システムの標準化、統一化な ど、政府が進めようとしているデジタル化には 大きな問題、課題があると考えます。

特に、自主性、独自政策については、全国知事会、全国市長会は、行政事務の在り方に関する裁量の余地がなくなり、地方の自主性が損なわれるのではないかという懸念の声が上がるほどです。

システム改修費やマイナンバーカードの関連 事業がありました。マイナンバー制度は、法の 改定によって利用範囲がさらに拡大し、個人情 報の誤登録やマイナ保険証の誤作動など、トラ ブルが後を絶ちません。

また、個人情報漏えいのカードの悪用や偽造などによって、国民の生命、財産が危険にさらされ、多大な不利益が生じる可能性は既に指摘もされています。任意であるはずのマイナンバーカードの押しつけに強く反対したいと思います。

行政改革推進に関わる事業について、特に業

務執行方式の見直しについては、学校給食調理 業務の民間委託は、私は、元に戻すことが求め られているというふうに思います。

学校給食事業者の破綻問題があり、教育関係者や保護者に大きな影響を与えました。直営だからこそ守られることは少なくありません。民営化によって自治体の責務がどこまで担保されるのか、検証と見直しが求められています。

自衛官募集事務について、防衛に関する国の 専管事項としながら、自治体が行う自衛官募集 事務や住民基本台帳の情報の提供は問題であり、 個人情報保護の観点からも注視すべきもので、 少なくとも名簿提供から除外申請を早急に具体 化する必要があると思います。

また、会計年度任用職員、そしてまた学校、 学童保育の児童指導員の処遇改善、これらも早 急に、私は、市民のニーズ、また子供たちへの 対応のためにも早急に具体化を図っていくべき だというふうに思います。

以上の主な理由を述べて、令和4年度垂水市 一般会計歳入歳出決算については反対したいと 思います。

最後に以下の点について要望をします。

1つは、止まらない物価高騰に対応し、暮らしを支える抜本的な対策を講じること。2点目、気候変動、地球温暖化対策は急務であり、取組を進め、異常気象による農作物などへの被害を最小限に抑えるための対策を前進させること。3点目、後期高齢者、介護保険、国民健康保険など、社会保障費の負担増を止め、必要な医療、介護が受けられるように努めること。4点目、憲法違反の大軍拡を止め、暮らし、福祉優先を最優先に、健康で文化的な生活が送られるよう財政運営に努めることを要望したいと思う。

以上、4項目を添えて、反対討論を終わります。

2点目は、議案第63号令和4年度垂水市後期 高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、 反対討論を行います。

この年度で、一定以上の所得がある高齢者の 医療費負担割合が2割に引き上げられました。 医療費の負担増は高齢者の暮らしを圧迫し、受 診抑制が危惧されていました。

厚労省の窓口負担導入の影響についての調査でも、その影響が明らかに現れています。受診の抑制、受診の中断が進み、疾病の悪化、重症化が懸念され、将来への不安を増長させることにつながりかねません。

この制度の導入前は、全国高齢者医療連合は、制度の現状維持を基本とするという要望書を提出していました。高齢者が安心して暮らせる社会をつくることは、政治の重要な責任です。公費負担を減らし続け、高齢者は負担能力を超えた医療費、物価高騰、年金削減と、併せた三重苦となっています。高齢者の暮らしは確実に悪化し、生活、健康を脅かしています。

最後に、高齢者の医療の確保に関する法律では、保険者の責務として、「加入者の高齢期における健康の保持のために必要な事業を積極的に推進するよう努めるとともに、高齢者医療制度の運営が健全かつ円滑に実施されるよう協力しなければならない」と明記されています。その責務が果たされているのか疑問です。

よって、令和4年度垂水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、賛同できず、反対いたします。

最後に、議案第66号令和4年度垂水市介護保 険特別会計歳入歳出決算認定について、反対討 論を行います。

介護保険特別会計は第8期で、保険料基準が値上げされました。介護保険料は制度開始から約2倍以上に膨れ上がってきています。史上最高額に値上げされた後も、その水準が維持されたままでありました。保険料は基準額に当たる第5段階で言えば、年間6万2,000円に達しており、市民から高過ぎて払えない状況にあると

いう声も幅広く聞かれます。

また、特別養護老人ホームの入所については、 決算年度でも明らかになったように、引き続き 多くの方が待たされている現状があります。整 備が必要ではないでしょうか。

要支援の総合事業については、国の基準単価 で支援されていることは評価できます。

最後に、第9期に向けた取組では、利用者負担が増えないよう求めていきたいと思います。

また、制度の改定も検討がされていますが、 利用者の負担にならないよう、国に対して毅然 として反対するよう求めて、私の反対討論を終 わります。

〇議長(堀内貴志) 以上で、通告による討論 を終わります。

ほかに討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(堀内貴志) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。各議案に対する委員長の報告は認定であります。各議案を委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議あり」の声あり]

○議長(堀内貴志) 御異議がありますので、 議案第61号、議案第63号及び議案第66号を除き、 各議案を委員長の報告のとおり決することに御 異議ありませんか。

「「異議なし」の声あり〕

○議長(堀内貴志) 異議なしと認めます。

よって、議案第61号、議案第63号及び議案第66号を除き、各議案は委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第61号は起立により採決いたします。

なお、起立されない方は否とみなします。 委員長の報告は認定であります。

それでは、委員長の報告のとおり決すること に賛成の方は御起立願います。

### [賛成者起立]

○議長(堀内貴志) 起立多数です。よって、 議案第61号は認定することに決定いたしました。 次に、議案第63号は起立により採決いたしま す。

なお、起立されない方は否とみなします。 委員長の報告は認定であります。

それでは、委員長の報告のとおり決すること に賛成の方は御起立願います。

## [賛成者起立]

O議長(堀内貴志) 起立多数です。よって、 議案第63号は認定することに決定いたしました。 次に、議案第66号は起立により採決いたしま す。

なお、起立されない方は否とみなします。 委員長の報告は認定であります。

それでは、委員長の報告のとおり決すること に賛成の方は御起立願います。

### 「賛成者起立〕

O議長(堀内貴志) 起立多数です。よって、 議案第66号は認定することに決定いたしました。

△議案第70号・議案第71号一括上程 ○議長(堀内貴志) 日程第13、議案第70号及 び日程第14、議案第71号までの議案 2 件を一括 議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第70号 垂水市民間資金活用集合住宅建設 促進条例の一部を改正する条例 案 議案第71号 垂水市火災予防条例の一部を改正 する条例 案

〇議長(堀内貴志) 説明を求めます。

O税務課長(福島哲朗) おはようございます。 議案第70号垂水市民間資金活用集合住宅建設促 進条例の一部を改正する条例案につきまして御 説明申し上げます。

垂水市民間資金活用集合住宅建設促進条例は、

集合住宅の建設を促進し、民間資金を活用した 住宅の供給と定住促進による地域の活性化を図 るために自己が所有する土地に集合住宅を建設 する者に対し、一定期間、土地・家屋の固定資 産税を減免し、支援を行うものでございます。

本条例に基づく減免は、平成27年度課税分から実施いたしておりますが、現在までにそのほとんどの対象住宅が垂水小学校区に集中している状況でございまして、垂水小学校区につきましては、需要に見合う住環境の提供についての成果が一定程度得られたものと考えているところでございます。

今回の改正は、本条例が令和6年3月31日をもって、その効力を失いますことから、本条例の活用が少なく、需要に見合う住環境の整備がいまだ整っていない垂水小学校区を除く地域につきまして条例の延長を行おうとするものでございます。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照 表で御説明申し上げます。

第7条の第1項は、固定資産税の減免対象区域を現行の「市内全校区」から「垂水小学校区となる地域を除く」へ改正し、固定資産税が課されることとなった年度から10年度分を全額免除するものでございます。

次に、第7条の第4項は、現行の第7条第1 項第2号及び第3号を削除することに伴う改正 でございます。

次に、附則第2項は、適用期限を10年延長し、「令和16年3月31日」に改めるものでございます。

以上で、新旧対照表の説明を終わります。 続きまして、条例案を御覧ください。

改正附則でございますが、第1項で、この条例の施行日を令和6年3月31日とし、第2項で、改正後の第7条第1項の規定は、令和7年度以降の年度分として課される固定資産税から適用しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**〇消防長(田中昭弘)** おはようございます。 議案第71号垂水市火災予防条例の一部を改正す る条例案について御説明申し上げます。

今回の改正は、総務省消防庁次長より、消防 法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及 び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する 条例の制定に関する基準を定める省令の一部を 改正する省令等の公布等についての通知を受け、 蓄電池設備に係る基準の見直しに関する事項並 びに固体燃料を用いた火気設備の隔離距離の見 直しに関する事項につきまして改正するもので ございます。

蓄電池設備に係る基準の見直しに関する事項につきましては、出火防止措置や延焼防止措置が盛り込まれるようになってきたこと等を踏まえ、従前の基準について、蓄電池設備の種別や安全性に応じた内容となるよう、所要の見直しが行われたものでございます。

また、固体燃料を用いた火気設備の隔離距離の見直しに関する事項につきましては、新たに固体燃料を用いた厨房設備の隔離距離が定められたことにより改正するものでございます。

それでは、改正の詳細につきまして、新旧対 照表で御説明いたします。

2ページを御覧ください。

第13条第1項は、「蓄電池設備は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあっては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない」ことに改めるものでございます。

第13条第3項は、「第1項に規定するものの ほか、屋外に設ける蓄電池設備にあっては、建 築物から3メートル以上の距離を保たなければ ならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆わ れた外壁で開口部のないものに面するときは、 この限りでない」に改めるものでございます。 5ページを御覧ください。

別表第3に、固体燃料を用いた厨房設備の隔 離距離を追加しております。

また、この改正に伴い、条文の修正並びに文 言整理を行うものでございます。

なお、附則としまして、この条例は、令和6年1月1日から施行しようとするものでございます。

また、経過措置としまして、「この条例の施行の際現に設置されている、燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の垂水市火災予防条例第13条第1項に規定する蓄電池設備又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による」ものでございます。

「新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない」ものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよ ろしくお願い申し上げます。

○議長(堀内貴志) ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。 ○感王寺耕造議員 議案第70号垂水市民間資金活用集合住宅ということで、条例が効力を失うということですね。それで、また垂水中央地区については、当初の目的を達成したということで、旧新城村、また柊原まで含めて、旧行政区を中心として、これをまた残していくということなんですね。非常にこの問題については、今までいろいろ議論ありました。

固定資産税減免することによって、中央地区

の部分、古い物件がなかなか滞留するといいますか、借家人を募集しても入らないと、新しい物件が相当建ってきました。そういう経緯もありました。

そういうのが一方あった上で、また垂水小学 校校区以外の部分の小学校を守る、また人口増 を図るということで、分かるのですが、ただ、 私が住んでいる区域、新城につきましては、大 浜市営住宅、これは満杯です。

ただ、麓の雇用促進住宅については4万5,000円の家賃で、結構いい物件なんですけども、それでも1戸空いているんですよ。1戸だけですけどもね。

そういった中で、果たして新城、柊原、また 海潟、向こうのほうに民間の集合住宅を建てる 方がいるのかという疑問が湧いてくるんですね。 そういった部分で、関係各課とどうすればいい のかと、固定資産税だけじゃそういうことはで きないでしょうと、そういう目標、条例の目標 がそうなわけですから、小学校を残すとか、田 舎に結局人口の流入を図るということですから、 そういった部分を関係各課と、企画課、土木課 とか、そういう部分を協議して、これだけじゃ ないんだよと、ほかの部分まで併せて、建設資 金の援助とかという部分であれば分かるんです けど、その辺について、ちょっとまず税務課長、 また企画政策課長も重要な問題ですからお話い ただければと思います。

○税務課長(福島哲朗) ただいま御質問がありました新城地区については、確かに1室空きがございます。

ただ、この空きにつきましても、では、1室埋まったときに、その後どうするかというところも当然出てくるところでございまして、これが向こう10年間と規定して上程したところは、そういう場合が今後考えられるというところも一つございます。

あと当然、新城、牛根とかでございますと、

垂水から鹿屋に行って労働されるという方もありますので、そういう方々に対しての住宅の供給という面もございますので、新城地区につきましても、ほかの地区と同様に対象とすると考えたところでございます。

以上でございます。

**○企画政策課長(草野浩一**) お答えいたします。

今、議員が申されましたとおり、地域の雇用 という部分については重要な部分で考えており ますことから、関係課と今協議しまして、新た な雇用の創出ということで、どんな形ができる かという形で協議を進めております。

また、併せて今現在、外国人雇用の部分が増えてきておりますので、その外国人の居住の場というところについても提供ということで、税務課とも相談しまして、今回中央地区以外のところで延長をしていただくということで協議を進めているところでございます。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 公営住宅法では、各行政単位の市町村については、非常に良質で安価な建物を供給しなさいという部分がきちっとうたってあるんですよ。その部分と、またちょっと相反するような部分も何か入っているような気がするんですよね。

それで、あと一つ、住宅事情というか、不動産事情といいますか、そういう部分を精査なさったのかという疑問が湧くわけですよ。この部分については、また別の機会を通して討論させていただきたいですけども、こういった雇用の場とか、また人口増の対策、また学校を守る、こういった部分については全体的な部分で検証して、それで施策を行っていくというのが私は行政の皆さんの役目だと思います。その点について、これからしっかりやっていただきたいということをお願いしまして、この場は終わります。

以上です。

 O議長(堀内貴志)
 ほかに質疑はありません

 か。

**○北方貞明議員** 文言のことですけども、消防 長、ちょっと教えてください。

71号、この文面の中にキュービクルと、2か 所出てくるわけなんですけども、このキュービ クルということを大体は、認識をしているんで す。分っていない方も中にはいるんじゃないか と思いまして、共同認識するために、このキ ュービクルについて、説明をお願いします。

**○消防長(田中昭弘)** 建物の上にある屋根の ことでございます。

以上です。

**〇北方貞明議員** ちょっとそれで分かりますか、皆さん。建物の上にあるものと、何か物が置いてあるというような意味ですよね。そのキュービクルとは何かというのを教えてくださいということです。

**○消防長(田中昭弘)** 建物を覆っている、よくスタッドである屋根の部分、ああいったようなものをキュービクルと申し上げております。

〇北方貞明議員 ちょっと分かっておりませんね。皆さん、知っている方もいらっしゃると思いますけど、改めて言わせていただきます。キュービクルというのは、大きな工場が市内にありますよね。そういう工場のところに発電所から、ばんと高圧で送ってきますよね。そこで電気を落とす、200ボルトあるいは100ボルトに変電する、そういう設備をするのがキュービクルと私は思うんですよね。今の消防長の説明では、ただ物があって、それだけというようなふうに、だからそこをちゃんとお互い認識しないと、この問題も議論ができないと思いましたから、僕は、このような質問をしたんですけど、それで間違いないですかね。

**〇消防長(田中昭弘)** はい、おっしゃるとおりでございます。

**〇北方貞明議員** はい、分かりました。

**〇議長(堀内貴志)** ほかに質疑はありませんか。

○髙橋理枝子議員 70号議案についてなんですけれども、まず2点あるんですが、1点目なんですが、よく集合住宅が建つときにいろいろ市民の間で話題になるわけなんですけれども、固定資産税の優遇の話が出ます。しっかり固定資産税払っていらっしゃる市民の皆さんとの公平性についてはどのようにお考えなのかというのが1点。あと2点目、ちょっと趣旨がずれるんですけれども、集合住宅が建ったら、世帯が入ってこられるということで、喜ばしいことではあるんですけれども、振興会加入問題というのが必ずついてまいります。

施主と振興会加入協定みたいなものを市が結 んでいただいて、しっかり入っていただくとい うような方向性というのも今後話合いの中に入 れていただきたいなというふうに思いますけど、 どういうふうにお考えか、お聞かせください。

O税務課長(福島哲朗) ただいま御質問がありました公平性というところでございますが、これにつきましては、条例の中で、地方税法の附則第15条の6及び第15条の7で軽減されるというものがございますが、これは一般の住宅が新築で建った場合に、その2分の1を軽減すると、条件によって3年あるいは5年軽減がございます。そういうところで一般の方の減免については、補塡されるものと考えております。

それと、もう一点の振興会への活動の協力というところでございますが、これにつきましては、本条例の第11条になりますが、ここに、「支援を受ける者は、市又は地域の規範を遵守するとともに、振興会などの地域の活動に協力するように努めなければならない」というふうに規定しておりますので、その辺りはこれで補足されるものと考えております。

以上でございます。

〇議長(堀内貴志) 髙橋議員、総務文教委員 会の委員ですから、付託しますけれども、今間 きますか。

○髙橋理枝子議員 もう一回、申し訳ありませ ん。振興会問題、その方がそれを読んで守られ るという気持ちがあればいいんですけれども、 そこまで今までの状態ではあまり感じられない ということがありますので、振興連の皆さんか らも、いつもそういう話題が出ます。しっかり 地域でなじんでいただくためにも、そういった ことも大変重要な問題だと思いますので、話を していただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長(堀内貴志) ほかに質疑はありません か。

「「なし」の声あり]

○議長(堀内貴志) 質疑なしと認めます。こ れで質疑を終わります。

ただいまの議案2件については、いずれも総 務文教委員会に付託いたします。

△議案第72号・議案第73号一括上程 〇議長(堀内貴志) 日程第15、議案第72号及 び日程第16、議案第73号の議案2件を一括議題 といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第72号 宮脇海岸公園の指定管理者の指定 について

議案第73号 垂水市猿ヶ城渓谷森の駅たるみず 及び垂水市猿ヶ城活性化施設の指定管理 者の指定について

**〇議長(堀内貴志**) 説明を求めます。

〇土木課長(東 弘幸) 議案第72号宮脇海岸 公園の指定管理者の指定について御説明申し上 げます。

当施設は、現在、直営により維持管理を行っ ておりますが、指定管理者制度を導入したいと 考えておりますことから、指定管理者の選定に つきまして、地方自治法第244条の2第6項の 規定により、議会の議決を求めるものでござい

それでは、これまでの経緯につきまして御説 明させていただきます。

令和5年第3回市議会定例会に宮脇海岸公園 を含む3つの公園について、条例上で公の施設 として位置づけることなどを目的とした垂水市 立公園の設置及び管理に関する条例案を上程さ せていただき、原案どおり可決され、9月25日 に公布されたところでございます。

その後、10月2日から、垂水市公の施設に係 る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条 に基づき、垂水市ホームページ、公式LINE におきまして募集要綱を掲載し、公募を開始い たしました。

10月20日には、垂水市役所におきまして説明 会を開催しましたところ、2社の参加がござい ました。

10月31日の提出期限内に、1社から申請書が 提出されましたことから、垂水市公の施設に係 る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規 則第6条に基づき、選定委員会を設置し、同規 則第8条により、10人の方々を選定委員として 委嘱いたしました。

11月2日に第1回選定委員会を開催し、審査 基準、合否の基準等について御審議いただき、 11月7日に第2回選定委員会を開催し、応募事 業者による提案説明後、委員による質疑応答が なされ、厳正な審査が行われました。

審査の結果、株式会社DENKEN様が令和 6年4月から3年間の指定管理者の候補として 選定され、本議会に上程させていただいたとこ ろでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよ ろしくお願い申し上げます。

〇水産商工観光課長(松尾智信) 議案第73号

垂水市猿ヶ城渓谷森の駅たるみず及び垂水市猿 ヶ城活性化施設の指定管理者の指定について御 説明申し上げます。

当施設は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの指定管理期間が終了しますことから、新たな指定管理者の選定につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、これまでの経過につきまして御説 明いたします。

本年7月3日から、垂水市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条に基づき、垂水市ホームページ、広報誌におきまして、垂水市公の施設の指定管理者制度に関する運用指針に規定された審査基準に基づく募集要綱を提示し、公募を開始いたしました。

7月18日には、森の駅たるみずにおきまして 現地説明会及び施設見学会を実施しましたとこ ろ、2社の参加がございました。

その後、7月31日までに株式会社ディセットボンド様、1社の応募があったところでございます。同社より申請書が提出されましたことから、垂水市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第6条に基づき、選定委員会を設置し、同第8条により10名の方々を委員として委嘱いたしました。

9月22日に第1回の選定委員会を開催し、審査基準、合否の基準等について御審議いただき、11月2日には第2回の選定委員会を開催し、応募事業者によるプレゼンテーションが実施され、その後、委員による質疑等がなされ、厳正な審査が行われました。

審査の結果、株式会社ディセットボンド様が 令和6年4月から令和11年3月までの5年間の 新たな指定管理者の候補として選定され、本議 会に上程させていただいたところでございます。 以上で説明を終わりますが、御審議のほどよ

ろしくお願いいたします。

○議長(堀内貴志) ただいまの説明に対し、 これから質疑を行います。質疑はありませんか。 ○持留良一議員 まず、議案第72号についてお 聞きしたいと思います。

2つのまず入り口のところで見ていきたいと 思うのですが、1つは、この導入に向けてとい うことで、前説明があったサウンディング型市 場調査、これで対象事業のいわゆる管理導入に ついて、一つの庁内的な検討、外部評価も含め て、それで導入の方向性を検定するということ で、結果として、今回指定管理という方向に動 いたということだろうと思います。

もう一つは、課題がどうしても出てくるんだと思うんですよね。1つは、地元自治会との関係の問題ですね。今までいろんな形で携わってきて、その業務を担っている方々、この住民との関係、自治会との関係はどうなっていくのか。

あと、いわゆる指定管理料は出るけども、その中で運営していくとなると、利用料を当然設定していかなくてはならないのがあると思うんですよね。この会議録を見てみましても、基本的にそういうところが圧倒的に皆さんが集中して、意見提案も含めた形で対応策を求めて、最終的には認められたという方向になっているんですけども、そうなってきたときに、この辺りの問題というのは非常に重要な問題だろうと思うんです。

ある意味、私自体は、小規模な公園だと思う んですが、そういう小規模な公園で本当に運営 ができるのかどうなのか。そしてまた利用料金 はどうなっていくのかということは、今後のこ の施設の運営の大きな関係に携わってくるとい うふうに思うんですが、まずこれらについてど のような形で導入すると決定されたのか、市側 の考え方を教えてください。

**〇土木課長(東 弘幸)** まず、地元との関係 でございますけども、当然、宮脇海岸公園は、 夕方になると、散歩をされる方が多いようでご ざいます。指定管理を行う上で、そういった苦情等出てきた場合は、そこは真摯に向き合って対応していくという話を頂いております。

また、地元との関係についてですけども、と にかくカフェを増設設置したいということでご ざいます。そういう食材についても、地元の野 菜等を利用したい。場合によってはマルシェも 将来的には行って、開催していきたいという考 えをお持ちのようでございます。

持留議員、すみません、反問権ですけども、 料金というのは、そのグランピングの料金では なくて、経営上ということでしょうか。

## 〇持留良一議員 はい。

〇土木課長(東 弘幸) 経営につきましてですけども、いわゆる選定委員会の中で事業計画のほうが3年間赤字になっておりました。これについて議論がなされて、指定管理者候補のほうから、とにかく風光明媚なところであると、県内、県外で、外国にも垂水市の魅力を十分発信していって、垂水の発展に貢献したいという強い思いがあるようでございました。

その他様々な御質問があり、総合的にそれら のことを判断されて、候補者として選定してい ただいたものと考えております。

以上でございます。

○持留良一議員 そもそもこの導入の目的というのは、行政の経費削減が最大の問題であり、なおかつこの都市公園を維持管理していくということによって、地域または市としての活性化を図っていくという大きな目的があって、これを導入することでそれが促進されていくだろうということで、今までは管理だけだったんですけど、これを利用した形で付加価値をつくり出していこうという中身だろうというふうに思うんです。

そうなってきたときに、じゃあこのDENK ENというのが調べても、大阪の会社なのか、 ちょっと分からないんですけど、どこが所在地 なのか分からないし、そうしたとき、この辺り の議事録でも出ていたとおり、いろいろ経営の 問題で懸念がされていると、おまけにこれは3 年か5年、どっちなのか分かりませんが、その ことによって、もうできないから手を引いたと なると、指定管理する、いわゆる行政としての そもそもが本当に調査して、妥当だという形で そういう方向性をしっかりつかんで提案する中 身になったのかどうなのかというのが最終的に は問われる問題だと思うんです。全国でも、指 定管理はそういうのがいっぱい出てきているん です。

そこで改めてお聞きしますけども、今回そういう形で指定管理がされて、基本的には委員会で様々な角度から議論がされていくというふうに、ある意味では、今回は問題提起という形で私はさせていただきますけども、最終的に、私は、その地域住民、民間の人たち、この参加をどんなふうにして、この運営に反映させていくのか。そして、重要なモニタリングがきちんとないと、公の施設の役割を果たせないと思うんです。

公で造っている施設ですから、それは民間が したから、民間が責任を持ってやれということ にはならないし、モニタリングをきちんとやり ながら運営なり、今後の方向性も議論していく と、この辺りの住民参加とモニタリングという のはどんなふうに位置づけていらっしゃるのか、 お聞きをします。

**○企画政策総括監(二川隆志)** 今頂きました 御質問に対してお答えいたします。

まず、今回候補者となられました株式会社D ENKEN様でございますけども、本社につき ましては垂水市の本町のほうに会社を構えてい らっしゃって、こちらで実際に事業を展開され ているところでございます。

そして、今回、2問目でございますけども、 地域住民の方々の参画も含めた部分というとこ ろにおきましては、まず本来の業務である公園の維持管理をしっかりしていただいた上で、これから先の自主事業という部分において、先ほど土木課長から説明されましたけども、垂水市の魅力的な観光振興のための発展という部分でPR活動、そして様々なグランピング、そういったところに取り組まれていくところになりますけども、その際においても、まずは地元の方々にどのような事業を展開されていくのかというところの説明が行われるというところでお聞きしております。

そういった部分においては、我々としても、 その場においてはしっかりと参画し、今後の事 業展開において、しっかりと政策に反映させて いくように見守っていきたいというふうに思っ ております。

以上でございます。

**〇持留良一議員** では、73号についてお願いします。

猿ヶ城の問題ですけども、頂いた資料を見て みましても、非常に頑張っているな、奮闘して いるな、端境期に対してもいろんな努力をして やっているなというのは、あそこの職員の皆さ んと話をしても、また社長と話をしても、そう いう努力をされているというのは、この数字だ けの結果から見ると分かります。

でも、やっぱり課題はありますよね。端境期の問題にどう対応していくのかという点が一つと、あとこれは民間施設ではないんですよね。公共施設であるという点、そしておまけに複合施設という課題を抱えているという中で、そしてもう一つは、公共性というのでは、どうもこの経過を見ると、宿泊が主な中身になってきている。それを活用した形での山とか自然とかいう、このもう一つの側面が、機能が果たせていないんじゃないかと。そういう意味での公共施設の役割というのがどうなのかなというのがあるんですが、この点でも、これはこれからずっ

と議論していく中身なので、お聞きするのは、 その変化をどんなふうに受け止められていらっ しゃるのか、本来の目的に対応した形で運営さ れているのかというのが1点と、あとここも大 事なのは、住民の皆さんの声だと思うんですよ ね。

そして、先ほど言いましたとおり、そういう住民が参加して、それにいろんな形で関係して、声を反映させていくという、ここの部分が今までもないし、議論もない。モニタリングもほとんどされていない。向こうのはまびら道の駅もようやく動きが見えるような状況なので、重要な点がなかなかこの公共施設、指定管理した中では機能していないというのが最大の問題だと思うんですよ。この辺について、課長どのような見識なんでしょうか。

〇水産商工観光課長(松尾智信) まず、公共性の確保について説明をさせていただきたいと思いますけれども、現在、指定管理者が3年間取り組んできた経営改善対策で、市直営時の赤字状態から黒字化に転換し、安定した経営体制を築かれたこともございます。

また、集客力が落ち込む閑散期に対する対策といたしまして、夏休み、それから春休み、ゴールデンウイークを除く期間を活用してのスポーツ合宿の積極的な誘致、それから平日割引を導入するなどの取組を行い、またさらに経費削減の一策として、省エネ対策により、電力の料金を100万円節約し、経営効率化を実施されるなど、対策を講じられていることもございます。

雇用に関しましても、高齢者を雇用する、また高校生についても、アルバイト生を垂水高校から雇う、そしてまた障害者も雇用されているということもございます。

また、地域の住民との協働により、良好な関係を築くことや交流人口の増加のため、教育旅行、スポーツ合宿、自然体験のキャニオニング

等の継続、その結果、地域特産品の商品を利用 することで、地元への貢献とともに、施設の公 共性の維持、それから災害、事故防止の取組に 努められていることも提案されているところで ございます。

それに加えまして、今後は森の駅で音楽イベント、それから新しくできましたマリオットホテルとの連携的なものを考えていらっしゃいますので、主管課といたしましては、引き続き地元への貢献や公共性の確保を図りながら、安定した経営を続けていかれるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○持留良一議員 先ほど言ったとおり、これは 委員会の主な議論の中になってきますので、最 後に2点だけお聞きしていきたいと思います。

この住民参加という点と皆さんの声を生かすという点で、モニタリングというこの制度は、全国の道の駅でもなかなか生かし切れていないし、実際運用もされていないという点があるんですね。そうすると、住民の声、地域の声が反映できない、住民参加が公共的な施設の中でできないという面が1点あります。この点についてお聞きしたいと思います。

もう一つは、この複合施設という点での運営 について、疑問はないのか、お願いします。

**〇水産商工観光課長(松尾智信)** モニタリングにつきましては、毎月売上げ等の報告がありまして、経営状況、それから集客状況は確認をさせていただいているところでございます。

また、定期的に職員が現場に出向きまして、 指定管理者との意見交換や問題点の協議、それ から施設の不備、修繕など、随時対応している ところでございます。

それから、うちは活性化施設もございますので、活性化施設につきましては、農林課の担当になりますが、ここにつきましても、すみ分けができるようにしておりますので、問題はない

ということで考えているところでございます。

〇持留良一議員 はい。

**○議長(堀内貴志)** ほかに質疑はありませんか。

〇梅木 勇議員 議案第72号についてお聞かせ ください。

選定委員会に、選定委員としてシルバー人材 センターの事務局長、鹿児島銀行垂水支店長が 選定されておりますけれども、この2人をどの ような観点で選定されたのか、お聞かせくださ い。

それと、施設について、トレーラーハウスを 利用したいということですけども、トレーラー ハウスの減価償却が出てきておりますけれども、 トレーラーハウスの耐用年数は何年なのか、お 聞かせください。

〇土木課長(東 弘幸) まず、選定委員会の 構成でございますけども、庁内委員を5名、庁 外委員を5名としております。この構成につい てですけども、あらかじめ8月に行われました 経営会議で、こちらからの案としまして経営会 議に諮りまして、そこで一応決定をもらいまし た。

その後、決裁しまして、委員の構成につきましては決定されたものと考えております。この 委員につきましても、公の施設に係る指定管理 者の指定手続等に関する条例の施行規則にも、 委員を設けるというふうに定めてございます。 それに基づいて、委員を設定したところでございます。

あとトレーラーの耐用年数ですけども、すみません、私のほうで、ちょっと耐用年数は何年なのかという情報は、今現在持っていないところでございます。

〇梅木 勇議員 選定委員の理由について、大 まかな今説明だったんだろうと思う。私が実際 に、今申し上げたみたいに、シルバー人材セン ターの理事長、鹿児島銀行の垂水支店長をどう いう観点で選定されたのかということを聞いているわけですよ。

トレーラーハウスの耐用年数については、税 務課長は御存じないですか。

**〇税務課長(福島哲朗)** 申し訳ございません。 把握しておりません。

〇議長(堀内貴志) いいですか。

**〇梅木 勇議員** また、耐用年数については、 後日分かれば教えていただいたらと思いますの で、以上で終わります。

**○議長(堀内貴志)** ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長(堀内貴志)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの議案2件については、いずれも産業厚生委員会に付託いたします。

ここで、暫時休憩いたします。次は、11時50 分から再開いたします。

午前11時41分休憩

## 午前11時50分開議

○議長(堀内貴志) 休憩前に引き続き会議を 開きます。

△議案第74号上程

〇議長(堀内貴志) 次に、日程第17、議案第74号牛根麓漁港区域内の公有水面埋立に関する意見の答申についてを議題といたします。

説明を求めます。

〇水産商工観光課長(松尾智信) 議案第74号 牛根麓漁港区域内の公有水面埋立に関する意見 の答申について御説明申し上げます。

本議案は、鹿児島県知事から鹿児島県が行う 牛根麓漁港整備のための牛根麓漁港区域内の公 有水面埋立申請について、令和5年10月20日付 漁港第120号により、公有水面埋立法第3条第 1項の規定に基づき、地元市長であります垂水 市長へ意見が求められたことに対しまして答申 をするにあたり、同法第3条第4項の規定に基 づき、議会の議決を求めるものでございます。

次のページの図面を御覧ください。

埋立の位置は、垂水市大字牛根麓字磯15番3 及び15番15に隣接する道並びに同市大字牛根麓 字磯15番16地先の公有水面でございまして、埋 立区域の面積は4,614.63平方メートルでござい ます。

本埋立事業につきましては、漁港漁場整備長期計画に基づき、牛根麓地区広域漁港整備事業の一環として、水揚げ作業等の効率の向上及び漁業者の安全面の確保のため、岸壁、用地、道路等を整備するものでございます。

現在、占有桟橋等の老朽化が進む中、係留施 設等が著しく不足しており、漁船は沖停泊を余 儀なくされ、水揚げも安全、迅速に行えない状 況でございます。

したがいまして、現況の岸壁及び施設用地の 不足は深刻であり、安全で効率的な漁港の整備 は直ちに実施すべき事業であると考えておりま す。

このようなことから、議案書に記載のとおり、 本件につきましては、異議はないことを、市長 から県知事に答申しようとするものでございま す。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(堀内貴志) ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。 ○持留良一議員 簡潔にいきますけども、毎回環境調査をやられるのかどうなのかと、今回ここの状況を見ると、基本的に浜が消えるような状況、人工物で護岸を固めるという状況なんですが、その辺りの関係において、交通問題や環境問題というのは何かの結果が出たのかどうなのか、調査目的があったのかどうなのかをお願いします。

〇水産商工観光課長(松尾智信) 周辺の環境

の調査ということでございますけれども、公有 水面埋立に関しては、事業主体が県でございま すので、環境保全に関した措置の講ずる調査を 県が実施しております。

調査内容ですけれども、騒音や振動、水質や 生態系の影響など、様々な項目について事前に 調査を行っており、いずれの項目におきまして も、影響は少ないと調査結果が出ているとお聞 きしております。

しかしながら、工事を進める上で、不測の事態に備え、各地への影響を最小限に抑えることで、県と連携して進めていきたいと思います。

以上でございます。

 O議長(堀内貴志)
 ほかに質疑はありません

 か。

[「なし」の声あり]

○議長(堀内貴志) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの議案1件につきましては、産業厚 生委員会に付託いたします。

△議案第75号上程

○議長(堀内貴志) 次に、日程第18、議案第75号令和5年度垂水市一般会計補正予算(第7号)案を議題といたします。

説明を求めます。

○財政課長(園田 保) それでは、議案第75 号令和5年度垂水市一般会計補正予算(第7 号)案を御説明いたします。

主な補正の内容を記載しました参考資料をお配りしておりますので、併せて御覧ください。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費や過年 度事業に係る国県支出金返還金、それからふる さと納税制度の事務費、産婦人科医療体制確保 補助金等に要する経費が主なものでございます。

補正額は、歳入歳出とも6億6,059万7,000円 を増額し、これにより補正後の歳入歳出予算総 額は128億5,527万1,000円となります。補正の 款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正 後の歳入歳出予算の金額は、2ページから4ページの第1表、歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

次に、5ページの第2表の継続費を御覧くだ さい。

今回、消防庁舎耐震改修工事を実施するにあたり、工事監理業務委託及び耐震改修工事について、それぞれ令和5年度から令和6年度の2か年で事業実施するため、継続費を設定するものでございます。

6ページの第3表、債務負担行為の補正をお 開きください。

債務負担行為の追加でございますが、本議会に議案を上程しております宮脇海岸公園の指定管理料につきまして、協定3年分を債務負担行為として計上するものでございます。

7ページの第4表、地方債の補正をお開きく ださい。

消防施設整備事業の緊急防災・減災事業債は、 当初、消防デジタル無線統制システムの一部の 更新を計画しておりましたが、今年度はデジタ ル無線設備強化事業に係る実施設計業務委託の 実施に変更したことに伴い、減額するものでご ざいます。

水産基盤整備事業の過疎債は、牛根麓漁港広域漁港整備事業負担金の増額に伴うものでございます。単独災害復旧事業の災害復旧事業債は、市道高峠線災害復旧測量調査委託に係る増額でございます。

今回の変更に伴う起債額を右の欄にお示ししております限度額に変更し、今年度の借入限度額を7億4,432万6,000円にするものでございます。

次に、歳出の事項別明細でございますが、主 な事業等の補正について御説明いたします。

15ページをお開きください。

2 款総務費 1 項総務管理費10目企画費の負担 金補助及び交付金は、各地区公民間が策定した 地域振興計画に基づく事業に対するまちづくり交付金でございます。

また、公共交通事業者燃料価格高騰対策事業は、コロナ禍における利用者の減少や原油価格 高騰の影響による燃料費の増大により厳しい経 営を強いられている路線バス事業者に対し、支 援を行うものでございます。

11目電算費の委託料並びに使用料及び賃借料は、現在業務で使用するインターネット系を各係に専用端末を設置し、物理的にネットワークを分離しておりますが、職員の業務効率化を目的に、自席のLGWAN系端末から仮想ブラウザの仕組みを利用してインターネット閲覧が利用できる環境を構築するために要する経費でございます。

16ページをお開きください。

16目諸費の償還金、利子及び割引料は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業や生活保護費、会計検査で指摘を受けました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の過年度事業における国県支出金の精算を行い、返還が生じたものについて返還金として、国、県に支出するものでございます。

17目車両管理費の修繕料は、バスや現場作業 車等の突発的な修繕により、公用車の車検を含 めた修繕料に不足が生じるため、増額を行うも のでございます。

18目ふるさと納税制度事業費の報酬から積立 金までは、ふるさと納税寄附見込み増額に伴う 返礼品等の事務費及び基金への積立金でござい ます。

23ページをお開きください。

4款衛生費1項保健衛生費4目環境衛生費の 簡易水道施設整備費補助金は、集落水道施設整 備に係る補助金に不足が見込まれるため、増額 を行うものでございます。

7目医療対策費の負担金、補助及び交付金は、 公益財団法人慈愛会との包括連携に基づき、垂 水市内において、産婦人科医療を開設するため の開設準備経費に係る産婦人科医療体制確保補 助金でございます。

24ページをお開きください。

2項清掃費2目し尿処理場費の修繕料は、環境センターの各種ポンプ等の修繕に要する経費でございます。

3目塵芥処理場費の委託料は、資源物分別業 務及び中間処理業務に不足が見込まれることか ら増額を行うものでございます。

26ページをお開きください。

6 款農林水産業費 1 項農業費 5 目農業振興費 の負担金、補助及び交付金中、荒廃農地再生事 業補助金は、追加申請により予算の不足が見込 まれることから増額を行うものでございます。

また、農業物価高騰対策支援事業補助金は、 市独自事業として、物価高騰により負担が増え ている販売農家に対して経費の一部を補助する ことにより、産地の維持と経営支援を図るもの でございます。

9目畜産業費の負担金、補助及び交付金の配 合飼料価格高騰対策支援事業補助金は、市独自 で配合飼料価格安定制度における生産者の積立 金の支援を行うことで、畜産経営の維持、発展 を図るとともに、生産者負担を軽減するために 行うものでございます。

10目堆肥センター費の修繕料は、堆肥センターの攪拌機シャフト等の修繕料に不足が見込まれることから増額をするものでございます。

27ページを御覧ください。

11目農地費の工事請負費は、牛根麓下原田地 区排水路敷設に係るものでございます。

28ページをお開きください。

3項水産業費2目水産業振興費の負担金、補助及び交付金は、養殖用配合飼料及び原油価格の高騰を鑑み、本市独自で漁業者等の負担を軽減することを目的に実施する養殖用配合飼料・燃油高騰対策事業補助金でございます。

4 目漁港建設費の負担金、補助及び交付金は、 牛根麓漁港広域漁港整備事業負担金の増額に伴 うもので、財源は過疎債でございます。

30ページをお開きください。

8款土木費2項道路橋梁費1目道路維持費の うち、委託料の調査、測量、設計、管理等委託 と工事請負費は、元垂水原田線地滑り調査の追 加業務として横ボーリングの実施が必要となっ たことによる組替えでございます。

31ページを御覧ください。

3目交通安全対策費の工事請負費は、市道区 画線の引き直しに要する経費でございます。

32ページをお開きください。

6項住宅費6目住宅安全対策事業費の負担金、 補助及び交付金は、空き家解体撤去事業補助金 の申請見込みに係る増額でございます。

33ページを御覧ください。

9款消防費1項消防費1目常備消防費の委託 料は、当初、消防・救急デジタル無線の一部更 新を計画しておりましたが、今年度は設備強化 事業に係る実施設計業務委託を実施することと なったため、事業費の減額を行うものでござい ます。

3目消防施設費の委託料から工事請負費は、 消防庁舎の耐震改修工事に係るもの及び消火栓 設置工事に要する経費でございます。

ページが飛びまして、36ページをお開きください。

10款教育費5項社会教育費5目公民館費の工事請負費は、牛根クリニック跡地から旧牛根中学校グラウンドへの乗り入れを容易にするためのスロープ設置に係るものでございます。

37ページを御覧ください。

6項保健体育費3目学校給食費の需用費は、 給食センターの電気設備や調理機器の修繕に要 する修繕料が主なものでございます。

38ページをお開きください。

11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費

1目公共土木施設単独災害復旧費の委託料は、 高峠線の災害復旧測量調査に係るもので、地質 調査及び用地測量の実施が必要となったことに 伴い増額をするものでございます。

これらに対する歳入は、前に戻っていただきまして、8ページの事項別明細書の総括表及び10ページからの歳入明細にお示ししてありますように、それぞれの事務事業に伴う国県支出金、寄附金、繰入金、諸収入、市債などを充てて収支の均衡を図るものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどお 願いします。

○議長(堀内貴志) ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。 ○持留良一議員 できるだけ簡潔にしたいと思います。この点、今から言うのについては、後で全協で詳しく報告があると思いますので、基本的なところだけお聞きします。

先ほど出ました17ページのコロナ対策に関係する返還金の問題です。ネット上で調べてみましても、垂水のこのニュースがいっぱい出ていたのですけども、市長にお聞きしたいのは、今回、いわゆる不当と、そういう表現がされていますけれども、この点についての認識と、いわゆるこの事務上の認識不足があったという、本来は今まで様々な皆さんが資料等、そういう手続もやってこられて、先ほど出ましたとおり、国に対しての算定を出されているわけなんですけれども、この問題について、何が問題として指摘できるのか、確認できるのか、まずこの基本的なところをお聞きしたいと思います。

市長については、この結果の認識と、担当事務については、この事務上の確認不足があったということですけれども、本来あり得ないことなんだけども、この問題についての認識についてお聞かせください。

○総務課長(濵 久志) 今、持留議員からの 返還金の内容について御説明します。 本年11月8日に、南日本新聞のほうに掲載されました令和4年度会計検査決算報告公表に係る本市の指摘内容について説明します。

本年11月に、会計検査院が令和4年度の決算 検査報告書を公表しました。本市は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活 用して、令和2年から3年にかけて実施しました垂水市光ブロードバンド整備事業について、 交付金の一部2,793万円が令和4年度以降に見 込まれる費用として交付金の対象外経費として 指摘されたところです。

その指摘の内容ですが、基本的に光ブロード バンドを国道上に、地下に埋め込んで整備をしていくのですが、それを家庭の電柱まで引込みをする工事をするのですが、その工事の一部が現在、まだ3年度中には執行されていない経費があったということで、会計検査院から指摘を受けました。

それにつきまして、NTTのほうに確認を取ったところ、4年度以降の経費も若干入っていたということで、そこにつきましては、指摘をされて返還をしてくれということになっております。

なぜそういうことが起こったのかと申し上げますと、NTTが実績報告書を市のほうに提出するんですけど、その中での確認作業が適正ではなかったということです。確認が十分ではなかったと、令和4年度以降の分が入っているかどうかという、そこをちゃんとできていなかったということが一つの要因です。

しかし、この整備事業につきましては、新城、 柊原、牛根地区を整備したものです。不採算地 区をNTTにお願いして整備してもらったもの ですので、この費用につきましては必要なもの ということで市は判断しておりますので、補助 金については適正であったという認識です。

ただ、この臨時交付金の対象としては適正で はなかったと、補助の対象として上げられない 費用であったということですので、今回補正予 算の中で返還金を計上しております。

以上です。

〇市長(尾脇雅弥) 詳細は、今、総務課長が 説明したとおりであります。コロナ禍にあって、 事業そのものは、牛根の道の駅から境、あるい は、はまびら道の駅から新城までがネットが開 通しておりませんでしたから、これを約3億円 ぐらいだったと思いますけども、この交付金を 活用してそのことの整備をしようと、そのこと でGIGAスクールなど、いろいろなものをし っかりとやっていかなきゃいけないということ で、趣旨そのものは今説明があったとおりで、 御理解をいただけると思いますけれども、手続 上の関係で、今、総務課長が説明をしたような 形で、結果として、そのお金を返還せざるを得 ないということは大変申し訳ないことだという ふうに思っております。

この後、全員協議会で詳細説明あると思いますけれども、当然のこととして、故意ということではないんですけれども、いろいろルールブックで照らし合わせていく中で、今報告があったようなことがあったということでございますので、そのことに関しては新聞紙上でも掲載があったとおりでございますので、お詫びを申し上げたいというふうに思っております。

〇議長(堀内貴志) いいですか。ほかに質疑 はありませんか。

「「なし」の声あり]

**○議長(堀内貴志)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、所管の各常任委員会に付託いたします。

△議案第76号~議案第79号一括上程

〇議長(堀内貴志) 次に、日程第19、議案第76号から日程第22、議案第79号までの議案4件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第76号 令和5年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算(第2号) 案 議案第77号 令和5年度垂水市交通災害共済特別会計補正予算(第2号) 案 議案第78号 令和5年度垂水市介護保険特別会計補正予算(第2号) 案

議案第79号 令和5年度垂水市水道事業会計補 正予算(第2号) 案

〇議長(堀内貴志) 説明を求めます。

○市民課長(岡山洋恵) 議案第76号令和5年 度垂水市国民健康保険特別会計補正予算(第2 号)案について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ72万4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億9,327 万6,000円とするものでございます。

主な補正の理由でございますが、会計年度任 用職員の人件費及び通信運搬費の不足が見込ま れることによる補正でございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細により御説明いたします。

歳出から御説明いたします。

7ページをお開きください。

1款5項1目医療費適正化特別対策事業費、 役務費につきましては、医療費通知や後発医薬 品差額通知等の発送費用に不足が見込まれるた め、補正するものでございます。

次に、歳入につきまして御説明申し上げます。 戻りまして、6ページをお開きください。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税は、 令和6年1月1日施行の産前産後保険税免除制 度に伴う積算額を減額補正するものでございま す。

5款1項1目県支出金は、歳出の保健事業費の人件費増額補正に伴う保険給付費等交付金の 補正でございます。 7款2項1目一般会計繰入金は、人件費の増額などに伴う事務費繰入金及び産前産後保険税免除に伴う減額分を同額増額補正するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよ ろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第77号令和5年度垂水市交 通災害共済特別会計補正予算(第2号)案につ いて御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3万4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を496万6,000 円とするものでございます。

補正の理由でございますが、会計年度任用職 員に係る人件費の不足によるものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細により御説明申し上げます。

歳出から御説明いたします。

7ページをお開きください。

1款1項1目の職員手当等につきましては、 会計年度任用職員の期末手当でございます。

次に、歳入につきまして御説明申し上げます。 戻りまして、6ページをお開きください。

支出に対する歳入は、全額4款繰越金を充て、 収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよ ろしくお願い申し上げます。

**〇保健課長(永田正一)** 議案第78号令和5年 度垂水市介護保険特別会計補正予算(第2号) 案につきまして御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ363万7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を24億8,619 万5,000円とするものでございます。

補正の理由でございますが、介護報酬改定に 伴う介護システム改修事業が主なものでござい ます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明申

し上げます。

8ページをお開きください。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費の 委託料は、介護報酬改定に伴う介護システム改 修委託でございます。

次に、4款諸支出金1項償還金及び還付加算 金3目償還金は、令和4年度以前の過誤による 財政調整交付金の返還金でございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げま す。

6ページをお開きください。

3款国庫支出金2項国庫補助金2目から3目 の地域支援事業交付金は、事業費の増額に伴い ます国庫負担分の増額でございます。

4目事務費補助金は、介護報酬改正等に伴うシステム改修事業費の国庫補助分の増額でございます。

4款支払基金交付金1項支払基金交付金から、 7ページの7款繰入金1項一般会計繰入金の2 から3目にかけての地域支援事業交付金及び事 務費繰入金は、事業費の増額に伴います負担分 でございます。

4目事務費繰入金は、介護報酬改正等に伴うシステム改修事業費の市負担分を一般会計から繰り入れるものでございます。

7款繰入金2項基金繰入金1目介護給付費準備繰入金は、地域支援事業の増額に係る財源分を増額しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〇水道課長(岩元伸二) 議案第79号令和5年 度垂水市水道事業会計補正予算(第2号)案に ついて御説明申し上げます。

補正の主な理由は、人事院勧告に伴う給料の 増額補正を行うものでございます。

それでは、参考資料により御説明いたします。 5ページをお開きください。

まず、収益的支出の1款水道事業費用1項営

業費用3目総係費の節給料は、職員の人事院勧告に伴う費用の増額補正でございます。

1ページにお戻りください。

したがいまして、第2条は、令和5年度垂水 市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出 の営業費用を40万円増額し、総額2億7,637万 円とするものでございます。

第3条は、予算第8条に定めた議会の議決を 経なければ流用できない経費、職員給与費は40 万円増額し、5,994万6,000円とするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(堀内貴志) ただいまの説明に対し、 これから質疑を行います。質疑はありませんか。 「「なし」の声あり〕

○議長(堀内貴志) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの議案4件につきましては、いずれ も所管の各常任委員会にそれぞれを付託いたし ます。

△請願第2号・陳情第2号─括上程 **○議長(堀内貴志)** 日程第23、請願第2号及 び日程第24、陳情第2号を一括議題といたしま す。

件名の朗読を省略いたします。

請願第2号 「子どもの医療費窓口無料化」を 求める意見書提出の請願

陳情第2号 今後の小学校のあり方を考える研究会の設置を求める陳情

○議長(堀内貴志) ただいまの請願1件につきましては、産業厚生委員会に、陳情1件につきましては、総務文教委員会にそれぞれ付託いたします。

本日の日程は、以上で全部終了いたしました。 △日程報告 ○議長(堀内貴志) 明25日から12月4日までは、議事の都合により休会とします。

次の本会議は、12月5日及び6日の午前9時 半から開き、一般質問を行います。

なお、質問者は、会議規則第62条第2項の規 定により、本会議終了後から11月28日の正午ま でに、質問事項を具体的に記載の上、文書で議 会事務局へ提出を願います。

△散 会

○議長(堀内貴志) 本日は、これをもちまして散会いたします。

午後0時21分散会

# 令和5年第4回定例会

会 議 録

第2日 令和5年12月5日

# 本会議第2号(12月5日)(火曜)

出席議員 14名

1番	髙	橋	理枝	子		8番	Ш	越	信	男
2番	宮	迫	隆 :	憲		9番	篠	原	靜	則
3番	前	田		隆	1	0番	感∃	三寺	耕	造
4番	新	原	:	勇	1	1番	持	留	良	_
5番	池	田	みす	ず	1	2番	北	方	貞	明
6番	梅	木	:	勇	1	3番	池	Щ	節	夫
7番	堀	内	貴 :	志	1	4番	Ш	畑	三	郎

欠席議員 0名

\_\_\_\_\_\_

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	生活環境課長	有 馬	孝一
副市長	海老原 廣 達	農林課長	森	秀 和
企画政策総括監	二川隆志	併 任		
総務課長	演 久志	農業委員会		
企画政策課長	草 野 浩 一	事務局長		
財政課長	園 田 保	土木課長	東	弘 幸
税務課長	福島哲朗	水 道 課 長	岩 元	伸 二
市民課長	岡山洋恵	会 計 課 長	港	耕作
併 任		監査事務局長	福元	美 子
選挙管理		消防長	田中	昭 弘
委 員 会		教 育 長	坂 元	裕人
事務局長		教育総務課長	堀留	豊
保健課長	永 田 正 一	学校教育課長	川﨑	史 明
福祉課長	森 永 公 洋	社会教育課長	大 山	昭
水產商工	松尾智信	国体推進課長	米 田	昭 嗣

議会事務局出席者

事務局長橘圭一郎書記瀬脇恵寿

書 記 村山 徹

令和5年12月5日午前9時30分開議

### △開

**〇議長(堀内貴志**) おはようございます。定 刻、定足数に達しておりますので、ただいまか ら休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしたと おりであります。

△議案第80号・議案第81号一括上程 〇議長(堀内貴志) 日程第1、議案第80号及 び日程第2、議案第81号の議案2件を一括議題 といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第80号 垂水市漁業集落排水処理施設事業 の設置等に関する条例 案

議案第81号 垂水市漁業集落排水処理施設事業 の剰余金に関する条例 案

〇議長(堀内貴志) 説明を求めます。

**〇生活環境課長(有馬孝一)** おはようござい ます。議案第80号垂水市漁業集落排水処理施設 事業の設置等に関する条例案について御説明申 し上げます。

牛根境地区の漁業集落排水処理施設特別会計 は、平成31年1月の総務大臣通知「公営企業会 計の適用の更なる推進について」による公営企 業会計の適用拡大により、人口3万人未満の集 落排水を含む下水道事業につきましても、将来 にわたって持続可能な経営を確保するため必要 な情報を把握することを主な目的として、令和 5年度までに公営企業会計を適用することを求 められておりますことから、令和6年3月31日 で漁業集落排水処理施設特別会計を廃し、同年 4月1日から公営企業会計を適用することとし たところでございます。

本案は、公営企業会計の適用に伴い、地方公

営企業法第4条の規定により地方公営企業の設 置及びその経営の基本に関する事項を条例で定 めなければならないことから制定しようとする ものでございます。

それでは、条例案の内容を第1条から御説明 申し上げます。

まず、第1条は、公営企業会計の適用による 事業の設置について定めたものでございます。

第2条は、本事業に公営企業法に規定する財 務規定等を適用することを、第3条は、排水処 理施設事業の処理区域、面積、処理能力等、事 業の基本事項を定めたものでございます。

第4条は、重要な資産の取得及び処分につい て定めたもので、予算で定めなければならない 資産の予定価格を2,000万円以上とし、第5条 では、事業の業務に従事する職員の賠償責任の 免除のうち議会の同意を得なければならない場 合の金額を30万円以上と定めております。

第6条は、業務に関する負担付き寄附や贈与 の受領等について議会の議決の必要な金額を 100万円以上と定めるものでございます。

第7条は、業務状況説明書類の作成事項や期 日等について定めたところでございます。

なお、附則の第1項において、この条例の施 行日を令和6年4月1日とし、第2項で、垂水 市特別会計条例の一部改正として、第1条第1 項から第4号漁業集落排水処理施設特別会計を 削除し、同条第5項へ第3号漁業集落排水処理 施設事業会計を追加する旨を定めております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよ ろしくお願いいたします。

続きまして、議案第81号垂水市漁業集落排水 処理施設事業の剰余金の処分等に関する条例案 について御説明申し上げます。

本案は、垂水市漁業集落排水処理施設事業の 設置等に関する条例と同様に、漁業集落排水処 理施設事業の公営企業会計の適用に伴い、地方 公営企業法第32条第2項及び第3項の規定によ り条例を制定しようとするものでございます。 それでは、条例案の内容について第1条から 順に御説明申し上げます。

まず、第1条は、本条例の趣旨について、第 2条は、毎事業年度に利益が生じた場合の処分 の方法及び各積立金の取崩しの際の使途の制限 等について定めたものでございます。

第3条は、資本剰余金についての取扱いを定めたものでございます。

なお、附則の第1項は、この条例を令和6年 4月1日から施行しようとするものでございま す。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよ ろしくお願いいたします。

○議長(堀内貴志) ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。 ○持留良一議員 今回から公営企業法が適用されるということで、いろいろな問題点、課題、また運営上の点でもいろいろ変化が求められる内容があると思う。特に、財政問題、基本的には独立採算という形を取っていくのかというのが一つあります。

そして、今後、一般会計からの繰入れ、この 問題をどうするのかというのがあります。

当然、スタートは来年の4月1日からだということですので、そのあたりで何か精算するもの、課題等々を含めていろいろあるかと思いますが、その独立採算の問題と繰入れの問題と、あと懸案となる課題、その期間に解決しなくてはならない問題点、課題があるのか、質疑をします。

**〇生活環境課長(有馬孝一)** 独立採算性の問題につきまして御説明申し上げます。

地方公営企業法では、独立採算性を図ることが求められております。生活環境課では、令和3年3月に策定されました垂水市漁業集落排水事業の経営戦略の中間見直しが令和7年度までとなっておりますことから、公営企業会計移行

後の2年間で持続可能な経営を確保するための 必要な情報収集等を行い、その上で新たな経営 方針を検討する予定としております。

当面は、令和5年3月末時点の加入率が64% でございますことから、加入率100%に近づけ ることが重要だというふうに考えております。

続きまして、繰入金の問題についてですが、 繰入金につきましては、これまで特別会計と設置されておりました集落排水処理事業につきましては、事業執行に伴って収入される財源を除いて不足する財源については全額一般会計から繰入れをしておりました。令和6年度からは地方公営企業法の一部適用となるため、一般会計からの繰入額については受益者負担の適さない性格を有するものについて一般会計に負担させるものとされておりまして、毎年度、総務省が定めております地方公営企業繰出金の基準通知により定められることになります。

なお、この基準以外の繰入金につきましては、 漁業集落排水処理施設事業の継続性を重視した 中で協議していくことになります。本市の漁業 集落排水処理事業の現状につきましては、独立 採算性が厳しい状況ではございますが、地方公 営企業法の効果を捉えた中で今後検討していき たいというふうに考えております。

以上でございます。

○持留良一議員 いろいろな制約また課題も数 多くある。それを乗り越えていかないと、漁業 集落排水はさっき言われたとおり持続可能な事業になっていかないという大きな点があると思うのです。

そういう点で、今後やっぱり先ほど言われたとおり加入率をどう上げていくかというのがあると思うのですけれども、この加入率を上げるためにこの間に様々な努力もされてきたと思っています。本当に、振興会、地域も含めて総力を上げてこの問題には取り組んでこられたと思いますけれども、そこの部分を、最後の質問に

しますけれども、この部分について事業を安定 的に経営していくためにどうしても避けれない 問題であり、なおかつ大きな課題は、その結果 によって値上げをせざるを得ないという問題も 出てくる可能性がないとは言えないと思うので す。そのあたりについては、どういう方針・指 標を持って取り組んでいかれるのか、回答をお 願いします。

あとは、それぞれ委員会にお願いしたいと思います。

**〇生活環境課長(有馬孝一)** 加入率の推進の 質問についてお答えいたします。

加入率が伸びない理由につきましては、これまで加入促進に振興会の皆様から御協力を頂きながら努めてきたところではございますが、境地区の人口減少、高齢化が進みまして、年金暮らしの世帯が多くなっていることから、加入についてはなかなか進まない状況にあるものと考えております。

そういったことから、今後の事業運営の根幹 に関わることでございますので、加入率促進に ついては今後も継続的に粘り強く説明をしてま いりたいと考えております。

それと、値上げにつきましては、ただいま申 しましたとおり牛根境地区の年齢構成それから 人口動態の状況を見ながらも検討していく必要 があるというふうに考えております。

○議長(堀内貴志) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長(堀内貴志)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの議案2件については、いずれも産 業厚生委員会に付託いたします。

△議案第82号上程

〇議長(堀内貴志) 日程第3、議案第82号垂 水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 案を議題といたします。 説明を求めます。

**〇市民課長(岡山洋恵)** 議案第82号垂水市国 民健康保険税条例の一部を改正する条例案につ いて御説明申し上げます。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令が令和5年7月20日付で公布されたことから、条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容といたしまして、子育て世帯の経済的負担の軽減、次世代育成支援を狙いとして、 出産する予定の被保険者または出産した被保険 者の所得割額と均等割額を減額するものでございます。

それでは、添付しております新旧対照表にて 御説明いたします。

1ページをご覧ください。

第23条第3項は、出産被保険者の出産予定月または出産月の前月から出産予定月または出産月の翌々月までの期間、多胎妊娠の場合には、出産予定月または出産月の3か月前から出産予定月または出産月の翌々月までの期間の国民健康保険税について、当該出産被保険者に係る所得割額及び被保険者均等割額を減額することについて定めるものでございます。

2ページをご覧ください。

第24条の3は、出産被保険者に係る届出について定めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和 6年1月1日から施行しようとするものでござ います。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよ

ろしくお願いいたします。

○議長(堀内貴志) ただいまの説明に対し、 これから質疑を行います。質疑はありませんか。 「「なし」の声あり〕

**〇議長(堀内貴志)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、総務文教委員会に付託いたします。

△議案第83号~議案第86号一括上程 ○議長(堀内貴志) 日程第4、議案第83号か ら日程第7、議案第86号までの議案4件を一括 議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第83号 垂水市議会議員の議員報酬及び費 用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例 案

議案第84号 垂水市長等の給与に関する条例の 一部を改正する条例 案

議案第85号 垂水市職員の給与に関する条例の 一部を改正する条例 案

議案第86号 垂水市第2号会計年度任用職員の 給与に関する条例の一部を改正する条例 案

〇議長(堀内貴志) 説明を求めます。

○総務課長(濵 久志) おはようございます。 議案第83号垂水市議会議員の議員報酬及び費用 弁償等に関する条例の一部を改正する条例案に ついて御説明申し上げます。

本議案は、国の特別職の給与に関する法律の一部改正により期末手当の支給月数が改定されたことに伴い、本市市議会議員の期末手当の支給月数を現在3.30月分から3.40月分へ0.10月分引き上げようとするものでございます。

改正の方法としまして、施行日が異なるため、 同じ条例でございますが、交布の日から施行す るものを第1条として、令和6年4月1日から 施行するものを第2条として、2段階の改正を 行おうとするものでございます。

それでは、改正の内容について、添付しております新旧対照表で御説明いたします。

まず、第1条は、12月分の期末手当の支給月数の改定について定めたものでございます。改定内容につきましては、期末手当の支給月数が引上げとなり、年間0.10月分の増額分を12月支給分で引き上げようとするもので、条例第5条第2項中の「100分の165」を6月に支給する場合においては「100分の165」、12月に支給する場合においては「100分の175」に改正しようとするものでございます。

次に、第2条ですが、令和6年度以降の期末 手当の支給月数の改定について定めたものでご ざいます。内容は、第1条において年間0.10月 分の増額分を6月分、12月分で振り分け、平準 化しようとするもので、条例第5条第2項中、 6月に支給する場合においては「100分の165」、 12月に支給する場合においては「100分の175」 を「100分の170」に改正しようとするものでご ざいます。

なお、附則としまして、附則第1項は、この 条例中第1条の規定は公布の日から施行し、第 2条の規定は令和6年4月1日から施行しよう とするものでございます。

また、附則第2項は、第1条の規定による改 正後の条例の規定は令和5年4月1日に遡及し て適用することを規定したものでございます。

附則第3項は、期末手当の内払いについて規定したもので、第1条による改正後の規定を適用する場合において、改正前に支給された期末手当は改正後の規定による期末手当の内払いとすることを規定したものでございます。

附則第4項は、規則への委任を規定したもの でございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第84号垂水市長等の給与に 関する条例の一部を改正する条例案について御 説明申し上げます。

本議案は、議案第83号と同様、国の特別職の 給与に関する法律の一部改正に伴い、市長、副 市長及び教育長の期末手当の支給月数を現在の 3.30月から3.40月へ0.10月分引き上げようとす るものでございます。

改正の方法は、議案第83号と同様、公布の日から施行するものを第1条として、令和6年4月1日施行分を第2条として、2段階の改正を行おうとするものでございます。

改正の内容につきましては、議案第83号と同様となりますので、説明は省略させていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。 引き続き、議案第85号垂水市職員の給与に関 する条例の一部を改正する条例案について御説 明申し上げます。

国家公務員の人事院勧告が8月に出され、10月20日に閣議決定され、これに基づく国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の一部改正が11月24日に交布されました。その内容は、前年に引き続き、給与及び期末勤勉手当の引上げとなったところでございます。本議案は、この人事院勧告に基づく給与等の改正が必要となったことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

なお、改正の方法でございますが、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものを第1条として、令和6年4月1日施行分を第2条として、2段階の改正を行おうとするものでございます。

それでは、改正の内容について添付しております新旧対照表で御説明いたします。

まず、第1条は、垂水市職員の給与に関する 条例において、令和5年4月1日から適用する ものとして改正するものでございます。 条例第16条は、期末手当の支給について定めておりますが、人事院勧告に基づき期末手当の支給月を引き上げようとするものでございます。

支給月数の引上げでございますが、第16条第2項第1号で掲げる定年前再任用短時間職員以外の職員については令和5年12月支給分を0.05月分引き上げることから、第16条第2項中の「100分の120」を6月に支給する場合においては「100分の120」、12月に支給する場合においては「100分の125」と改めようとするものでございます。

また、第16条第3項で掲げる定年前再任用短時間職員については0.025月分引き上げることとなることから、第16条第3項中の「100分の120」を6月に支給する場合においては「100分の120」、12月に支給する場合においては「100分の67.5」を6月に支給する場合においては「100分の67.5」、12月に支給する場合においては「100分の67.5」、12月に支給する場合においては「100分の70」に改めようとするものでございます。

条例第17条は、期末手当の支給について定めておりますが、人事院勧告に基づき勤勉手当の支給月を引き上げようとするものでございます。

支給月数の引上げでございますが、第17条第2項第1号で掲げる定年前再任用短時間職員以外の職員については令和5年12月支給分を0.05月分引き上げることから、第17条第2項第1号中の「100分の100」を6月に支給する場合においては「100分の100」、12月支給する場合においては「100分の105」と改めようとするものでございます。

また、第17条第2項第2号で掲げる定年前再任用短時間職員については0.025月分引き上げることとなることから、第17条第2項第2号中「100分の47.5」を6月に支給する場合においては「100分の47.5」、12月に支給する場合においては「100分の50」に改めようとするものでございます。

次に、別表第1でございますが、行政職給料 表を改めようとするものでございます。

次に、新旧対照表の8ページをお開きください。

第2条は、垂水市職員の給与に関する条例に おいて令和6年4月1日に適用するものとして 改正するものでございます。

内容につきましては、令和6年度以降の期末 勤勉手当の支給月数について定めたものでござ います。

第16条第2項は、期末手当について定めたものでございますが、先の第1条の改正において12月支給分の支給月数の引上げを行った分を令和6年度以降の6月、12月支給分で平準化しようとするものでございます。

第16条第2項は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員を規定するもので、第16条第2項中の6月に支給する場合においては「100分の120」、12月に支給する場合においては「100分の125」としたものを「100分の122.5」に改めようとするものでございます。

第16条第3項は、定年前再任用短時間勤務職員を規定するものですが、第16条第3項中の6月に支給する場合においては「100分の120」、12月に支給する場合においては「100分の125」としたものを「100分の122.5」に改め、6月に支給する場合においては「100分の67.5」、12月に支給する場合においては「100分の70」としたものを「100分の68.75」に改めようとするものです。

第17条第2項は、勤勉手当について定めたものでございますが、先の第1条の改正において12月支給分の支給月数の引上げを行った分を令和6年以降に6月、12月支給分で平準化しようとするものでございます。

第17条第2項第1号は、定年前再任用短時間 勤務職員以外の職員を規定するもので、第17条 第2項第1号中の6月に支給する場合において は「100分の100」、12月に支給する場合においては「100分の105」としたものを「100分の102.5」に改めようとするものでございます。

第17条第2項第2号は、定年前再任用短時間 勤務職員を規定するものですが、第17条第2項 第2号中の6月に支給する場合においては 「100分の47.5」、12月に支給する場合におい ては「100分の50」としたものを「100分の 48.75」に改めようとするものです。

なお、附則としまして、附則第1項は、この 条例中第1条の規定は公布の日から施行し、第 2条の規定は令和6年4月1日から施行しよう とするものでございます。

また、附則第2項は、第1条の規定による改 正後の条例の規定は令和5年4月1日に遡及し て適用することを規定したものでございます。

附則第3項は、給与の内払いについて規定したもので、第1条による改正後の規定を適用する場合において改正前に支給された給与は改正後の規定による給与の内払いとすることを定めたものでございます。

附則第4項は、規則への委任を規定したもの でございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよ ろしくお願い申し上げます。

引き続き、議案第86号垂水市第2号会計年度 任用職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例案について御説明申し上げます。

会計年度任用職員の給与につきましては、垂水市職員の給与に関する条例で定める行政職給料表の1級及び2級と同額を適用しているところでございますが、本議案につきましては議案第85号同様、今回の人事院勧告に併せて給料表を改正しようとするものでございます。

なお、附則としまして、附則第1項は公布の 日から施行しようとするものでございます。

附則第2項は、改正後のこの条例の規定は令 和5年4月1日に遡及して適用することを定め たものでございます。

附則第3項は、給与の内払いについて規定したもので、改正後の規定を適用する場合において改正前に支給された給与は改正後の規定による給与の内払いとすることを定めたものでございます。

附則第4項は、規則への委任を規定したもの でございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよ ろしくお願い申し上げます。

○議長(堀内貴志) ただいまの説明に対し、 これから質疑を行います。質疑はありませんか。 [「なし」の声あり]

○議長(堀内貴志) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの議案4件については、いずれも総 務文教委員会に付託いたします。

△議案第87号上程

〇議長(堀内貴志) 日程第8、議案第87号令和5年度垂水市一般会計補正予算(第8号)案を議題といたします。

説明を求めます。

**○財政課長(園田 保)** 議案第87号令和5年 度垂水市一般会計補正予算(第8号)案を御説 明いたします。

今回の補正は、国の令和5年度補正予算が11 月29日に成立し、重点支援地方交付金の低所得 世帯支援枠が追加的に拡大されたことに伴うも のでございます。

今回、歳入歳出とも2億1,111万3,000円を増額いたしましたので、これによる補正後の歳入歳出予算総額は130億6,638万4,000円となります。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表、歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

それでは、歳出の事項別明細を御説明いたし

ます。

7ページをお開きください。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の需用費から扶助費は、物価高騰等に直面する低所得世帯の支援を目的に住民税非課税世帯に対し支援を行うものでございます。これらに対する歳入は、6ページに戻っていただきまして、歳入事項明細書にありますとおり、全額国庫補助金を充てて収支の均衡を図るものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(堀内貴志) ただいまの説明に対し、 これから質疑を行います。質疑はありませんか。 [「なし」の声あり]

○議長(堀内貴志) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、所管の各常任委員会に付託いたします。

△一般質問

○議長(堀内貴志) 日程第9、これより一般 質問を行います。

1回目の質問は登壇して行い、再質問は質問席からお願いいたします。

なお、本日の質問時間は答弁時間を含めて1時間以内といたします。

また、質問回数については制限なしといたします。また、いずれも初回の発言時間を20分以内に制限しますので、御協力をお願いいたします。

それでは、通告に従って、順次、質問を許可 いたします。

最初に、8番、川越信男議員の質問を許可いたします。

[川越信男議員登壇]

〇川越信男議員 おはようございます。1年たつのは早いもので、師走の月になりました。今年もあと26日でございます。立冬も過ぎ、暦の

上では冬の始まりとなっているようですが、今年は例年になく暖かい日が続いておりますが、最近やっと冬らしくなってきたような気がします。本市の冬の風物詩でもございます千本イチョウにおきましては、例年より紅葉が若干遅れているように感じておりましたが、1日のテレビの全国版で放送があり、2日の南日本新聞では例年より1週間ほど早い色づきだとの発表がありました。今年も11月18日から千本イチョウ祭りが始まっております。夜のライトアップなどの集客効果により市内外から多くの方々が訪れていただいているようで、コロナも2類から5類に移行し、昨年までとは打って変わって大変なにぎわいになるのではと思っているところでございます。

今年は、垂水市にとって行事の多い1年となったところです。1月には市長選挙、そして4月の県議会議員選挙に続き市議会議員選挙、10月には新型コロナ感染症の影響で延期となっておりました第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」に変更し、開催されました。フェンシング競技においては、天皇皇后両陛下の行幸啓もありまして、多くの市民の皆様方と一緒にお出迎えができたところでございます。

また、5月8日からは新型コロナ感染症が2 類から5類へ移行し、これまでの自粛していた 行事等が一斉に始まり、たるみずふれあいフェ スタ2023夏祭りも4年ぶりの通常開催となり、 約6万人の来場者でにぎわったところです。文 化祭や産業祭におきましても、コロナ前の状態 に戻り、多くの市民の方が参加されておられま した。ここ二、三年の自粛がうそのようではご ざいますが、以前の状態に決して戻りたくはな いものでございます。

しかしながら、いまだに新型コロナ感染症も 終息せず、また例年は寒い時期に流行するイン フルエンザが早くも流行しておりますので、体調には十分気をつけていかなければならないと感じているところでございます。

それでは、議長の許可を頂きましたので、通 告に従いまして質問してまいります。各課長の 明快な答弁をお願いいたします。

まず、初めに、教育振興基本計画策定に向けた取組状況についてお聞きします。

教育振興基本計画は、本年の教育振興のための施策に関する基本的な基本計画として令和2年2月に第3期垂水市教育振興基本計画として定められております。計画の基本目標は、夢や希望を実現し、次世代を担う垂水の人づくりとし、これまで様々な施策に取り組んでおられます。

国におきましては、令和5年6月に第4期となる教育振興基本計画が策定され、さらに鹿児島県も第4期となる教育振興基本計画の策定が行われているようでございます。

そこで質問ですが、市としても現在の計画の 最終年度を迎える令和6年度には教育振興基本 計画を見直しする必要があると思われますが、 この計画の見直しについてどのように考えてい るのか、お聞かせください。

続きまして、光ブロードバンド整備事業についてお聞きします。

11月8日の南本新聞に、会計検査院の決算検査報告で、垂水市の光ブロードバンド整備事業について2,793万円を不当と指摘したとの記事が掲載されました。全員協議会で内容の説明は受けましたが、もう一度、会計検査院が指摘した事業とその内容についてお聞かせください。

それでは、次に林業大学校設置についてお聞 きします。

先の9月議会において、林業大学校の誘致に向けた取組状況について質疑を交わしました。 その後の全員協議会において、誘致に向けた要望書の提出について執行部より説明を受けた後、 賛同する関係先の同意を得た要望書が県知事、 県議会議長宛てに提出されたところであります。 また、マスコミの報道によりますと、姶良市と 伊佐市も設置に向けた要望書を提出されている とありましたが、市民の皆様方にとっては、今 回の林業大学校の設置に向けた取組や経過など はマスコミ報道を受けてお知りになられた方々 がほとんどだと思われます。これら一連の時系 列と要望書提出に至った経緯をいま一度お聞か せください。

続きまして、公共施設管理運営の民間活力導 入に向けた宮脇海岸公園の指定管理について伺 います。

6月に開催されました第2回定例会におきまして、民間活力の導入について質問させていただきました。本市が有する多数の公共施設について、中には建築から長い期間が経過しているものもあり、様々な課題があると考えます。加えて、今後においては少子高齢化や人口減少等に起因する後継者不足等多くの課題が発生すると考えます。このようなことを踏まえ、これからの時代は従来どおりの官は官、民は民という役割分担ではなく、官民連携して市民一丸となって様々な課題解決に向けて努めていくことが肝要であり、民間活力の導入について積極的に検討をしていただきたいと申し上げました。

その後、9月議会において、宮脇海岸公園を含む3つの公園を公の施設として位置づける垂水市立公園の設置及び管理に関する条例の制定について議案が上程され、議会として承認をしたところであります。

今般の議会において、宮脇海岸公園の指定管理者の指定について議案として上程されていますが、全体の経緯を整理するために、改めてこれまでの経緯についてお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

**〇教育総務課長(堀留** 豊) おはようござい ます。教育振興基本計画の見直しについてどう 考えているかにつきましてお答えいたします。

教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項に基づき国の計画を参酌し本市の実情に応じて教育振興のための施策に関する基本的な計画として定める計画でございます。

本市においては、令和2年2月に垂水市教育 振興基本計画第3期が策定されております。計 画の期間は5年、計画の基本目標は、夢や希望 を実現し、次世代を担う垂水の人づくりとして、 5つの施策の方向性と具体的施策が体系的に示 された計画でございます。

議員の御指摘のとおり、計画の最終年度を迎える令和6年度中に新たな教育振興基本計画を 策定する必要がありますことから、現在第4期 計画の策定に向けて、第3期の教育施策の検証 をしつつ、庁内調整や情報収集などを始めたと ころでございます。

なお、教育振興基本計画の最終決定でございますが、第3期計画については、ほかの行政計画と違い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4に基づき設置されております垂水市総合教育会議で地方公共団体の長が定める施策の大綱として決定されておりますことから、今回この第4期となる計画についても現計画と同様な手続で行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○総務課長(濵 久志) 会計検査院が指摘した事業とその内容につきましてお答えいたします。

指摘された事業は、令和2年度から3年度に 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交 付金を活用して実施した垂水市光ブロードバン ド整備事業で、市内の光ファイバー未整備地域 である3地区、新城、柊原、牛根地区の情報通 信基盤を早急に整備することを目的に実施した 事業でございます。プロポーザル審査を経て、 西日本電信電話株式会社鹿児島支店と整備事業 に関する協定を締結し、総事業費 2 億2,776万 4,000円のうち本市が 1 億6,625万3,000円を負 担した事業でございます。

指摘された内容ですが、整備事業者から提出 された実績報告書において、地方創生臨時交付 金の対象外となる経費が含まれていることを指 摘されたところでございます。

具体的には、令和3年度にかけて整備した光回線本線の開通後に本線から利用申込者の建物まで光ケーブルを引き込む等の費用で、令和3年度までに実施される事業に係る費用が対象となるところですが、令和4年度以降に見込まれる費用が含まれており、それが対象外の経費に当たると指摘されたところでございます。

整備事業者の計画では、令和6年度までにかけて530世帯を整備目標としており、令和3年度の整備が57世帯であったことから、令和4年度以降に当たる473世帯の整備費用2,793万円が対象外の経費とされたところです。

整備事業者が提出した実績報告書において、 整備費用に後年度に係る費用が含まれているこ との確認が十分でなかったことが主な要因でご ざいます。

以上でございます。

○農林課長(森 秀和) おはようございます。 要望書を提出した経緯についてお答えいたしま す。

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、 森林の役割に対する期待が高まるほか、局地的 豪雨による山地災害の多発により森林整備の必 要性が高まる中、これから人工林が利用期を迎 え、伐採及び伐採後の再造林等により森林の若 返りを進めていく上で森林整備に必要な知識や 技術の伝承などが重要となってきます。

本市において、林業全般に精通した専門職が 在籍していないことや森林組合をはじめとした 林業事業者においても人材不足や高齢化もある ことから、官民いずれにおいても林業の担い手 の確保・育成が森林保全を持続して行っていく 上で重要な課題となっており、林業の即戦力と なる人材育成を求める声が高まっております。

塩田県知事は、令和5年3月の県議会で、林 業の担い手不足への対策として、今年秋頃をめ どに林業大学校の設置について方針を取りまと めたいとの意向を示されました。今年度、林業 事業体のニーズの把握、本県にふさわしい人材 の育成の在り方について、林業関係団体や大学 等の関係者で構成する林業担い手確保・育成対 策検討会が設置され、鹿児島県林業担い手の確 保・育成に係る施策の方針が本年9月にまとま っております。同方針において、林業大学校は 既存の研修施設を活用するなど可能な限り早期 の設置を検討するとされたことを踏まえ、令和 7年度の開校を目指すこととされたところです。

さて、要望書提出の経緯でございますが、本市の面積1万6,212へクタールの約78.9%を森林が占めており、鹿児島大学農学部附属演習林は鹿児島県内に3か所、合計面積3,419へクタールであり、そのうち本市にある高限演習林は3,068へクタールと附属演習林全体の90%を超える広大な面積を有しており、2014年から文科省の教育関係共同利用拠点に認定され、多くの大学の教育フィールドとして利用者を受け入れられております。

また、平成18年4月に開設された大野ESD 自然学校は、大野地区の地域づくりの活動拠点 の一つでもあり、近隣には鹿児島大学演習林や 国有林、垂水市市有林が展開し、校舎や体育館 の施設が整っております。現在も自然との触れ 合いを主体とした社会教育施設として活用され ておりますことから、鹿児島県が検討されてい る林業大学校の設置に関し、本市の森林環境や 立地条件、鹿児島大学との連携、施設建設に係 るコスト削減などにより、入校者の安定的な確 保、講師や研修フィールドの確保、関係事業体 の協力体制の構築、研修施設の整備、運営費の 確保等の諸課題への対応において本市が最適地であるとの考えに至り、9月13日に市議会の承認を頂き、9月15日に市長自ら県庁へ出向いて、県知事、県議会議長宛てに要望書を提出したところでございます。

なお、本市以外にも姶良市及び伊佐市も林業 大学校の設置に関する要望書を県に提出してお りましたが、11月9日に林業大学校の基本計画 策定検討会の初会合が開催され、本市にある鹿 児島大学農学部附属高隈演習林と姶良市の森の 研修館かごしまを研修施設とする方針が確認さ れたところでございます。

以上でございます。

**〇土木課長(東 弘幸)** 宮脇海岸公園の指定 管理に係る経緯についてお答えいたします。

6月議会で議員より民間活力に関して御質問を頂きました。答弁の中で御説明させていただいたとおり、本市公園の維持管理につきましては、現在、市の会計年度任用職員により構成されます土木課環境整備班で行っておりますが、少子高齢社会により班員の後継者不足など人員確保が困難になることが見込まれるため、今後の管理体制も含め管理の在り方について検討を行う必要が生じているところでございます。

また、6月議会では、議員より鹿児島市の吉野公園や鹿屋市の大隅広域公園などの県立都市公園について、魅力向上のための事業アイデアや収益施設の市場性の有無などについて民間事業者から広く意見や提案を募るサウンディング調査の例をお話しいただきましたことから、まずは比較的取り組みやすい都市公園以外の公園について民間事業者のアイデアや市場性を調査することを目的としたサウンディング調査を7月10日から7月21日まで実施したところ、宮脇海岸公園におけるグランピング施設の設置について民間事業者より提案があったところでございます。

この提案について検討を重ねた結果、まずは

宮脇海岸公園に指定管理者制度を導入することで、今後見込まれます人員確保等に起因する管理体制への対応を図るとともに、民間事業者の能力を活用することで、公園の魅力向上、利用の促進、地域活性化を図りたいと考えているところでございます。

なお、指定管理者制度の導入に際しましては、 地方自治法に基づき、その対象が公の施設となっておりますことから令和5年第3回市議会定 例会に宮脇海岸公園を含む3つの公園について 条例上で公の施設として位置づけることなどを 目的とした垂水市立公園の設置及び管理に関す る条例案を上程させていただき、原案どおり可 決され、9月25日に公布されたところでござい ます。

その後、10月2日から垂水市公の施設に係る 指定管理者候補者の指定手続等に関する条例第 2条に基づき公募を開始いたしました。その後 の詳細な経緯につきましては、議会開会日に御 説明させていただいたとおりでありますが、2 回の選定委員会を経て、株式会社DENKEN 様が令和6年4月から3年間の指定管理者の候 補者として選定されたことから、本議会に指定 管理者の指定について上程させていただいたと ころでございます。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございました。それでは、一問一答で2回目の質問に移らせていただきます。

新たな教育振興基本計画については、令和6年度中の策定に向けて庁内調整等が始まったとのことでした。世の中の動きを見てみますと、少子高齢化社会は依然として大きな課題であり、さらに地球温暖化、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などがありました。また、SDGsやデジタル社会の進展などもあり、新たな考え方や多様な価値観に対する対応力が求められている社会になってきたのではと感じています。

このような状況の中で、教育というものが非常に大事であると考えていますが、新たな国の教育振興基本計画においてはどのような点がポイントとなっているのか、お聞かせください。 〇教育総務課長(堀留 豊) 新たな国の教育振興計画のポイントにつきましてお答えいたし

ます。

令和5年6月16日に閣議決定された国の新た な教育振興基本計画においては、教育基本法を 普遍的な使命としつつ、新たな時代の要請を取 り入れていく不易流行の考え方を基調とし、 2040年以降の社会を見据えた教育政策の在り方 を示すもので、総括的な基本方針として、持続 可能な社会のつくり手の育成及び日本社会に根 差したウェルビーイングの向上の2つを掲げ、 その下に、1番目、グローバル化する社会の持 続的な発展に向けて学び続ける人材の育成、2 番目、誰一人取り残されず全ての人の可能性を 引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進、 3番目、地域や家庭でともに学び支え合う社会 の実現に向けた教育の推進、4番目、教育デジ タルトランスフォーメーションの推進、そして 5番目に、計画の実効性確保のための基盤整備 と対話という5つの基本的方針を定め、今後5 年間の教育政策の目標と基本政策として16項目 が示された計画となっております。

また、文部科学事務次官通知によりますと、各地方公共団体における地方計画や大綱の策定に当たっては、こども基本法第11条に基づき、子供または子供を養育する者、その他の関係者の意見を聴取し、反映させるために必要な措置を講じること。その際、各地方公共団体におけるこども政策担当部局とも連携し対応することが重要となっておりますことから、こういったこども政策担当部局との連携を強く求めていることが大きなポイントとなっているものと考えております。

よって、本市計画の策定においては、国や県

の計画を参酌しながら本市の現状と照らし合わせる必要があることからも、垂水市総合計画と整合性を図り、さらにこども政策担当部局である福祉課と連携を取って実効性のある計画づくりに向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〇川越信男議員 ありがとうございました。少 子高齢化が急速に進む本市においては、次世代 を生きる垂水の子供たちをしっかり育て上げて いくことが重要でありますことから、教育施策 の充実が不可欠であると考えます。

現在、垂水市としてもGIGAスクール構想をはじめとする未来を見据えた特色ある教育施策が展開されているところでありますが、第4期となる新たな教育振興計画に向けて、教育長の考えをお聞かせください。

**〇教育長(坂元裕人)** 改めて教育の重要性を 御質問いただきましてありがとうございます。 まずは御礼申し上げます。

第4期となる垂水市教育振興基本計画策定に つきましては、先ほど教育総務課長が答弁した とおり、国や県の計画を参酌し、垂水市総合計 画と整合性を図りながら市長部局とも連携して、 より一層垂水のよさや強みを生かした実効性の ある計画として、令和6年中に策定していきた いと考えております。

教育長の考えをということでしたので、少し 方向性や考え方についてお話しさせていただき ます。

まず、こういった計画は、未来を担う子供たちを育てる教育政策の進むべき方向性を示す羅 針盤となるべき計画でありますので、教育における不易と流行を踏まえた具体的で分かりやすいものにしたいと思っております。

また、共感を得られるように、国や県の考え 方を踏まえながら地域の実情を把握し、さらに 様々な関係者の声を聞きながら策定に努めたい と考えております。

垂水には垂水の地域課題や教育課題がございます。そういった中で、国が目指している持続可能な社会のつくり手の育成こそが未来の垂水に必要不可欠であると思っております。そのためにも、垂水市教育委員会といたしましては、現在、小中学校の授業改善や業務改善のツールとしてGIGAスクール構想を展開し3年目を迎え、その実践内容や教育効果を上げる取組は県内でもトップクラスとの評価を頂いており、今後さらに進化していけるように、現状に満足することなく、常に先を見据えた取組をしてまいりたいと考えております。

さらに、教育振興基本計画では、学校教育だけでなく、本市の教育資源を生かした生涯学習や文化・スポーツ等の社会教育との連携も重要であり、ウェルビーイングの向上にもつながるものと考えております。

いずれにしましても、今後の元気な垂水市づくりに向けて、教育という分野でやるべきことをしっかりと盛り込んだ新たな教育振興計画として示せるように努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

**〇川越信男議員** ありがとうございました。これからの垂水の教育政策を担う教育長の決意が伝わってまいりました。そういった思いが反映された計画となるよう、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次に光ブロードバンド整備事業の 会計検査院からの指摘について2回目の質問に 移ります。

先ほどの課長の答弁で、光ブロードバンド整備事業の会計検査院からの指摘において、今回の整備費用に後年度の費用が含まれているとの確認が十分でなかったため、後年度に係る費用2,793万円が対象外経費とされたと説明がありました。

実績報告書の検査事務に問題があったように 思いますが、今後の再発防止と対応についてど のように考えているのか、伺います。

○総務課長(演 久志) 今後の再発防止と対応についてお答えいたします。

今回の整備事業者が提出した実績報告書について、後年度の経費が含まれていないなどの詳細な確認が十分でなかったことから、再発防止策として、今後、事業実績の検査事務の厳格化及びチェック項目の拡充に努め、また交付金等を活用する際は、制度や目的を確認し、交付金の充当が適切であるか精査するなど、適正な予算執行に努めてまいりたいと考えております。

また、今後の対応ですが、会計検査院の指摘を受け、改めて交付対象費用を精査し、令和3年度分までの交付対象額を確定したため、交付対象外費用を返還する申立てを総務省へ行っております。交付対象外費用である2,793万円については、本議会に提出している一般会計補正予算(第7号)案に返還金として計上しておりますので、補正予算案が可決されましたら年内に返還したいと考えております。

以上でございます。

○市長(尾脇雅弥) 今般の会計検査院からの 指摘に基づきます国の交付金の返還につきましては、私も大変重く受け止めているところでご ざいます。このような事態に至ったことについては、市役所全体として大いに反省をして、原因を精査した上で、事務事業の実施体制の見直 しなど再発防止策を講じていく所存でございます。

令和2年当時、光回線が未開通であった新城、 柊原、牛根地区の光ブロードバンド整備事業に ついては、私自身一年でも早く整備したいと考 えておりましたが、多額の事業費がかかること から市の財政状況を鑑み、令和5年度以降に事 業を実施する予定としておりました。そのよう な中、コロナ対策臨時交付金による財源確保が 可能となりましたことから、令和2年度に前倒しして実施するよう担当課に指示いたしまして、予定より3年早く、昨年3月には光回線が無事開通したところでございます。早期実現によりまして、GIGAスクール構想などICT事業推進に有効であったと考えます。

しかしながら、一方で、指摘があった最終的な確認不足など事務上の瑕疵があったことは事実でございます。市の負担軽減を図るために国の2つの補助金を組み合わせた事業方法は非常に複雑であったこと、また光ブロードバンド整備事業については専門的な知識を要したこと、日程が大変タイトであったことなどやむを得ない事情もあったと思います。

しかしながら、職員は日頃から市民の福祉の 向上のために事業を導入し、積極的かつ真摯に 業務に取り組んでおります。これからも最大限 もろもろに配慮しながら、垂水市発展のために 全力を尽くしてまいりたいと考えているところ でございます。

○川越信男議員 ありがとうございました。今後は、会計検査院の指摘を受けないように、交付金を活用する際は交付金の充当が適切であるかなど検査事務の拡充を図り、再発防止に努めていただきたいと思います。この件は、これで終わります。

それでは、林業大学校設置について2回目の 質問に移らせていただきます。

令和5年第1回県議会定例会において、塩田 知事は、林業大学校の設置を含めた人材育成の 在り方の検討を今年秋頃をめどに方針を取りま とめたいと意向を示され、11月9日に開催され た林業大学校基本計画策定検討会の初会合後の 新聞報道では、2025年度(令和7年度)の開設 を予定し、姶良市の森の研修館かごしまと垂水 市の鹿児島大学農学部附属高隈演習林を研修施 設とする方針が確認されたとありましたが、大 学校の概要となる研修機関や研修内容等につい てはまだ検討段階であるように推察されました。 開設まであまり時間は残されていないようで すが、現段階で大学校の概要においてお示しで きる事項があればお聞かせください。

**〇農林課長(森 秀和)** 林業大学校の概要に つきましてお答えいたします。

11月9日に学識者や林業経営者、自治体関係 者等で構成する林業大学校の基本計画策定検討 会の初会合があり、名称はかごしま林業大学校、 研修施設は本市所在の鹿児島大学農学部附属高 隈演習林と姶良市の森の研修館かごしまを、実 習フィールドは鹿児島大学農学部附属高隈演習 林のほか国有林、県有林、市有林等を活用し、 開校時期は令和7年4月を予定しております。

全国の林業大学校は、学校教育法に基づく専修学校が7校、また就業希望者が座学や機械操作を1年から2年かけて学ぶ長期研修を目的としたものが17校の計24校を設置されておりますが、鹿児島県が設置する林業大学校の研修期間は1年間とする案が示されております。

今後、鹿児島県においては、研修カリキュラムや運営方法等について、県内7地区で林業事業体、市町村との意見交換を行い、年内に基本計画案を取りまとめることとされております。 以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございました。これまで示された大学校に関する情報等からも、これから検討が必要な事項等も残されており、 県は林業事業体や自治体との意見交換を実施されるとのことですが、垂水市からの意向などを 県につないでいくためにどのように取り組まれる予定なのか、お聞かせください。

**〇農林課長(森 秀和)** 今後の取組につきましてお答えいたします。

鹿児島県は、令和7年度に開設を予定している林業大学校の研修カリキュラムや運営方法等を内容とする基本計画案を年内に取りまとめるため、県内7地区で林業事業体、市町村との意

見交換を行っております。大隅地区においては、 11月17日に林業担い手の確保・育成の在り方の 検討に係る意見交換会が開催され、サポート体 制の構築、定員数、研修内容等について意見交 換を行っております。

この意見交換会において、林業の成長、産業 化や林業の稼ぐ力を実現するため、要望書のと おり、本市の旧大野小中学校跡地と鹿児島大学 演習林を活用した設置について強い思いがある こと、また鹿児島県からの協力依頼についてで きる限りの協力を惜しまないことを市の意見と して述べております。

また、林業事業者からも全国初となるような 先進的な学校開設となるよう要望がありました。

県においては、年内に基本計画案を取りまとめられる予定であることから、本市の思いを本計画に反映していただけますよう、県や関係機関との意見交換や要望活動を継続してまいります。

以上でございます。

〇川越信男議員 ありがとうございます。林業 大学校の開設に当たり、垂水市内の施設やフィールドが一つでも多く活用されることで地域 の活性化に何かしら貢献されると思っておりま す。また、本来の目的である林業従事者の確保 による林業振興が図られますことから切に願っ ておりますので、関係者の皆様の一層の取組を お願いいたします。林業大学校については、これで終わります。

それでは、宮脇海岸公園の指定管理について 2回目の質問に移ります。

先ほど、土木課長より宮脇海岸公園において 指定管理者制度を導入した経緯について改めて 説明していただき、背景等を明確に理解するこ とができました。

吉野公園の例にありますように、今後の公園 施設の管理につきましては、魅力向上のための 事業アイデアや収益施設の市場性の有無などに ついての視点が必要であり、知見を有する民間 の活力を導入すべきと考えます。

今回、指定管理者の候補者として選定された 株式会社DENKENからどのような提案があったのかについてお聞かせください。

〇土木課長(東 弘幸) 宮脇海岸公園の指定 管理者の候補者として選定された株式会社DE NKEN様からの具体的提案についてお答えい たします。

先ほども御説明させていただきましたとおり、 今回の指定管理に関しましては、今後の施設の 維持管理の在り方という課題の解決を図るため に導入したことから、公園の維持管理を適切に 行うことができるか否かという点が最大の判断 材料になったところでございます。

この点に関しましては、除草作業、公衆トイレの清掃、遊具、ベンチ、あずまや等の附帯設備の点検等の項目につきまして、仕様書に定められた基準以上の維持管理を行うことについて提案があったところでございます。

また、利用者からの苦情や要望、緊急時の対応等に対する体制の整備に加え、障害者等への 配慮等についても提案があったところでござい ます。

このようなことから、本来の目的である維持 管理に関しては適切に行うことができるものと 選定委員会において判断を頂いたものと考える ところでございます。

加えまして、議員から御質問を頂きました魅力向上のための自主事業としてグランピング施設の設置、カフェを併設した管理棟の設置、バーベキューサイトの設置等について提案があったところでございます。

なお、自主事業を含めた公園の維持管理業に つきましては、コンサルタントを介在させるこ とでより安定した経営を図るとともに、地域活動との関わり、地域活動への貢献も積極的に行 う旨説明があったところでございます。 以上でございます。

O川越信男議員 ありがとうございました。最大の課題であった維持管理を適切に行い、加えて施設の魅力向上のための自主事業に関しても提案があったこと、地域への貢献も積極的に行っていただきたいとの考えがあることを伺い、様々な効果が波及するのではと考えているところでございます。

最後に、今般の指定管理の候補者についての 議案上程について議決が得られた場合、本事業 の実施により期待される効果等についてお聞か せください。

○土木課長(東 弘幸) 今般の議会において 議決を頂いた場合に期待される効果につきましてお答えいたします。

先ほども御説明させていただきましたとおり、 指定管理の導入による最大の効果は、少子高齢 化に伴う後継者の不足から将来的に人員確保が 困難となり適切な維持管理に支障を及ぼすとい う課題に対しまして、解決するための一つの手 法が確立される点でございます。

また、年間を通じて公園の除草作業等を行っていただけることで、宮脇海岸公園の最大の魅力である景観が常に維持できるものと思われるため、ドライバーの休憩場所としてだけではなく、県内でも類を見ない国道沿いの約1キロにわたる樹齢100年を超えたアコウ並木のロケーションを有する景観スポットとして新たな人の流れができてくるものと期待しているところでございます。

公園施設の維持管理につきましては、立地条件や規模等様々な差異があることから、今回の宮脇海岸公園の手法を全ての公園に適応できるものではないと考えております。

今後におきましても、公園施設のそれぞれの 状況に応じた維持管理の方策について検討を続 ける必要はございますが、まずは今回この手法 を確立することができれば、今後の取組におい て少なからず成果が得られたものと考えている ところでございます。

加えて、自主事業につきましても、公園自体が有する魅力あるロケーションだけでなく、さらなる公園施設の魅力向上が図られ、景観スポットとして新たな収益の可能性について模索する契機になるものと考えているところでございます。

以上でございます。

**○企画政策課長(草野浩一**) 指定管理候補者 の自主事業実施による期待される効果につきま してお答えいたします。

指定管理候補者の自主事業につきましては、 先ほど土木課長が答弁いたしましたとおり、宮 脇海岸公園特有のアコウ並木や錦江湾を一望で きるロケーションとしての地域資源の魅力向上 が図られるとともに、新たな稼ぐ力として地域 経済の成長の可能性について模索する契機とな ると考えております。

今回の自主事業の提案が計画に沿って展開されましたら、新たな観光スポットが確立されるだけでなく、地域との関わりを積極的に考えておられますことから、地元の食や野菜を販売するなど地域資源を活用する新たな稼ぐ力の拠点となることで、さらなる人の流れを生み出し、周辺地域に新たなテナントの出店を生み出す相乗効果が考えられるところです。

これらのことは、本市の地方創生の具体的な 指針であります垂水市まち・ひと・しごと創生 総合戦略に基本目標として位置づけられている 垂水市への新しいひとの流れをつくる、稼ぐ地 域をつくるの実現のためにも非常に有効なもの となることが期待されます。

また、施設の情報発信を通じて本市のすばら しい景観や自然といった地域資源の発信が促進 されることで、市の最上位計画であります総合 計画に重点プロジェクトとして位置づけられて いるシティープロモーションの精神が図られる と考えられるところでございます。

今後も、引き続きこれらの施設の課題解決、 有効活用を図る手法の検討を行うべく、国、県、 他自治体における官民連携の事例等について情 報収集を行うとともに、関係課への周知、理解 促進に努め、全庁的に民間活力の導入について 検討してまいりたいと考えているところでござ います。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございました。今 般の事例が、公園施設を含む公共施設が抱える 様々な課題を解決するための一つの重要な手法 となる可能性があることがよく理解できました。

冒頭でも申し上げましたが、今後においては、 従来どおりの官は官、民は民という役割分担で はなく、官民連携して市民一丸となって様々な 課題解決に向けて努めていくことが肝要である と考えます。引き続き、民間活力の導入につい て積極的に検討していただきたいと思いまして、 来る新年が皆様にとりましていい年であります ことを祈念いたしまして、今年最後の私の質問 を終わります。ありがとうございました。

○議長(堀内貴志) ここで、暫時休憩いたします。

次は、11時10分から再開いたします。 午前10時58分休憩

#### 午前11時10分開議

○議長(堀内貴志) 休憩前に引き続き会議を 開きます。

次に、3番、前田隆議員の質問を許可いたし ます。

## [前田 隆議員登壇]

**○前田 隆議員** お疲れさまです。今年最後の質問になります。今回は、温暖化対策としての再生可能エネルギー事業についてなど4問質問いたします。市長、副市長にも見解を伺いますので、答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、議長の許可を頂きましたので、通 告に従い、早速質問に入っていきます。

1番目の本市の温暖化対策としての再生可能 エネルギー事業について。

現在、ドバイでCOP28が開催されておりますが、地球温暖化に伴う気候変動が世界各地で大雨、洪水、干ばつなど異常気象を引き起こし、その原因とされる温室効果ガス、CO2の削減が地球規模で求められております。その観点から、電力エネルギーへの転換が有効とされ、取組の促進強化が図られております。

そこで、今回は、本市の温暖化対策としての 再生可能エネルギー事業についてと題して、3 問、事業について質問いたします。

まず、1点目に、垂水中央病院・コスモス苑 に設置される太陽光発電事業の進捗状況と、事 業開始、再エネ由来の電力購入価格のメリット について質問いたします。

工事着工については、資機材の調達遅れで進 捗が遅れ、令和5年の秋頃と聞いておりました が、その後の進捗状況と完成見込みについて教 えてください。

また、オンサイトPPAによる再エネ由来の 購入価格は、既存の電力価格と比してメリット はどれぐらいあるのか、伺います。

次に、2点目のゴルフ場跡地のメガソーラー の進捗状況と協定書の締結内容について質問に 入ります。

去年の12月議会でも質問しておりますが、その後順調に工事は進んだようで、10月3日にメガソーラー垂水発電所が開所と広報誌に紹介され、また、本会議初日の諸般の報告でも紹介されました。施設完成後の管理運営体制について改めて教えてください。

また、協定書の締結は済んだと聞いておりますが、協定書内容に求めておりました災害防止対策や危険防止対策など、住民の不安解消への

配慮措置はどのように盛り込まれたのか、教えてください。

次に、3点目の輝北風力発電所の更新計画と 環境アセスメントの評価について質問に入りま す。

現在、牛根の市境を中心に稼働中の輝北風力発電所、16基の風車が来年2024年に稼働20年を迎えることから撤去し、新たに6基の大型風車を設置する更新計画が発表され、環境アセスメントを実施したと聞いております。

予定地には、絶滅危惧種のクマタカの生息や 希少植物のランの自生地があり、自然保護の観 点から反対の声もあるように聞いております。 事業主体のユーラスエナジーホールディングス は、国に対し、環境影響評価書を提出し、審査 の結果、確定通知を受けたと報じられておりま す。

そこで、評価書では更新計画を今後どう展開 していくのか、クマタカやランの保護はどう対 応すると記されているのか、伺います。

次に、2番目の桜島火山大規模噴火対策について質問に入ります。

1914年の桜島大噴火より109年が過ぎ、近いうちに桜島の大噴火が起きる可能性を指摘されております。そこで、桜島大噴火の対策について質問いたします。

まず、1点目の大規模噴火の規模及び備え、 前兆について、市民目線で伺います。

大正大噴火級の大噴火とはどんな規模か、前例に倣って期間や範囲など教えてください。そして、その規模の噴火への備えで特に留意すべき点や避難グッズ等についても伺います。

また、桜島大噴火が起きる際はその前兆があると言われておりますので、大噴火の前兆時はどのような現象が見られるか、伺います。

次に、2点目の避難対策について質問に入ります。

避難には、大別して自主避難と市長が発出さ

れる警戒レベル4及び5の避難があります。噴 火警戒地域の方々は、自主的に避難に対する準 備や検討はされていると思いますが、市が発出 する噴火警戒レベル4、高齢者等避難及び警戒 レベル5の避難指示発出時の状況とは、具体的 にどのような状況を指すのか、またそれに対す る噴火警戒区域の方々の避難方法はどのように なっているのか、伺います。

次に、3番目の閉鎖後の理喜鹿児島工場について伺います。

同工場は、水之上中学校跡地に1973年に誘致され、ピーク時には200名ほどの地元雇用を生んだ衣類製造工場でしたが、残念なことに今年3月に閉鎖されました。同工場にはお世話になった方々が多数おられ、放置されたままの現状がどうなるのか心配されておられます。

そこで、まず1点目、閉鎖に至った理由と本 市への影響について伺います。

2点目は、地域の方が心配しておられる事後 処理について、どうなっているか、今後どうな るのか、分かる範囲で教えてください。

最後に、4番目の市道内ノ野線の改修工事について。

水之上校区の主要幹線道路である内ノ野線は、約300メートル弱残したまま改修工事の進捗が 遅れています。地元からは早く完成を望む声が 多く聞かれます。

そこで、住民の声に対し、なぜ用地取得が遅れ、進捗は停滞しているのか、現状について説明をお願いいたします。

また、用地承諾と事業見通しについて、どのように取り組み、進展を図るのか、伺います。

副市長にも、取組について有効な方法や助言 等ありましたらお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。

**○企画政策課長(草野浩一)** 初めに、垂水中 央病院・コスモス苑に設置される太陽光発電設 備の進捗状況と電力購入のメリットにつきまし てお答えいたします。

両施設への太陽光発電設備につきましては、 現在、資機材の調達の準備を進めつつ、発電事業者であるリニューアブル・ジャパン株式会社様と管理運営等を受託しております指定管理者の肝属郡医師会、本市の3者で設置に向けた日程等の協議を重ね、太陽光発電設備を設置するに当たり、中央病院・コスモス苑の施設自体を半日程度停電させる作業が必要となることから、この停電が業務運営に支障のない日程となるよう調整し、年明け1月に設備設置作業を開始し、2か月後の3月下旬に、両施設とも太陽光発電が供用開始となる工程で現在調整を進めているところでございます。

次に、太陽光発電の電力購入のメリットについてでございます。

あくまでも発電シミュレーション上の数値ではございますが、両施設を合わせ、年間15万円程度、現在の電力使用料金より削減できる見込みでございます。

続きまして、ゴルフ場跡地のメガソーラー施設の進捗と協定書の内容につきましてお答えいたします。

はじめに、施設稼働開始後の管理体制につい てでございます。

事業主であるキナンクリーンエネルギー株式 会社様の社員2名が常駐し、管理していくとの 報告を受けているところでございます。

また、設備機器等の保守点検業務につきましては、NECフィールディング株式会社鹿児島支店様へ外部委託をし、委託先の事業所職員7名程度が月に20日ほど設備機器等の保守点検を行うとのことでございました。

次に、協定書の内容についてでございます。 この協定は、大規模太陽光発電事業の開始に 併せ、当施設が地域との調和を図られたものと なり、地域の良好な環境を保全することを目的 として、事業者であるキナンクリーンエネル ギー株式会社様と本市において、環境保全協定を本年9月29日に締結したところでございます。

御質問の災害防止策や危険防止対策など、住 民の不安解消への配慮措置はどのように盛り込 まれたかについてでございますが、この協定に おいて、施設・装置等から発生する騒音・振動 等により、人に不快感を与えたり、物に被害を 与えたりすることのないよう適切な措置を講じ るものとし、公害を発生させないよう、周辺住 民の生活環境の保全に努め、土砂流出等の災害 を防止するため、関係法令に基づいた措置を講 じ、洪水、地震等により施設等が破損し、第三 者に被害をもたらすおそれのある事象が発生し た場合は、人命を最優先とし、直ちに必要な措 置を講じることとしております。

自然災害等の有事の際には、周辺環境への影響を最小限にとどめ、復旧工事等の必要な措置を直ちに講じることなど、事業者の責務として定めたところでございます。

また、地域住民との協調を図るために、地域 住民より要請があった場合には対話の場を設け ることとし、住民からの苦情、申立てがあった 場合には、事業者側が誠意を持って対応するこ とも定めているところでございます。

続きまして、輝北風力発電所の更新計画と環境アセスメント評価につきましてお答えいたします.

はじめに、計画されている工事等のスケジュールについてでございます。

既設の風力発電機の撤去工事につきましては、 既に本年9月から開始されており、その撤去後 の更新する風力発電機工事の開始を来年4月から始め、試運転開始時期を令和8年1月から、 運転開始時期を同年4月からの予定とされているところでございます。

次に、動植物の保護についてでございます。 まず、動物につきましては、事業実施区域及 びその周辺に生息する重要な種として、コウモ リ目 5 種、鳥類はクマタカを含む11種を確認したとされ、この種を対象に事前のモニタリング調査を行った結果、必要な措置を講じることにより事業の実施による影響は小さいとの結論が出されているようでございます。

しかしながら、工事期間中は、動物の生活環境の分断を低減する措置を講じるとともに、施設完成後の事後調査にも必要に応じて追加的な環境保全措置等の対策を講じるとも記載されているところでございます。

また、植物につきましては、事業実施区域内における重要な植物として、ラン科を含む7科8種を確認したとされ、この種の対象に環境影響評価を行った結果、必要な環境保全措置を講じることにより、造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在に伴う重要な植物及び植物群落への影響は少ないとの評価結果が出されているところでございます。

なお、本市といたしましては、3つ目の手続である環境影響評価準備書に対し、県知事から意見を求められたことから、総括事項として環境保全措置の検討についてなど3項目を、個別事項として、御質問の動植物及び生態系について、影響が懸念されるため、環境保全措置を講じ、影響を回避または低減することなど2項目について意見書を提出しており、事業者が行った環境アセスメントには、本市の意見が反映された調査等が行われたものと考えているところでございます。

以上でございます。

○総務課長(濵 久志) 桜島大規模噴火の規模及び備え、前兆につきましてお答えいたします。

桜島大正噴火は、1914年(大正3年)1月12日に発生した我が国における20世紀最大の噴火と言われております。噴火の爆発音は、九州及び四国のほぼ全域で確認されたとのことです。噴火の期間につきましては、火砕流や溶岩流、

地震など様々な現象を伴うものでございますが、 1915年(大正4年)9月頃までとされておりま す。

垂水市地域防災計画における大正噴火の記載 では、本市における軽石や火山灰の降下は、1 月12日午前10時過ぎに、当時の牛根村に軽石が 降下し始め、翌1月13日から2月上旬まで約1 か月間は降灰が続き、市内全域で軽石及び火山 灰が3センチから30センチほど堆積しました。 当時の牛根村の軽石と火山灰の堆積厚は、多い ところで105センチであったと記載されており ます。噴出物の範囲は大隅半島を広く覆ったほ か、火山灰は小笠原諸島やカムチャッカ半島に まで達したとされております。軽石は、陸上だ けでなく海面をも覆い、軽石の浮上層は60セン チ以上にもなり、船舶の航行が著しく阻害され ました。また、噴火後の降雨によって、それま でに降り積もった軽石や火山灰による土石流が 発生し、被害をもたらしたと記載しております。

次に、備えの点では、風水害など他の自然災害時にも共通する非常持出品に加え、噴火等に伴う電気や水道などライフラインへの影響や道路や港湾など公共施設への影響により、自宅や避難所など屋内で一定期間避難を余儀なくされることも想定し、飲食料や生活必需品等の備蓄を進めていただくほか、火山灰の侵入防止など建物の降灰対策も必要となります。

次に、前兆現象でございますが、桜島の過去 の噴火経過等から見て、桜島や周辺地域での地 震、地下水量や井戸水の変化、地温の異常上昇、 動物の異常挙動、海水の変色などの前兆現象の 発生が予測されております。

次に、本市の避難対策についての噴火警戒レベル4及び5はどんな状況を指し、それに対する避難方法はどのようになっているかにつきましてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、噴火警戒レベル4及び 5は、噴火警報の中でも特別警報に当たること から、気象庁によりレベル引上げの判定基準が設けられており、その基準に該当した場合、気象庁から発表されます。レベル4発表時に想定される状況につきましては、これまでに見られたような噴火の激化の可能性である場合か、大規模噴火の可能性がある場合かでございます。レベル5発表時に想定される状況につきましては、これまでに見られたような噴火の激化の場合か、大規模噴火が切迫という場合かでございます。

市では、噴火警戒レベル4の発表を受けた場合には、警戒が必要な範囲に高齢者等避難を、レベル5の発表を受けた場合には、警戒が必要な範囲に避難指示を発令することとしております。警戒が必要な範囲につきましては、噴火警報の中で、その都度、気象庁から火口周辺から半径何キロなのかの発表がありますので、発表の内容に応じて対応することとなります。

次に、避難対策につきまして申し上げます。 垂水市地域防災計画火山災害対策編の中で、 避難体制の整備や平常時の訓練の実施について 定めているほか、牛根麓、海潟地区の一時集合 場所、指定緊急避難場所、指定避難所を示し、 広報をはじめ避難、緊急搬送等の応急対策を実 施して、市民の安全確保を図ることとしており ます。

桜島口以北につきましては、海底火山の噴火に伴う津波も想定されております。本市では、 当該区域に居住する住民の皆様には、噴火が発生する前の広域的な立ち退き避難が必要である として、霧島、姶良両市の防災担当部署に対し、 避難先として両市の施設に受け入れていただく ための体制整備について具体的な協議を行って いるところでございます。

また、避難行動要支援・要配慮者の避難につきましては、現在、地区ごとに個別避難計画の作成に取り組んでおり、計画を作成した地区につきましては、並行して作成した各地区防災計

画も併せて活用することにより、当事者の避難 行動がより具体化されるとともに、自主防災組 織や振興会など関係者で情報共有され、平常時 の見守りなどにも活用されていくものと期待し ております。

さらに、令和4年度から県が設置する桜島火山防災協議会における避難計画策定を検討する場が設けられており、今年度中に関係機関で2回の協議があったところでございます。本計画は、避難に関する基本的な考え方を示すものとして、来年度にかけて県において作成される予定でございます。

避難方法につきましては、風水害のときと同様、マイカーをお持ちの方は、近隣の方とも声をかけ合い、風向きにも注意しながら、開設している指定避難所等に避難していただきます。

なお、近隣市の知人や親戚宅等に避難される ことも、感染症対策の観点で分散避難にもつな がりますことから、平常時から積極的に御検討 いただきたいと考えております。

その他、避難時の移動手段につきましては、 市が保有するバスなど搬送車両は限られ、災害 協定を締結したバス会社の協力を頂いたとして も台数不足が見込まれることから、市民の皆様 には、可能な限り移動手段の確保をお願いした いと考えております。

最後に、情報発信の取組として、本市では警戒レベル4または5の発表を受けた際、即時に市内の携帯電話に自動的に配信する緊急速報メールの取組を令和4年12月26日から開始しております。緊急速報メールは即時性を持った情報でございますので、市民の皆様におかれましては、情報を受け取られましたら、噴火等による重大な災害が起こる可能性が迫っていることを御認識いただき、テレビやラジオ等で速やかに噴火活動の情報収集を行っていただくとともに、本市からの避難指示等の発令を待たずに、自らの判断により行動を取っていただく必要が

あると考えております。

緊急速報メールの後に市が発令する避難情報や避難所開設などの情報は、コミュニティFM 割り込み放送や垂水ほっとメール等で発信するほか、各報道機関を通じてお知らせすることとしております。

以上でございます。

**○企画政策課長(草野浩一)** 株式会社理喜鹿 児島工場閉鎖の理由と本市への影響、閉鎖後の 事後処理につきましてお答えいたします。

初めに、閉鎖に至るまでの経緯についてでご ざいます。

令和4年2月中旬、鹿児島県大阪事務所職員 が株式会社理喜本社を訪問した際に、同社水本 社長より、人員の確保ができない状況が続いて おり、鹿児島工場の閉鎖を検討している旨の話 があったとの情報提供を県産業立地課から受け たことから、令和4年2月下旬、県職員と本市 水産商工観光課及び当課職員で鹿児島工場へ出 向き、状況確認を行うなどし、以降3回の現状 の聞き取りを行ったところでございます。

工場閉鎖の主な理由といたしましては、コロナ禍における入出国制限により、令和2年度に30名いた外国人技能実習生が聞き取りの時点で11名にまで減少し、国内雇用についてもハローワーク等で随時募集を行ってきたものの、応募者がなかなか集まらない状況にあり、十分な労働力が確保できないとのことでございました。

また、海外輸入のニット製品との価格競争が 激化し、加工賃は20年ほど据え置かれたままの 中、人件費や輸送コストは上昇し続け、鹿児島 工場だけでも数年赤字期が続き、これまでの蓄 えで何とかしている状況であったとのことでご ざいました。

これらの理由により、令和5年1月に本社より鹿児島工場へ連絡があり、同年2月には鹿児島工場での生産が中止され、3月末に工場閉鎖となったところでございます。

市の対応といたしましては、最初に聞き取りを行った令和4年2月に、市が幅広い年代や移住者希望者等に紹介、就職、移住・定住促進を目的に、作成・発刊しております垂水市企業ガイドブックに株式会社理喜の募集情報等の掲載を行い、工場閉鎖が決まった令和5年2月には、従業員の再就職先の検討資料として企業ガイドブックを全従業員にお渡ししたところでございます。

また、従業員数名が新たに独立して起業をすることも検討しておりましたことから、市内の100坪程度の物件を提示するなどの対応を行ったところでございます。

次に、本市への影響についてでございますが、 市内雇用の場の喪失と、それに関連する市民税 の減収、鹿児島工場の法人市民税減収、鹿児島 工場の土地・建物等に対する固定資産税につい ての減収などが本市への影響として考えられる ところでございます。

続きまして、株式会社理喜鹿児島工場閉鎖後 の事後処理についてでございます。

公表されている情報によりますと、大阪府に本社を置きます株式会社理喜は、令和5年4月28日付で自己破産の申請準備を開始しているようでございます。

また、株式会社理喜の破産手続を委任されております弁護士が所属する事務所へ確認を取りましたところ、破産管財人において、鹿児島工場の土地・建物・機械などの売却処分先を探している最中であるとの回答でございました。

以上でございます。

〇土木課長(東 弘幸) 市道内ノ野線道路改良工事の進捗状況と現状につきましてお答えいたします。

市道内ノ野線の道路改良工事は、県道垂水南 之郷線の交差点を起点とし、終点は市道瀬戸山 線との交差点までの約1,780メートルが計画区 間となっております。平成22年度に工事に着手 し、今年度で14年が経過いたしますが、平成22 年度から24年度までは起債事業で実施しており、 平成25年度以降は社会資本整備総合交付金を活 用し、整備を進めております。

工事着手後、起点側からおおむね用地の協力を頂けるめどが立った範囲で先行して用地取得してから工事発注しており、用地交渉が順調に進み、単年度での施工延長が約300メートルとなった年度もありましたが、近年は相続登記されていない土地が多く、県外、市外の相続人も多いことから用地取得に大変苦慮しており、令和2年度の施工延長は110メートル、3年度は70メートル、4年度は50メートルと、議員御指摘のとおり、年々工事の進捗が遅くなっているところでございます。

現在、計画区間1,780メートルのうち、令和 4年度までの改良済延長が1,530メートルであ ることから、進捗率は86%となっているところ でございます。

今年度は、議員も御承知のとおり、用地の取得ができなかったため工事施工を見送り、用地交渉のみを行ってまいりました。年度当初では6筆が未同意でございましたが、そのうち2筆につきまして、用地交渉を行いましたところ、同意を頂けたことから、10月に用地取得の契約を締結したところでございます。

以上でございます。

続きまして、今後の用地承諾と事業見直しに つきましてお答えいたします。

まず、用地承諾でございますが、先ほども答 弁いたしましたが、今年度は2筆について同意 を頂きました。残りの4筆につきましても、相 続人の方へ引き続き案内文書を送付し、事業へ の協力のお願いをしておりますが、現在返事が ないところでございます。

しかしながら、土地の相続人のお一人から問合せがあり、事業の説明を行ったところ、御同意を頂くことができました。県外、市外への相

続人の方が多く、用地取得が困難な状況の中、 一歩前進したものと考えております。

残り4筆の土地のうち同じ名義人の土地2筆 につきましては、相続人の方が19人おり、その うち9人から同意を頂いております。

また、それ以外の土地2筆につきましては、 相続人の方が24人の土地1筆と、5人の共有名 義の全てが相続登記されていない総数31人の相 続人の方からの同意が必要な土地1筆となって おります。現在は、文書や電話での協力のお願 いをしておりますが、今後は直接県外に赴き、 用地交渉を行うなど事業推進に努めてまいりま す。

次に、事業見通しについてでございますが、計画延長1,780メートルのうち、残りが約250メートルでございますので、施工につきましては、社会資本整備総合交付金の今年度概算要望を申請していないため、来年度概算要望、本要望を行い、令和7年度に事業を実施したいと考えております。

以上でございます。

**〇副市長(海老原廣達)** お答えいたします。

用地交渉に係る有効な御助言等がありました らということなんですが、実際、私は県職員時 代に用地交渉の実務をしたことがないもので、 経験に基づく助言というのはできないところな んですけれども、聞くところによりますと、垂 水市と県との用地交渉事務自体は違いはないと ころでございます。今回のように県外、市外に お住まいの方が多いという地理的な問題もあっ たりとか、また事業内容に関しまして、地権者 の方のお考えであったりとか、取得に係る土地 につきまして、地権者の方が多い、個々人と違 うところもございますので、まずは土木課長が 答弁いたしましたとおり、地権者の方に対しま して事業内容の丁寧な説明に努めまして、用地 取得に関しまして御理解、御協力を頂けるよう 地道に交渉を重ねていくしかないのかなと考え

ているとこではございます。 以上でございます。

**○前田 隆議員** それでは、一問一答方式で2回目の質問に入ります。

時間の関係で最後まで行けないかもしれませんが、行けるところまで頑張ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、先に3番と4番の答弁に対し、コメントを済ませておきたいと思います。

3番目の閉鎖した理喜鹿児島工場の経緯と事後処理の現状は分かりました。数少ない企業と雇用が失われたことは大きな損失ですが、売却先が決まり、再開されることを祈りたいと思います。市には、それに対する協力と今後の情報収集をお願いしておきます。

4番目の内ノ野線の改修工事の用地承諾と事業見通しについても分かりました。副市長にも答弁いただき、ありがとうございます。なかなか難しいところだけが残り、難儀されていることは重々承知しておりますが、市の幹線道路でもあります。困難を克服して、改修工事が前進するようお願いしておきます。

それでは、元に戻り、1番目からの再質問に 入っていきます。

中央病院のコスモス苑に設置される太陽光発 電の進捗状況と事業開始、再エネ由来の電力購 入価格のメリットについては分かりました。

そこで、2回目の質問ですが、購入価格について決定ルールを定めているのか、伺います。

**○企画政策課長(草野浩一)** 垂水中央病院・ コスモス苑に設置される太陽光発電に係る電力 価格決定のルールにつきましてお答えいたしま す。

まず、垂水中央病院・コスモス苑へ太陽光発 電設備を設置するに当たり、設置者であるリニューアブル・ジャパン株式会社様と、指定管理 者である公益財団法人肝属郡医師会、施設設置 者である本市の3者において、令和5年3月9 日付で、屋上等太陽光発電施設による電力供給 契約を締結し、設置費用、維持管理費用につい て設置者が全てを負担するとしたところでござ います。

その上で、発電した電力につきましては、その電力供給契約書に基づき、指定管理者である 肝属郡医師会が電力使用料としてリニューアブル・ジャパン株式会社様へ支払うこととなりますが、その使用料については、太陽光発電設備設置前の電力単価よりも安価となるよう、リニューアブル・ジャパン株式会社様と肝属郡医師会とで協議を行い、垂水中央病院については1キロワットアワー当たり税抜き15.3円、コスモス苑については1キロワットアワー当たり税抜き13.5円の単価契約を結んだところでございます。

なお、著しい経済状況の変動、電気事業法等 関連法令の変更等が生じた場合には、電力単価 の改定について、改めて協議を行う契約条項も 設けているところでございます。

以上でございます。

**○前田 隆議員** ありがとうございます。価格 決定については、電力供給契約に基づき決定し、 改定についても改めて協議する契約条項を設け ているとのことです。

ところで、リニューアブル・ジャパンとは、 電力購入契約の中で、台風等によりパネルが飛 散し、施設や近隣の人家に被害が及んだ際の対 応について契約書に明記されているのか、お聞 かせください。

**○企画政策課長(草野浩一)** パネル飛散等の 被害対応につきましてお答えいたします。

先ほどの答弁で申し上げました電力供給契約の中で、垂水中央病院・コスモス苑へ設置される太陽光発電設備については、リニューアブル・ジャパン株式会社様の費用負担において、第三者賠償責任保険に加入することとし、設備の不良、設置、管理運営上の瑕疵により第三者

に損害を及ぼした場合には、その損害の因果関係の範囲内において、リニューアブル・ジャパン株式会社様が損害賠償の責任を負うことを契約条項に盛り込んでいるところでございます。 以上でございます。

**〇前田 隆議員** パネル飛散等の損害賠償は、 契約条項に盛り込んでいるとのことです。

次に、2点目のゴルフ場跡地のメガソーラー の進捗状況と協定書の締結内容については、答 弁いただきました。

既に10月から運転開始し、管理運営体制については、キナンクリーンエネルギーが管理をし、 NECフィールディングが保守点検業務を受託 し、実施しているとのことでした。

また、災害防止対策などを盛り込んだ環境保 全協定書の締結もなされたようです。協議に参 加された関係課には、御尽力いただき、御苦労 さまでした。

ところで、前回の質問でも要望しておりました、本市のメガソーラー設置・管理に関するガイドライン策定はどうなったか、お聞かせください。

**○企画政策課長(草野浩一**) お答えいたします。

ガイドライン策定につきましては、令和4年 第4回定例会において、前田議員、持留議員からの御質問に対し、県の再生可能エネルギーの 適正な事業実施の確保に係る対応ハンドブック に準拠して対応していることもあり、垂水市独 自のガイドラインや条例等については策定して いないところであるが、周辺自治体の事例を参 考に、本市の実情を考慮したガイドラインの策 定について検討したいと考えていると答弁して いるところでございます。

これまで大規模な再生可能エネルギー施設立 地につきましては、周辺の自然環境等に配慮し た事業となるよう環境保全協定を締結するなど、 個別に対応してきているところでございます。 現在も、関係部署へ問合せや照会があるなど、 今後も再生可能エネルギー発電施設の立地が予 想されますことから、再生可能エネルギー発電 施設の計画段階において、災害防止や良好な景 観、生活環境の保全に配慮した事業実施の確保 を図るため、本市独自のガイドラインを策定す る予定としているところでございます。

基本的には、経済産業省、資源エネルギー庁が再生可能エネルギー発電事業の適切な事業実施の確保等を図るために定めている事業計画策定ガイドラインや、これまで準拠してきている県の再生可能エネルギーの適正な事業実施の確保に係る対応ハンドブック、近隣市町が策定している再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインなどを参考としながら、今年度中をめどに、本市の豊かな自然景観、高隈山系に生息しているクマタカや本市の天然記念物に選定されている高峠のツツジ等、動植物及び生態系など本市特有の環境の保全等について、発電設備の設置における配慮事項の中に盛り込んだ本市独自のガイドラインを策定する予定としているところでございます。

以上でございます。

**○前田 隆議員** 分かりました。ありがとうございます。再生可能エネルギー施設の設置に対して、地域の安心、安全が確保され、自然災害や環境破壊に十分な配慮がなされたガイドラインが策定されることを期待いたします。

次に、3点目の輝北風力発電所の更新計画と 環境アセスメントの評価書について説明いただ きました。

工事予定では、令和8年4月が運転開始予定とのことでした。今後、脱炭素社会の電力として風力発電はますます利用拡大が予想されます。 今回は、風力発電の新規計画分については伺いませんでしたが、それを加えると相当の規模になると聞いております。

九州電力管内では、再エネに対し出力規制が

講じられておりますが、今後拡大する風力発電 に対して規制も高まります。それに対して、 ユーラスエナジーホールディングスはどう考え ているのか、分かりましたら教えてください。

**○企画政策課長(草野浩一)** 出力抑制に対する対応につきましてお答えいたします。

事業主である株式会社ユーラスエナジーホールディングス様に確認をいたしましたところ、第三者レポートによる現実的な出力抑制率を想定し、想定発電量から出力抑制分を差し引いた採算性を社内にて精査予定とのことでございますが、出力抑制により採算性が悪化し、事業運営が立ち行かなくなることは現時点では想定していないとのことでございます。

また、余剰電力につきましては、有効活用ができないか、社内で検討している段階とのことでございます。

以上でございます。

**○前田 隆議員** 分かりました。ありがとうご ざいます。

それでは、最後に4点目の本市の温暖化対策 としての公共施設への再生可能エネルギー導入 について質問に入ります。

本市の温暖化対策は、垂木市地球温暖化対策 実行計画事務事業編で各種省エネ対策を実施し、 CO<sub>2</sub>削減に取り組むとされ、公共施設には再 生可能エネルギー発電設備の設置を検討すると されております。

また、国より公共施設に太陽光発電を導入し、 2030年に50%、2040年に100%導入する地域脱 炭素ロードマップも示されております。

もう一方で、垂水市強靭化地域計画では、地 震と災害発生時の長期電力停電に際し、公共施 設の電力確保の観点から太陽光発電導入を検討 すべきとも示されております。

そこで、このような観点から、公共施設への 太陽光発電導入についてどのような検討、計画 をされているか、公共施設総合管理を所管され る財政課長に伺います。

また、市長には、総括して、本市の温暖化対策としての公共施設への再生可能エネルギー導入について、考えや方針を伺います。

**○財政課長(園田 保)** 公共施設の再生可能 エネルギー導入についてお答えいたします。

令和3年6月の国・地方脱炭素実現会議において、政府及び自治体の建築物及び土地では、 先ほど前田議員が言われましたとおり、2030年 に設置可能な建築物等の約50%に太陽光発電設 備が導入され、2040年には100%導入されてい ることを目指すことが盛り込まれた地域脱炭素 ロードマップが策定されたところでございます。

この目標を達成するために、国・県を含む全 ての地方公共団体で地球温暖化対策実行計画事 務事業編が策定され、取組が進められていると ころでございます。

国の太陽光発電の導入につきましては、政府が保有する設置可能な建築物、敷地に対する導入率は、令和3年度実績で6.4%となっております。

本市においては、令和4年4月に垂水市地球温暖化対策実行計画事務事業編が策定されたところですが、令和5年3月に設置可能な建築物の敷地の具体的な基準が示され、かつ判定ツールも公開されたことから、今後、垂水市として太陽光発電の設置可能な建築物、敷地を判定した上で、目標達成に向けて取り組んでいきたいと考えております。

本市では、冒頭にありましたように、垂水中 央病院やコスモス苑をはじめ、小規模ではあり ますが、本庁舎屋上へ太陽光発電設備を設置し ているところですが、カーボンニュートラルの 実現に向けて、さらなる取組を全庁的に推進す ることが重要であると考えております。

以上でございます。

○市長(尾脇雅弥) 温暖化対策としての公共 施設への再生可能エネルギーの導入についての 考え方や方針についてお答えをいたします。

令和4年12月に総務省が取りまとめました令和5年度地方財政対策の地域の脱炭素化の推進といたしまして、脱炭素化推進事業債が創設されました。この事業は、地域における脱炭素の基盤となる再生可能エネルギーや電気自動車の導入等を率先して実施することなど、地方公共団体の役割が拡大していることを踏まえ、地方公共団体が公共施設等の脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう新たに打ち出された事業でございます。

先ほど財政課長が答弁でも申し上げましたが、 再生可能エネルギー発電施設などの公共施設へ の太陽光発電設備の導入を検討する上では、老 朽化の確認や使用電力量の少ない施設などへの 太陽光発電設備の設置効果の検討や、また財政 課が策定しております公共施設等個別施設計画 における個別施設の方針との整合性を図りなが ら、設置可能な施設におきましては、現在進め ております民間活用を含めた太陽光発電施設の 導入を検討していかなければならないと考えて いるところでございます。

ほかの公共施設における太陽光発電設備の導入に関わる今後の方向性でございますが、令和3年5月に地球温暖化対策の推進に関する法律が改正されました。2050年までのカーボンニュートラルが基本理念に位置づけられ、令和3年6月に出されました地域脱炭素ロードマップでは、自治体の公共施設などにおいて2030年には50%、2040年までには100%、設置可能な建築物などに太陽光発電設備の導入を目指すことが掲げられております。

今後、本市が地域脱炭素ロードマップに掲げられている設置可能な建築物等への太陽光発電設備の導入割合を達成するに当たりましては、 財政的に有利な国の補助事業などの活用も検討しなければならないと考えております。

本市の再生可能エネルギーに関する取組とい

たしましては、令和3年3月策定の垂水市環境 基本計画中間見直し版において、2050年に二酸 化炭素排出実質ゼロへ取り組むことが明記され ております。

また、令和4年4月策定の第3期垂水市地球温暖化対策実行計画においては、事務事業で効率的に温室効果ガスの排出量を削減することを目標に掲げており、同計画におきましては再生可能エネルギーの導入推進が明示されておりますことから、令和4年8月29日には再生可能エネルギーの活用に関して、相互に連携して普及啓発や利用促進の取組を推進することを目的として、リニューアブル・ジャパン株式会社様と連携協定を締結したところでございます。

本市におきましても、地球温暖化対策実行計画において、公共施設で使用する電力の再生可能エネルギーへの転換に向けた検討など再生可能エネルギーの導入推進を掲げ、脱炭素化を推進することとしておりますことから、これから先、カーボンニュートラルを目指す上で達成しなければならない課題として、公共施設等への太陽光発電設備の導入と併せて、再生可能エネルギー由来の電力需要への転換なども視野に入れていかなければならないと考えております。

現在、本市においても、民間企業による太陽 光や風力などの大規模発電施設の建設が行われ、 また新規の計画が進められております。今後、 これらの地域内で得られた再生可能エネルギー 由来の電力を、その地域内で活用していく地産 地消の取組に期待をしているところであります。

このようなことから、地球温暖化対策として 脱炭素社会の実現を目指す取組による持続可能 なまちづくりのために、官民連携して再生可能 エネルギー活用に取り組んでまいりたいと考え ております。

以上でございます。

**○前田 隆議員** ありがとうございます。公共 施設への具体的な導入検討は、これからのよう だと思います。

2022年度の地球の温室効果ガスは過去最高となり、さらに今年は平均気温も過去最高になると報じられ、地球温暖化が危惧されております。公共施設への再エネ導入を加速して、温暖化防止に市を挙げて取り組まれるようお願いいたしまして、この件は終わります。

次に、大規模噴火の規模と備え、前兆について答弁を頂きました。また、避難対策にも答弁を頂きました。詳しく答弁を頂き、ありがとうございました。

実際の状況では、避難が対策どおり、安全確 実に実施されることが重要です。しかし、一部 の方が大噴火発生時に取り残される可能性も十 分に考えられます。

そこで、大噴火発生時に取り残された方の住 民避難の対応はどうするのか、最後に伺います。 〇総務課長(濵 久志) 大噴火発生時に取り 残された避難対応はどうするのかにつきまして お答えいたします。

垂水市地域防災計画火山災害対策編において、 避難誘導等は当該地区の消防分団が行うものと しており、併せて近隣自治体、消防、県警察等 と協力して個人情報の管理に配慮しつつ、正確 な情報の収集に努めるとともに、安否確認を含 めて対応するものとしております。

避難対応につきましては、安全が確保された上での支援や行動でなければなりませんので、 先ほど1回目の御質問で申し上げましたとおり、 地震や海の変化などの前兆現象を発見し、あるいは自らが情報を収集して危険だと判断した場合等においては、近所と声をかけ合って自主的に避難することも記載しておりますことから、 早めの避難行動を取っていただくことが肝要であると考えております。

以上でございます。

**〇前田 隆議員** ありがとうございます。避難 誘導は、当該地区の消防団が行うとのことでし たが、消防団員の安全確保も必要です。消防団 員の安全確保に努めながら避難誘導等を行うよ う、安全第一で対応をお願いします。

時間もなくなりましたので、残余の質問はま たの機会に回して、これで質問を終わります。 どうもありがとうございました。

○議長(堀内貴志) ここで、暫時休憩いたします。

次は、午後1時20分、13時20分から再開します。

午後0時10分休憩

午後1時20分開議

○議長(堀内貴志) 休憩前に引き続き会議を 開きます。

次に、4番、新原勇議員の質問を許可いたします。

[新原 勇議員登壇]

○新原 勇議員 今年最後の新原勇として一般 質問をいたしたいと思います。

それでは、12月3日に境小学校において国道220号線牛根境防災着工式が行われ、森山先生をはじめ市長、県議、霧島市議、垂水市議、各関係者が集まり、牛根小太鼓のオープニングで始まり、ビデオメッセージにて国道220号線の災害にも強い道路の完成を両市民が待ち望んでおり、早い完成を望みます。

11月4日の産業祭では、天気もよく、オールドカーフェスにはたくさんのギャラリーも訪れ、懐かしさがあふれ、またバイクの愛好者もたくさん訪れていらっしゃいました。オールドカーと並んでバイクを見ている市民もいて、バイク愛好者も気軽に写真を撮らせてあげて市民との交流を楽しんでいらっしゃいました。来年は、バイク愛好者の駐車場を見える位置に確保してもらいたいぐらいでしたので、関係者の皆さんよろしくお願いいたします。

また、鳥インフルエンザが佐賀、茨城、埼玉

に発生し、今回4例目として出水市の養鶏場にも発生しました。もう一度、各関係者を通じて 鶏舎の破れはないか、鳥インフルエンザ対策を お願いいたします。

世界では、ロシアがウクライナに攻め込んで 649日になり、イスラエルではハマスとの戦争 になり、またイエメンのフーシ派が紅海におい て活動しております。元の平和になるよう祈っ ています。

それでは、質問に入らせていただきます。各 関係課、御答弁をよろしくお願いいたします。

集落水道の土地保全について。

今年の8月に、都城市の山林を外資系企業が約700~クタールも買収し、行政も実態把握ができないという記事が書いてありました。700~クタールとは、東京ドーム約150個分、鴨池の平和リース球場で約540個分に相当します。

垂水市は、集落水道がたくさんありますが、 その取水口が買収されたとき、利用する集落に 金銭的要求が来ないとは限りません。そのため にも、取水口は永遠に確保する必要があります。 台風や災害で取水口が移動することもあります が、現在の集落水道について、取水口は公的な ものか、個人的なものか。また、個人の土地な らば賃借について覚書があるのか、お聞かせく ださい。

垂水中央病院の送迎車について。

垂水中央病院の送迎車は、どのような方が利用しているのか、また一日の利用者数についてお聞かせください。

乗合タクシーについて。

産業厚生委員会の視察事業として、岡山県久 米南町のAIを使ったカッピーのりあい号につ いて勉強してまいりました。隣町のタクシー事 業者と契約し事業展開をしましたが、今では町 内に事業者を持つようになり、地元雇用にもつ ながっています。

内容的には、町内、距離には関係なく、300

円で外出したいときにすぐ予約ができる手はずとなっています。乗合タクシーが出払い、時間がないときは、普通のタクシーを利用できるようにしています。タクシー会社とは指定管理を結んでおり、業務管理がしやすくなったそうです。

現在、タクシー会社と市との契約の形態はどのようになっているのか、お聞かせください。 小中学校について。

昨今、PTA会費についてテレビ等で報道されているが、PTA会費や教材費等における保護者の負担額は幾らぐらいか、お聞かせください。

商工業について。

皆さんもご覧のとおり、垂水の既存の商店が 毎年毎年減っており、私の通り会では12月も1 軒閉められる予定であります。先週、本町で新 規店舗が開業され、花輪などを見るとやはり気 分が高揚します。疲弊している中でも何とか頑 張っております。

商工会は、非営利団体であり、漁協、農協の営利団体とは違い、どうしても市の支援が必要でございます。商店街のにぎわいの創造や地域活性化のために、垂水市内において創業する個人、法人に対し小売業の新規創業支援、店舗改装支援にまつわる仕組みづくりはできないか、お聞かせください。

垂水中央運動公園について聞きます。

国体の延長により、その間、体育館の改修などがありましたが、今後の運動公園改修計画についてお聞かせください。

国体を振り返って。

燃える感動かごしま国体特別国民体育大会が10月7日から17日、かごしま大会が10月28日から30日開催され、私も地元開催のフェンシングを10月8日から11日に観戦し、ほかにも南さつま市のスポーツクライミングや鹿児島市の少年バレー、そして、かごしま大会ではいちき串木

野市の車椅子バスケット、鹿児島市のバレーボールを観戦し、各会場のおもてなしと熱気あ ふれる競技を肌で感じることができました。

大会の総括として、市長が諸般の報告で、鹿児島県選手が、全日本のときより応援がすごくて感動したと報告されていました。当日、小学生と中学生の一生懸命な応援が準決勝の逆転につながったと思われます。

今回、国体においておおよそどのぐらいの金額がかかったのか、また大会を支えてくれたボランティアの内訳についてお聞かせください。 以上にて、1回目の質問を終わります。

**〇生活環境課長(有馬孝一)** 集落水道の取水 口は公的な土地か。また、個人の土地に対して 覚書はあるのかにつきましてお答えいたします。

現在、本市の水道行政につきましては、水道 課が所管をしております上水道と各集落・組合 が維持管理している集落水道等により運営され ております。

上水道以外の集落水道等は、4月1日現在、計画給水人口が100人を超える簡易水道に区分されるところが9か所、給水人口100人未満の飲用供給施設に区分されるところが4か所、その他集落水道9か所の計22か所でございます。

議員御質問の各集落水道の取水口につきまして調査しましたところ、22か所のうち公有地7か所、私有地15か所となっており、私有地15か所のうち土地利用に関して覚書等を交わしているところは確認できませんでした。

以上でございます。

**〇保健課長(永田正一)** 垂水中央病院の送迎車の利用者及び1日当たりの利用者数についてお答えいたします。

まず、垂水中央病院の送迎車の利用者についてでございますが、垂水中央病院に確認しましたところ、人口透析患者のうち交通機関を利用することが困難な方や家族の支援がない方に限って送迎を行っているとのことでございました。

その理由でございますが、人口透析患者は週に3回通院し、決まった時間に人口透析を行う必要があり、人口透析ができない場合、生命に関わる危険が生じるため、必ず人口透析を行うことができるよう当該対象者の送迎を行っているとのことでございました。

人口透析の治療は、月、水、金は午前8時からと午後1時からの2回、火、木、土は午前8時からの1回行われておりまして、患者が利用する曜日と時間は患者の居住地域ごとに決まっており、それに合わせて各1便往復のみの送迎が行われております。

1回当たりの利用者は、ワンボックスカー1 台での送迎となりますので、5人から6人との ことでございました。よって、月、水、金の治 療が2回ある日は、1日当たり10人から12人の 方が、火、木、土は1日当たり5人から6人の 方が送迎者を利用されているようでございます。 以上でございます。

**○企画政策課長(草野浩一**) 垂水市乗合タクシー契約形態につきましてお答えいたします。

乗合タクシーの運行に当たっては、本市に事務局を置きます垂水市地域公共交通活性化協議会と市内タクシー事業者3者の間で、事前予約型乗合タクシー運行に関する覚書を締結して運行していただいているところでございます。

本覚書により、運行区域を市木地区、大野地区、水之上・内ノ野地区、水之上・小谷地区の4地区と中央地区をそれぞれ結ぶ4つの運行区域を定め、市木地区が1日7便、その他の地区が1日5便の運行とし、日曜日及び祝日以外を運行日としているところでございます。

利用者の運賃につきましては、距離によって 異なりますが、200円から700円の料金設定となっており、満65歳以上で運転免許証を自主返納 している方や障害者手帳の交付を受けている方 は100円を割引し、小中学生は半額、未就学児 は無料としているところでございます。 また、タクシー事業者につきましては、メーター料金を運行経費と定め、この運行経費から 運賃収入と国の補助金を差し引いた額を地域公 共交通活性化協議会から事業者に運行補助金と して支払っております。

以上でございます。

**〇学校教育課長(川崎史明)** 各学校のPTA 会費や教材費などの保護者の負担額につきましてお答えいたします。

PTA会費につきましては、各学校の保護者、教職員で構成されるPTA組織の総会において承認され、年間を通じたPTA活動の資金や負担金、PTA新聞購読料などとして徴収されておりまして、PTA戸数や校種、活動内容によって若干異なりますが、年間でおおむね3,000円から7,000円程度となっております。

また、教材費につきましては、各学校及び学年で使用する教材によって異なりますが、垂水市学校教材取扱規則により、使用する教材名や金額、こういうことについて年度初めに教育委員会に届け出ることになっておりまして、教育委員会といたしましては、保護者負担軽減の観点に沿って確認しており、各学年、年間でおおむね7,000円から8,000円程度となっております。

各学校におきましては、タブレット端末に入っているAIドリル等を活用し、このようなPTA会費や教材費を含めて保護者ができるだけ 負担にならないように月割りにして集めているところでございます。

なお、いずれの費用も保護者が負担すること になりますが、就学援助等の支援金をこれに充 てている御家庭もございます。

以上でございます。

**○水産商工観光課長(松尾智信)** 小売業の新規創業者支援、店舗改装支援に係る仕組みづくりはできないのかについての質問にお答えいたします。

小売業の新規創業者支援、店舗改装支援につ

きましては、先日、商工会から要望書が提出されたところでございます。御要望の内容といたしましては、飲食店などの小売業の新規開業を目指す方々を対象に創業に要する経費の4分の3、最大75万円の支援、また新築や老朽化した店舗の改装費用等の2分の1、最大100万円を支援していただきたいという内容でございます。これらの支援が、商店街や地域の活性化など地域経済の循環に貢献するのではと考えております。

今回の御要望につきましては、市といたしましても、疲弊している商店街のにぎわいの創造や地域の活性化のため、市内で創業したい個人、法人の方々に対し、創業に要する負担や店舗改装の負担を軽減するための支援策として、補助金制度の創設を検討していかなければならないと考えているところでございます。

まずは、近隣の自治体の支援策などを参考に、 関係課と導入に向けて検討を行ってまいります。 以上でございます。

**○社会教育課長(大山 昭)** 今後の運動公園 改修計画につきましてお答えいたします。

垂水市中央運動公園内の各施設につきましては、老朽化などにより大規模な改修が必要となっているところであり、各施設全てを改修するとなると高額な費用となりますことから、関係課と協議し、年次的かつ計画的な改修が必要であると考えているところでございます。

昨年度までは、国体の延期により体育館並びにキララドームなどの改修を優先しておりましたが、本年度以降、庭球場、野球場、多目的広場など順次改修を行う必要があり、改修計画の見直しを含めて土木課と協議を進めているところでございます。

安全性並びに緊急的な整備が必要な場合は、 早急な修繕を行うなど迅速に対応し、利用され る市民の皆様が安心して運動できる施設となり ますよう努めてまいりたいと考えているところ でございます。

以上でございます。

**○国体推進課長(米田昭嗣)** 御質問でござい ます特別国民体育大会の総括につきましてお答 えいたします。

議会初日の市長からの諸般報告でも御報告がございましたとおり、4日間で約6,400人の方々に御来場していただきました。6,400人の内訳でございますが、選手監督が1,202人、競技役員が392人、高校生、中学生に担っていただきました競技補助員が212人、ボランティアを含む競技会補助員が51人、市職員が担当いたしました競技会係員が181人、実施本部が28人、報道・視察員が342人でございます。一般観覧者は、初日が822人、2日目が618人、3日目が1,835人、4日目、最終日が725人で、4日間で4,000人、合計いたしまして延べ6,408人でございます。

次に、競技会開催に要した費用につきましては、現在、精算業務中のものもあり、概算ではございますが、予算見込額同等の5,730万円程度になるものと考えております。

最後に、国体推進課としての総括でございますが、まずは4日間を通して大きな事故、トラブルもなく競技会を無事に終えることができ、 安堵しております。

また、市民の皆様から天皇皇后両陛下の行幸 啓をはじめ、フェンシングの試合を観覧し、ス ピードや躍動感に感動したなどの感想や記憶に 残る国体になったとの言葉が届いており、成果 の一つではないかと考えております。

今年度は、5月のデモスポ競技のスポーツチャンバラを皮切りに7月の炬火リレー、8月の公開競技綱引き、そして10月正式競技のフェンシングと、大会イベントが続き、市民の皆様とともに機運の醸成を図ることができたことなど、所期の目的を達成することができました。このことは、関係団体の御協力はもとより、市民の

皆様の御理解と大きな御協力なくしてはなし得なかったものと考えております。

以上でございます。

○新原 勇議員 一問一答方式でお願いします。2回目の質問をいたします。

集落水道の土地保全について、17か所の私的なところは覚書がないということですので、この個人の取水口については、やはり行政が指導しながら早急に覚書を、また市として保全できるような仕組みづくりを考えてください。

なぜかと言いますと、私も十数年前ニュースで、昔も今もですけれども、地域の公民館が個人の提供の土地に建てられており、その方が死亡により相続人からそこの公民館の土地を購入するか立ち退きかの要請があったニュースがあり、それを当時、上町の振興会の会長に話をしたところ、上町の振興会も3人の共同名義になっておりましたので、至急、上町振興会の名義にしたことがあります。取水口でなく、公民館の名義も調べていくよう要望しておきます。

中央病院の送迎について、バス利用者につい て理解いたしました。

ある内蔵疾患による歩行がままならない方が、 バス停まで家から30分かかると言われ、中央病 院のリハビリに行くのに人工透析のバスが隣ま で迎えに来ると、そのバスに何とか乗車できな いのかと言われたんですけれども、その相乗り は可能なのか、お聞かせください。

**〇保健課長(永田正一)** 人工透析患者との相乗りは可能なのかの御質問にお答えします。

先ほど説明しましたとおり、人工透析患者に限りまして送迎を実施しておりますが、この車両にほかの患者さんが相乗りすることが可能なのか、垂水中央病院に確認しましたところ、送迎車両につきましては、ほぼ満員に近い状況で運行されており、人工透析は時間どおりに治療を開始しなければならないことから、治療開始時間までに患者を病院に確実に送り届けること

ができるよう、患者数を考え送迎ルートを設定 し運行を行っているため、ほかの患者を相乗り させることは困難であるとの回答でございまし た。

以上でございます。

○新原 勇議員 分かりました。10名ぐらいのマイクロバスですので、透析患者がだんだん増えているということで、相乗りはできないということは理解できました。

あと、交通弱者の方から中央病院までの送迎 バスの要望はないのか、そういう意見がないの か、お聞かせください。

**〇保健課長(永田正一)** その透析患者以外の 方からの声がないのかということを中央病院に 確認しましたところ、現在のところ、そのよう な送迎を要望するような声はないということで 回答を頂いているところです。

以上でございます。

**〇新原 勇議員** 分かりました。人工透析患者が多いということと、それと交通弱者からの声がないということで理解いたしまして、次の質問に行きたいと思います。

乗合タクシーについて、現在使用している市 民の声はどのような声があるのか、また月何回 程度利用しているのか、お聞かせください。

**○企画政策課長(草野浩一)** 初めに、乗合タクシー利用者の御意見につきましてお答えいたします。

本市では、これまで2年に1回、乗合タクシー運行区域内の全振興会を対象とし、乗合タクシーに関するアンケート調査を実施しております。

直近の調査となる令和3年度の結果で申しますと、まず利用目的として最も多かったのが病院の45%、2番目は買物の30%という結果でございました。

次に、利用者の満足度では、満足が54%、や や満足が28%となっております。 次に、今後の運行についてでは、継続して運行してほしいと回答した方が50%、いずれ利用するので継続してほしいと回答した方が36%との結果でございました。

続きまして、乗合タクシーの利用頻度につき ましてお答えいたします。

こちらも令和3年度のアンケート調査結果で申しますと、週に1日から2日程度が最も多く全体の27%、次いで、月に2日から3日程度が26%、年に数回が21%、月に1日程度が13%、週に3日から4日程度が6%、週5日以上が3%となっております。

なお、これまでもアンケート調査は実施するだけではなく、その結果を基に運行見直しへ反映させてきており、令和2年度に各運行区域で増便を、令和3年度には大野ルートの運行時刻見直しを行ってきているところでございます。以上でございます。

**〇新原 勇議員** 2年に1回アンケートをして、よりよい、乗合タクシーに対していろいろ変更されていることを非常にうれしく思っております。

乗合タクシーのルールの中で、地区内の乗降 はできないルールになっているが、それはなぜ なのか。先ほど話をしましたカッピーのりあい 号では、荷物だけの配達もできましたが、垂水 はそのような利用はできないのか、お聞かせく ださい。

**〇企画政策課長(草野浩一)** 初めに、同一地 域内の乗り降りにつきましてお答えいたします。

本市の乗合タクシー事業につきましては、国からの補助金を活用していることを1回目の答弁で申しましたが、具体的には、国の地域公共交通確保維持改善事業のうち、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金を活用しているものでございます。この国庫補助の要件として、交通空白地域における地域間交通ネットワークのフィーダー系統であることとなっており、本

市の場合、交通空白地域である市木、大野、水 之上地区からバス路線が運行している中央地区 までを接続するフィーダー系統を本市の乗合タ クシーとして運行することについて国から認定 を受けているところでございます。そのため、 このフィーダー系統の運行のみについて、その 運行実績に応じ国からの補助金が交付されるこ ととなっております。

また、この認定を受けた垂水市地域内フィーダー系統確保維持計画は、先ほども申しました交通空白地域から国道を運行する路線バスとの接続を確保する計画であることから、議員御質問の同一地域内の乗り降りは本事業の対象外となっているところでございます。

次に、荷物送迎のみの利用についてでござい ます。

先ほども申しましたが、この計画は交通空白 地域にお住まいの方々の移動手段を確保するた め乗合タクシーを運行しておりますことから、 本事業の対象外となってしまうところでござい ます。

以上でございます。

**〇新原 勇議員** 今の同一校区内だけの利用はできない理由については分かりました。

それと、乗合タクシーを利用された方が、病院を二、三科目かけ持ちで受診をしたら帰りの乗合タクシーには間に合わず、タクシーで帰宅している方がたくさんいらっしゃいます。運行時間に間に合わなかった方々は乗合料金にできないのか、お聞かせください。

**○企画政策課長(草野浩一)** 運行時刻に乗れなかった場合の御質問につきましてお答えいたします。

本市の乗合タクシーは事前予約型となっており、運行時間の1時間前までにタクシー事業者へ利用者が連絡を行い、予約するシステムとなっております。そのことから、基本的には通常のタクシー営業とすみ分けているところでござ

いますが、予約のあった予定時刻に利用者がいらっしゃらない場合には、基本的にはタクシー事業者から利用者へ改めて連絡を行うようにしており、病院の診察が少し長引いているなど、その理由、状況等を確認した上で、状況に応じて乗車するまでタクシーを待機させる対応も可能としているところでございます。

以上でございます。

○新原 勇議員 ただいまの、1人の場合は時間がどのくらいか分からなくても待っていられるかもしれませんけれども、他人が同行された場合は早く行かなければならない場合もあると思いますので、ぜひこのあたりのことは検討をお願いいたします。

また、国道沿いの市民の利用について、今後 の考え方はないのか、お聞かせください。

**○企画政策課長(草野浩一)** 国道沿いの市民 の方々の利用につきましてお答えいたします。

これまでの答弁の中で、本市の事前予約型乗 合タクシーは、垂水市地域公共交通活性化協議 会で定めた垂水市地域内フィーダー系統確保維 持計画において、交通空白地域にお住まいの 方々の移動手段の確保を目的として運行してい ることを申し上げました。

国の地域公共交通確保維持改善事業の定義で 申しますと、半径1キロ以内にバス停留所等が 存在しない地域が交通不便地域となっており、 御質問の国道沿いにつきましては、路線バスの 停留所があるため、現行の計画において国道沿 いの乗合タクシー運行は行っていないところで ございます。

しかし、路線バスの運行も燃料費高騰や運転 手不足などにより年々減便傾向にあり、今後も 十分な運行便数確保の見通しが不透明な状況に ございますことから、乗合タクシー運行ルート の見直しも含め、地域公共交通の在り方を改め て見直す必要があると考えているところでござ います。 そのことから、今年度改めて垂水市が目指すべき公共交通の在り方や公共交通以外の移動手段の活用を含めた生活交通の確保及び維持に関する考え方をまとめた垂水市地域公共交通計画を策定することとし、計画作成作業に入っているところです。

9月議会において、持留議員の御質問でも答 弁いたしましたが、この計画作成に当たっては、 住民ニーズや利用者ニーズを十分に把握し、そ の結果を計画へ反映させる必要があると考えて おりますことから、市民アンケート調査、乗合 タクシー利用者アンケート調査、路線バス乗降 者調査、高校生アンケート調査、振興会長アン ケート調査を行い、公共交通の問題点、課題及 び解決の方向性を取りまとめ、地域公共交通計 画に反映させることとしており、現在、これら のアンケート調査結果を分析し、公共交通の問 題点、課題及び解決の方向性を取りまとめてい るところでございます。

最終的には、令和6年5月開催予定の九州運輸局支局や鹿児島県、旅客自動車運送事業者、住民代表などで構成します垂水市地域公共交通活性化協議会において計画を承認するスケジュールで現在策定作業を進めており、この垂水市地域公共交通計画に基づき、乗合タクシーの運行ルート見直しを含め、より住民ニーズに即した形での生活交通の確保及び維持を図ることとしているところでございます。

以上でございます。

**〇新原 勇議員** 様々なアンケートによって住 民の足である生活交通が守られていくことを、 非常にいい方向になるようによろしくお願いし ます。交通弱者がますます多くなってきており ます。

久米南町では、通学バスの空いた席を一般市 民の方が教育委員会に連絡して同乗を許可して いるということです。また、中央校区内での乗 合タクシーの利用の声もあります。 垂水市も、先ほど課長が答弁されましたとおり、何かしらの新しい仕組みづくりが必要な時期に来ているかと思われます。検討していただき、最善な策をよろしくお願いいたします。

それでは、小中学校について。PTA会費や 教材費等の保護者の負担額は各学校によって違って、教材の場合には月割りでやっているということでしたので、この教材費など滞納の状況とその対応についてお聞かせください。

**〇学校教育課長(川崎史明)** 滞納の状況と対応につきましてお答えいたします。

PTA会費や教材費等をまとめて学校納付金 といたしまして、各学校におきましては年間を 見通して各月ごと、または数か月分をまとめて 徴収しております。

昨年度、ほとんどの学校で滞納はございませんでしたが、未納があった場合、その都度、該当の家庭へ文書でお知らせをし、納入を促したり、管理職や事務職員による徴収も行っております。

また、学期途中であっても、学校から個別に 就学援助制度につきまして保護者へ御紹介する 場合もございます。

以上でございます。

**〇新原 勇議員** 滞納の催促については、管理職または事務職ということでしたので、できるだけ担任の先生に負担が来ないよう配慮していただき、就学援助費や児童手当など申込みをするときに承諾書をもらうようしていただきたいとお願いしておきます。

それでは、次のPTA会費の納入拒否、滞納について、11月22日のテレビにおいてPTA会費の納入拒否または引き去りにおいて不当であると裁判を起こされたニュースを見て、本当にびっくりした一人ですが、垂水市においての状況、または拒否された方への対応についてお聞かせください。

**〇学校教育課長(川﨑史明)** PTA会費納入

拒否対応につきましてお答えいたします。

調べましたところ、本市ではこれまでにPT A会費納入拒否をされた保護者及び教職員はいないと伺っております。

各学校では、そのような状況にまずはならないように、PTA活動を工夫しながら活動をより充実させたり、負担軽減を図るために協力体制を強化したりするなど、それぞれの学校が魅力あるPTA活動に取り組んでいただいているものと思っております。

以上です。

**〇新原 勇議員** 納入拒否がないということで、 本当にいいと思っております。

私も3人子供がおり、PTA参加活動は積極的にやってきたと自負しております。PTAとは、Parent Teacher Association、発音はちょっと悪いですけど、保護者と教師から成る組織です。学校も先生だけでは成り立たない、保護者が協力しながら子供のためにという信念で、よりよい学校づくりにつながっていると私は勝手に思っています。

幼稚園、保育園では、皆さん一生懸命PTA されています。小さな学校では、地域まで巻き 込まないとできない活動もあります。中学校に 上がるにつれ、役員をされる方が少なくなるよ うですが、子供のためと思いPTA活動を盛り 上げてほしいです。

また、南日本新聞のひろばの記事で、安藤さんという元教員の方も、「私は教員時代、PT Aはありがたい組織だと思って過ごしていた。教員だけでは負担し切れない環境整備や行事の準備などを保護者が手伝ってくれたからだ。そして様々な考えがあるのは確かだが、例えば年度初めに学校長がPTAの在り方について説明し、理解を得る努力もこれから大事であろう」と結んでおります。

PTA、保護者と教師から成る組織です。子 供たちが安心してよりよい学校生活ができるよ う願っております。

次に、商工業について。

先ほど、水産商工観光課長が小売業の支援事業について答えられましたが、財政課長、今度、担当課と新年度の予算折衝を行われると思いますが、この件につきましては、新規の創業を望んでいる人たちのためにもぜひ予算措置をお願いしたいと思っております。

スタートアップ事業につきましては、近いところで、志布志市では、商工業開業支援事業として支援金を市内居住者なら月5万円を1年間、市外からは単身者は10万円、それ以外は15万円としています。さつま町でも、新規参入者には毎月5万円を1年間支給する支援補助があります。

前回も議会で述べたように、まず垂水市で新 規開業しやすい仕組みづくりをぜひつくってほ しいと要望しておきます。

それでは、垂水中央運動公園について。運動 公園の改修事業につきましては、また新しく計 画していくということは分かりました。

うちの子供たちも10年以上前にソフトテニスをやっていましたが、垂水市のコートは雨でラインがだんだん浮いてきて不規則なバウンドをして、垂水ポイントと言われていました。その度に整備をされたわけですが、あるとき要望の中でテニスコートのオール天候型の人工芝コートの計画の話もありました。今や垂水市のスポーツで一番交流人口の多いテニスコートの改修についてお聞かせください。

**〇社会教育課長(大山 昭)** テニスコートの 整備計画につきましてお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、垂水中央運動 公園内の施設改修につきましては年次的に進め ており、令和5年度は、令和6年度の改修工事 に向けて庭球場管理棟の外壁改修や洋式トイレ の改修に伴う設計委託を行っているところでご ざいます。 庭球場は、昭和58年に完成以来、約40年経過しており、老朽化などにより様々な改修が必要となっている中で、安全性を担保することが重要であると考えているところでございます。

議員が言われますように、利用団体からは、砂入り人工芝コートもしくはクレーコート、審判台の新設など様々な要望がありますが、高額な費用となりますことから、改めて計画内容の見直しを含めて年次的に順次改修を行うことが必要であると考えているところでございます。以上でございます。。

## **〇新原 勇議員** ありがとうございます。

これは要望ですけども、運動公園の改修において、国道からテニスコート側への道幅が狭いので、これは県に要望して広げてほしいと思っております。

また、いろんな大会が重なったときに、どうしても駐車場が足りませんので、土木課と協議し、駐車場の確保もお願いしたいと思っております。

それでは、国体を振り返ってですけれども、 大会の総括で、ボランティアの方などのおかげ で事故もなく大会が終われたことは、本当に心 から共に感謝しております。お疲れさまでござ いました。

最後に、市長、玄関横に記念碑、昭和47年10 月23日、天皇皇后両陛下の行幸啓と同じく、同年9月15日、皇太子・皇太子妃殿下の行啓と、 第27回国民体育大会と掘られた碑が飾ってあります。

今回、再び垂水市に天皇皇后陛下が行幸啓されたことは名誉であり、市民の誇りでもあります。記念碑の設置についてお聞かせください。

**〇市長(尾脇雅弥)** 御質問でございます記念 碑の設置につきましてお答えをいたします。

議員の皆様も御承知のことと思いますけれど も、先ほどありました昭和47年10月23日、第27 回国民体育大会太陽国体、ウエイトリフティン グ競技のご覧のために天皇皇后両陛下が垂水市 にお越しになられました。その際に、御休所と して垂水市役所を御使用になられたことを記念 をいたしまして、市役所玄関横の石碑が建てら れたものと認識いたしております。

また、この石碑には、同年9月15日に地方視察で皇太子御夫婦が垂水市を訪れた際、同様に市役所を御休所として御使用されたことも残されております。

その後、51年ぶりに天皇皇后両陛下がフェンシング競技をご覧になるために垂水市にお越しになられました。大変名誉なことだったと思います。太陽国体に続き、燃ゆる感動かごしま国体と鹿児島県で開催された2回の国民体育大会、いずれも垂水市にお越しになられるということは、繰り返しになりますが大変名誉なことで、多くの市民の方々の記憶に残る出来事になったものと考えております。このことは、かごしま国体のレガシーとして、市民の皆様とともに将来の子供たちに伝えていくことが重要であると認識をしております。

設置する場所や様式など記念碑にするのかど うかも含めて、多くの方々の御意見を聞きなが ら参考にして、市民の方々に喜んでいただける よう設置に向けて検討してまいりたいと考えて おります。

以上でございます。

○新原 勇議員 昭和、平成、令和の皇族が垂 水市を行幸啓、行啓されていただいたことは、 本当に感謝いたしております。記念碑について は、華美でなく、すばらしい記念碑ができるよ う要望しておきます。

以上で質問を終わります。

○議長(堀内貴志) ここで、暫時休憩いたします。

次は、14時15分から再開いたします。 午後2時5分休憩

#### 午後2時15分開議

○議長(堀内貴志) 休憩前に引き続き会議を 開きます。

次に、14番、川畑三郎議員の質問を許可いたします。

#### [川畑三郎議員登壇]

〇川畑三郎議員 12月に入り、冬らしい日が続いています。8月、9月、10月と高温の日が続き、毎年異常気象だと報道される中、今年度においては、特に異常気象を感じております。テレビ報道でも、全世界で温暖化等が報告されております。秋がなくて、冬がやってきたような今年であります。

垂水市においても高温が続き、9月、10月に 雨量が少なかったため、農作物にも相当影響が あったと考えます。9月議会での質問に対して 説明がございましたが、その後の状況等をお知 らせください。

次に、株式会社ユーラスエナジーホールディングスが、高峠地区を中心として新たな風力発電所建設を計画している風力発電事業について伺います。

風力発電事業計画については、これまでの環境影響評価の公告、縦覧手続、住民説明会や一般質問等に対する答弁などで周知されてきたと思いますが、改めて、新たな風力発電所建設の計画概要をお聞かせください。

水産業について。

最近の原油高騰や物価高騰による影響は非常に厳しいものがあります。この状態が続くとなると、経営的にも非常に厳しくなります。世界的なもので、いつ終わるのか先が見えない状況で、大変心配であります。

本市の基幹産業である水産業に与える影響は、 非常に大きいと考えられます。原油及び物価高 騰による養殖配合飼料や燃油のコスト上昇は甚 大であります。昨年度は、燃油価格の高騰に伴 い、漁業者の使用する漁船燃油の一部について 支援がありました。今年度も今議会において、 市独自の原油高騰及び物価高騰対策による支援 の予算が上程されております。

事業の内容について説明を願って、これで1 回目の質問を終わります。

〇農林課長(森 秀和) 農作物への影響は、 につきましてお答えいたします。

農業は気象環境の変化に大きく影響される産業でございます。このため、地球温暖化による平均気温の上昇や異常気象ともいえるような雨の降り方、台風の巨大化などが、農作物の生産に大きな影響を及ぼしています。

全国的に、地球温暖化がもたらす要因から、 生育障害、収量の減少、品質の劣化、病害虫の 発生など、多くの農作物への影響が報告されて おります。

例えば、水稲では生育期間の短縮や白未熟粒 の発生増加、野菜や花卉では、収穫期の変動や 生育障害の増加、果樹では、発芽・開花期の早 期化、着色不良、飼料作物では、夏枯れなど 様々な影響が報告されているところです。

本市におきましては、今年1月に寒害低温の 影響により、スナップエンドウやビワに大きな 被害が発生したことや、台風の接近が少なく水 不足となり、水稲の水管理や野菜の植付けなど 栽培面で大きな影響が生じるなど、全国各地と 同様の影響を受けている状況です。また、農産 物の価格が乱高下するなど、販売面でも大きな 影響を受けているところです。

現在、配合飼料、農業生産資材の価格は高止まりで推移し、農業者は依然として厳しい状況が続いています。このことを踏まえ、今議会に農業物価高騰対策支援事業、配合飼料価格高騰対策支援事業に係る補助金の補正予算を計上したところです。

また、農業は突発的な災害、市場価格の低下、 病気など様々なリスクを伴いますので、本市で は、令和3年度より垂水市収入保険制度支援対 策事業を創設し、収入保険の掛金への支援を行い、加入促進に努めてきたところでございます。

当初3年間の予定で事業を実施しておりましたが、地球温暖化など様々なリスクに備え、持続的な農業経営を推進するためにも、継続した支援が必要ではないかと考えております。

以上でございます。

**○企画政策課長(草野浩一)** 新たな風力発電 事業の計画概要につきましてお答えいたします。

御質問の、新たな風力発電事業(仮称)垂水 風力発電事業は、午前中の前田議員より御質問 がありました(仮称)輝北風力発電事業I更新 計画とは別に、株式会社ユーラスエナジーホー ルディングス様が新たに風力発電所を建設しよ うと計画しているもので、垂水市、鹿屋市及び 霧島市にまたがる事業実施区域の中で、1基当 たり4,000から6,000キロワットの風力発電機を、 最大32基程度新たに建設する計画で、一般家庭 約11万2,100世帯分の電力供給量に相当する19 万2,000キロワットの最大発電所出力を計画し ているものでございます。

風力発電機の配置につきましては、先ほど申しました3市にまたがる対象事業実施区域の尾根上に、一定の間隔を取るように配置する予定とのことでございますが、詳細な配置計画は今後の現地調査結果、地権者との協議、系統連系の協議等を踏まえて、今後、決定されるとのことでございます。

以上でございます。

**〇水産商工観光課長(松尾智信)** 原油高騰や 物価高騰に対する、市独自の対策についての質 間にお答えいたします。

原油及び物価高騰による養殖用配合飼料及び 燃油の価格高騰は、本市の基幹産業である水産 業に大きな影響を及ぼしております。市として もこの状況を深刻に受け止めておりまして、昨 年度に引き続き、養殖業者、漁業者に対する市 独自の支援として、養殖用配合飼料及び燃油高 騰対策事業に係る予算案を、12月議会に上程したところでございます。

この事業は、水産業の経営安定化と市全体の経済健全化を目的としておりまして、具体的には、養殖用配合飼料の価格高騰により経営に影響が出ている養殖業者に対し、餌の積立金の一部を補助し、経営負担を軽減いたします。この補助は、既に県でも実施しております補助への上乗せとなります。

また、養殖用配合飼料に係る助成の対象外の 漁業者に対しましては、燃料費が高騰している ことに鑑み、重油等の購入経費について補助を 行いまして、漁業者の経営の安定化を図ってま いります。

これらの助成金は、両漁協が申請窓口となり、申請書類の確認後に対象となる水産業者へ速やかに給付されますことから、経営の影響を最小限に抑えつつ、経済環境の変動による影響を緩和し、市の基幹産業である水産業の維持につながるものと考えております。

以上でございます。

**〇川畑三郎議員** それでは、一問一答方式で続けていきたいと思います。

温暖化による農業への影響であります。

9月議会においても温暖化による影響を質問いたしましたが、その後も、10月も温度の高い暖かい日が続きまして、それ以上に農作物に相当影響を与えたのではないかと、私は思っております。

今回も、そのために物価高騰対策支援事業が、 また上程されているようであります。この補助 金についての説明をお願いいたします。

〇農林課長(森 秀和) 農業物価高騰対策支援事業につきましてお答えいたします。

原油価格の高騰、円安、ウクライナ情勢など 国際的問題が重なり、農業の生産資材価格の高 騰など影響が続いております。

このようなことから、農業者の営農継続の意

思が衰退することがないよう、物価高騰により 負担が増えている経費の一部を助成する農業物 価高騰対策支援事業補助金を、今議会に予算案 として上程したところでございます。

対象者につきましては、市内に住所を有し、 税の申告を行っている販売額が50万円以上の農 業者が対象となり、市税等の滞納がないこと、 営農継続する意思があることなどを要件として おります。なお、補助金交付額は一律5万円と しております。

以上でございます。

## **〇川畑三郎議員** ありがとうございます。

垂水市の農業といえば、インゲン、キヌサヤ、 県下でも優秀な作物なんですけれども、今年は 相当、見えない被害が、今でもあると思います。 植付けが済んで、今は収穫の段階で、それに対 応して、立派な作物を作っている方々もいらっ しゃるようでありますけれども、平均的には、 今年は被害が多かったと私は思っております。

そういった中で、物価高騰に対する幾分の支援があれば、少しでも農家の皆さんが潤えばいいと思いますので、今後も農業者に対する支援も考えて現地を視察しながら、御指導していただきたいと思います。

以上で、この件については終わります。

風力発電でございます。風力発電の計画概要 について答弁を頂きました。

実際に、私も地元、協和地区公民館での説明 にも参加いたしまして、事業者からの説明を聞いたところでございます。詳細な配置計画は、 今後の現地調査などを踏まえて、今後、決定される予定のようですが、この計画の現在の進捗 状況と今後のスケジュールについてお聞かせい ただきたいと思います。

**○企画政策課長(草野浩一)** 垂水風力発電事業計画の進捗状況及び今後のスケジュールにつきましてお答えいたします。

(仮称) 垂水風力発電事業計画につきまして

は、環境影響評価法や電気事業法、発電所アセス省令の規定にのっとり環境影響評価手続を進めている段階であり、4段階ある手続のうち、現在、2段階目となる環境アセスメントにおいて、どのような項目について、どのような方法で、調査、予測、評価をしていくのかという計画をまとめた図書、いわゆる環境影響評価方法書の公告、縦覧、説明会の実施までを終えたところでございます。

この環境影響評価方法書の縦覧につきましては、本市関係で申しますと、垂水市市役所1階ロビーと牛根地区公民館、松ヶ崎地区公民館、協和地区公民館、大野地区公民館の4地区公民館で縦覧を行い、説明会につきましても同様に、4地区公民館で実施しているところでございます。

また、環境影響評価方法書の縦覧期間の終了 後も、各地区の要請により、必要に応じ、事業 者による地域住民への説明会を実施していると ころでございます。

現在、この環境影響評価方法書に取りまとめられた内容につきまして、環境アセスメント現地調査を随時進めているところでございますが、今後の予定としましては、令和6年度下半期に、3段階目の手続となる調査、予測、評価、環境保全対策の検討の結果を示し、環境保全に関する事業者自らの考え方を取りまとめた図書、いわゆる環境影響評価準備書の公告、縦覧、説明会の開催をし、令和7年度下半期に、最後の手続となる準備書に対する、経済産業大臣や県知事からの意見、勧告、一般の方々からの意見の内容を踏まえ、検討し、準備書の内容を見直して取りまとめた図書、いわゆる環境影響評価書の公告、縦覧という手続を経て、工事着工となります。

そのため、現時点で想定している工事スケジュールとしましては、令和8年4月に建設工事を開始し、令和11年4月に営業運転を開始する

予定としているようでございます。

以上でございます。

〇川畑三郎議員 今の説明で、営業運転は令和 11年4月を予定していると。現在は建設着工前 の環境影響評価段階にあるとの御答弁であった ようであります。

この件について、県環境アセスメント調査に おいて、騒音の影響や山林、河川への影響、動 植物への影響などの調査を行われたことと思い ますが、風力発電建設に当たっては、景観に対 する配慮も重要であると私は思います。

当然、この計画においても、景観に対する配 慮が行われるかと思いますが、建設において、 景観への配慮がどのように担保されるかについ て、お伺いいたします。

**○企画政策課長(草野浩一**) 建設に当たり、 景観への配慮がどのように担保されているのか の御質問にお答えいたします。

鹿児島県では、景観の保全の観点から、県内における風力発電施設の新設・移転または外観上著しい変更を行う大規模な改修に当たっては、事業者が遵守すべき手順や調整手順を示すことにより、景観上の影響を未然に防止することを目的に、鹿児島県独自のガイドラインとなる、鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドラインを制定しているところでございます。

本ガイドラインの対象は、出力規模合計が1,000キロワット以上の風力発電施設となっており、今回の(仮称)垂水風力発電事業は、このガイドラインの対象となるところでございます。

本ガイドラインでは、主要な眺望景観、地域 固有の景観を阻害しないこと、周囲の景観との 調和が図られることなどが求められており、事 業主である株式会社ユーラスエナジーホールデ ィングス様において、本ガイドラインの各審査 基準をクリアする事業計画となるよう調整を行 っているようでございます。

今後、事業者により鹿児島県へ本ガイドラインに基づく協議がなされることとなりますが、 その際には、鹿児島県知事より関係市町村への 意見聴取も行われる予定となっておりますこと から、本市といたしましても景観上の配慮すべ き事項につきましては、意見として述べること としている予定でございます。

また、御質問の景観以外にも、森林法や砂防 法、土壌汚染対策法など遵守すべき関係法例が 多数ございますので、関係法例に即した事業計 画となりますよう、事業者と随時調整を行って まいりたいと考えております。

以上でございます。

**〇川畑三郎議員** ありがとうございました。景 観への配慮も鹿児島県独自のガイドラインなど があるとのことで、安心いたしました。

私もさっき言いましたように、協和地区公民 館において説明を聞いたわけで、その段階では 一応、調査をするということで、そのとき20名 ぐらい出席されたと思うんです。

それには、皆さんが快く同意していただいて、 調査事項に入ってくださいということでしたの で、調査を済ませた後に、実現するようなほう が、私も大変いい方向に行けると感じていると ころです。

この風力発電など再生可能エネルギー関連施設は、脱炭素社会の実現に向け、私自身、非常に期待しているところであります。景観、自然環境などの保全を図りつつ、関係法令を遵守する建設計画となるよう事業者と調整を行っていただきながら、必要に応じ、住民説明会を併せて行っていただくようお願いいたしたいと思います。

この風力発電事業の質問については、これで 終わらせていただきます。

次に、水産業についてでございます。説明を していただきまして、ありがとうございます。 ここ数年は、新型コロナ感染症の影響により、 消費縮減し、販売縮小の影響によりまして、水 産業は大変深刻な状況でありましたが、何とか 乗り切ってこられた感があります。

また、一方では、ウクライナ情勢等によります原油高騰や物価高騰の関係によりまして、特に養殖業の生産におけるコストの影響が非常に大きくなっているところであり、一難去ってまた一難のような気がしてなりません。何とも皮肉な状況にあります。

しかしながら、これまで国、県、市の手厚い 御支援によりまして、水産関係者は非常に助かっているところであると私は思います。また、 昨年度に引き続き、原油高騰や物価高騰対策支援も行っていただくことに感謝したいと思いま す。ありがとうございます。

今、課長より今回の事業の説明がございましたが、大まかな概要を把握いたしましたので、 具体的な内容についても、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

**〇水産商工観光課長(松尾智信)** 事業の具体 的な取組についての質問にお答えいたします。

養殖用配合飼料に係る助成につきましては、 漁業経営セーフティーネット事業に加入してい る養殖業者の、令和5年度分の積立金額の100 分の2を補助することで経営の安定化を図るも のでございます。

国の補助事業でございます漁業経営セーフティーネット事業につきましては、配合飼料の価格が上昇した場合に、その影響を緩和するため、補塡金を交付するセーフティーネットを構築するもので、配合飼料価格上昇に備えて養殖業者と国が資金を積み立て、一定の基準を超えて上昇した場合、養殖業者に対し補塡金が支払われるものでございます。

垂水市漁協34業者、牛根漁協6業者の全ての 養殖業が加入しており、垂水市漁協の積立額が 2億3,643万円、牛根漁協の積立額が4億6,760 万円となっております。

また、養殖用配合飼料に係る助成の対象外となる漁業者におきましては、昨年と同様に、令和4年4月から令和5年3月までの1年間の重油等購入経費に対し、1リッター当たり5円以内を補助するものでございます。

以上でございます。

**〇川畑三郎議員** 今度の温暖化において、補助 事業があるわけですけれども、農業については いろいろ説明を受けたわけですが、水産業にお ける温暖化の影響というのはありますか。でき たら、御答弁をお願いいたします。

〇水産商工観光課長(松尾智信) 近年の温暖 化により海水温が上昇し、本市では海洋環境の 変化や漁場環境の変化によりまして、これまで 少なかった高水温に強い魚が増えているとのこ とでございます。特に、サメの増加は顕著であ りまして、一本釣りや、はえ縄漁では、サメ被 害により漁獲量が減少しているとの報告も受け ているところでございます。

一方、養殖漁業では夏場の高水温により、カンパチに寄生虫、ハダムシが発生し、へい死する問題が発生しているところでございます。現行の対策としては、薬浴を増やし、餌止めの対策が行われているようですが、これらの対策だけでは効果は限定的であるようでございます。

また、ブリにつきましては高水温の影響によりまして、一時的な減少でありましたが、成長が著しく落ちる現象が現れたとの報告もありました。幸いにも、へい死までには至っていないとのことでございます。

高水温による影響を軽減するための対策として、高水温に強い稚魚、人工種苗の開発が有効であると関係者からお聞きしております。開発によりまして、温暖化が進行する中でも安定した養殖業が維持できることを期待されているようでございます。

いずれにしましても、温暖化につきましては

世界的な問題でございますので、今後は国や県の協力を頂きながら、また両漁協とも連携しながら有効な対策等について、協議をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**〇川畑三郎議員** ありがとうございます。

養殖業においても、水温の高い状況が続いて、 ハダムシ等ついて、大変みんな苦労されたよう です。今年の魚もそういう状況の中で、やや小 太りというような状況だったんですけれども、 最近は水温も安定して、魚が大きくはなってい ると聞いているところであります。その辺の、 いろんな御協力をお願いいたしたいと思います。

牛根麓の漁港の負担金についてですけれども、 追加の予算があったわけで、増額の内容と今後 の計画についてを教えていただきたいと思いま す。

**○水産商工観光課長(松尾智信)** 牛根麓漁港 の負担金についての質問にお答えいたします。

今回の牛根麓漁港広域漁港整備事業負担金の 増額につきましては、県が主体となり実施して おります牛根麓漁港の埋立て整備の事業内容の 変更に伴い、整備費に増額が生じたため、それ に伴う負担金増額となります。

事業の変更内容につきましては、グローバルオーシャンワークス株式会社から牛根漁協の共同作業場までの岸壁整備、浮き桟橋2基及び南防波堤を設置する計画でございましたが、新たに岸壁に215メートルの休憩用地を整備することとなり、総事業費が増額することとなったところでございます。

牛根麓漁港につきましては、整備事業計画を 平成20年度に作成しておりまして、当初は牛根 麓漁港工事が、平成20年度着手、29年度完成予 定でありましたが、計画変更等により、現在の ところ令和10年度の完成予定となっております。 本市といたしましては、漁業者の安全確保と 併せて早期に完成することが同地区の水産振興 に重要であると考えておりますので、県及び牛 根漁協と連携して事業を進めてまいりたいと考 えております。

以上でございます。

**〇川畑三郎議員** ありがとうございます。

今の浜のほうでは、先ほども申し上げましたが、「餌代が高い」とか「燃料代が高い」とかの声が、日に日に強くなっているようであります。この状況がいつまで続くのか、水産業の方々は大変な不安や心配をされておりますが、養殖業におきましては幸いにも、これまで魚価が高値で推移していると聞いております。

この高値状態がしばらく続くようであれば、 まだ、何とか心配も薄れ、乗り切れるのではと 思いもあるようですが、しかしながら、高温状態もそう長くは続くものではないと思います。 養殖業者の方々は、皆さんも考えておられると 思われます。

そのようなことから、漁民の切なる声、思いに、少しでも市の支援があれば、水産業の支えになるのではと考えておりますので、今後とも水産業に対する温かい御支援・御協力をお願いいたしたいと思います。

また、牛根麓漁港の整備のほうも予定どおり 進むように御協力をお願いいたしまして、今回 は、この私の質問を終わらせていただきます。 ありがとうございました。

〇議長(堀内貴志) 次に、6番、梅木勇議員 の質問を許可します。

[梅木 勇議員登壇]

**〇梅木 勇議員** お疲れさまです。1年の最後 の月12月となり、今年も残り少なくなってまい りました。

私なりに今年を振り返れば、1月に市長選挙があり、尾脇市長が4選を果たされました。4月には県会議員選挙、市議会議員選挙が行われ、それぞれ新たな体制がスタートしたところです。

また、4月12日には道の駅はまびら隣にマリ オットホテルがオープンしたこと、7月10日に は海老原副市長が就任されたこと、8月8日に は垂水市錦江湾横断道路推進協議会が設立され たこと、12日には4年ぶりに、たるみずふれあ いフェスタ2023夏祭りが開催されたこと、10月 8日から11日まで特別国民体育大会「燃ゆる感 動かごしま国体」が開催され、8日にはフェン シング競技が行われた本市に、天皇、皇后両陛 下が御来垂されたこと、22日には垂水漁協によ る垂水カンパチフェスが開催されたこと、11月 5日は秋の産業祭、文化祭が行われたこと、今 月に入り3日には境小学校で待望の国道220号 牛根境防災着工式が行われました。また、千本 イチョウ、大野原いきいき祭りが行われ、多く の人々でにぎわったなどが思い浮かびます。

一方、新しい年への気持ち、これまでのように地域のこと、垂水のことを思いながら、来る年を迎えたいと思うところです。

それでは、議長の許可を頂きましたので、先 に通告しておりました質問に入らせていただき ますので、御答弁よろしくお願いいたします。

まず1問目、DX推進について質問いたします。

今年8月に、垂水市DX推進計画が策定されました。計画書の策定の背景及び目的には、

「社会の変化、デジタル化の遅れに対して、迅速に対処するとともに、新たな日常の原動力として、制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく、デジタル・トランスフォーメーションが求められています。本市においても、国や鹿児島県の動向を踏まえ、より市民に近い立場から社会の変化や各種問題に対応していくため、DXを着実に推進していくことが求められていることから、この度、DXの推進に関する具体的な取組内容を明記した垂水市DX推進計画を策定しました」と記載されていますが、まず最初に、推進取組についてお聞き

します。

本市では、鹿児島県電子申請共同運営システム「ぴったりサービス」によるオンライン申請が導入され、計画策定よりも先行してDX施策が実施されている例もあります。また、計画策定に先立ち、昨年10月に垂水市DX政策アドバイザーを委嘱されていますが、アドバイザー委嘱の成果、効果をお聞かせください。

8月には、垂水市デジタル人材育成研修企画・運営業務委託の契約者を公募型プロポーザル方式により選定され、委託は12月28日までとなっていますが、対象者と委託内容をお聞かせください。

2問目に、市道元垂水原田線について質問いたします。

市道元垂水原田線の道路改良工事は元垂水、 国道220号線の交差点を起点とした改良工事で、 平成24年度から始まり、当初計画では舗装面だ けの工事として5年間で完了する計画でありま したが、説明会での要望や排水路の事業費が増 え、延長が延びなくなり、今年度で12年目とな り、ようやく計画距離の2,800メートルが終わ りに近づいてまいりましたが、今年度の工事の 距離、事業費などの概要と残りの距離と終了年 を伺います。

3問目に、たるみずスポーツランドについて 質問いたします。

たるみずスポーツランドは、陸上競技場を改修し、全面芝生に改修され、平成29年10月1日にリニューアルオープンし、多目的グラウンドとして使用されているが、これまでどのような競技・種目に使用されているのかお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。

**○企画政策課長(草野浩一)** DX推進の取組 につきましてお答えいたします。

初めに、国立社会保障・人口問題研究所の推 計によれば、高齢者人口がピークを迎える2040 年頃には、20代前半の人口は団塊ジュニア世代の半分程度にとどまるとされており、若年労働力の深刻な不足が見込まれる、いわゆる2040年問題への対応が課題となっているところです。

このようなことから、デジタルの活用により 労働力不足に対応するとともに、一人一人の ニーズにあった多様な幸せを実現すべく、令和 2年12月、政府において、デジタル社会の実現 に向けた改革の基本方針が決定され、目指すべ きビジョンとして、「誰一人取り残さない、人 に優しいデジタル化」が示されたところでござ います。

また、同月、総務省は自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめた自治体DX推進計画を策定し、自治体の情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及促進、自治体の行政手続のオンライン化等の重点取組事項を定めたところでございます。

同推進計画では、自治体においてはデジタル 技術やAI等の活用により業務効率化を図り、 人的資源を行政サービスのさらなる向上につな げていくことが求められると期待されておりま す。

これらの国の動向を踏まえ、本市においても 労働力不足を背景として、職員確保が困難とな ることが想定されることから、昨年3月に策定 された第7次垂水市行政改革大綱においては、

「デジタル技術を活用し、住民の利便性を向上させるとともに、AI等の活用により、業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことを目指す」とうたわれているところでございます。

このような背景を受けまして、先ほど議員が 言われましたとおり、当市においてもデジタル 技術の活用等の推進が進められてまいりました。 具体的には、令和3年4月からは、市税等の アプリ決済及びコンビニ納付が行われているほか、昨年7月から、新たな情報発信手段として市公式LINEアカウントが開設されており、昨年9月からは、AIを活用した議事録作成支援システムが導入されております。

また、マイナポータルからオンラインで転出・転入予約を行い、転入地市区町村があらかじめ通知された転出証明情報により事前準備を行うことで、転入手続の時間短縮が図られるワンストップ化事業につきましても、今年2月からサービスが開始されているほか、今年3月からは、全国のコンビネンスストアで、住民票の写しや印鑑証明等を取得できるコンビニ交付が開始されております。

また、市民の皆様がデジタル技術を利用しやすい環境整備として、今年4月からは、市役所本庁舎、市民館、各地区公民館において公衆無線LANが設置され、スマートフォンなどの端末から無料でインターネット接続が可能となっております。

これらの取組に加え、行政サービスのさらなる利便性の向上に努めるために、国・県との連携をはじめ有識者からの助言なども必要と考えましたことから、昨年10月には、内閣府クールジャパン地域プロデューサー、鹿児島県DX推進アドバイザーを務めておられる陣内裕樹氏に垂水市DX政策アドバイザーへの就任をお願いし、委嘱状の交付を行ったところです。

併せて、デジタルの力を活用し本市の様々な 課題を解決し、持続可能で活力のある垂水市の 実現を目指すため、垂水市デジタル変革宣言を 行ったところでございます。

総務省が令和3年に策定した自治体DX全体 手順書には、自治体がDXを推進するための手 順として、まずDXの認識共有・機運醸成を図 り、次に全体方針を決定し、次に推進体制の整 備を行い、最終的にDXの取組を実行すること とされております。 本市もこの手順書に従い、まずはDXの認識 共有・機運醸成を図るべく、昨年12月に、課長 級の職員を対象に研修会を実施したところでご ざいます。

研修会では陣内DX政策アドバイザーが講師を務められ、DXとは何なのか、今後、市民サービスの利便性の向上にどのように取り組まなければならないのかといった点につきまして、講義を行っていただいたところでございます。16名が受講し、受講者に行ったアンケート調査では、約85.7%が「理解しやすかった」と回答しております。

また、今年8月には、消防職を除く課長補佐級以下職員を対象とした研修会を実施したところでございます。本研修は、総務省の地域情報化アドバイザー派遣制度を活用し、都城市デジタル統括課の佐藤主幹を講師として実施したものであり、134名の職員が受講し、受講者に行ったアンケート調査では約90%が「理解しやすかった」と回答しております。

次の段階といたしまして、全体方針の決定と 推進体制の整備が必要であったことから、今年 3月に、所属長により構成される行政改革会議 を経て、庁内の意思決定機関である経営会議に おいて、垂水市DX推進計画の策定とDX推進 部会の設置について決定したところでございま す。

DX推進部会については、庁内各所属から推薦された主任主事級以下の職員により構成されるものであり、主に行政サービスのデジタル化等について検討する行政サービス検討部会と、主にデジタル技術を活用した業務改善について検討する業務改善検討部会の2つの検討部会により構成されるものでございます。

本市においてDXを推進するためには、その 担い手となる職員が、常に進化し続けるデジタ ル技術や、それに伴う生活の変化に合わせて、 業務の効率化や行政サービス向上に積極的に取 り組む共通認識を持つとともに、デジタル技術による業務効率化や行政サービス向上を具現化するための業務改革の実行力を身につけ、組織全体で推進力の底上げを図ることが、まずは必要であると考えたことから、垂水市デジタル人材育成研修を実施いたしました。研修は、DX推進の中心的役割を担うDX推進部会員16名を対象とし、今年9月から先月まで実施したところでございます。

この研修は、DXの基本的な知識、ICTの概要をオンラインでテキスト形式により理解・習得するDXリテラシー向上研修と、部会員を4つのグループに分け、グループごとに業務テーマを研修材料とし、職員参加型のワークショップ研修により、市民サービスの向上及び庁内業務の効率化につながる事業創出を目指すプロジェクト創出型ワークショップの2つの内容について、実施したものでございます。

DXリテラシー向上研修は、対象職員全員が、 業務の空き時間等を活用して約12時間をかけて 受講いたしました。

プロジェクト創出型ワークショップにつきましては、1回当たり1時間30分のワークショップを計4回開催いたしました。ワークショップでは、4つのグループからそれぞれ事業が立案され、事業の具現化に向け、今後も検討を重ね、予算を伴わない1施策につきましては、今年度中の事業化を目指し、その他予算を伴う3施策につきましては、来年度以降の事業化を目指してまいります。

以上でございます。

**〇土木課長(東 弘幸)** 今年度の改良工事に つきましてお答えいたします。

今年度7月21日に入札を行い、令和6年2月6日までの工期で森組様が受注し、工程につきましても順調に進んでいるところでございます。 今年度の施工延長は約120メートル、事業費は約2,200万円ほどでございます。 残りの未改良区間でございますが、計画延長2,800メートルのうち、今年度の改良延長を含めますと改良済み延長は2,530メートルとなり、残り270メートルとなりますことから、現在のところ計画区間の完了見込みは、今年度の国からの内示率からしますと残り2年から3年で、仮に内示率が満額であった場合は、残り1年から2年で完了するのではないかと見込んでおります。

以上でございます。

**〇社会教育課長(大山 昭)** 競技・種目の利用状況につきましてお答えいたします。

利用されている競技は、サッカー、グラウンドゴルフ、バードゴルフ、ソフトボール、持久 走の5競技となっております。

令和4年度の実績では、サッカーは87回、35 団体、利用者は1万776名、グラウンドゴルフ は137回、51団体、利用者は5,943名、バードゴ ルフは、他施設でも利用されており、1回、1 団体、利用者は70名、ソフトボールは4回、3 団体、利用者は23名、持久走は5回、4団体、 610名であり、合計での利用状況は、5競技、 234回、94団体、利用者は1万7,422名となって おります。

なお、各競技において1回の利用時間は、1 日、半日、数時間と異なっており、1日に複数 の競技・団体が使用されることもあります。

以上でございます。

○梅木 勇議員 それでは2回目に入りますけれども、一問一答方式でお願いいたします。

1回目のDX推進につきましては、アドバイザーを活用して、課長級の職員研修だったですかね、それにいろいろと助言いただいたというようなことと、業務委託については、それぞれの消防職員も含めて研修したということだったでしょうかね。そういうことで、DXを進めるための事前の職員に対しての認識を深めていくというようなことで、それなりの段階的に研修

を行われているようでありますので、そういう ことを知ることができて、ありがとうございま す。

2問目に、計画書では推進体制と進捗管理について記されておりますけれども、図を見てみると、意思決定機関、調整機関、検討機関などが図示されており、改めて機関ごとの構成メンバー、協議事項等について説明をお願いしたいと思います。

**○企画政策課長(草野浩一)** 初めに、推進体制につきましてお答えいたします。

本市においてDXを推進するため、先ほどの答弁でも申しましたとおり、今年3月にDX推進部会を設置いたしました。

DX推進部会については、庁内各所属から推薦された主任主事級以下の職員により構成されるものであり、主に行政サービスのデジタル化等について検討する行政サービス検討部会と、主にデジタル技術を活用した業務改善について検討する業務改善検討部会の2つの検討部会により構成されるものでございます。

この検討部会は、所属長により構成される行政改革会議の下位組織として位置づけられるものであり、部会から発案された施策等が行政改革会議を経て、庁内の意思決定機関である経営会議において決定されるものとなっているところでございます。

行政サービス部会検討会は、これまでに3回 実施しております。第1回目の活動を今年5月 に実施し、全体の方向性や今後のスケジュール 等について共通認識を図った後、7月には第2 回目の活動として、南九州市において、書かない窓口やペーパーレス化に向けた取組等について視察を行ったところでございます。その後、第3回目の活動として、8月に公共施設のオンライン予約システムについて検討を始めております。本施策につきましては、来年度以降も事業化を目指し、現在も情報収集を行っていると ころでございます。

このほかに、先ほど申し上げました垂水市デジタル人材育成研修を実施しております。本研修において4つの施策が立案されたところでございますが、うち1つは、水道の開栓・閉栓手続のオンライン化であり、本施策は予算を伴わないことから、今年度中の実施を目指しているところでございます。

また、業務改善検討部会は、これまでに5回 実施しております。まずは、業務改善による業 務効率化を図り、その上で、人的資源を行政 サービスのさらなる向上につなげていくことを 目指しておりますことから、行政サービス検討 部会より開催数が多くなっているものでござい ます。

第1回目の活動を今年5月に実施し、全体の 方向性や今後のスケジュール等について認識の 共有を図った後、7月には第2回目の活動とし て、曽於市において、キーボードを折りたたむ ことでタブレットとしての機能を有する2in 1端末や、行政専用のネットワーク、いわゆる LGWAN上で動く自治体専用のコミュニケー ションツールであるLoGoチャット等の導入 状況等について視察を行ってまいりました。

その後、第3回目の活動として、9月には、 自席からインターネットが活用できるインター ネットの仮想化について検討を行い、上位組織 である行政改革会議を経て、経営会議に施策と して提案を行っており、今議会の補正予算案に 計上させていただいているところでございます。

また、第4回目の活動として、10月に曽於市で視察を行った自治体専用のコミュニケーションツールLoGoチャット導入について検討を行ったところでございます。

第4回目の活動につきましては、自席からL oGoチャットを用いてパソコンの画面上で会 議を行ったところですが、会場準備や移動とい った煩雑な手順が回避されたとともに、事前に 協議の趣旨と質問を通告していたことから、円 滑かつ迅速な意見集約を行うことができ、今後 の新しい会議の在り方についても指標となるも のであったと考えているところでございます。 LoGoチャットの導入については、行政改革 会議を経て経営会議に施策として提案を行って おり、来年度導入を目指しているところでございます。

また、第5回目の活動として、11月には生成 A I であるチャットGPTの導入について検討 を行い、行政改革会議に施策として提案を行っており、今後、経営会議にて承認を得た後、L o G o チャットと同様、来年度導入を目指しているところでございます。

このほかに、先ほど御説明いたしました垂水 市デジタル人材育成研修を実施しております。 続きまして、進捗管理につきましてお答えい たします。

先ほど御説明いたしましたとおり、このDX 推進部会の設置と同時に、DX推進のための具 体的指針として、垂水市DX推進計画を策定い たしました。

本計画は、当課にて作成した原案を、関係課 ヒアリングと、DX推進部会における検討を経 た後、行政改革会議、経営会議というプロセス を経て素案を作成し、パブリックコメントを募 り、その結果を踏まえまして今年8月に作成し たものでございます。

本計画は、昨年10月に宣言を行いました垂水 市デジタル変革宣言に基づき、具体的な取組を 定める計画であり、国や県の動向を踏まえ、よ り市民の皆様に近い立場からDXを着実に推進 していくため、DXの推進に関する具体的な取 組内容を明記したものでございます。また、本 市の最上位計画であります総合計画の推進をデ ジタルの側面から支援するための計画として位 置づけられるものでございます。

本計画において、本市が目指す姿を「デジタ

ルの力で元気な垂水市をつくる!」とし、その 実現に向け、4つの基本方針を定め、さらに基 本方針を達成するために、全13の施策を推進す ることを定めているところでございます。

各施策につきましては、それぞれ所管課が定められており、各施策の実現のため、年次計画に従って具体的に取組内容が記載されているところでございます。

進捗管理につきましては、各所管課において、 DX推進計画に記載のある内容に基づき、年次 ごとに目標を設定し、進捗状況を確認の上、自 己評価及びPDCAサイクルによる効果検証を 行い、次年度の施策展開に活用することとして おります。

以上でございます。

**〇梅木 勇議員** 具体的に説明していただきまして、本当にありがとうございます。

来年度からもう既に、事業費のかからない水 道の開栓をデジタル化していきたいというよう なことで、いろいろこの検討部会でそれぞれ研 修を重ね、そして、また、即できるものは素早 く取り込んでいくという姿勢を感じてありがた く思います。

次に、推進状況について。DX推進について、 国はデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針にて、「目指すべきデジタル社会のビジョンとして、デジタルの活用により一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を目指し、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化し、自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画を策定」し、鹿児島県においても、「県全体のデジタル化推進をし、社会変革を実現することで課題解決につなげていくため、鹿児島県デジタル推進戦略を策定した」とあります。

このような情勢の中、総務文教委員会では、 池山委員長が24日の本会議で報告されたように、 奈良県橿原市と三宅町を所管事項調査したところです。

再度、2つのまちの取組施策を紹介し、本市 の取組状況を、先ほども随分話をされましたけ れども、聞いていきたいと思います。

まず、橿原市については、令和3年度からI CT専門員2名を3年の任期付で採用し、行政 運営のデジタル化、市民サービスのデジタル化、 地域社会のデジタル化の3本柱でデジタル化推 進戦略を進めています。

行政運営のデジタル化として、令和3年度にパソコンの無線化を施行し、iPadを14台購入し、企画戦略部でペーパーレス会議を実施し、ペーパーレス会議を実施する課にアイパッドを貸し出している。令和4年度には全庁でパソコンを無線化し、各会議室に大型モニターを設置している。庁内等でのビデオ会議、全文検索システムなどを構築、導入しております。

市民サービスのデジタル化として、令和3年度にオンライン通報システムを導入し、道路損傷通報システム、公園遊具不具合通報システム、公園遊具紹介システム、子育て世帯生活支援特別給付金電子申請システムの開発実施・運用支援を行い、令和4年1月より申請受付をし、オンライン申請受付数は1,968件で、申請全体の約55%をオンライン申請で受け付けています。ほかに、ワクチン接種の受付業務をデジタル化に移行しています。

地域社会のデジタル化として、令和4年度に 市内を流れる河川に設置された井堰を監視する カメラを15か所設置し、荒天時に危険な見回り を不要とし、画像をサイトにて一般公開するこ とで、市民が自発的に災害の危険を捉え、対応 することのできる環境を構築していますが、本 市ではこれまでどのような施策が実施されてい るのか、お聞かせください。また、計画に基づ いた新たな施策の実施について伺います。よろ しくお願いいたします。 **○企画政策課長(草野浩一)** 実施施策と新た な施策の実施につきましてお答えいたします。

先ほど答弁いたしましたとおり、垂水市DX 推進計画においては、本市が目指す姿「デジタ ルの力で元気な垂水市をつくる!」実現に向け、 4つの基本方針を定め、さらに基本方針を達成 するため、全13の施策を推進することとしてい るところでございます。

各基本方針の施策について説明いたしますと、 基本方針1、市民の幸福のためのデジタル社会 の推進を達成するため、具体的な施策として、 マイナンバーカードの普及促進、収納方法の多 様化、行政手続等のオンライン化の推進という 3つの施策を推進することとしております。

このうち、マイナンバーカードの普及促進は、安心、安全、便利で快適なデジタル社会の構築を進めるため、その基盤となるマイナンバーカードの普及を図るもので、具体的には、出張申請サポートや休日・平日夜間の臨時開庁等の取組を行うものであり、10月末時点の交付率が80.67%、死亡などで廃止となった分を除いた保有率は75%となっているところでございます。

収納方法の多様化につきましては、市民サービスや利便性の向上、職員の現金管理、会計処理等に係る業務の効率化を図るため、窓口でのキャッシュレス決済など収納方法の拡充について検討するもので、本市においては、令和3年度から市税等のアプリ決済やコンビニ収納が行われておりますが、今後も新たな収納方法について調査研究を行い、調査結果に基づき、多様な手段の導入について検討してまいります。

行政手続等のオンライン化の推進につきましては、市民の皆様の利便性向上及び行政運営の効率化を図るため、行政手続等のオンライン化を推進するもので、国の自治体DX推進計画に掲げる、特に国民の利便性向上に資する手続に該当する手続について、マイナポータルの活用を推進してまいります。

また、先ほど答弁いたしましたとおり、公共 施設のオンライン予約システムについての検討 を開始しており、来年度以降の事業化を目指し てまいります。

次に、基本方針2、誰一人取り残すことのない教育環境の充実を達成するため、具体的な施策として、デジタル活用のサポート、GIGAスクール構想の環境整備という2つの施策を推進することとしております。

デジタル活用のサポートにつきましては、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を目標に、高齢者等をはじめとしたデジタル活用に不安のある市民の皆様を対象に講習会等を開催することにより、インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者とそうでない者との間に生じる格差、デジタルディバイド対策を実施するもので、具体的にはスマートフォン講座等を実施しているところでございます。

また、今年4月からは、市役所本庁舎、市民館、各地区公民館において公衆無線LANが設置されておりますが、このほかの市民の皆様に身近な施設へのWi一Fi整備など、デジタル技術を利用しやすい環境整備についての検討も行ってまいります。

GIGAスクール構想の環境整備につきましては、垂水らしいGIGAスクール構想実現のため、児童・生徒がデジタル技術に慣れ親しみ、情報モラルや基本操作を身につけられるよう、環境整備に取り組むものでございます。

具体的には、現在、既に行っている職員研修会のさらなる拡充や、ICT支援員の計画的配置、モバイルWi一Fiルーター貸出しの拡充等に努めてまいります。

次に、基本方針3、多様な人々との関わりを 目指すためのデジタル技術の活用を達成するた め、具体的な施策として、デジタル技術を活用 した市民向け情報発信の強化、デジタル技術を 活用した本市の魅力発信の強化という2つの施 策を推進することとしております。

デジタル技術を活用した市民向け情報発信の 強化については、ホームページ等のデジタル広 報媒体の活用により、住民目線に立った各分野 の情報発信の充実を図るもので、ホームページ、 市公式LINE等の各種デジタル広報媒体の活 用により、迅速かつ正確な情報発信に努めると ともに、自動会話プログラム、いわゆるチャッ トボットで対応できる質問数の増加など、公式 LINEの機能拡充を図ることで登録者数のさ らなる増加を目指してまいります。

デジタル技術を活用した本市の魅力発信の強化については、ホームページ、SNS等の活用により、本市の魅力を市内外へ効果的に発信するもので、具体的には、市内小中学生が観光施設における体験学習等とプログラミング教育を組み合わせることにより、ホームページ等を作成し、情報を発信する取組を行っているところです。

また、今年度より市民の皆様がSNSを活用し、住民目線でまちの魅力を発信する「たるみず宣伝部」の活動を開始しておりますが、今後もこれらの取組を拡充してまいります。

最後に、基本方針4、持続可能な市民サービスを実現するための業務効率化の推進を達成するため、具体的な施策として、情報システムの標準化・共通化、AI、RPAの利用推進、テレワークの推進、職員のデジタルリテラシーの向上、セキュリティー対策の徹底、ペーパーレス化の推進という6つの施策を推進することとしております。

情報システムの標準化・共通化につきましては、国が掲げる目標時期までに、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律で規定された情報システムの標準化・共通化に取り組むもので、令和7年度までに標準準拠システムを選定し、システムへの移行を行う予定としており

ます。

AI、RPAの利用推進につきましては、人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラムであるAIや、これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するシステムであるRPAの活用・導入に向けた調査研究及び業務への利活用促進を行うもので、現在、業務改善検討部会において調査研究を進めておりますが、今後も引き続き情報収集を行い、導入についての検討を行ってまいります。

テレワークの推進については、職員のライフステージに合わせた多様な働き方や、業務に応じた柔軟な働き方を可能とすることで生産性の向上を図るもので、現在は主に感染症対策を目的に実施されておりますが、今後は、機器等の環境や実施体制をさらに充実し、テレワークの推進に努めてまいります。

職員のデジタルリテラシーの向上については、 デジタル技術を適切に理解し、自ら活用できる 能力であるデジタルリテラシーの向上を目的に 研修を実施するもので、来年度も引き続き研修 を実施することで、デジタル技術を主体的に活 用できる人材育成を推進してまいります。

セキュリティー対策の徹底については、情報 セキュリティー対策の方針や行動指針である情 報セキュリティーポリシーガイドラインを踏ま え、本市の情報セキュリティーポリシーを適切 に運用し、セキュリティー対策を徹底するもの で、例年実施している職員向け研修を引き続き 実施するとともに、情報システムの標準化・共 通化の取組を踏まえ、セキュリティー対策の在 り方について検討してまいります。

ペーパーレス化の推進については、デジタル技術の進展やコロナ禍による働き方の変化を踏まえ、ペーパーレス化を推進し、生産性の向上を図るもので、ノートパソコンやタブレット等の導入や、会議室の無線LAN化等ペーパーレ

ス化のための環境整備や、電子契約・電子決裁 システムの導入について検討を行ってまいりま す。

各施策につきましては、各所管課において年次ごとに目標を設定し、進捗状況を確認の上、自己評価及びPDCAサイクルによる効果検証を行い、次年度の施策展開に活用することとしております。

計画期間が3年間となっておりますことから、効果検証を重ね、施策の実効性の向上に努めるとともに、3年後の計画見直しを念頭に、引き続き他自治体の動向についても調査研究を行い、施策のブラッシュアップを図ってまいりたいと考えております。

また、DX推進部会において、逐次、先進自 治体の情報収集が行われており、今後も庁内の 業務改善を推進することで業務効率化を図り、 人的資源を行政サービスのさらなる向上につな げていくための新たな施策について検討を重ね、 提案を行ってまいりたいと考えておりますので、 議員の皆様におかれましては、より一層の御理 解と御協力を賜りますようお願いいたします。

**〇梅木 勇議員** ありがとうございます。職員 のデジタル技術向上の高揚を図りながら、基本 方針に基づく各施策を調査研究しながら進めて いくということが十分に理解できました。あり がとうございます。

以上でございます。

次に、もう一つの町、三宅町の取組について 紹介いたします。

三宅町は人口6,500人ほどの町です。三宅町では、複業人材紹介企業と連携協定を締結し、なるべくコストをかけずに民間人材の活用をできる体制を構築しており、DXアドバイザー、業務効率化アドバイザー、文書保管整理アドバイザー等のテーマに応じた取組を集中的に実施しております。

調査は、文書保管調査アドバイザーについて

研修を行いました。文書管理については、事務 の増加に伴い書類も増加しており、書類管理が 大きな負担であることを課題としています。

課題に対して複業人材を活用し、文書保管プロジェクトを立ち上げ、書類管理の負担を軽減するとして、書類管理の方法を統一することを目的としております。アドバイザーとの検討を重ね、書類保管方法の見直しとして、チューブファイルからファイルボックスへの保管、執務室内の書棚と書庫の扱いの明確化、書類リストの作成は、どの業務でも同じ利用度で書類を分類化し、リストを見ればどの書類がどこにあるかを把握できるように作成されたとのことでした。

保管期限満了後の文書の廃棄を検討し、実証 実験4か月の間、役場全体の3割に当たる約 1.3トンの書類を削減しております。

複業人材の見解として、デジタル化推進の第一歩は、書類の整理や管理の徹底であるとの認識から、アナログを整理、管理することでデジタル化への転換がスムーズに行われるとのことであったが、本市では文書の保管場所が庁舎以外にも数か所あると聞いているが、文書管理の状況をお聞かせください。

○総務課長(濵 久志) 文書管理の対応は、 につきましてお答えいたします。

本市においては、文書管理規程で定めている 文書の保管、分類、整理等のルールに基づき管 理を行っております。

具体的には、文書の整理について個別フォルダーを使用し、さらに、文書を系統的かつ体系的に管理するため、保管単位ごとにファイルボックスに収納し、キャビネット内の所定の場所にて保管を行っております。市議会で視察に行かれました三宅町と同様の管理方法でございます。

現状といたしましては、文書管理規程を適切 に運用するため、文書管理システムを導入し、 文書管理事務の効率化に取り組んでいるところでございますが、DX推進により、ペーパーレス化や電子決裁を進めていく必要性は認識しているところでございます。

今後、文書の電子化に向けて、紙文書と電子 文書を一元管理できる新たな文書管理システム の導入の検討を行うこととし、電子文書の保存 等も含め、文書管理規程の見直しにより、さら なる文書管理事務の効率化を図ってまいりたい と考えているところでございます。

また、当面の対応といたしましては、文書管理規程における文書管理のルールについて再度、全庁的に周知を行い、日々発生する行政文書の作成から保管、廃棄に至るまでの流れを適正に管理できるように努めるとともに、DX推進計画に掲げるペーパーレス化を実現するために、調査研究を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

**〇梅木 勇議員** 本市においては、三宅町と同じ整理保管の仕方であるということで、これは、そういうことをきちんとできた暁にデジタル化へ移行していくという流れになるんだろうと思っています。

それで、垂水市においては、今さっき、課長が触れましたけれども、このデジタル化についての文書管理は、どのように今、考えていらっしゃいますか。もう一回、お聞かせください。 〇総務課長(濵 久志) まず、ペーパーレス化、文書の量を減らすということが一番重要なところでありますので、今回、新たなシステムを入れて、文書をデジタル化する。それと廃棄について、保管年数というのがありますが、当然、その保管年数で廃棄の準備はできておりますが、なかなか廃棄に行くまで、時間がかかっている状況です。

ですので、最終的には、協和中学校の校舎の ほうに文書を保管しておりますが、廃棄期限が 来ている文書もかなり残っている状況ですので、 まず文書を廃棄することが重要と今、考えているところです。それができてから、文書のデジタル化、あと決裁のデジタル化を図っていくというのが、今現在考えているところであります。

**〇梅木** 勇議員 ありがとうございます。

協和中学校跡の校舎にも、まだあるんだということで、文書管理規程を見ますと、一番長いので10年、それと永久というのがございます。これについて、その期限を明確にして、あっちのほうにも置いてあるんだろうと思われます。それを超えた分、廃棄すべき文書等がまだできていないというふうに感じますけど、それをきちんと早めにやられるようにお願いします。ありがとうございます。

これで終わります。

次に、デジタル活用のサポートについてお願 いいたします。

計画では、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を目標に、高齢者等をはじめとしたデジタル活用に不安のある市民を対象にスマートフォン講座を開催し、デジタル弱者への情報活用能力の向上を図るとなっておりますが、既に講座は令和3年度から実施されておりますが、受講者状況をお聞かせください。さらに、これから3年間の講座内容をどのように検討していくのかお聞かせください。

**〇総務課長(濵 久志)** デジタル活用のサポートはにつきましてお答えいたします。

総務省のデジタル活用支援推進事業を活用したスマホ講習会に、令和3年度から取り組んで、今年度で3年目となります。スマホ講習会は、民間事業者が実施主体となり、本市と連携する形で実施しております。高齢者等を対象とした講座で、スマートフォンの基本的な利用方法を習得し、情報格差を解消することを目的として、電話のかけ方、カメラ操作、LINEの使い方などを学ぶ初心者向けの講習会でございます。

これまでの参加実績でございますが、令和3

年度は、垂水市民館、牛根地区公民館、新城地区公民館の3会場で5組、20日間で参加延べ人数は92名。令和4年度は同じく3会場で6組、18日間で参加延べ人数は50名でございました。令和5年度は同じく3会場で初級基本コースを5組、中級コースを3組開催予定で計8組、現時点で36名の申込みを受け付けております。

中央地区の会場は定員8名に達しておりますが、牛根、新城の会場では参加者が少ないことが課題となっているところでございます。

以上でございます。

## **〇梅木 勇議員** ありがとうございます。

答弁でありましたように、私も申しましたように、これまで今年を含めて3回目ということです。2回目は本当の初心者講座です。今年の案内を見てみますと、中級コースというコースも設けられておりますけれども、牛根、新城においては受講者が少ない。

私も初心者ですので、昨年この講座を受けましたところ、日程的に新城しか空いていなくて 新城に行きましたけれども、私と、柊原から来 られた人の2人だけでした。

今は、このデジタル社会がどんどん進行していき、どうしてもこの社会に取り残されないためにも、市民の皆さんが積極的にこのような講座を活用して、デジタル化に対応ができるようにと望んでいるところでございます。

今年は、今のところ申込みが全体で36人。中級コースについては、申込期限がまだ来年まででしたかね。そういうことで、まだちょっと伸びるんじゃないかなと思っております。ありがとうございます。

最後に、DX推進に伴い、これから次々と多様なデジタル化施策が実施され、デジタル化が進んで業務の効率化、市民生活の利便性の向上が図られていきます。要は、このデジタル機器を使いこなせなければ、デジタル化の利便性にはつながりませんので、「誰一人取り残されな

い、人に優しい」デジタル化サポートの取組を 強く要望して終わります。

次に、2問目。市道元垂水原田線について質問していきます。

先ほどの答弁では、今年の工事延長が124 メートル、事業費が2,200万ということで分かりました。ここで事業費は分かりましたので、ちょっと要望をしておきます。この件については、今の計画が終われば、次は上市木野久妻間が残っておりますけれども、これについても、地域の皆さんは上市木野久妻間の唯一の行き帰りする道路ですので、切れ目ない新たな計画を、速やかに計画していただきたいということでよろしくお願いいたします。

次に、たるみずスポーツランドについて質問いたします。

課長、申し訳ございません。時間の都合上、途中から質問させていただきますが、グラウンドゴルフの用具箱を、グラウンド内に設置できないかということですけれども、競技をするには、これについて高齢者が多いですから、「高齢者が倉庫から用具をわざわざ運ぶのが大変だ」という声が聞かれて、これを何とか用具箱を分散して、グラウンド上に置けないかということですけれども、分散した用具箱をグラウンドに置くことはできないか、お聞かせください。 〇社会教育課長(大山 昭) 競技備品の倉庫につきましてお答えいたします。

たるみずスポーツランド内の競技備品の倉庫 設置につきましては、ほかの競技への影響及び 安全対策が重要であり、野外での倉庫保管は防 犯上の観点からも設置は厳しい状況であると考 えているところでございます。

しかしながら、議員が言われますようにグラウンドゴルフ競技備品の運搬・設置につきましては、高齢者の負担となっているようでありますことから、運搬方法などを検討し、負担を軽減するなどの配慮が必要であると思われます。

全ての利用者の利便性向上並びに安全に利用 できる環境整備に努めてまいりたいと考えてい るところでございます。

以上でございます。

**〇梅木** 勇議員 ありがとうございます。

用具箱の倉庫以外への分散は厳しいようでございますので、そういうことであれば、運搬用具、例えば、防災で使用されるアルミ製の軽量リアカー等であれば競技者の負担が軽減され、特に高齢者には競技の楽しみが継続的で他の利用にもつながると思います。

高齢者に優しさを示されるためにも、ぜひ、 軽量リアカーを購入していただけるよう要望い たしますので、財政課長、記憶にとどめていた だきますよう、よろしくお願いいたします。

- **〇議長(堀内貴志)** 時間になりました。速やかに終わってください。
- **〇梅木 勇議員** ありがとうございました。
- ○議長(堀内貴志) ここで、暫時休憩いたします。

次は、16時00分から再開いたします。 4 時から再開いたします。

午後3時49分休憩

#### 午後4時0分開議

○議長(堀内貴志) 休憩前に引き続き会議を 開きます。

次に、13番、池山節夫議員の質問を許可いた します。

# [池山節夫議員登壇]

〇池山節夫議員 それでは、議長に発言の許可 を頂きましたので、先の通告順に従って質問を してまいります。市長、教育長、関係課長の御 答弁をよろしくお願いいたします。

行政のDX化推進について。これは先ほどの 梅木議員の質問と答弁で、もう完全に理解いた しました。

ただ一つだけ、もうちょっと踏み込まれるか

と思ったのですが、全文検索システムの構築は、 その前段階までは答弁されたと思うのですが、 この構築について見解を伺います。

垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略について。

交流人口200万人達成について、目標年度の 令和7年での達成は可能かどうか伺います。

宮脇海岸公園の指定管理について。

産業厚生委員会付託となって審査された後、 議会で賛否が問われることになりますが、午前 中の川越議員の質問でおおむね理解はいたしま したが、私は垂水市の観光や交流人口増加のた めに寄与すると考えております。この点につい ての考えをお聞かせください。

産婦人科医療体制確保について。

このことは、垂水市のみならず大隅地域の産料・婦人科を待ち望んでおられた女性にとって朗報だと思います。このことも実現すれば、交流人口200万人に寄与することになると考えますが、慈愛会様が決断された経緯など教えてください。

堆肥センターについて。

堆肥センターも建設以来20年が経過しようとしております。今回の一般会計補正予算(第7号)案中にも、435万円余りが修繕料として計上されております。これから、ますます金額の大きな修繕料が必要になると見込まれますが、堆肥センターの今後についてお示しください。

ゆるキャラ「たるたる」について。

垂水市では、国体でフェンシングが正式種目として開催され、天皇陛下もご覧になりました。 私も2日目の決勝を拝見させていただきまして、表彰式になり、プレゼンターをさせていただきました。女子の部、第4位のプレゼンターをさせていただきましたが、そのときに言われたのが、この女子の4位の選手たちが、「もう本当に、あのたるたるが欲しい」と言うのです。 私は、たるたるのこの人気に、認識を新たに いたしました。たるたるについての行政での認 識と評価、今後の展開について伺います。

教育行政について。

教育に関する課題について、子どもの活字離れと読解力について。

第3次垂水市子ども読書活動推進計画の素案について説明がありました。令和4年度で1か月間の平均読書冊数が、小学生13.2冊、中学生4.7冊、高校生1.6冊となっております。1か月に本を1冊も読まない不読率は、小学生で6.4%、中学生18.6%、高校生になると51.1%となっています。スマートフォンなどの普及により、学校年齢が上がるにつれて、読書離れ、活字離れが進む傾向があると指摘されております。

読書離れ、活字離れは読解力の低下につながりますが、垂水市の小中学生の現状を教えてください。

学力の低下が規範意識の低下につながるとは 思いませんが、小中学生の規範意識が低下して いるという調査結果があります。この点につい て、教育長の見解を伺います。

外国人児童・生徒への対応について教えてい ただいて、1回目の質問を終わります。

○総務課長(濵 久志) 全文検索システムの 構築についての御質問にお答えいたします。

本市においては、文書のタイトルの一部を入力することにより、保管場所が検索できる文書管理システムを運用しております。今後、DX推進によりペーパーレス化や電子決裁を進めるため、紙文書と電子文書を一元管理できる機能や、議員御指摘の全文検索機能についても精査を行い、必要な機能を有した新たなシステムの導入について検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**〇水産商工観光課長(松尾智信)** 交流人口 200万人達成についての質問にお答えいたしま

す。

交流人口200万人達成につきましては、ここ数年、コロナ禍の影響によりまして伸び悩んでおりましたが、5月8日から新型コロナウイルス感染症が2類から5類に移行しましたことを踏まえ、本市でも様々なイベントを開催しております。

7月には、牛根漁協開催のえびす祭り、8月には、たるみずふれあいフェスタ2023夏祭り、10月には、特別国民体育大会フェンシング競技会、垂水市漁協開催のカンパチフェス、11月には、産業祭と文化祭、両道の駅の収穫祭、千本イチョウ祭りなど、全て通常規模で開催できましたことから、市外からも多くの皆様方に本市にお越しいただいたところでございます。

このような状況から、令和5年10月末時点での交流人口は約154万人、前年比約112%となっているところでございます。しかしながら、11月、12月の実績が例年約37万人程度でございますので、目標としております200万人には若干及ばないのではと考えているところでございます。

また、令和6年度も交流人口の目標値である200万人達成に向けまして、両道の駅、森の駅の3つの拠点を中心とした様々な取組や教育旅行、スポーツ合宿、キャニオニングなど継続した事業展開を充実し、さらに、3駅を周遊して行うイベントの実施や、今年4月に完成しましたマリオットホテルの宿泊者を対象とした体験メニューなど、インバウンド向けの取組も実施できないか検討を進めているところでございます。

今後も、市外から、より多くの方々に本市を 訪れていただけるような情報発信や誘致活動に 努め、両漁協や商工会をはじめとする市内各団 体と連携し、目標とする交流人口200万人達成 に向け、取り組んでまいりたいと考えていると ころでございます。 以上でございます。

**○企画政策課長(草野浩一)** 宮脇海岸公園の 指定管理が交流人口に与える影響につきまして お答えいたします。

午前中の川越議員からの質問に対しまして土 木課長が答弁しましたとおり、宮脇海岸公園の 指定管理候補者により、自主事業についての提 案がございました。

今回の自主事業の提案が計画に沿って展開されましたら、宮脇海岸公園特有のアコウ並木や錦江湾を一望できるロケーションとしての地域資源の魅力向上が図られ、新たな観光スポットが確立されるものと考えるところでございます。

また、指定管理候補者が地域との関わりを積極的に考えておられますことから、地元の食や野菜を販売するなど地域資源を活用する新たな稼ぐ力の拠点となることで、周辺地域に新たなテナントの出店を生み出し、地域経済の成長を牽引する可能性が考えられますことから、さらなる人の流れを生み出し、交流人口に寄与することが期待されるものと考えているところです。

国勢調査の結果でも明らかなように、全国の 自治体において人口減少の傾向が顕著に表れて おり、定住住人口を増加するのは厳しい状況に あると認識していることから、交流人口、関係 人口の創出・拡大に取り組むことが課題である と考えているところです。

本市におきましては、これまで、平成17年にオープンした、道の駅たるみず湯っ足り館、平成22年にオープンした、猿ヶ城渓谷森の駅たるみず、平成30年にオープンした、道の駅たるみずはまびら(たるたるぱあく)の3つの施設を拠点とした観光振興に取り組んでまいりました。

その中で今回、当公園の自主事業の提案は、 繰り返しになりますが、新たな観光スポットに なるものと考えており、議員がおっしゃるとお り3つの観光拠点との連携・周遊により、さら なる交流人口への寄与が見込まれるものと考え るところでございます。

また、本市の地方創生の具体的な指針であります、垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基本目標として位置づけられている「垂水市への新しいひとの流れをつくる」の実現に大きな効果があると考えられますことから、今般の議会にて指定管理者の御承認を頂けましたら、既存の観光振興事業との連携や新たな観光メニューの開発等を通じ、本市の交流人口に寄与するよう、市としましても取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**〇保健課長(永田正一)** 産婦人科医療体制確保事業につきましてお答えいたします。

本事業につきましては、議会初日の全員協議 会におきまして説明させていただきました内容 から、概要部分につきまして説明をさせていた だきます。

初めに、本事業の背景と経緯についてでございますが、本市では、長年にわたり産婦人科医療機関がないことから、女性が産婦人科診療や妊婦健診等を受診する際は市外の医療機関へ足を運ぶ必要があり、身体的、経済的、時間的負担を抱えているという地域課題がございます。

そのような中、令和4年度に締結しました公益財団法人慈愛会様との包括連携協定に基づき、この地域課題の解消に向けた協議・検討を両者で重ねてきました結果、本市に慈愛会様の産婦人科医療機関を来年の春に開設していただける見通しとなりました。

本事業は、この産婦人科医療機関の開設を通じて、本市と慈愛会様が産婦人科医療体制確保事業に関する新たな協定を締結するとともに、本市から慈愛会様への経済的な支援を行うものとしており、そのことで地域課題を解消し、思春期から老年期における女性の健康長寿の延伸を図るとともに、子育て世代が安心して子供を産み育てられる環境の整備を図るため、垂水市

における産婦人科医療体制の安定確保の実現に 寄与することを目的としております。

今回、開設が予定されております産婦人科医療機関の開設場所は、垂水市本町で、サテライト型の産婦人科医療機関となり、母体は鹿児島市鴨池の今村総合病院となります。

この産婦人科医療機関は、分娩の取扱いは予定されておりませんが、市内外の女性の皆さんが産婦人科診療や妊婦健診等を受診する際に、市内で診察、受診できるという選択肢が増えることで、女性の身体的、経済的、時間的負担の軽減を図れるものと考えております。

今後につきましては、本議会の補正予算におきまして、経済的な支援に係る補助金を計上させていただいておりまけれども、可決されましたら、本市と慈愛会様において産婦人科医療体制確保事業に関する協定を締結するとともに、本市から慈愛会様への経済的な支援として、産婦人科医療体制確保補助金制度を創設する予定としており、来春の開設に向けて、両者で引き続き協議・検討を進めていくこととしております。

以上でございます。

**〇農林課長(森 秀和)** 補正予算に計上している修繕箇所につきましてお答えいたします。

堆肥センターにつきましては、平成14年度に本格稼働し、現在まで約20年間稼働しておりますが、これまでに大規模改修等は実施していないため、令和6年度末には、現在稼働中の施設設備の耐用年数が経過する見込みでございます。そのため、経年劣化による破損や故障・不具合などに対して、随時、補正予算を計上している状況でございます。

今回、補正予算を上程させていただいた理由 ですが、堆肥製造ラインの稼働を数日間停止し、 清掃・メンテナンスを行った際、搬送ベルトコ ンベアや攪拌機シャフト等の経年劣化が判明し、 このまま放置すると、大きな破損や事故の発生 により、長期間生ごみの受入れができない状況 になってしまうおそれがあったことから、至急、 修繕を行うこととし、不足する費用を補正予算 に上程させていただいているところです。

修繕箇所につきましては、原料を発酵槽に搬送するための搬送ベルトコンベアのベルト部分の交換、発酵槽にある攪拌機シャフトスプロケット交換、スクラバーファン室内ベンチレーターの交換、ベルトコンベアテールローラーの修繕、養生棟送風ファンの交換、明り取り用スレート交換の6か所でございます。

続きまして、堆肥センターの今後については どのように考えているのかにつきましてお答え いたします。

令和4年10月28日に閣議決定した総合経済対策において、危機に強い食料品供給体制の構築として、肥料や下水汚泥等資源等の肥料利用拡大への支援、土壌診断・堆肥の活用等による化学肥料の使用量の低減、肥料原料の備蓄に取り組むとされたところでございます。

化学肥料の高騰が続く中、輸入原料に依存している化学肥料の使用量を低減し、地域資源を活用した肥料を普及させていくことは、農業経営安定のため有効であると考えております。

本市の堆肥センターは、平成14年4月に本格 稼働し、地域有機資源である生ごみ、し尿、屠 場汚泥を活用した良質堆肥生産を行うことで、 畜産農家と耕種農家の連携を促進し、環境保全 型農業の確立並びに有機質資源リサイクル推進 による循環型農業を目指した取組を進めてきた ところですが、御指摘のとおり令和6年度末に は、現在稼働中の施設設備全ての耐用年数が経 過する見込みでございます。

また、高齢化による深刻化を増す担い手不足 による堆肥需要の減、生ごみ処理に関する臭気 対策、作業環境改善など解決していかなければ ならない課題もございます。

現在のところ、今後の方向性について庁内関

係課と協議を行っているところであり、それと 併せまして、民間企業に御協力いただき、現在 稼働中の施設設備について調査をしていただい ているところでございます。

以上でございます。

**○企画政策課長(草野浩一)** ゆるキャラたる たるの御質問につきましてお答えいたします。

本市公式イメージキャラクターの、たるたるは、平成26年度に公募し、36都道府県の方から460作品の応募を頂き、広報紙での市民投票や有識者等による選定委員会を経て誕生いたしました。

今年度はこれまで、5月に開催された春の交通安全運動や関西かごしまファンデー、10月に開催されたすみだストリートジャズフェスティバル、11月に開催された秋の産業祭など、市内はもとより市外や県外でのイベントへ合計11回出演するなど、多くの方々との触れ合いを通じて、本市のイメージアップ活動に取り組んでいるところでございます。

また、道の駅たるみずはまびら等で販売されています商品のパッケージや、先般、南日本新聞にも掲載されました、内閣府主催の地方創生政策アイデアコンテストの全国大会に今回出場する垂水高校のプレゼン資料等におきまして、たるたるのデザインが使用されるなど、今年度はその使用申請を合計6件頂いており、本市のPR活動の一翼を担っております。

市の取組といたしましては、垂水イメージアップ事業として、たるたるシールやクリアファイル、ビニール袋、紙質の手提げ袋等を作成し、様々な会議やイベントで配布するなど、本市のPRグッズとして活用しているところでございます。

本年10月に本市で開催されました「燃ゆる感動かごしま国体」のフェンシング競技会におきましては、各種目の3位までの入賞者に対して、副賞として、たるたるのぬいぐるみを贈呈した

ところでございます。

このぬいぐるみは、高さ約20センチ、幅約15 センチの規格で、ゆるキャラとしてのたるたる の愛くるしさが表現されており、人気や実力を 兼ね備えたフェンシング選手のSNS等で情報 発信されていることが確認されるなど、全国的 に広く紹介されたところでございます。

また、たるたるにつきましては、昨年、包括 連携協定を締結した鹿児島女子短期大学の学生 からも非常に人気があるところでございます。 同大学により、包括連携協定に基づいて展開し ている連携事業の一環として、たるたるを用い たキャラクターグッズの開発について提案があ り、来月、キャラクターグッズの具現化に向け、 地元事業所と協議を行う計画でございます。

今後におきましては、引き続き鹿児島女子短期大学との連携を推進し、たるたるグッズの具現化に向け、協議を重ねるとともに、たるたるの効果的な活用方法等について検討を行うことで、本市の最上位計画である第5次垂水市総合計画の重点プロジェクトとして位置づけられているシティプロモーションの推進に取り組んでまいりたいと考えるところでございます。

以上でございます。

**〇学校教育課長(川崎史明)** 教育に関する課題につきまして、1回目の答弁は担当課長のほうでさせていただきたいと考えております。

まず、子どもの活字離れと読解力につきましてお答えいたします。

スマホ等の普及により、全国的にも子供たち の活字離れが課題になっており、垂水市の各学 校でも読書に親しむ取組を行って、読書の楽し さを味わわせ、読書習慣を確立するために様々 な工夫を行っているところでございます。

例えば、小学校においては地域の方や保護者 の御協力を頂いて、読み聞かせを定期的に実施 して物語の楽しさを味わったり、週1回、読書 の時間を設定して、学校図書館を利用すること で、読書習慣を身につけさせたりする活動を意図的・計画的に行っているところでございます。

また、中学校においては、週2回、自分が読みたい本を手にする目的意識を持たせるために、朝読書の時間を設定しております。さらに毎月、各学級に市立図書館から移動文庫を設置していただきまして、生徒たちは移動文庫の本の中から選んで、読書にいそしんでおります。

昨年度の学校図書館の貸出状況ですが、小学校では年間100冊を目標としておりますが、ほとんどの学校が目標に届いており、平均212冊を読書している学校もございました。

学年ごとで見てみますと、低学年は絵本が多く、学年が上がるにつれ、文章量も多い本にチャレンジしますので、読書冊数としては、だんだんと少なくなる傾向でありますが、6年生においても、おおむね100冊程度読書しているようでございます。

中学生になると、部活動や家庭学習等の時間 がどうしても多くなってしまうため、学校図書 館の貸出冊数は少なくなる傾向にありますが、 だからこそ、朝の落ち着いた雰囲気の中で朝読 書に取り組み、全員が活字に触れる機会を意図 的に設定しているところでございます。

読書は、様々な登場人物の追体験を通して、 心を耕し、生き方や考え方を育てるなど、ゲームやスマホとは異なる価値がございます。活字 離れが心配される現在、学校教育において、読 書意欲の喚起や読書習慣の確立を一層進めてい くことが大切であると考え、各学校で工夫し、 取り組んでいるところでございます。

その成果としましては、学校の授業時間以外での1日の読書時間が30分以上の児童・生徒、この割合は小学校・中学校ともに全国平均より約10%多いという結果が出ております。

読解力につきましては、一つの指標として全 国学力・学習状況調査の国語の調査がございま すけれども、本年度の垂水市の結果は、小学 校・中学校ともに全国平均と同等でございました。

次に、規範意識の低下につきましてお答えいたします。

規範意識とは、集団生活や社会生活における 決まりやルール、約束などの規範に基づいて主 体的に判断し、行動しようとする意識であると 考えております。他者と関わり合いながら、主 体的に考え判断し、行動するなど、これからの 社会をつくっていく子供たちにとって、学校教 育はもちろんですけれども、家庭や地域社会に おいても育てていかなければならない大切な資 質であります。

学校教育においては、道徳の時間を中心に学校教育活動全体で規範意識を育てる取組を行っており、特に教科化された道徳では、「考え、議論する道徳」をテーマに指導法の工夫がされてきております。

7月の、垂水中央中学校の研究公開でも道徳の授業が公開されまして、タブレット端末を活用して、規範意識の基盤の一つとなる真の友情の大切さについて、全ての子供たちの考えが表出されて、それを基にお互いの考えを説明したり、理解し合ったりするなど、「考え、議論する道徳」の授業が展開されておりました。

本市の児童・生徒の規範意識につきましては、 全国学力・学習状況調査における児童・生徒質 問紙の中に、指標となる項目が幾つかございま す。

例えば、「人が困っているときは進んで助けていますか」「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」「困り事や不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できますか」「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」など規範意識に関する回答について、いずれも全国や県の児童・生徒に比べて良好な結果が出ております。このことは、本市の小学校・中学校、いずれも同様の結果と

なっております。

では、どうして、このように規範意識が本市の場合、良好な状態になっているのか、ほかの質問項目を併せて見てみますと、本市の児童・生徒が全国・県よりかも良好な結果だった項目として、「自分と違う意見について考えるのは楽しい」「友達関係に満足している」「ふだんの生活の中で幸せな気持ちになることがある」「地域の行事に参加している」「地域や社会をよりよくするために何かしてみたいと思う」「学級生活をよりよくするために何かしてみたいと思う」「学級生活をよりよくするために学級活動で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めている」など、規範意識の基盤となる項目がございました。

やはり、友達や家族、地域の方々など多くの 方とのコミュニケーションや体験活動を通して、 他者の気持ちや考えに気づく経験を数多く行い、 自分自身が大切な存在なのだと理解していくこ とが自己肯定感や自己有用感を高め、そのこと が他者や社会全体への思いやりにつながってき ているのではないかなと考えております。

池山議員からの御指摘にありました規範意識を高めていくということは、これからの社会を生きていく子供たちにとっても、社会全体にとっても重要なことでもありますので、引き続き道徳を要としながら、学校教育全体で、また、家庭や地域と連携を図りながら、規範意識を高める取組を進めてまいりたいと思っております。続いて、本市の外国籍の児童・生徒についてお答えいたします。

本市にも外国籍の児童・生徒は在籍しております。幼い頃から日本で生活しており、日本語も今のところ問題なく理解しておりますので、特別な支援は必要とせず、通常の学級において学校生活を送っている状況でございます。

以上でございます。

○池山節夫議員 それでは、一問一答でお願い します。 総務課長、さっき梅木議員の質問に対する答弁で、まず、全文検索システムの前段となる協和中学校に保管してあるものを10年、5年で廃棄するという、そういうアナログ的な手続が必要だとは思うんですけど、その点についての、もう段取りができているかどうかだけ、教えてください。

○総務課長(濵 久志) 文書の廃棄につきましては、現在は各課で時間をつくって廃棄。廃棄は鹿屋の事業所に持って行って廃棄をする形を取っています。ですので、ばらばらで廃棄しているのが現状ですので、今回、総務課が取り仕切るというか、時間をつくって全体で処分をしようかなと考えているところです。

まだ具体的に、いつやるというのは決まっていないところです。ちゃんとボックスに入れて、 段ボールに入れて廃棄する状態にはなっておりますので、それをいつのタイミングで持って行くかっていうところですので、段取りとしては、できている形になっております。

以上です。

○池山節夫議員 その段取りと作業が、やっぱり大変で、それが全てできないとデジタル化に進めないわけですから、なるべく早くそのことをやっていただくようにお願いをしておきます。

次に、交流人口200万人についてですけど、この前も橿原市で、「垂水市は、交流人口200万人を目指しています」って言ったら、驚かれたんです。やはり、1つの町に道の駅が2つあるところは、合併したところはあるんですけど、そんなところはないし、交流人口で200万人を目指すって、その目標だけでも、すごいと思うんです。それを達成できたら、やっぱり大変なことだと思いますので、このことについて、ぜひ達成していただきたい。

それについて、この宮脇公園と産婦人科の医療体制、これは少なからず好影響があるんじゃないかと思っています。

まず、宮脇公園の指定管理がもし議決されたときに、市長、今3つの拠点に、私はこの前提案されたときに、持留議員からは、「公園としては小さいから」という言葉があったんですけど、公園としては小さいかもしれないけれど、距離が結構長くてアコウの並木がある。

その意味でも、DENKENさんが言われたのですけど、いろんな活用方法があって、一つの拠点になり得るとは私は思うのです。その辺について、市長が今の3つの拠点と、今度これが議決された宮脇公園と、どんなふうにイメージされるか、短くていいですから教えてください。

〇市長(尾脇雅弥) 基本的には、これまで3 つの拠点で、交流人口200万人を目指す。200万人が達成できれば、定住人口2万4,000人に相当するというお話をしてまいりました。

そして、宮脇公園が例えば4つ目となるとするならば、根拠がありまして、あそこは900メートルあるんですけども、観光地でもないんですが、10年ぐらい前のじゃらんのアンケートの結果は、宮崎とか日南とか志布志とか回ってくる中で、あの場所に沈む夕日というのが、観光地でもないんだけれども、一番やっぱり印象に残る。素材がいいということは、データ上、じゃらんですから、しっかりとその論拠がある。

今は土木課長が言われましたけれども、200 万円ぐらいかけて、管理、これも大変である。 ただ、新たに指定管理になると、それは最低限 のこととして、プラスアルファ、そういう人を 呼び込むとか、あの辺、私も近くなんですけれ ども、住んではいないんだけど、マリンの海の 施設を使って、週末来るとか、そういう方々も いらっしゃるようでありますから、やりように よってはマイナスにはならない。

さらに言うと、例えば海潟辺りも漁港なんで すけれども、いろいろな施設もありますから、 あの3つを基本にしながら、4つ目、5つ目、 場合によっては千本イチョウとかいろんなところで、転在をして、複数施設がありますと目的地になります。2つ目の道の駅を造るときにも、お客さん取られるんじゃないかっていう御意見もあったんですけれども、私は相乗効果だと思います。

この間、11月23日にオープン丸5年ということで、丸5年がたったということで、あのコロナ禍の中で300万人を超えてきているということでございますので、そういった意味では、拠点がさらに増えることによって、垂水に期待しております。

鹿屋市が大体、今、150万人ぐらいだということでございますので、この垂水市で、まだ200万人まではいかないけれども、195、196万人ぐらいの見通しは立っておりますから、いろいろな御指導を頂いて、さらに磨きをかけてやっていけば、200万人を超えていけるのではないかなというふうに思っているところでございます。

○池山節夫議員 本当に、やりようによっては、 道の駅はまびらと近いですし、うまくやれば、 今、相乗効果という言葉がありましたけれども、 相乗効果で4つ目の拠点になり得ると私は思う のです。ですから、ぜひ、いろいろなアドバイ スもしながら、行政として拠点になるように育 てていただきたいと思います。

私は、前の議会だったかな、ドッグランを造ってほしいという質問をしました。ただ、費用対効果の面とかいろいろあって、確かに厳しいなという思いはしているのですけど、先日も、人と会って話をしていたら、「池山さん、ドッグランの声は結構ある」と言うのです。私が思ったより、私が公約に挙げたドッグランの反応は結構あるのです。

ですから、これはもし、可能ならDENKE Nさんに、大型犬、小型犬、中型犬と分けない といけないという話があるのですけど、ぜひ宮 脇公園のどこか一角に小型犬のドッグランの施設だけでも造っていただけるような提案はできないか。これは要望をしておきますから、ぜひ頭の片隅に置いて、DENKENさんと御相談を頂きたいと思います。よろしくお願いします。

次の、産婦人科の医療体制確保についてですけど、これは、よく今村総合病院さん、慈愛会さんが進出してくださったなと思うのです。人口1万数千人のところに相当な覚悟だと思いますから、これは大隅半島全体をにらみながらの進出でないと相当な冒険だと思うのです。

この点について、大隅半島全体を対象にしたような、行政としても援助していかないといけない。そして、これを育てていかないといけないという意味では、本当に一生懸命、横から応援をしないといけないと思うのですけど、このいきさつ、これから先について、市長のお考えがあれば教えてください。

○市長(尾脇雅弥) 先ほど保健課長が答弁いたしましたとおり、本市には長年にわたりまして産婦人科がないという地域課題がございました。これは本市だけでは、この課題を解消する施策を、これまでなかなか見出すことができないという状況がございました。

課題解決が困難な理由は、皆様も御承知のとおり全国的な産科医の不足、人口減、少子化などが要因の一つでございますけれども、一般的に産婦人科を開設して安定経営するためには、年間約250産ということが目安とされております。本市におきましては、年間50から60産という現状でございます。それゆえに、過去においても産科医の開設というのはなかったわけでございます。

そのような中、今回、慈愛会様に産婦人科医療機関を開設していただける見通しとなりましたことは、課題解決に向けて千載一遇のチャンスであるというふうに考えているところでございます。

今回の御縁の経緯を簡単に申し上げますと、 現在、公益社団法人日本医師会理事に鹿児島県 から初めて選出されました今村英仁慈愛会理事 長様が、まだ法人の部長様であった約10年前に、 垂水市の産科の開設にお力を頂きたいと御相談 をさせていただいたことがございました。

その後、鹿児島大学内科医で、本市アドバイザーであります大石先生あるいは同大学の小林教授の御指導、後押しも頂きながら、今回、環境整備が整いましたことは、池山議員もおっしゃいましたけれども、垂水の未来にとって、これは希望の光だというふうに思っています。保健課長をはじめ職員の皆さんが、本当に誠実に、丁寧に、一つ一つ積み重ねるように頑張っていただいた成果だというふうに思います。

特に女性の皆様にとっては、御自身の健康を 考える上で医療機関の選択肢が増えるというこ とは、大変よいことだというふうに思っており ますし、今後は協定を通じて、相互に連携を深 めていく予定でございますので、引き続き、議 員の皆様方の御理解と御指導をよろしくお願い 申し上げたいというふうに思うところでござい ます。

私からは以上でございます。

○池山節夫議員 本当に画期的なことだと思いますので、ぜひ鹿屋からも来るような、そういうふうに育てて、市民全体で応援していけたらと思います。

堆肥センターですけど、これはもう20年たって、ちょっと心配して質問に上げたんです。ぜひ、さっき言われたように、大規模改修の方向で、やはり、生ごみを処理するという意味では必要だと思います。ぜひ、この点についてはよろしくお願いします。

あと、このたるたるですけど、私も認識不足 だったのですけど、本当に意外と人気あるんで す。特に女の子、フェンシングに来ていた大学 生、高校生ですかね。人気あるんです。 それで、私は賞状をプレゼンターとして渡したら、「3位まで、あのゆるキャラをもらって、私たちにはあれはないのか」と言うんです。「いや、ごめん。ちょっと聞く」と聞いたら、「いや、3位までです」と言って、「3位までだって」と言ったら、本当に残念そうなんです。3人で選手が上がっていますから、どんなふうに飾るのか分かりませんよね。自分の学校に行くか、誰かで飾るか。でも、本当に3人とも、

先日、瀬戸口藤吉翁のグランプリコンサートがあったときにも、松陽高校と情報高校、あの方々に花束と、たるたるをあげられました。私、これ言っていいのか、教育長とそばにいまして、「もうちょっと大きいほうがいいな」と話になったのです。

すっごく欲しがるんです。

だから、確かにそう思うのです。動くのはあれでいいです。それで、あげるときに、やはり、今あげているあの大きさより、20センチあったですかね、あれよりもうちょっと大きめを作ってほしいなという。松陽高校、情報高校の例えば校長室に飾っていただくに、あの大きさより、もうちょっと大きいのがあったほうがいいなと、本当に思ったんです。

ですから、さっき企画政策課長の答弁で、キャラクターグッズの具現化とあったんですけど、その辺のこともよろしくお願いします。ぜひ、もうちょっと一回り大きいやつを作ってください。

それから、例えばキャラクターグッズ、キーホルダーなりスマホの下げるもの。あのようなものを作って、道の駅で売るなりしても意外と売れるんじゃないかなと思うのですけど、その辺のことを検討していただきたい。

ぜひ、もうちょっと大きいもの。それで、あれ、小さいもの。そのことを検討していただきたいと、これを要望しておきます。我々が思っている以上に人気あります。私はびっくりしま

したから。

次に、教育行政。学校教育課長の答弁で大体 理解したのですけど、本を読まなくなる。何で かと思ったら、やはり年齢が上がるにつれてス マホを扱うようになる。そのせいで活字離れに なるというようなことになっているわけです。

ここに、先日の読書活動推進計画(素案)の一番最後に、「電子書籍を読んだことがありますか」という問いに、67%の児童・生徒が「ない」と回答している。スマホは扱うけれども電子書籍は読まない。ここを何とか読ませるようにしたら、活字を読むし、読解力につながるんじゃないかという思いがあるわけです。

この点について、まず難しいんでしょうけど、 教育長でも学校教育課長でも、この一番上の読 解力について、何とか電子書籍を読ませる方法。 今、GIGAスクールを一生懸命やっていられ ますけど、この辺の手だてってないものか。答 弁できる範囲でいいです。どちらでもいいです。 ○学校教育課長(川崎史明) 子供たちに電子 書籍をというようなお話でした。確かに、子供 たちは今、タブレットとかスマホとか、こうい うものを使っていろんな情報を集めています。 それと、一方で読書というところが今、関係づ けてお話があったんですけれども、私、今まで 学校現場におりましたので、学校の教員の立場 としては、2つ、本と電子書籍とあるのであれ ば、どちらかというと、やはり本のほうを読ま せたいなというふうに思っています。

理由としては、スマホ、タブレットから出る ブルーライトというのがあって、これがやっぱ り子供たちの睡眠とか、それから脳の発達に影響があるというふうなことが言われています。 そうしたときに、タブレットは割と遠くで見ま すので、ブルーライトを浴びる距離とか、それ は非常に長くなるんですけれども、スマホの場 合はどうしても、画面が小さくて近くで見てし まう。 近くで、ずーっと長い時間、読書ってやっぱり30分とか1時間ぐらい集中すれば、見続けることになりますので、そうなったときの子供たちの脳の発達とか、それから睡眠時間の確保というのが心配されます。どちらかあるんだとすると、本のほうに親しませたいなというのは考えとして持っております。

以上です。

○池山節夫議員 そういうこともあるんでしょう。難しいでしょうけど、なるべく活字離れを 阻止するようにお願いします。

最後に、教育長、規範意識。さっき学校教育 課長の答弁のところで、「幸せを感じることが ある」という答えがあった。このことが、規範 意識の全ての基になるんじゃないかと思います。 私はいつもこの議会に来ると、左に川畑議員、 右に北方議員の間に挟まって、こんな幸せはな いといつも思ってます。だから、私は規範意識 があるんですよ、本当ですよ。

ですから、この辺のそういうことを規範意識 の醸成という意味で、教育長、お話があればお 願いします。

**〇教育長(坂元裕人**) ありがとうございます。 課長から規範意識の定義であるとか、あるいは 学校での取組、あるいは子供たちのよい現状、 そのことについて報告があったとおりなんです けれども、朝の、第4次教育振興基本計画の中 で、2つのキーワードが実はあったんです。課 長も答弁されましたけれども、持続可能な社会 のつくり手、これも教育の中の一つの大きな柱。 もう一つが、今まさにおっしゃった、幸せな気 持ちになるという、ウェルビーイング、これな んです。そのウェルビーイングの部分でいうな らば、まさにおっしゃったとおり、規範意識の 最たる象徴的なものだと思うんですけれども、 実は2週間ほど前、こんな電話があったんです。 私の恩師から、「垂水はG I G A スクールです ごく頑張っているみたいだな」と。「これはこ

れで、すばらしいことだ」と。「ところで、一方、もう1つ大事にしてほしいことがある」。 これがいわゆる規範意識に関わる心の部分なんです。「協力して何かやり遂げるとか、あるいは困っている友達を助けるとか。もちろん前提として、約束、ルールを守るとか。こういうこともしっかり分かった上で、GIGAスクールを大いに進めてほしい」ということを言われまして、まさにこのことだったんだなと、今、立ちながら思うんです。

ところで、日本人というのは、もともとその 規範意識は、私はある国民だと思っているんで す。私もいろいろ調べてみたんですけれども、 実は東北大震災、3.11のときに首都圏、特に 東京で、いわゆる帰れない人たちがいっぱい出 た。

その中でどうしても自宅に帰りたいということで、バスやタクシーを待つ人たちの姿が出ていました。まさに暴動を起こすことなく、理路整然と並んでいるあの姿に、世界の人たちが「何て規範意識の高い国民性なんだろう」と感動したというようなところが、記憶に私はあるんです。そういうものを持っているからこそ、やはり、子供たちもそういう姿を一方で見ているんじゃないかなと思うのです。

ところが、コロナを経て、少し様相が変わってきているなという気もしております。というのは、連日報道される、いわゆる若い集団での強盗事件でありますとか、命を軽んじるような事件も報道されます。あるいは、もっと言うと戦争なんかもそうですよね。そういうマイナスの情報をいっぱい得ている子供たちです。

それをどんなふうに今、子供たちが考えているのかなとしたときに、やはり、私は、一番は学校の中できちんと、先ほど課長が答弁したような、道徳を中心として、きちんと心を耕していくようなことをやっていく。読書もそうです。読書を通して、追体験をしながら多くのことを

学んでいくということ、これも非常に大事です。 一方、家庭や地域との連携、これも非常に大事だと思っているのです。例えば、家庭の中でこんな場面って今、あるんでしょうか。悪いことをしたら本気で、「こうだからあなたは悪いんだよ」とか、「あなたは、こんなことがきちんとできたんだね。すごいじゃん」と言って褒めてあげるとかいうことが、時には子供を抱きしめながらとか、果たして家庭の中で本当に、あるんだろうかということを思うんです。

それとか、地域もそうです。私は垂水の地域 はすばらしい教育力がまだ残っていると思って います。逆に言うと感謝しているんです。なぜ かというと、やはり子供たちに貴重な体験をさ せてもらっている。

例えば、地域に伝わる伝統芸能、これをきちんと小学生が学んで、身につけて、そして伝承していくという。この過程の中で、異年齢でまずつながる。そして、そこに地域の大人の方が入ってくる。その中で、きっと協力しなかったら怒られるんでしょうね。そして、一緒になってうまく表現できたら褒められるでしょう。こういう体験って非常に貴重なんです。

今、大人の世界でもそうです。上司が部下を 叱るとパワハラとか言う。そうなんでしょうか。 きちんとした信頼関係があれば、私は、それは 教えの中の範疇だと思っているのです。

そういう意味で、今回この規範意識について 御質問いただきましたけれども、本当に教育の 原点に帰るような気持ちで、私はありがたく受 け止めているところでございます。

ということで、先ほど来申し上げております、 家庭、地域との連携のほかに、社会教育課が実 は所管しております大野自然学校、ここもいい んです。親子で、例えば料理を作る体験だとか、 子供でキャンプの体験をする。ここでもまた異 年齢集団があり、子供同士の学びがあり、そし て指導者から教えてもらう。うまくいったら、 もちろん褒めてもらえる。失敗したら、じゃあ、 どうやればよかったのかなということを振り返 りながら、さらによい考えを生み出していくと いう。こういう体験が非常に大事だと思ってい るのです。

ですので、今後、この垂水が持っている様々な子供とのつながりを大事にしながら、家庭、地域、学校、教育委員会も入りながら、子供たちの規範意識を高めていくということに努めていきたいと思います。

よい子供たちを育てたいなという思いでいっぱいでございます。また今回の御質問でスイッチが入りましたので、ぜひとも規範意識を高めるような施策を考えていきたいなと思っております。ありがとうございました。

○池山節夫議員 ありがとうございました。また3月議会も、教育長にスイッチを入れてもらえるような質問を用意して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(堀内貴志) 本日は、以上で終了します

△日程報告

〇議長(堀内貴志) 次は、明日午前9時30分 から本会議を開き、一般質問を続行いたします。

△散 会

○議長(堀内貴志) 本日は、これにて散会します。

午後4時57分散会

# 令和5年第4回定例会

会 議 録

第3日 令和5年12月6日

#### 本会議第3号(12月6日)(水曜) 出席議員 13名 1番 髙 橋 理枝子 川越信男 8番 2番 宮迫隆憲 9番 篠原靜則 3番 前 田 10番 感王寺 耕 造 新 原 4番 勇 11番 持留良一 池田みすず 5番 12番 北方貞明 6番 梅木勇 13番 池山節夫 7番 堀内貴志 欠席議員 1名 14番 川畑三郎 地方自治法第121条による出席者 市 長 生活環境課長 有 馬 孝 一 尾脇雅弥 副市長 海老原 廣 達 農林課長 森 秀和 併 任 二川隆志 企画政策総括監 総務課長 演 久志 農業委員会 企画政策課長 草野浩一 事務局長 財政課長 園 田 保 土木課長 東 弘幸 税務課長 水道課長 岩 元 伸 二 福島哲朗 市民課長 岡山洋恵 会計課長 港 耕作 併 任 監査事務局長 福元美子 選挙管理 消防長 田中昭弘 委 員 会 教 育 長 坂 元 裕 人 事務局長 堀留 教育総務課長 豊 保健課長 学校教育課長 川崎史明 永 田 正 一 福祉課長 森 永 公 洋 社会教育課長 大 山 昭 水産商工 松尾智信 国体推進課長 米 田 昭 嗣 観光課長

-105-

書

書

記

瀬脇恵寿

記 村山 徹

議会事務局出席者

事務局長 橘 圭一郎

令和5年12月6日午前9時30分開議

### △開 議

○議長(堀内貴志) おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

# △一般質問

**〇議長(堀内貴志)** 日程第1、昨日に引き続き一般質問を続行いたします。

それでは、通告に従って、順次、質問を許可します。

最初に、10番、感王寺耕造議員の質問を許可します。

### 「感王寺耕造議員登壇」

**○感王寺耕造議員** 皆さん、おはようございます。それでは、議長の許可をいただきましたので、早速質問に入らせていただきます。

まず、ふるさと納税について企画政策課長に 質問いたします。

10月1日から、ふるさと納税返礼品における 厳格化がなされました。その背景には、ふるさ と納税の認知度の高まりや返礼品の充実などで、 22年度の寄附総額は9,650億円まで拡大してお ります。また、こういった中で、総務省の担当 者は、返礼品の種類が増えるに従い、ルールに 適合するか疑義のあるものが増えたとおっしゃ っております。

こういったことが背景にあり、10月から、加工や製造の主な部分を自治体内で行うよう求める地場産業基準の新ルールを導入しており、これを徹底して行っていきたいという考えであるそうです。

また、全国各地で産地偽装、誤表示が多数報 道されております。しかしながら、現在上程中 の補正予算では、寄附が増加すると見込まれて いるようですが、本市の影響はないと考えるのか、また、目標達成額に向けた対策について答 弁ください。

2点目は、垂水市民間資金活用集合住宅建設 促進条例について伺います。

平成27年度からこの条例が施行されましたが、 これまでの地区ごとの実績について答弁くださ い。

ただし実績の中で、減免額については地区ごとで建設が1棟の場合は、減免対象者の税額が特定されることも考えますので、垂水小学校区とそれ以外の校区という形で結構ですので答弁ください。

3点目、宮脇海岸公園の指定管理について、 土木課長に伺います。

現在でも年4~5回、アコウの木の落葉を環境整備班で除去しておりますが、指定管理締結後は、宮脇海岸公園全般の清掃は指定管理者が行うのか。また、市と指定管理者との管理のすみ分け、構築物についてはどこまで認めていくのか、答弁ください。

4点目、森林環境譲与税について、農林課長 に伺います。

林地の意向調査等、事業の進捗状況はどのよ うになっているのか答弁ください。

以上において、1回目の質問を終わります。 **〇企画政策課長(草野浩一)** おはようござい ます。御質問につきましてお答えいたします。

ふるさと納税制度の改正につきましては、本年6月27日付で総務省の告示改正が行われ、議員が言われましたとおり、本年10月から、新しい基準によるふるさと納税制度が開始されたところでございます。

この新しい基準によるふるさと納税制度でございますが、これまでワンストップ特例申請事務や寄附者への寄附金受領証の発行に係る経費は事務経費に含まなくてもよいとされておりましたが、今回の改正により、ふるさと納税に係

る全ての経費の合計額を寄附合計金額の5割以 内に収めるように改められたところでございま す。

このため、本年9月においては、制度改正の 影響と推測される駆け込み需要により、寄附額 は対前年同月比435%の約3億4,800万円、9月 30日時点の今年度寄附額は対前年度比182%の 約7億1,800万円となったところでございます。

今回上程させていただきました補正額につきましては、今年度寄附見込額を今年度4月から9月までの実績額と昨年度10月から3月までの実績額を合計した15億円と見込み、充当が必要な予算につきまして計上させていただいたものでございます。

また、この目標額達成に向けての取組でございます。今回、10月以降のふるさと納税の寄附は、9月の駆け込み需要もありましたことから、対前年度比が全国的に約3割も減少が見られ、本市においても同様に、2割から3割ほど減少しております。

そのようなことから、これまでのポータルサイトの画像更新による返礼品の見せ方の工夫を継続しながら、新たにユーザーが検索窓から検索したキーワードに対応して表示される検索連動型広告、いわゆるRPP広告や、ポータルサイトに選べる返礼品の掲載を開始するなど、費用対効果の高い広告への掲出をし、寄附者のニーズを捉え、返礼品事業者の方々をはじめ、関係者と連携して本事業に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○税務課長(福島哲朗) おはようございます。 御質問にお答えいたします。

垂水市民間資金活用集合住宅建設促進条例の 適用による平成27年度からの地区ごとの建設の 実績でございますが、垂水小学校区が17棟143 室、大野地区を含む水之上小学校区が2棟10室、 新城小学校区が1棟36室となっており、それ以 外の5校区は実績なしという状況でございます。 また、平成27年度からの減免額の累計実績に

つきましては、垂水小学校区が2,824万8,586円、 垂水小学校区以外が956万1,259円、合計で 3,780万9,845円となっております。

以上でございます。

〇土木課長(東 弘幸) おはようございます。 指定管理締結後の宮脇公園全般の作業区分と構 築物について、どこまで認めるのかにつきまし てお答えいたします。

まず、指定管理締結後の落葉の清掃について でございますが、議員御承知のとおり、これま で環境整備班による直営での除草作業に併せ、 アコウの木の落葉の清掃を行ってまいりました が、公園面積が広い宮脇海岸公園や海岸護岸の 1回の作業時間は4日から5日程度を要してお りました。

指定管理締結後は、これまで作業に要していた日数をその他の公園や施設の維持管理の作業に割り当てることができるようになるため、海岸公園や中央公園など、これまで作業時期が集中する夏期の公園管理につきましても、これまで以上に除草作業ができるようになるため、住民サービスの向上につながるものと考えております。

今回の指定管理の範囲につきましては、宮脇 海岸公園のみの作業であるものと考えておりますが、アコウの木の落葉につきましては、公園 に隣接する海岸護岸へも飛散することから、維 持管理における通常の清掃作業であれば指定管 理者に対応をお願いすることとなりますが、特 に落葉が多くなる冬期につきましては環境整備 班での作業対応も想定しているところでござい ます。

次に、構築物をどこまで認めるのかの御質問でございますが、指定管理者が計画する自主事業につきましては、現在、概略の計画案を受けたのみであり、どのような施設を設置し配置す

るかなどの詳細な計画図面は今後示されること から、構築物につきましては安全対策に十分配 慮したものであり、また景観を損ねることがな い施設となるよう、協定を結ぶ際に協議したい と考えております。

以上でございます。

○農林課長(森 秀和) おはようございます。 林家の意向調査等、事業の進捗状況はにつきま してお答えいたします。

森林環境譲与税は平成31年度に導入され、森 林や間伐、林業従事者の育成、木材利用の促進 などに活用する目的で、市町村及び都道府県に 配分されております。

さて、事業の進捗状況でございますが、森林 所有者への意向調査につきましては、令和元年 度から令和3年度にかけ、大野地区、垂桜地区、 中俣地区、海潟地区の8林班、753.21~クター ルで実施しております。そのうち、令和2年度 に実施した垂桜地区の意向調査において、市で の管理を希望すると回答のあった森林について、 所有者と市の間で経営管理についての委託契約 を締結いたしました。

当該森林については、令和4年度に市と大隅 森林組合との間で、施業・管理についての委託 契約を締結したところでございます。また、令 和4年度は、海潟地区の意向調査において、市 での管理を希望すると回答のあった森林の国土 調査が完了していないことから、森林の境界を 明らかにするための調査業務を委託しておりま す。今年度につきましては海潟地区及び中俣地 区の森林境界明確化に関する業務を委託してい るところでございます。

本市の森林は、国土調査が完了していない地 区が多く、相続未登記も多いことから、境界を 明確にするための調査に関し、業務委託費用が 発生することや調査に多大な時間を要する状況 でございます。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 ふるさと納税について今説 明があったわけですけれども、ポータルサイト をいろいろ見直して、きちんとやっていくとい うことですので、そちらの方は期待もしていま すので、ぜひとも、目標額は定められたわけで すからそれに近づくように、一部落ち込みもあ るでしょうけれども、駆け込み需要もあった、 落ち込みもあったということでしょうけれども、 その辺については、目標額を達成するようにお 願いしておきます。

この問題について、2点目ですけれども、全国の各自治体で返礼品の産地偽装、誤表示という部分が新聞紙上をにぎわせております。南日本新聞11月24日版ですけれども、この部分で、長崎の諫早市のシャインマスカット、これは諫早市産ではなかった部分を使われたということです。それでまた、利尻町につきましても、ロシア産の牛を利尻産として出したとか、山口市でもキハダマグロの外国産を国産として表示した。近くでは都城市、一部の事業者が鶏の肉、この部分を産地偽装を行ったということであります。

これで、諫早市の市長さんのお話によると、 ふるさと納税についてなかなかマンパワーが足 りないんだと、市役所も足りないんだと。年々 生産され、ふるさと納税は増えてくる、返礼品 も増えていくという中にあって、ふるさと納税 の寄附の獲得と、また、同時に不正監視という、 名実相反するような監視体制も敷かなきゃいけ ないということで、なかなかマンパワーが足り ないという部分があります。

そういった部分で、マンパワーの部分。また、 そういった背景もあることから、本市ではこの ような事例はなかったのか、きちんと食品表示 法に基づいた表示とか、誤表示がないように、 また産地偽装がないような形の対応をどのよう に取っていくのかという部分が次の質問であり ます。

また、同時に、産地偽装をした業者、都城、 今日の新聞タイムリーにまた出ておりまして、 都城市でも、さっき言った鶏肉の産地偽装があ ったということで、早急に対策を立てられたそ うです。業者、ふるさと納税の事業者の部分で、 集まっていただきまして、それで、法令違反に 対する行政指導があった場合は、無条件に契約 解除するほか、返礼品に関する報告漏れがあっ た場合も回数の度合いによって契約解除を含む 厳しい措置を取る。また、新規参入時の書類審 査も厳格化し、事業所への立ち入り検査、工場 などの現場確認を必須とする。1年ごとの契約 更新などにも同様の措置を実施し、委託事務の 適正履行や法令遵守などを確認すると、こうい った部分を事業者の団体に通告した。お互い確 認し合ったということであります。

それでまた、この部分の165事業者ですか、 その部分と市と合意したという部分が記事に載 っておりました。

また、この部分で、一番の問題が、なかなか ふるさと納税の3割ルールがあることから、代 替品の配送事業者への委託支払い、こういった 部分が必要になると考えます。それでも、大き い企業さんだったらすぐに代替品の部分でお金を弁償して代替品を送るとか、それでキャンセルになったらお金だけ返すとか、そういった対応ができるんでしょうけども、なかなか小さい業者さんの場合はこういった対応ができないわけですね。そういった場合、もし万が一こういう事例が起こったら、どういう対応をとるのかという部分が2点目の質問です。

ちなみに、都城では、全額165の事業者で1 億8,000万円程度ですか、その分を出し合って、 すぐ解決する。事が起こったらまず解決してい くという方向でまとまったと報道がありました けれども、本市の場合、もし万が一こういうこ とがあった場合どういうような対応を取られる のか、その2点について教えてください。 **○企画政策課長(草野浩一)** 御質問につきましてお答えいたします。

本市の返礼品につきましては、地方自治法に 基づき、毎年5月に全ての返礼品を総務省に登 録申請しており、これまで産地偽装、誤表示等 の御指摘を受けたことはございません。

また、返礼品事業者に対するチェック体制でございますが、はじめに、ふるさと納税事務の委託事業者がチェックを行い、その後、所管課である当課がチェックを行う、いわゆる二重チェック体制方式を導入しております。このチェック過程の中で疑義が生じた場合は、返礼品事業者から直接聞き取りを行い、それでも判断しかねる場合等は、県や、県を通じて総務省へ確認するなど、丁寧なチェック事務を行っているところでございます。

なお、今回、直近において返礼品の産地偽装の報道等がありましたことから、本市といたしましては、改めて本市の返礼品事業者に対し、 委託事務の適正履行や法令遵守などについて通知しているところでございます。

続きまして、産地偽装、誤表示等があった場合の対応につきましてお答えいたします。

先ほども答弁いたしましたが、本市における 産地偽装や誤表示等につきましては、これまで 御指摘を受けたことはないところでございます。 そのため、過去に産地偽装や誤表示等があった 他自治体の事案につきまして調査をいたしまし たところ、返礼品として偽装品を出荷済みであ った場合、寄附者への代替品の再送付や、寄附 者が返礼品を二重に受け取る形、いわゆる返礼 品の3割ルールに抵触することが総務省の見解 として示されていることから、多くの事案にお きましては寄附者への意向確認を行った上で、 基本的には寄附金の返金対応を行っているよう でございます。

また、代替品の発送を希望される寄附者に対しては、該当返礼品事業者から産地偽装等に係

る経費を回収し、その資金を代替品の発送にか かる費用へ充当する形で事務対応するよう、総 務省から指導があったと伺っております。

なお、当該事業所の取扱いにつきましては、 多くの事案において、係る経費の負担を損害賠 償等により請求を示しており、その後、当該自 治体の信用を失墜させた等の理由により事業者 登録の取消し対応を行っているようでございま す。

本市は、垂水市ふるさと納税に係る返礼品事業者及び返礼品選定に関する要綱に基づき、返礼品事業者や返礼品の選定について必要な事項を定めて運用しているところでございます。仮に、本市において産地偽装や誤表示が発生した場合、過去の他自治体の事案と同様に、寄附者対応に係る経費については当該事業者の負担として、寄附者及び本市への損失がないようにしなければならないと考えているところでございます。また、事業者の取扱いにつきましては、同要綱第13条の登録の取消し等に基づき対応することとなります。

なお、今回の制度改正や物流に係る2024年問題等を考慮して、今年度、垂水市ふるさと納税に係る返礼品事業者及び返礼品の選定に関する要綱の改正を予定しているところでございます。その際には、産地偽装や誤表示による事案が発生した場合の責任の所在や費用負担について明記できないか、他自治体の状況を注視しながら調査研究を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○感王寺耕造議員 明確な答弁をいただきまして安心しました。今後、2024年問題、ドライバー不足の問題、物流の問題。それを受けて、また説明を開くということですので、実際上、返礼品事業者の方々にきちんとこういう形で垂水市ではやっていきますよ、間違いが起こったらこうしますよ、きちんとやってくださいと、そういう部分できちんとすり合わせをしていた

だきたい。

また、なかなか企画政策課も忙しい部署でありますから、人手が足りないという部分は分かっておりますけれども、2か年、3か年にわたって事業所の部分、製造過程がどこなのかとか、その辺の部分をチェックする部分も私は必要だと思っておりますので、その分については要望として申し上げておきますので、順繰り順繰りで巡回して、お互いの意思疎通をやっていくということをお願いします。

もし、万が一間違いが行われた場合、ふるさと納税額が減る。それだけではなくて、本市の 品位というか、そういう部分まで疑われてしまいますので、ぜひとも頑張っていただきたいと 思います。この問題についてはこれで終わります。

民間施設の部分、民活の部分ですけれども、 集合住宅、税務課長からの補足説明がありました。今までの、令和5年度まで、今まで中央地 区の部分ですね。これで17棟2,824万円ほどと いうことです。中央地区以外の部分で場所は言 いませんが、3棟です。3棟で956万と、この 3地区以外の5校区には実績なしということな んです。

この事業については、定住促進の部分、推進 ということもありますし、また同級者は建設業 者の部分です。景気対策という部分もあります。 そういった部分で評価はするんですが、今回、 中央地区以外の部分を中心的にやるんだという ことですけれども、果たしてこれだけで問題が 解決していくのかということです。過疎地域で すね、中山間地域の部分が本当に建物を建てる 人がいるんですかという部分を私は指摘したか ったわけです。

中央地区以外のこの3棟については、はっきり申し上げて量なんです。1棟、一部には、民間の方ですね、法人の方じゃなくて一般人の方も入っていらっしゃいます。はっきり言って、

そういった特殊な例なんです。まあ趣旨は分かるんですよ。中央地区については物件もだぶついてきている。そういった中で、ある程度役割は終わった。ただ中山間地域、田舎の部分が終わってないからこういう形で条例改正するという部分は、それはありだとは思うんですけども、ただこの条例だけで、果たして民間の業者さんが、個人も含めて建てて、アパート経営するんですか、マンション経営するんですかっていったら、私はちょっと首をひねるわけであります。

確かに、企画政策課を中心に、空き家の問題、 有効活用、特定空家のものについても取り組ん でいらっしゃいますし、また協議会も立ち上げ るというのは分かっています。職員の部分もあ る程度いろんな部署から集めると、土木課が集 まって、ワークショップを職員の人たちがやっ ている部分も理解していますけども、なかなか 動きとして進まないんです。

そういった中で、この施策だけではなくて、 もうちょっと今まで取り組んできた協議会の部 分も含めて、厚い対応が私は必要だと思ってい ます。

今、市内に3不動産業者さんがいます。それで、鹿屋市に本社を置かれております業者さんも、垂水の中央地区に営業所を開設されました。この方はもう買い上げから賃貸まで手広く広げておられまして、私の住んでる地域の部分でも、物件を買って売った事例も2件ほど聞いておりますから、一番詳しい部分は、やっぱり餅は餅屋なんです。不動産屋さん、市内の3業者、また営業所がある方々4業者集めて、ちょっと教えてくださいと。垂水市内の物件の流れ、物件の流れはどうなっているのか。賃貸また売買も含めて、どういう施策を市としてやれば、定住を図れるんですか。そういう部分も必要だと思うんですけれども、この部分については企画政策課長ですか、よろしく答弁ください。

**〇企画政策課長(草野浩一**) 既存の空き家の

利活用につきましてお答えいたします。

議員が言われますとおり、住宅の確保及び定住促進による地域の活性化を図ることを目的とした、民間資金を活用した集合住宅の建設に対する支援だけで十分であるとは考えていないところでございます。

第2期垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略の中では、将来にわたって成長力を確保し、活力のある垂水市を実現するため、雇用創出への支援に加え、雇用環境の整備や移住定住促進策として、住環境の整備にも力を入れて取り組んでいるところでございます。

具体的には、定住促進事業として市内における空き家の有効活用を通して、垂水市民と都市住民の交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図るために、垂水市空き家バンク制度を平成17年度から実施しているところでございます。

本年11月末時点の空き家バンク登録物件数と しましては、賃貸7件、売買12件となっている ところでございますが、議員のおっしゃるとお り、垂水市内にはそのほかにもまだ多くの空き 家が点在しているところでございます。

空き家を貸し出したいが、貸し出すためには 改修しなければならず、その改修費用が捻出で きない。家財道具が残ったままとなっているが、 処分費用が捻出できないなどといった理由によ り、そのまま空き家とされているケースもある とお聞きしております。

そのため、本市としましても、空き家リフォーム促進事業補助金や空き家有効活用推進事業補助金により、先ほど述べました空き家となってしまう一要因でもある家財道具処分に対する補助事業や空き家改修事業を創設し、空き家が有効活用されるよう取り組んでいるところでございます。

また、そのほかの取組としまして、子育て世 帯や転入者に対し、住宅取得費等助成金交付事 業や家賃助成事業など、移住・定住の促進にも 努めているところでございます。

今後、全国において人口は減少することが明らかであり、本市も避けることのできない状況でございます。その一方で、今議会初日でも答弁いたしましたが、今後、外国人労働者の雇用が増えることが予想されます。現在でも事業者から、外国人労働者の住宅の確保について相談もあることから、今後この集合住宅制度だけでなく、空き家を有効活用した住環境整備の重要性はさらに増してくるものと考えております。

そのためにも、空き家バンク制度や各種補助 事業の利用をより促進するため、これまで取り 組んでいる広報紙や市ホームページへの掲載、 固定資産税納付書発送時に空き家バンク制度の チラシや空き家リフォーム促進事業補助金等の チラシを同封する取組を今後も引き続き行うと ともに、空き家等を有効活用した住環境の整備 を行っている自治体の事例調査を行うなどして まいりたいと考えております。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 長々と答弁いただきました が、この問題については私はずっと取り組んで きたつもりですし、地元新城でも取り組んでま いりました。私ども議員の声を聞いて、市長の 部分でも、先ほど課長がおっしゃった空き家の 問題、いろいろ助成金、補助金つけてもらった と。また、尾脇市長、子育て支援も頑張ってい らっしゃいますけれども、それは評価するので すが、1つコメントしてほしいんですけれども、 この民間の活用集合住宅促進条例だけじゃ足り ないと思うんです。今までもいろんな施策を打 ってこられましたが、それも全く機能してない とは言いませんけれども、空き家バンクにして も登録物件が少な過ぎるんです。もうちょっと 加速度的に、いろいろな方法があったと思うん ですけれども、何かコメントがあったら手短に コメントしてください。

**〇市長(尾脇雅弥)** この事業の成果として、

中央地区は一定の結果があったと思いますし、 ただ地方においてはこれでいいかというのは、 なかなかいろいろな組合せが必要だろうという ふうに思っています。また、御提案のあった空 き家の活用とか様々なものを組合せないと、数 字的には、結果それなりに出ているんですけど、 スピードのほうが追いついていないというのが 正直なところで、結果として人口減が進むとい うようなことになるとよくありませんので、こ の政策を講じることによってその分がV字して いくということが大事だと思います。

先ほどプロの話を聞くという話がありました。 そこは非常に大事な視点で、担当職員一生懸命 頑張っていただいているのですが、もともとこ れが専門ではありませんので、配置の中で先進 地事例やらいろんなものをしながら、勉強して 頑張っているという状況でありますから、その ことをなりわいとしている人たちの結果に基づ くデータとか考え方というのを組み合わせてい くということが大事だと思いますから、感王寺 さんがおっしゃるように、一応今回はこういう ことの提案なんですけれども、加えて、中央地 区のようにとは言いませんけれども、結果が出 るようにするためには、何らかの新たな施策と ドッキングしていかなければいけないというふ うに思っておりますので、それは今後しっかり と検討していきたいと思います。

**○感王寺耕造議員** 前向きな答弁をいただきま したので、頑張っていただきたいと思います。 条例案には賛成とします。

次に、宮脇海岸公園の指定管理ということで す。

DENKENさんへの170万円ということで、この分について土木課長の答弁にありました、昨日も市長の答弁でありました。市長の答弁で昨日、池山議員の部分のときでしたか、長さが900メートルぐらいあると。それで、今までも土木課で200万円、維持費、清掃ですね。アコ

ウの木、芝刈りと掃除ですね。アコウの木、変な木で、一本一本落ちるとき落ちるんです。季節じゃないです。おかしなあれで、年にやっぱり4~5回落ちて、周辺の皆さんも困っています。

特に、ガソリンスタンドはもう頭を抱えている状況ですけれども、今までそれだけかかったんだと。そういった背景もあって、委託管理にするということでありました。

課長等でも、海岸公園、護岸を除いて海岸のみんなお願いするんだということですね。ただ、多いときはうちでやりますよと、環境整備班でということで、何かダブルスタンダードみたいな感じがするんです。しっかり取決めの中で、例えばこのDENKENさんも、全て活用されるわけじゃないと思うんです。中心的に活用する部分はあの選定委員会の部分でも出ていますね。ガソリンスタンドの前辺りです。それでまた、セブンイレブンの辺りまででしょう。公園やら駐車場がありますから、その辺の部分については、きちんと指定管理を受けた人がやるんだとそれ以外の部分、南の方についてはうちでやりますとか、きちんと取り決めていただきたいと思うんです。

この議会を終えて、認定されたらそういった 形で構築物についても、その分はきちんと確認 してください。これもお願いします。

それで、この部分について2点目ですけれども、当たり前の質問かもしれませんが、指定管理部門も誰でも公園を利用できるのかということです。このDENKENさんがここを使いたいと言ったところも、お金を払わないから入れませんでは困るわけです。ここも自由に入れるようにするのか。

また、地域住民との関係性です。新城地区、 また柊原もそうです。市長のお住まいの、その 辺についてもそうです。その辺の協議もこれか らやっていかなければいけないと思うんですけ ども、これから認定されて協定書を作る中でそういった問題、あと、人件費を見れば、1,300万円ぐらいですからできれば、常時ここで勤められるわけですからね、3人ないし4人だと思います。その方々に、できればやっぱり新城とか柊原とか、さっきの民間活用の住宅の話じゃないですけど、1人でも2人でも欲しいんです。その辺についても、やっぱりお願いしたいという部分がありますので、今後のタイムスケジュールの中でそういう協議があると思いますから、今の話を聞いて、土木課長何かあったら答弁ください。

**〇土木課長(東 弘幸)** 誰でも公園を利用できるのか、地域住民との協議の場はにつきましてお答えいたします。

公園の利用につきましては、指定管理締結後、 市民の皆様に利用制限がかかるようなことはご ざいません。宮脇海岸公園は指定管理締結後も 公の施設でございますので、皆様の憩いの場と して、また自主事業によりカフェを併設される 計画がございますので、市民の皆様のみならず、 県外、市外から多くの方々に御利用していただ きたいと考えております。

次に、地域住民との協議の場でございますが、まず今議会で指定管理者として御承認いただけましたら、事業計画につきまして地元への説明会を開催する意向があるようでございます。その後、自主事業につきましては長期的な事業展開を視野に入れており、カフェ等で提供する野菜は地元産を、将来的にはマルシェもオープンする計画など、地元とのつながりを持ちながら本市の発展に寄与するとのことでございます。

以上でございます。

それと、先ほど従業員雇用、新しい雇用の 方々、振興会に入るようにとお願いをというこ とでございましたので、それらにつきましては、 今後協定を結ぶ際にこういった要望が出ており ますとお伝えしようというふうに考えておりま す。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 市長、昨日の池山議員等と のやり取りを聞いて、今でも1万3,400台です か、1日交通量がある。平成27年が1万4,300 台ですから、1,000台ほど減ってますけども、 それでもやっぱりこれだけの交通量があるんだ ということです。こういった事業に取り組むの はいいとは思うんです。ただ、ゼロから始めて、 いろんなグランピング事業とかこれが大きく育 っていければなとやっぱり地元に住んでいる人 間としてもそう思うんですけども、ただ1点だ け、ちょっと気にかかる部分がありまして、こ れは通告していませんから答弁なくても構いま せんが、選定委員会の参考資料、土木課長から いただいています。これを見ると、財政基盤と か初期投資の部分とか、その部分がちょっと大 丈夫かなというような部分も感じられるんです。 3年間というある程度短期間ですから、やって みるのもいいと思うし、やってみるべきだとも 思います。ただ、その辺がちょっと心配なんで すけども、市として、どうやって3年間関わっ ていくのか、一応170万円の部分で3年間とい うことで、ほかの財政出動はないわけです。そ の分だけ確認させてください。

**〇議長(堀内貴志)** 通告外ですけれども答え られますか。

〇土木課長(東 弘幸) まず財政状況ですけ ども、契約期間3年間の中では赤字という計画 になっておりました。第2回の選定委員会におきましては、委員より収支計画が赤字形状となっているが、との御質問がありまして、その回答としましては、一時的に赤字計上となっているが、10年以上の長期的な視点で考えている。何よりも市外、県外、国外に高い観光ポテンシャルを持つ垂水市の魅力を発信し、貢献したいという熱い考えをお持ちのようでございました。その経営状況につきましてですけども、その

他様々な御質問がありましたが、委員の皆様に 総合的に御判断していただき、指定管理者候補 として選定していただいたものと考えていると ころでございます。

以上でございます。

○市長(尾脇雅弥) 私も選定委員会のメンバーではないので詳細はわかりませんけれども、昨日もお話をさせていただきました。もともといい場所なんです。ただ、草刈りに200万ぐらいかかっていた。それに加えて、そういう観光拠点をつくりたいということはいいことだと、感王寺議員もおっしゃっていただいたそのとおりだと思います。

一応、指定管理の契約の仕組み上、大体3年 ぐらいから始まるということなんですけれども、 やっぱり長期的にやっていくための最初の投資 だというふうに思いますので、しっかりと遵守 しながら、いい場所になるように協力ができれ ばというふうに考えているところでございます。 〇感王寺耕造議員 すみません、市長。通告し ていませんでしたが、答弁いただきましてあり がとうございます。

頑張ってください。取りあえずこの問題については、また産業厚生委員会で詳しくお願いいたします。

次に、森林環境譲与税であります。この問題です。

今課長から答弁がありましたけども、この制度自体がなかなか難しい制度になっているものですから、遅々として進まないわけです。一応今まで令和元年から始まってきたわけですけども、これは令和元年から5年度までは機構準備金を活用してきた。いわゆる前取りの借金です。この部分を利用してきたということで、令和6年度からは、この借金の分、機構準備金の活用分が300億、あと森林環境税から300億と、600億ということで、予算が令和5年度に比べて100億増えてまいります。

それでまた、これは11月23日の南日本ですけれども、環境税の譲与税、この分の配分の見直しが行われるということであります。今まで、人口の多寡、多さに乗じて30%ということだったんですけど、これが20%になる。それで、人工林面積が50%が60%、10%アップということで、令和6年度から年々、本市への予算配分という部分も当然増えていくと思うわけです。

ただ、この予算が増えても、まず意向調査を しなさいということです。ということから始ま って、ただ御承知のとおり、農林課長の答弁で も、きちんと地籍調査がなされていないという ことで、遅々として進まない。うちの地元新城、 柊原にはいつ来るのかという状況であります。

確かに大変なんです。人がいないです。予算も十分に森林環境譲与税として下りてこない。 大変なのは分かっているんですが、ただ、実際上、6月議会でもお願いしたのですけれども、なかなか高齢化になって境界も分からない状態です。それで、6月議会で指摘した部分は、私の地元新城の部分、農道、林道が通れないんだということを指摘しました。でも、今まで何かしらの対応もしていただいておりません。

確かに、予算の関係もありますけれども、議長の許可を得て資料をお配りしました。これを見ていただきたいんですけれども、1ページ目、①の部分、これが赤松平橋ということで、今、業者さんに、貴重な赤石ということで、土木課長のところで、当時800万円近くかけてやっていただいております。

このちょっと上から、もう農林課の管轄になります。農道、林道、農道になっていくんですが、めくっていただいて裏面、②、③、④、⑤と、このような状況であります。もう道路も側溝が詰まっているものですから、表面流水で穴ぼこだらけ。それで、竹とか木、もう農道に落ちてきて、通れない状況であります。

この周辺は、国有林まで高隈山の麓まで、私

が小学校5年生ぐらいまで、もう50年前ですけれども、ずっと畑でした。畑だったのですが、 高度経済成長でどんどん都市部へ出ていくということで、人工林、杉、ヒノキですね。その当時は赤松も植えてありました。そういう全て人工林です。畑地目ですけども、みんな山林です。

そうすると、こないだも行ったのですけど、もう伐採適期過ぎてるんです。もう50年からなっていくんです。農林課長が一番分かっていらっしゃいますけども、30年、40年が一番の伐採適期であります。お金になります。だから、地元の人間としては、やっぱり声をいただくのですけども、「環境税が始まったが、山をどのようにしていこうか。すべきことはしたいが見に行くことができない」と言う声もいただいてるんです。

予算の関係です。森林環境譲与税の制度設計が悪過ぎるものですから、意向調査から始まって、地積みたいな形でずっとやっていくわけです。大変だとは思うんですけども、森林環境譲与税も増えると、それで足りない分は市単独の部分で、農道、林道の整備をして、きちんと場所を確認できるんだと、そういった部分をきちんとしていただかないことには、この問題はどんどん先送りされていくと思うのですが、担当課長として、市長としてどう思われるのか。これが最後の質問ですので、よろしくお願いします。

O農林課長(森 秀和) 森林環境譲与税はも とより、市単独事業も行い、アクセス環境を整 えるべきではないかにつきましてお答えいたし ます。

自民党総合農林政策調査会は、11月22日、自 治体の森林整備などに活用する森林環境譲与税 の森林面積に基づく配分割合を現行の50%から 60%に引き上げを求める提言をまとめ、自民党 の税制調査会での議論を経て、令和6年度税制 改正への反映を目指しております。 この税制改正がなされた場合、本市への森林環境譲与税の配分が増額され、森林整備に活用できる財源が増えることが見込まれます。これまで寄せられた地域の皆様の要望にあります農道や林道の森林へのアクセス道路の維持管理作業を、業務委託により実施できないか、今後検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

- ○議長(堀内貴志) 市長の答弁求めますか。
- ○感王寺耕造議員 いや、いいです。
- 〇議長(堀内貴志) いいですか。
- **○感王寺耕造議員** 市長の答弁をいただけるならいいですけれども、農林課長、要するに検討するということはしないということですね。しないということだから、もうしょうがないから地元でやりますかね。

本当に頼みますよ。ただで植えた品じゃないんです。植えて何度も何度も増林し、間伐し、やっと一人前になったら、道路が崩れて、行けないわけです。処分できないわけです。処分できる時期になっているんですから、森林環境譲与税に基づいた事業構築という部分をやっていくと、これはもう森が荒れてしまいます。森が荒れるということは災害が起こるということです。もう一回きちんと答弁してください。

〇農林課長(森 秀和) 強い思いがある道路、 地域だと思いますが、私どもも森林環境譲与税 を活用し、令和4年度には林道の整備もこの譲 与税を活用して行っているところでございます。

まずは、議員の答弁もありますとおり、譲与 税の方がまだ確定はしておりませんので、その 辺も含め、正確な答弁はできませんが、委託、 それと本市が環境整備班も設置しており、状況 をまた確認していると思いますので、その辺も 活用しながら検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

**○感王寺耕造議員** 農林課の環境整備班じゃな くて、土木課長の部分もお手伝いいただきなが ら、少しずつでもやっていただければ、通れない部分は歩いていけますから、末端から少しずつやってください。もうお願いしますので、もうこれ以上言うのは疲れましたので、これで終わります。

〇議長(堀内貴志) ここで、暫時休憩いたします。

次は、10時35分から再開いたします。 午前10時25分休憩

#### 午前10時35分開議

○議長(堀内貴志) 休憩前に引き続き会議を 開きます。

次に、2番、宮迫隆憲議員の質問を許可いたします。

### [宮迫隆憲議員登壇]

**○宮迫隆憲議員** お疲れさまです。早いもので 本年も残すところ1か月を切りました。最近で は千本イチョウが見頃を迎え、大勢の観光客の 皆さんが訪れているようであります。

コロナウイルス感染症が5類に移行し、アフ ターコロナになり、本市ではイベント開催や交 流人口の増加、インバウンド効果も少しずつ現 れ、来年に向けてまだまだ頑張らなければなら ないと意識を高めているところでございます。 最近では、垂水高校の3年生6名が地域創生製 作アイデアコンテスト2023の全国大会に出場す るという、うれしいニュースも飛び込んでまい りました。尾脇市長が平成28年夏に、当時、鹿 児島大学医学部の大石充教授のもとを訪れ始ま った、参加満足度99.5%と高い評価を得ている たるみず元気プロジェクトがありますが、本市 の食をテーマに、たるみず食で元気プロジェク ト、食と健康でつくるまちのコンセプトで、市 内企業への給食導入を通じて地域活性化を図る 内容となっており、生徒たちは研究成果をしっ かり伝え、垂水の魅力も存分にアピールしたい と意気込んでいるようであります。プレッシ

ャーもあるかと思いますが、成功することを願 うばかりです。

そして、12月2日には、市内で住まわれている外国人技能実習生の方々と綱引きを通じて交流を図る、たるみず綱引きフェスティバルが開催されました。私も応援に参加させていただきましたが、大勢の子供たち、そして実習生が楽しんでいる姿を拝見し、スポーツは参加している方々をはじめ、観戦している方々にもたらすものは大きいと感じた次第であります。

これからも、いろいろなイベント開催などを 目指し、しっかりと垂水の特色をアピールする 場を増やし、一丸となって、故郷垂水発展のた めに頑張ってまいりたいと思います。

それでは、先に通告しておりました質問事項 に基づき質問いたします。明快な答弁をよろし くお願いいたします。

1、農業政策について。地域計画について伺います。

高齢化や人口減少により農業者が減少し、農地が適正に管理されなくなり、耕作放棄地が拡大することが懸念されます。昨年5月に農業基盤強化促進法が改正され、人・農地プランを法定化するなど、農業者の減少や耕作放棄地の拡大が進まないよう、将来、守るべき農地の計画を作成することが国から示されました。

人・農地プランは地域計画と名称を変更されますが、地域計画により農業はどのように変わっていくのか伺います。

次に、農業委員会事務局体制見直しについて お尋ねいたします。

私は平成30年6月より、垂水市農業委員会に おいて農地利用最適化推進委員の任命を受け、 現在まで農業委員会活動に取り組んできており ますが、この春より、市議会議員として活動を 開始しており、次期の推進委員は辞退すること としております。

これまで2期5年半にわたる農業委員会活動

において、先輩農業委員、ほかの推進委員の 方々並びに事務局の方々とともに、大切な農地 を守り、それを次世代に引き継ぐため、担当地 区の農地等の利用の最適化の推進、耕作放棄地 の解消など様々な活動に取り組んでまいりまし た。高齢化や人口減少に伴う農業者の減少は、 農業、農地を守る取組においても、担い手不足、 耕作放棄地の拡大、農地の未相続問題など様々 な形で深刻な影響を及ぼしております。これら の課題に取り組むために主体となって業務を行 う農業委員会事務局の役割や業務の内容は、時 代の背景とともに大きく変わりつつあるのでは と考えております。

私自身、これまでの間、県内外の農業委員の 方々と交流を行ってきておりますが、農業委員 会事務局長がほかの課長職の兼務となっている 自治体は少ないのではと感じております。まず は、現在の本市の農業委員会事務局の体制と他 市町の現状について質問いたします。

次に、プレミアム商品券の販売実績について お聞きいたします。

これまでプレミアム商品券事業を実施されて おられますが、この販売実績と小規模店の使用 率について質問いたします。中でも、ここ数年 で飲食店の閉店が相次いでいますが、飲食店で の使用率についても併せてお願いいたします。

次に、特別国民体育大会について伺います。 特別国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国 体」が終わり、2か月がたちました。10月8日、 競技会の初日には、天皇皇后両陛下が会場にお 越しになり、フェンシング競技を御覧になられ ました。会場も満席で、垂水市の歓迎の意を両 陛下にお示しできたのではないかと考えており ます。

私も競技会役員として国体に参加させていただきました。会場は連日白熱した試合が展開され、どの選手も県の代表としての誇りを持ち、戦っている姿に感動いたしました。そこで、9

月議会でも質問させていただきました配宿について、実績の数はどうだったのかお伺いいたします。

次に、スポーツ施設の整備について伺います。 本市のスポーツ施設の拠点である垂水市中央 運動公園には、たるみずスポーツランド、野球 場、庭球場、体育館、キララドーム、多目的広 場と複数の施設があります。その中でもたるみ ずスポーツランド、キララドームは新しい施設 であり、体育館においては国体の開催により大 きな改修をされたところですが、庭球場並びに 野球場については、完成以来約40年経過してお り、老朽化による大規模な改修が必要になって いるかと思います。全ての改修となると、多額 の費用がかかることから、年次的な計画に基づ き、順次改修され、緊急に修繕が必要な場合は 早急な対応もされていることも十分理解してい るところですが、野球場についてはスコアボー ドの改修をはじめ、ベンチの暑さ問題や様々な 改修が必要になっていると思いますが、近年の 整備状況と今後の改修計画についてお聞かせく ださい。

次に、学童保育について伺います。

6月議会の一般質問から何度となく要望されております。最近では、来年度入学予定の未就学児童に対する児童クラブ利用意向調査も行われたと伺いました。その結果並びに9月議会以降、どのような進展があったのか。そして定員数拡大に向けての進捗状況をお聞きいたします。

次に、園長会議についてですが、私が9月議会でも質問いたしました幼稚園、保育士の方々に支援は、の問いに、園長会議での声を拾うとの回答を得ましたが、その園長会議が10月に行われたとお聞きしました。どのような声、要望があったのか質問して、私の1回目の質問を終わります。

〇農林課長(森 秀和) 地域計画についてお答えいたします。

令和4年5月の農業経営基盤強化促進法の改正により、これまでの人・農地プランが地域計画に名称を変え、同法に位置づけられました。 農業者の減少や耕作放棄地が拡大することが危惧される中、地域ごとの話合いを行い、地域ごとに守るべき農地、その農地をどの担い手に耕作してもらうかなどの、地域が10年後に目指す農地利用を示した目標地図を作成することが同計画の目的になります。

地域計画の計画策定の結果として、農地の集積、集約が行われ、効率的かつ低コストの農業が期待できることや、地域計画を作成した地域では、各種事業を活用することが可能となることから、担い手の経営維持につながると考えております。

続きまして、本市の農業委員会事務局の体制 と他市町の現状につきましてお答えします。

現在、本市の農業委員会事務局の職員配置は、 農林課長である私が事務局長を併任しており、 次長兼農地係長1名、正規職員1名、再任用職 員1名、会計年度任用職員2名の配置となって おります。県内19市で言いますと、本市とほか 2市で併任されているようでございます。大隅 半島4市5町で言いますと、本市と2町におい て併任されているようでございます。

現在、事務局では、毎月の定例会運営のほか、 農地法に基づく許認可業務、農家台帳の管理、 農業者年金関連業務、農地全般に関する手続等 の業務を行っておりますが、相続登記の義務化 開始を前に、農地に関する相続や所有権移転等 の相談が増加傾向にあります。

また、農業委員会等に関する法律が改正され、 平成28年4月から施行されたことに伴い、新た に農地利用最適化の推進が必須業務となり、農 地の集約・集積化、遊休農地の発生防止、解消、 新規参入の促進が求められるようになったこと から、農業委員並びに農地利用最適化推進委員 の方々と力を合わせて様々な取組を行っている ところでございます。

今後、農林課と密に連携し、農地中間管理事業における農地の貸し借りや、現在準備を進めている地域計画の策定に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

**〇水産商工観光課長(松尾智信)** プレミアム 商品券の販売実績についての質問にお答えいた します。

プレミアム商品券発行事業につきましては、 垂水市商工会に補助金を支出しておりますこと から、商工会から実績としていただいている利 用率につきまして、令和3年度から過去4回分 をお答え申し上げます。

令和3年度の1回目につきましてはプレミアム率100%、販売済み総額5,040万円であり、大規模小売店舗での使用率74.4%、小規模店舗での使用率25.6%、飲食店での使用率が全体の4.1%でございます。

令和3年度の2回目につきましてはプレミアム率67%、販売済み総額6,835万円であり、大規模小売店舗での使用率が70.4%、小規模店舗での使用率が29.6%、飲食店での使用率が全体の3%でございます。

令和4年度の1回目につきましてはプレミアム率20%、販売済み総額2億7,000万円であり、大規模小売店舗での使用率が55.4%、小規模店舗での使用率が44.6%、飲食店での使用率が全体の2.8%でございます。

令和4年度の2回目につきましてはプレミアム率25%、販売済み総額3億円であり、大規模小売店舗での使用率が56.9%、小規模店舗での使用率が43.1%、飲食店での使用率が全体の3%でございます。

このことから、商工会からは、商品券全体の 流通額を増やすことによって小規模小売店舗で 使用される割合が高くなる傾向があり、今後も 商品券全体の流通額の規模を大きくして事業を 実施したいとの要望をいただいておりました。

そこで、今年度につきましても、プレミアム率25%、販売予定額3億5,000万円の規模で、 来年1月末までを使用期間としたプレミアム商 品券事業を実施しているところでございます。 以上でございます。

**○国体推進課長(米田昭嗣)** 特別国民体育大会における合同配宿についてお答えいたします。

本市で開催されたフェンシング競技の宿泊数は、10月6日から11日の間で、選手、監督、競技役員等を合わせて延べ1,921泊と、大会前の想定より約200泊多い実績となりました。宿泊施設は多くの施設に御協力をいただき、市内7か所、鹿屋市1か所、霧島市4か所の合計11か所に配宿され、市内で1,404泊、広域配宿の鹿屋市、霧島市で517泊でございました。

本実行委員会では、合同配宿センターや各宿 泊施設と連携し、宿舎衛生講習会や食品衛生講 習会の実施や、宿泊施設から会場までの計画輸 送バスを用意するなど、多くの選手、監督、競 技役員等をお迎えする準備を行いました。その 結果、本市の魅力ある食材を満喫していただく とともに、快適にお過ごしいただけたと考えて おります。

以上でございます。

**〇社会教育課長(大山 昭)** 野球場の整備状況と今後の改修計画につきましてお答えいたします。

まず、近年の整備状況では、令和3年度はバックスタンドの各種修繕、令和4年度は内野段差解消に伴う修繕と安全性の確保からスコアボードの点数板プレート撤去、令和5年度は少年用簡易式外野ロングネット、マウンド保護シート、ベースセットなどの購入のほか、ベンチの暑さ解消として扇風機などの電源の確保を行っているところでございます。

次に、今後の計画につきましては、利用団体 からの要望であるバックスタンド、グラウンド 内外野、スコアボード、防球ネットの整備を土 木課と協議し、年次的に改修することとしてお ります。

しかしながら、高額な費用となりますことから、庭球場、野球場、多目的広場など、順次改修を行うこととしており、改修計画の見直しを含めて土木課と協議を進めているところでございます。

安全性並びに緊急的な整備が必要な場合は、 早急な修繕を行うなど迅速に対応し、利用され る市民の皆様が安心して運動できる施設となり ますよう努めてまいりたいと考えているところ でございます。

以上でございます。

**○福祉課長(森永公洋)** 学童保育について。 新年度が迫る中、今の進捗状況はにつきまして お答えいたします。

令和5年第3回定例会一般質問にて答弁いた しましたとおり、令和5年9月中旬から10月中 旬にかけ、来年度入学予定の未就学児童に対す る児童クラブ利用意向調査を実施いたしました。 利用意向調査の結果は、調査対象者数66名に対 し回答数58名、回答率は87%、垂水児童クラブ の利用希望者は、昨年度の利用希望者36名より 11名少ない25名でありました。

この調査結果について、庁内協議を行ったところ、垂水小学校に通学している児童は、垂水児童クラブを利用することが望ましいことから、垂水児童クラブを利用することができなかった児童も利用できるよう検討すること、例えば対応策として、図書室等を活用し、児童クラブを利用している児童の兄弟・姉妹が自習して待つことができる場を準備できないか検討することとなりました。

これらを踏まえ、令和5年11月27日に第2回 垂水児童クラブ関係者協議を開催し、垂水小学 校、垂水児童クラブ、市福祉課の関係者で今後 の対応策について協議いたしました。 この協議において、市より、垂水児童クラブへ定員数の拡大及び利用率実績に基づく利用児童数の決定について提案し、また、市より垂水小学校へ図書室等を活用した自習等ができるスペースの確保について提案いたしました。

これに対し、垂水児童クラブより定員数の拡大の実施には支援員の増員が必要となるが、ハローワークへの支援員募集登録や、児童クラブ刊行誌及び市広報誌等への掲載等により支援員等の募集を行ってもなかなか新たな支援員の応募がない状況にあり、例えば他の児童クラブからの応援による人員確保の対策が必要であるとの回答がございました。

これらを踏まえ、今後、垂水児童クラブに対し、定員数の拡大を実施するための運営規程改正の事務手続についてのサポートを行いたいと考えており、また、国や県等に支援員不足の対策として他の児童クラブからの応援という方法が可能かについて確認したいと考えております。

また、垂水小学校より前回の協議と同様、余裕教室はないため、児童クラブの占有スペースとなる新たな教室の確保は難しいが、放課後の時間帯に限った教室の一部利用であれば協力できる可能性があるのではないかという回答がございましたことから、国や県等に放課後の時間帯に限った教室の一部利用による児童クラブの運営の可否について照会し、実施可能との確認が取れましたら、垂水小学校より提案のあった教室の活用について協議を進めてまいりたいと考えております。

これらの協議を進めまして、一人でも多く希望される児童クラブを利用できますよう、引き 続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

続きまして、園長会議でどのような声が上がったかにつきましてお答えいたします。

令和5年第3回定例会一般質問にて答弁いた しましたとおり、令和5年10月17日に園長会議 を開催いたしました。

今回は、令和6年度保育所、認定こども園及び幼稚園の入所・継続利用申込みに係る受付期間の変更について、送迎バス安全装置の設置について、牛根地区や大野地区などの教育・保育施設空白地帯における教育・保育サービスの提供について、保育士人材確保についての4つの議題で協議を行ったところでございます。

まず、令和6年度保育所、認定こども園及び 幼稚園の入所・継続利用申込みに係る受付期間 の変更につきましては、例年11月中旬より実施 している翌年度の保育所、認定こども園及び幼 稚園の入所・継続利用申込みに係る受付期間を、 鹿児島県私立幼稚園協会の願書受付開始日と合 わせ、今年度より11月1日からに変更すること となったことについて説明いたしました。

次に、送迎バス安全装置の設置につきましては、保育施設における送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の装備が義務づけられたことについて改めて説明し、また、送迎バスを使用している市内各教育・保育施設において、設置完了または近日中に設置完了予定であることを説明いたしました。

次に、牛根地区や大野地区などの教育・保育 施設空白地帯における教育・保育サービスの提 供につきましては、市内の教育・保育施設の設 置状況及び児童の施設利用率等について説明い たしました。

この議題における意見交換の際には、各施設における送迎バスの対応状況について説明を受け、牛根地区や大野地区などの教育・保育施設空白地帯における送迎バス利用希望に対する柔軟な対応について改めてお願いしたところでございます。

次に、保育士人材確保についてでございますが、令和5年第3回定例会一般質問にて答弁いたしました本市の県保育士人材バンクへの登録について報告の上、利用の流れについて説明い

たしました。

御出席いただいた各施設の園長に対し、保育 士確保についての取組や意見、提案等について お聞きしたところ、市外から転入し市内保育施 設に勤務する保育士に対し、手当を支給すると いう御提案や、保育士不足の対策として施設間 で保育士の人事交流を実施するという御提案が あったほか、派遣会社を利用した人材確保の難 しさ、姉妹園との保育士人員調整の難しさ等に ついての御意見をいただきました。

今回いただいた御提案につきましては、実施の必要性や実施の可能性等について、また御意見につきましては、対応について、課内を中心に検証することとしております。これらの結果、新たな取組に至った場合や、各種手続等が見直された場合は、その都度各施設へ報告することとしております。園長会議は各施設と情報共有ができる大切な場でありますことから、今後も定期的に開催したいと考えております。

以上でございます。

**○宮迫隆憲議員** ありがとうございます。それでは、一問一答方式で2回目の質問に移らせていただきます。

地域計画についてですが、本市において令和3年度に市内10地区の人・農地プランを作成されております。今後、地域計画の作成に当たり、地域ごとの話合いが主となりますが、人・農地プラン10地区をベースに、農業者の思いをくみ上げ、計画されると思います。今後のスケジュールと耕作者が見込めない農地の考え方、対応についてお伺いします。

○農林課長(森 秀和) 今後のスケジュール と、今後、耕作者が見込めない農地の考え方、 対応についてお答えいたします。

計画策定のスケジュールでございますが、農業委員会がこれまでに行っている農地の「貸したい」「借りたい」アンケート調査を農地の意向把握に活用し、その結果を基に目標地図の素

案を作成し、その後、地域ごとの話合いを順次 開始していく予定であり、令和6年度末までに 全ての地区の計画作成を終えたいと考えており ます。

次に、将来耕作が見込めない農地の考え方、 対応についてでございますが、農業委員会において、毎年農地のパトロールを行っており、耕作放棄地の現状を把握しております。特に、中山間地域での耕作放棄地が年々増加傾向にあるようです。

まずは、守るべき農地については計画に位置 づけ、農地として維持することが困難となった 場合においては、省力かつ簡易な手法での保全 管理や最適利活用を検討することが必要となり ます。また、地域計画作成後においても、実情 に応じ、計画変更を行う必要が出てくるものと 考えております。

以上でございます。

**○宮迫隆憲議員** ありがとうございます。課長 の答弁でありましたが、農地の維持、困難となった農地も除外するのではなく、安全管理や最 適利活用で何かできないのかなど常にアンテナ を張っていただき、新作物への転換なども視野 に進めていくことも大切だと思います。

そういった現状の中でも、本市において新規 就農者確保育成のための事業展開をされている ことに感謝申し上げます。現在、外国人技能実 習生を確保し、規模拡大を行っている将来を担 う若手農家が育ってきております。本市におい て、荒廃農地再生促進事業を活用した農地再生 が行われておりますが、若手農家の声として、 自力で農地を再生することができないため、業 者委託し、農地集積、集約をし、作業効率を図 るとともに、できるだけ地域の農地を次世代に つなぎたいと思いがあるようです。

また、若手農業者が少ない中で、将来を危惧 する声もありますので、本市の農業の将来を見 据えた施策の創設が重要であると考えます。そ こでお伺いします。

荒廃農地再生促進事業の内容の見直し、そして、2024年問題が深刻化する中で、安定的な流通、冷蔵庫団地の設置など、農業者を雇用する方々への支援など、将来を担う農業者の支援策についてのお考えをお示しください。

〇農林課長(森 秀和) 将来を担う農業者の 支援策の考え方につきましてお答えいたします。

年々、荒廃農地が増加傾向にある中、若手農家の地域の農業を守っていくんだという思いを強く感じるところでございます。また、本市農業の維持発展のために、御尽力されている農業者の方々に感謝するとともに、健康管理に十分配慮し、1日でも長く農業を継続いただくため、現在行っている様々な支援策について検証していく必要があると考えております。

将来を担う農業者の確保育成や農地の利用面積を維持していくため、本市としてどのような対応ができるかについて考えていく必要があることから、まずは関係各課で協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○宮迫隆憲議員** ありがとうございます。いろいろな支援策など協議していただいていることに感謝申し上げます。

農家、畜産農家の皆さんは、暑い日も寒い日も1日1日が勝負です。そういった中で、垂水でよかったと思ってもらえることが一番ですので、農林課一丸となって、指導員の方の力も借りながら、農業発展のために御尽力いただければと思います。よろしくお願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。事務局長の兼務体制についてですが、農業委員会を取り 巻く状況に限らず、農林行政全般において、関 連法等の改正が度々行われ、常に変革の流れが 続いていることも認識しております。農地の集 積、集約、新たな担い手の確保、荒廃農地の拡 大防止、地域計画の策定に向けての取組等、ど れも農政業務と密接に関係しており、事務局長が農林課長を兼務していることで、農林課側との連携がスムーズにできるというメリットもあるかと思いますが、これまでの委員活動や私自身の事業経営を通じて、農地を守るということはまずは農家の皆様、そして農地の所有者の皆様方を守るということが最優先であり、そのことが地域の農地、農業全体を守り、ひいては地域全体の活力を未来に継承していくことにつながっていくのではと、そういう思いを強くしているところであります。

この点から、農業委員会事務局、農林課双方において様々な重要課題を抱える現状下では、これまでの兼務体制を見直し、農地を守るべき側の立場で、事務局運営の指揮をつかさどる事務局長と農林行政全体を指揮する立場である農林課長として、双方の立場や権限、その役割を明確に分担した上で、お互い連携して取り組んでいくべき時期ではあるのではないかと考えます。農林課長御自身の状況も踏まえての考えもお聞かせください。

○農林課長(森 秀和) 農業委員会事務局長 と農林課長を兼務している状況と考えにつきま してお答えいたします。

現在、課長、事務局長併任を拝命して3年半が経過しておりますが、人口減少に伴う農業の担い手の減少、耕作放棄地の増加、相続未登記に伴う農地所有者探索の困難化、イノシシ等の有害鳥獣の活動範囲の拡大など、本市の農業を取り巻く状況は厳しさを増しつつあり、加えて、市場や堆肥センターの運営管理、農道整備など、農林課の諸懸案事項の進行管理等も抱えている中で、課員、事務局員と協力して業務に努めているところでございます。

なお、現在、農林課で主管している農地中間 管理事業業務については、農業委員会において その役割を担っていくべきであると国の方針も 示されており、将来的には農地の貸し借りに関 する業務として農業委員会へ所管替えすること と併せて、農業委員会事務局と農林課双方の職 員配置体制の見直しについて、現在総務課と協 議を行っているところでございます。

以上でございます。

○宮迫隆憲議員 ありがとうございます。今、 農林課で主管している農地中間管理機構の業務 を農業委員会で役割を担っていくべきと国の方 針もあり、そして相続や農地所有者探索など、 これから農業委員会の重要性が明らかな中で、 先ほど総務課と協議を行っているとありました が、現時点でどのようなお考えなのか、総務課 長に伺います。

**〇総務課長(濵 久志)** 事務局長の専任につきましてお答えいたします。

本市におきましては、本格的な行財政改革に 取り組んだ平成17年4月以降、農業委員会事務 局長は農林課長が併任する状態が継続しており ます。議員御指摘のように、市のそれぞれの業 務を円滑に進めるためには、行政委員会を含め 全ての職員を専任で配置することが望ましいと は考えておりますが、限られた人材を有効に活 用するために、一部併任事例を発出していると ころでございます。

農業委員会事務局の体制につきましては、さきに農林課長が申し上げたとおり、現在、協議を行っているところでございます。農業委員会を取り巻く状況や、新たな業務の影響を踏まえまして、検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○宮迫隆憲議員 ありがとうございます。平成 17年から、兼務として以降ずっと続けておられ るということでしたが、人材を有効に活用する、 それが一番、人材も不足しているという中で大 切なことでありますが、これから、先ほども言 いましたが、中間管理事業もだし、農地所有者 の探索もそうですし、いろいろな農業委員会の 業務が増えてくるということは目に見えており ます。そのことに対して、最後に市長、何かお 言葉があればいただきたいと思います。

○市長(尾脇雅弥) 経緯は今、担当課長が申し上げたとおりでありますけれども、御承知のとおり、平成の大合併、かなわないということで、285名を50名減らして235名という状況で、これまで市全体が仕事をさせていただきました。一方で、地方分権ということで聞こえはいいんですけれども、400の仕事が降りてくるという状況の中、1人当たりの仕事量が増えているというのも現状でございます。

皆さん御承知のとおり、新年度から状況を見直して、6名正職を増やすという状況、またこれまでも歴代先輩方が同様の提案をしていただいておりますから、他市の状況も踏まえて、いい時期だというふうに思いますので、前向きに検討したいと思います。

**○宮迫隆憲議員** ありがとうございます。時期が来ております。どうか、市長の答弁でもありましたが、前向きに検討をよろしくお願いいたします。このことについて質問を終わります。

次に、プレミアム商品券事業についてですが、 これからの課題と要望について。

これまでの実績をお聞きしますと、販売総額 が大きくなると、大規模小売店と小規模小売店 の利用率も同じようになるようでございますの で、今後、可能な限り、販売総額を増やしてい ただくよう取組を続けていただきたいと思いま す。

また、販売方法として、ほかの市では、小規 模店舗のみで利用できる商品券も併せて発行し、 すみ分けを行っているところもあるとお聞きし ました。今、現時点で、このパーセントを見ま しても、やっぱり販売総額が上がってきても、 飲食店の販売実績がなかなか伸び悩んでいる状 況で、コロナで本市の小規模事業者、そして飲 食店も含めて相当な打撃を受けているようであ りますし、今後は、これまで以上に利用者の使 い勝手がいい、そして事業者の方々も喜ばれるような方法がないのか、商工会と協議していただければと思います。検討のほどよろしくお願いいたします。

次に、鹿児島国体についてですが、答弁でありましたが、全体で計画より200人多い1,921泊、垂水市内に1,404泊とのことでした。多くの選手、監督の方々が垂水市内の宿泊施設に滞在し、国体期間中、垂水市の魅力ある食事などを満喫していただいたのではないかと思います。

そこで、垂水市の食材を使った、私もいただきましたが、国体弁当が開催期間中、支給弁当、斡旋弁当として提供されたと思います。実績数を教えていただければと思います。

**○国体推進課長(米田昭嗣)** 特別国民体育大会における支給弁当、斡旋弁当につきましてお答えいたします。

本市で開催されたフェンシング競技のお弁当につきまして、本実行委員会では、大会役員、競技役員、競技補助員、競技会係員等に配付する支給弁当と、選手、監督、視察員などが事前申込みをする斡旋弁当を準備いたしました。垂水市弁当部会と連携し、本市の特産品を使用した栄養面や彩りにおいても調和の取れたメニューを4種類考案し、4日間を通して支給弁当1,180個、斡旋弁当127個を提供いたしました。

お弁当の中身といたしましては、カンパチやブリをはじめとする本市の特産品を使用したメニューは特に好評であり、本市の魅力を存分にPRすることができたと考えております。

以上でございます。

○宮迫隆憲議員 ありがとうございます。4日間で1,307個の弁当が提供され、垂水市の特産であるカンパチ、ブリなどのPRができたとのことでした。国体開催は本市PRの絶好の機会であると、内容の質問を9月の一般質問でさせていただいておりました。9月議会の答弁は、国体期間を最大限に活用させていただき、本市

の魅力発信に努めてまいりたい。また、心のこもったおもてなしの提供を様々な場面で実行し、多くの選手・監督や役員、本市を訪れる皆様が垂水市、垂水の国体は良かったと感じていただき、記憶に残る大会運営に努めるとの答弁でありました。多くの方に垂水の国体弁当を食べていただき、本市のPRにつながったことは良かったと感じております。

次に、国体期間中のバス、タクシー等の活用 状況、また把握されているなら、本市にある事 業所の状況について御答弁ください。

**○国体推進課長(米田昭嗣)** 特別国民体育大会における計画輸送につきましてお答えいたします。

本市におきましては、委託したバス及びタクシーで輸送する計画輸送を実施いたしました。主に選手、監督や競技役員の宿泊施設から会場までの輸送や、一般観覧者などの垂水港から会場までの輸送、学校観戦の際の児童の輸送などを行い、5日間で合計バス45台、タクシー12台を利用し、安全で効率的な輸送に努めました。

国体輸送センターやバス会社、タクシー業者をはじめとした関係機関との連携によりトラブルや事故もなく、無事に輸送業務を終えることができました。また、利用したバスのうち3分の1は地元のバス会社が配車され、垂水港フェリーターミナル内に設置した案内所では、シャトルバスの案内だけでなく、パンフレット等の配布による本市の観光PRや飲食店の案内を実施するなど、本市の魅力をPRするとともに、地域の活性化にもつながる取組ができたのではないかと考えております。

以上でございます。

○宮迫隆憲議員 ありがとうございます。期間 中5日間でバス45台、タクシー12台が使用され、 市内事業所のバスも3分の1活用され、垂水フ ェリーターミナルではシャトルバス案内所を設 置し、観光PRも行ったとのことでした。私が これまで質問させていただきました配宿、弁当、 計画輸送、このことは垂水市において大きな経 済効果をもたらしたと考えております。

そこで、国体開催における経済効果について お考えをお示しください。

**○国体推進課長(米田昭嗣)** 国体開催における経済効果につきましてお答えいたします。

これまでの市議会定例会におきましても国体 開催による経済効果につきまして答弁をさせて いただいております。開催前のかごしま国体の 経済効果試算金額につきましては、九州経済研 究所が試算いたしました金額619億円が県内の 経済効果額として発表されております。

現在、鹿児島県は、かごしま国体の試算を行った同研究所に経済効果の算定を依頼しているとのことでございます。結果につきましては、 先催県同様、メディアにて後日公表があるものと考えております。

本市における経済効果につきましては、正確な数値でお答えすることは困難でございますが、5月に開催したデモンストレーションスポーツ競技のスポーツチャンバラ、8月の公開競技の綱引き、そして10月の正式競技のフェンシングにおきまして選手等の宿泊、輸送、運送、飲食、買物などにより大きな経済効果があったものと考えております。

以上でございます。

○宮迫隆憲議員 ありがとうございます。経済 効果を数字で答えるのは難しいとのことでした が、私も課長答弁と同様で、5月のスポチャン、 8月の綱引き、10月のフェンシング開催で、本 市に幅広い分野で大きな経済効果があり、本市 の事業所の皆さんも喜んでいただけたのではな いかと思っております。県全体でどれぐらいの 経済効果があったのか、後日公表があるとのこ とでしたが、恐らく大きな経済効果が発表され るものと思います。

最後に、垂水市に大きな効果をもたらした国

体というイベントでありましたが、このことを どのような形で事業につないでいくのか、考え を教えてください。

**○国体推進課長(米田昭嗣)** この効果を受け、 これからの事業についての考えはにつきまして お答えいたします。

国体を開催したことで市内にある商店、飲食店、事業所など幅広い分野で経済効果があったことは先ほどの答弁で申し上げさせていただいたとおりでございます。

国体に限らず、各種スポーツ大会、スポーツ 団体のキャンプなどを本市で行うことは、交流 人口の増加に寄与し、市内事業者の活性化につ ながるものであると考えております。

今後の事業につきましては、国体準備や競技会の開催で積み上げてきた各競技団体等のつながりを活用し、本市で各大会の開催やキャンプ等を行っていただけるよう引き続き連携を図り、市民の皆様に観戦してもらい、満足していただける事業を行っていきたいと考えております。 以上でございます。

**○宮迫隆憲議員** ありがとうございます。今後 の事業についても、各大会のキャンプ等の開催 を行い、市民に喜んでいただける事業につなげ ていくとの答弁でございました。この国体が成 功したのも国体推進課の皆様方が寝る間を惜し んで頑張っていただいた成果ではないかと思っ ております。本当に感謝申し上げます。お疲れ さまです。

今後も市民の方々とつながりを創出し、地域 経済の活性化にも寄与することができるスポー ツ事業の推進を要望し、国体に対する質問をこ れで終わります。ありがとうございます。

学童保育についてですが、課長の答弁でありました垂水小学校に通学している生徒は垂水児童クラブを利用することが望ましい。そのとおりでございます。定員数拡大に向けて運営規定改正や事務手続のサポートなど模索されている

ようであります。そして、支援員不足の対策として、ほかの児童クラブからの応援や図書室等が利用できれば自習等のスペースも確保できますし、子育て世代の声が形にできてくると思います。一人でも多くの児童がクラブを利用できるように、引き続きよろしくお願いいたします。この質問については終わります。

次に、園長会議についてですが、本市としては入所、継続申込み受付期間の変更やバスの安全装置の確認、牛根地区、大野地区などの教育・保育のサービスの提供など、議題に挙げられたようであります。そういった大切なことを日頃から確認していただくことで迅速かつ柔軟に対応できると思います。

そして提案、意見についてですが、市外から 転入している保育士さんへの支援や、保育士不 足の対策として施設間での保育士の人事交流、 派遣会社を利用した人材確保の難しさなど意見 があったようであります。やはり園長会議があ ることで拾える意見だと思いますので、大変お 忙しい中だとは重々承知しておりますが、意見、 提案も協議していただきますようお願いして、 私の質問を終わらせていただきます。ありがと うございました。

〇議長(堀内貴志)次に、1番、髙橋理枝子議員の質問を許可します。

# [髙橋理枝子議員登壇]

○高橋理枝子議員 こんにちは。お疲れさまです。世界各地での紛争が止まりません。宗教上の争い、土地や資源の奪い合い、権力者の利害関係、文化・民族性の違い、政治的信条の違い、土地や差別、紛争を起こす理由は多岐にわたります。恐怖に怯えながら、寝る場所に困り、空腹に耐えている子供たちのことを思うと胸が詰まります。日本、そして我がまち垂水にとりましても対岸の火事では済まされないような世界情勢です。大人一人一人の行動が未来をつくるということを肝に銘じながら、垂水市の政治活

動を行ってまいりたいと思うところです。

さて、最初の質問です。市職員の勤務状況と 待遇についてです。

まずは、昨年4月、待望の初の女性消防職員が入職されました。市民も期待していたところですが、残念ながら退職されました。やっと消防庁舎の改修工事の実施設計にも着手したタイミングでした。希望に輝いていた隊員に一体何があったのか気になるところです。

入職から退職までの女性消防職員の業務内容 など、状況をお示しください。

また、改善すべき点はあったのか、そして改 善したのか伺います。

女性消防職員の存在は、救急の場面でも女性 の患者にとりまして安心する存在だと思います が、今後また募集する予定はないのか伺います。 次に、市職員の休日出勤についてです。

新型コロナ感染症も、5類に移行してから社会活動もほぼ正常化しています。当然、イベント等も復活して、職員の皆さんの休日出勤が増えました。先日報道で、タイガース・オリックス優勝パレードの際の公務員の出勤について、物議を醸しました。兵庫県神戸市は休日出勤扱い、大阪府大阪市はボランティア活動の一環扱い。当然、待遇の違いに賛否が分かれることになりました。

垂水市では、健康プロジェクトをはじめ、最 近では国体関係、たるみずふれあいフェスタ 2023夏祭り、産業祭、かんぱちフェス、市民文 化祭、瀬戸口藤吉翁グランプリコンサートなど 休日のイベントが続きましたが、休日出勤する 職員はどのように決定し、休日出勤は手当があ るのか、振替の休みを取ることのみなのか、伺 います。

次に、11月8日に、南日本新聞により市民が 広く知ることとなりましたが、光ブロードバン ド整備事業のうち、2,793万3,773円を会計検査 院から不当と指摘され、返還することになった 件について質問します。

垂水市光ブロードバンド整備事業についての 説明ですが、昨日、同僚議員への答弁でも、あ る程度理解しましたが、いま一度、市民の皆さ んに分かりやすく御説明をお願いいたします。

NTTの掲げた光開通目標の530件のうち、57件に対しては令和3年度に実施されたということで、336万6,227円支払われていますが、これはどのような工事内容か、具体的にお示しください。

また、現段階で光開通していない473件につきましては不当だと指摘され、その費用約2,793万円は、本市が交付金として活用した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に該当せず、返還することになりましたが、交付金事業としては、期限が令和3年度だと認識しております。では、なぜ令和2年度、令和3年度事業に、NTTが掲げた無線開局計画の目標が、かなり余裕を持たせた令和6年度までとなっているのでしょうか。理由をお聞かせください。

令和4年3月28日に、NTTと実績報告及び 確認書を締結しておりますが、確認作業はどの ような状況で行いましたか。

この問題の最後に、本市のミスで発生した問題ですが、この再発防止の徹底と監督責任の所在はどうなりますか。お答えください。

次に、垂水中央運動公園野球場の環境整備に ついてです。

全体的に傷みのひどい野球場を見るたびに切なくなります。令和元年第1回定例会では新原議員が、令和2年第1回定例会では北方議員が質問されておりますが、整備はどの程度進んだのかお示しください。

また、年次計画につきましては宮迫議員にて 質問があり、答弁で理解しました。今後、土木 課等と協議して、年次的整備計画を進めていく との御答弁がありました。 では、野球場に関して、具体的にどこの改修 が必要なのか、認識されている箇所をお示しく ださい。

最後に、今月で今年も終わります。30年、デフレから脱却できず、賃金は上がらず、消費税は上がる一方でした。僅かに最低賃金が上がっても、ここのところの燃料費、物価高騰で支出が収入を上回る状態で、一向に市民の生活が楽になった実感はありません。年末年始、市民も小規模事業者も十分な状態で迎えられるのか心配しております。

国の国民への支援策として、まずは先日、国の補正予算で低所得者世帯への支援が決まりましたが、御説明と本市の対応をお示しください。また、1人4万円の定額減税についてですが、こちらについては当初予算で対応するということで、まだ議論の真っ最中ですが、今の段階で分かる範囲で構いませんので、御説明をお願いいたします。

以上、4つの大項目、質問させていただきま したが、簡潔に御答弁をよろしくお願いいたし ます。

**〇消防長(田中昭弘)** 女性消防職員の退職に ついてにつきましてお答えいたします。

女性消防職員につきましては、令和4年4月 1日に採用し、研修終了後の本年4月1日から 警防課予防係兼救急係に配属したところでござ います。

これまで大変真摯に取り組んでおりましたが、 本人の希望によりまして退職願が提出され、10 月18日をもって受理したところでございます。

当本部初の女性職員ということもあり、今後に続く女性職員の先駆けとして期待しておりましたが、このような結果になり、大変残念に思っているところでございます。

なお、今後も定数確保のため、年次的に職員 募集を行っていく予定でございますので、多く の女性の方々に受験していただけますよう、い ま一度、職場環境と組織の在り方について検証 し、魅力ある職場づくりに努めてまいります。 以上でございます。

○総務課長(濵 久志) 市職員の休日出勤の 扱いにつきましてお答えいたします。

市のイベント等により、週休日である土日に 多くの人員を要する場合は、イベント等を所管 する課が人員の割り振りを行った上で、各課へ 動員を依頼しますが、従事する職員につきまし ては、各課で決定している状況でございます。

土日のイベント等に従事する職員は、所属長の週休日勤務命令を受けた上で、勤務として従事することになりますが、この勤務日については、通常の勤務日である平日に振替休日を取得する取扱いとしております。

以上でございます。

続きまして、垂水市光ブロードバンド整備事業について御説明いたします。

垂水市光ブロードバンド整備事業は、令和2 年度から3年度に新型コロナウイルス感染症対 応地方創生臨時交付金を活用して、市内の光フ アイバー未整備地域である3地区、新城、柊原、 牛根地区の情報通信基盤を早急に整備すること を目的に実施した事業でございます。

プロポーザル審査を経て、西日本電信電話株式会社鹿児島支店と整備事業に関する協定を締結し、総事業費2億2,776万4,000円のうち、本市が1億6,625万3,000円を負担した事業でございます。

次に、光開通57件、336万6,227円の工事内容 につきましてお答えいたします。

令和3年度にかけて整備した光回線本線の開通後に、本線から利用申込者の建物まで光ケーブルを引き込む等の費用でございます。

続きまして、NTTが掲げた無線開局計画の 目標が令和6年度になっている理由につきましてお答えいたします。

西日本電信電話株式会社鹿児島支店が、総務

省の補助事業、無線システム普及支援事業を活用する際に、光ファイバー整備後の成果目標として、無線局開設計画を作成しております。内容は、令和3年度に光ファイバー整備工事等を行い、その後、住民へインターネット接続を普及させる目標として、令和6年度までに整備地域内の約3割である530世帯へ光回線を普及させることを目標としたものでございます。

続きまして、実績報告の確認作業はどのような状況で行われたかにつきましてお答えいたします。

事業完了後に、整備事業者の西日本電信電話 株式会社鹿児島支店より、実績報告書と完成図 書の提出があり、本市担当者1名が説明を受け ました。完成図書において、国庫補助事業であ る無線システム普及支援事業等補助金事業の支 出総括表、整備エリア図面、完成地図補足図、 完成写真の確認を行いました。併せて、本市補 助金に係る令和2年度垂水市光ブロードバンド 整備事業の実績報告書により収支総括表の説明 を受け、整備対象地域の3地区において光ファイバーが整備され、希望者が高速光通信サービ スを利用できる環境のための情報通信基盤の工 事等が完了したことを確認しました。

また、実績報告書において、当初の協定書の 負担金額より少ない金額に確定したことにより、 変更後の金額が記載された確認書を受領しまし た。責任者の確認についてですが、完成図書は 総務課長による決裁、実績報告書及び確認書は 市長による決裁を受け、令和4年3月28日付で 西日本電信電話株式会社と確認書を交わしてお ります。令和4年3月28日付で請求書を受理し、 実績報告書の決裁後に会計管理者の審査を経て、 同月29日に振込処理を完了しました。

次に、再発防止の徹底につきましてお答えい たします。

今回、整備事業者が提出した実績報告書について、後年度の経費が含まれていないかなどの

詳細な確認が十分でなかったことから、今後、 事業実績の検査事務の厳格化及びチェック項目 の拡充に努め、また交付金等を活用する際は、 制度や目的を確認し、交付金の充当が適切であ るか精査し、適正な予算執行に努めてまいりた いと考えております。

監督責任の所在についてですが、今回、会計 検査院の指摘を受けたことにつきましては謝罪 いたします。申し訳ありませんでした。

今回の事案を深く反省し、検査事務の厳格化 及びチェック項目の拡充を図り、再発防止に努 めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**〇社会教育課長(大山 昭)** 野球場の環境整備につきましてお答えいたします。

垂水中央運動公園は複数の施設がありますことから、令和3年度、4年度につきましては、 国体の延期によりキララドーム、体育館を優先 して整備したところでございます。

野球場につきましては、3年度、4年度につきまして、安全性を重視しました施設の整備を優先しております。その中でも、先ほど、宮追議員の答弁と重複いたしますが、バックスタンドの改修、また、内野段差解消、スコアボードの点数板プレートなどを実施したところです。

今後の年次的計画の中で、土木課と協議を進めているところでございますが、野球場に対しての要望ということは先ほど申し上げたとおり、バックネットの取替え工事、防球ネットの設置工事、スコアボードの改修工事など様々な要望がありますが、複合施設のため、年次的に計画をして、今後、安全性を重視しながら整備していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○福祉課長(森永公洋)** 国の言う低所得者世 帯支援についてにつきましてお答えいたします。

国の補正予算の可決を受け、本市においても、 低所得者世帯支援策としまして、住民税非課税 世帯に1世帯当たり7万円の現金給付を行うよう準備しているところでございます。

具体的には、国からの通知等では、本事業に係る予算化を年内に行うようにとのことでございますことから、関係課で協議し、年末年始を迎えるに当たり、物価高騰による負担軽減を図る上で、年内に給付を行えるよう、かかる予算措置について、御審議いただけるよう、昨日予算案を上程させていただいたところでございます。

今回の対象世帯は、令和5年12月1日時点で、本市に住民票登録のある非課税世帯で、本市の総世帯数約7,200世帯のうち、約42%の約3,000世帯が対象となる見込みです。

以上でございます。

○税務課長(福島哲朗) 定額減税につきましてお答えいたします。

議員御質問の定額減税につきましては、現在、 国会で審議中であり、制度としてはまだ確定し ておりませんので、政府与党の資料等で伝えら れている内容から御説明いたします。

今回行われます定額減税は、所得税と住民税を納付している納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき、令和6年分の所得税から3万円、令和6年度分の個人住民税から1万円を減額するものでございます。例えば、夫婦と子供2人の4人世帯ですと、所得税から12万円、住民税から4万円、合計で16万円が減税されることになります。また、減税のスタート時期につきましては、来年6月とする案があるようでございます。

なお、所得税と住民税の額が減税額より少ない方につきましては、不足分について現金給付を行うとの案も出ているようでございます。

以上、定額減税について説明いたしましたが、 前段で申し上げましたとおり、制度の詳細につ きましては確定しておりませんので、今後も引 き続き情報収集に努め、対応してまいりたいと 考えております。

以上でございます。

○議長(堀内貴志) ここで、暫時休憩いたします。

次は、午後1時05分、13時05分から再開いた します。

午前11時49分休憩

## 午後1時5分開議

○議長(堀内貴志) それでは、休憩前に引き 続き、1番、髙橋議員の質問を続行します。

**○髙橋理枝子議員** 食事の後で、皆さん、睡魔に襲われながらということになるかもしれませんけど、続けさせていただきます。

御答弁ありがとうございました。女性消防職員についてなんですけれども、去年4月に入職されて、しっかり初任教育も受けられ、救急の研修も優秀な成績で卒業され、いよいよ本市のために今年から頑張っていただけるということだったと思います。結果的に、自己都合で退職に至られたわけなんですけれども、やはり女性1人きりでは言いたいことも言えず、したいこともできずにいたのではないだろうかというふうに想像します。役所内のカウンセリングとか、そういうのがあるというふうに聞いているのですけれども、そういう然るべき機関で女性が相談したことがありますか。

**〇消防長(田中昭弘)** 本人からはないと聞いております。

○髙橋理枝子議員 それでは、署内で初めての 事例ということで、対処しきれないこともあっ たと思います。そういうときに、署としてほか の課に御相談されるなり、そういうことをされ ましたか。

**〇消防長(田中昭弘)** 受け入れる前には、各 消防本部からどのような実情なのかというよう な情報は収集しておりました。こちらから特に 相談するようなことは、その後はありませんで した。

- **○髙橋理枝子議員** それでは勤務状況についてなのですが、消防の現場へとかは何回かは行かれていたと思うんですけれども、何回ぐらい帯同されましたか。
- ○消防長(田中昭弘) 救急課を卒業いたしまして、4月から日勤の予防兼救急係として配置しておりましたけれども、やはり救急課を出ましたので、現場にも出さないといけないということで、週に2日ほどは出しておりました。以上です。
- **○髙橋理枝子議員** それでは、救急車はどれぐらい同乗されましたか。
- **○消防長(田中昭弘)** 要請があった場合には、 救急に乗る日が決まっておりましたので、その ときはもう要請があればほかの隊員と一緒に出 動させておりました。

以上です。

- **○髙橋理枝子議員** 何回ぐらいというのが分かりますか。
- **○消防長(田中昭弘)** 1週間に2回ですので、 平均大体1日に二、三件ございますので、1週間に6回の4月からですので、約36回です。
- **○髙橋理枝子議員** 男性新任の消防職員に比べて、回数的にはどうですか。
- **○議長(堀内貴志)** 髙橋議員、今の質問の意 図は何でしょうか。
- **○髙橋理枝子議員** 今の意図は、女性職員が事務職をほとんどされていたということなんですけれども、現場に出たかったという声も聞いておりますので、状況を聞いております。
- **〇消防長(田中昭弘)** ほかの同期生の職員は、 必ずしもその日が救急隊というわけでもござい ませんので、彼女よりは多かったかもしれませ んけれども、回数は把握しておりません。
- ○髙橋理枝子議員 ありがとうございます。しつこくて大変申し訳ないことです。

今後、必ず女性消防職員を迎える日が来ると

思います。しっかり居室も整備されるわけですから、今回の反省点、改善点、踏まえて、ぜひ次に生かしていただきたいなというふうに思っての質問です。持続可能な働き方とはどういうことかというのをしっかり研究していただいて、次につなげていただけたらなというふうに思います。この質問は終わります。

次に、市の職員の休日出勤についてなんですけれども、休日出勤された方、平日に振り替えるというふうに聞いています。6か月以降であれば時間外手当がつく。忙しい課によっては平日に取りにくいという方もいるかと思います。そういうときには、6か月以降であれば時間外がつくというふうに認識しました。

私が何が言いたいのかといいますと、公平性の問題です。各課大きさがいろいろあると思うんですけれども、職員何人出してくださいというときに、どうやって職員が決まって、その休日出勤になっているのかというところなんです。各課内で調整しているというふうにおっしゃっていました。イメージ的には、もう若い職員頑張れというふうな、そういう風潮はないのかなとか、そういうふうなことを思ったわけです。公平性についてはどのようにお考えか、お答えをお願いします。

○総務課長(濵 久志) 今、議員が指摘されました、休日出勤の特定の職員に偏っていないかということだと思いますが、イベント時の動員については、先ほど申し上げましたとおり、従事する職員を各課で決定しております。課内において偏りがあるかは、総務課では把握はしていないところです。そのような状況にならないよう、今後、注意喚起は行いたいと考えております。

以上です。

○髙橋理枝子議員 やっぱり公平性を保てるように、各課にしっかり周知をしていただいて、 今後にまた生かしていただきたいなというふう に思います。この質問はこれで終わります。

次に、会計検査院の不当とした2,793万円返還についてなんですけれども、どうも私、何回もお話を伺っていて難しくて、しっかり理解に至らなかったわけなんですけど、協定書、計画書、確認書、実績報告書を情報公開しまして、見せていただきました。あと関係図書についても量が多かったので、閲覧という形で見させていただきました。

国に返還することは決まっておりますので、 仕方がないといえばそうではありますけれども、 高度無線環境整備推進事業における光ファイ バー整備計画及び無線局開設計画書というのが ありまして、NTTが計画を掲げたというふう に伺っていたのですけど、協定書を頂いたのを ちょっと見てみますと、第9条、高度無線環境 整備推進事業の活用なんですけれども、本事業 にて活用する高度無線環境整備推進事業に規定 されている無線局開設については、甲は垂水市 です。甲が無線局開設計画を策定し、実現に向 けて取り組むこととするというふうになってい るんです。これは垂水市が計画書を作ったとい うふうなことではないのかなと思って、確認を させてください。

○議長(堀内貴志) 答えられますか。

○総務課長(濵 久志) 今の無線システム普及支援事業の補助金なんですが、これは事業主体となっているのがNTTと垂水市となっています。ですので、共同でこれは事業をしているところになりますが、補助事業自体の受け入れ側はNTTが受け入れるということになっております。それ以外の部分を、垂水市は地方創生臨時交付金を充てて交付している。ですので、事業が2つに分かれるという感じになっております。

先ほど議員が言われた報告書につきましては、 NTTが直接総務省のほうに提出されたという ものでございますので、事業主体は垂水市とN TTという形になっております。 以上です。

○髙橋理枝子議員 それでは、この協定書の第 9条のうたっている文言の意味合いというのは どうなりますか。甲が無線局開設計画を策定し というふうになっていますけれども、共同で作 ったというふうに理解していいですか。

○議長(堀内貴志) 答えられますか。

○総務課長(演 久志) 作成したのはNTT が作成しております。ただ共同でやっている事 業ですので、垂水市も共同で名前は記載されて いる事業です。

**○髙橋理枝子議員** ちょっとすみません、戻りますけれども、57件については電柱まで来ていて、電柱から家屋の壁までつなげたという方が57件ということですか。

○総務課長(濵 久志) 57件というのは、N TTと利用者が光通信を契約した件数ということです。

以上です。

○髙橋理枝子議員 それが、令和6年までのN TTとの契約に至る目標の件数が530件という ことだと思うんですけれども、あと残りが473 件残っている状態というふうに認識しています が、その473件については令和6年を目標にさ れているということなんですけれども、見通し はどうでしょうか。

○総務課長(濵 久志) 本年9月末現在で327件の契約がされているという報告を、NTTのほうから受けております。計画上は、6年度末までに530件という計画ですので、NTTのほうからはそこまでできるように努力をするという報告は受けております。

○髙橋理枝子議員 あと203件ということだと 思うんですけれども、もし令和6年度までにそ の目標に至らなかった場合は、どのようになり ますか。

○総務課長(濵 久志) この530件という計

画は、対象地区の世帯数の3割という試算で出しております。ただ、この光本線から住宅まで引き込む費用については、3,000万円ほどの費用を見越しております。今回57件の金額というのは、その530件を57で割り戻した案分で金額を出しております。

その1件単位が6万円ぐらいの試算になっておりますが、実際1件引くのに6万円かかるというわけではないです。相対的な工事費として、NTTが3,000万円かかるという試算をしておりますので、これが例えば530件に届かないにしても、それに類する工事は必要だということで、例えば500件しかできなかった場合でも、この補助金はこのままNTTには補助するという形です。

- ○議長(堀内貴志) 髙橋議員、これについて 通告で詳細な打合わせはしていますか。
- ○髙橋理枝子議員 口頭ではしています。
- ○議長(堀内貴志) 細かいことで、通告でしっかり調整すれば理解できるはずですけれども、 続けて質問しますか。手を挙げてください。
- ○髙橋理枝子議員 それでは再発防止策の徹底 なんですけれども、その前に実績報告を確認し たのが、先ほど1名というふうにおっしゃって いたと思うんですけれども、全協では確か2名 というふうに伺ったんですけれども、そこはどうですか。
- 〇議長(堀内貴志) 確認しますか。
- ○髙橋理枝子議員 はい。

以上です。

〇総務課長(演 久志) 先ほどの答弁で、担当者が1名説明を受けたと。この説明を受けたのが1名ということです。中身の審査をしたのは2名、課長と担当という形で、先日、全協の中で回答したのは2名という回答でした。

○髙橋理枝子議員 それでは再発防止なんですけれども、結局、実績報告確認作業についても問題意識が足りない状態で、書類に目を通して

いた。そしてそれが市長まで上がっていって、 市長も判を押してしまわれたということだと思 うんです。今回のように、NTTと国の国庫補 助金事業、NTTと垂水市の交付金事業、そし てそれぞれ国の交付金を活用していた事業とい うように、事業が複雑に絡んでいたこともミス につながっていたのではないかなと、私は個人 的に思います。

再発防止策、特に交付金、補助金の事業につきましては、事業の性格をしっかり理解していただいて、研究して精査し、油断せずに、何人もの目で確かめ、慎重に慎重を重ねることが重要ではないかというふうに思います。そのことを踏まえて、どのようにお感じですか。

- ○議長(堀内貴志) 髙橋議員、1回目の答弁 で再発防止答えてますけど、再度聞きますか。
- **〇髙橋理枝子議員** はい、お願いします。
- ○総務課長(濵 久志) ただいま髙橋議員が 申されたとおりだと思います。今回、このよう な案件が起こったことは、申し訳なく思ってお ります。深く反省しております。このことが二 度と起こらないように、再発防止を徹底したい と考えております。

以上です。

**○高橋理枝子議員** 再発防止マニュアル、多分 その都度作られていると思いますけれども、今 回またしっかり見直していただいて、再発防止 に努めていただきたいと思います。

この質問の最後に、今回は本市のミスにより 発生した問題ですけれども、関係所管課の責任 と市長の監督責任をどのようにお考えかという のを、お尋ねしたいと思います。

○市長(尾脇雅弥) 昨日の川越議員の質問の中でもお答えいたしましたけれども、国の交付金の返還ということは、大変重く受け止めております。あってはならないことでありますので、再発防止策をしっかり講じて、二度とこのようなことが起こらないように対応していきたいと

いうふうに思っております。

○髙橋理枝子議員 垂水市の職員の皆さんは、 大変優秀な方が多いです。それはもう本当に分 かっております。いつも市民の利益を常に考え て、行動してくださっています。本当に心から 感謝しております。これからもぜひ頑張ってい ただきたいというふうに思います。この質問を 終わります。

次に、垂水中央運動公園野球場の整備についてなんですけれども、整備についてどの程度進んだのかというのは理解しました。先ほど宮追議員にて質問がありましたけれども、御答弁で理解できました。今後、土木課等と協議して、年次的整備計画を進めていかれるということなんですけれども、ここ2年、国体優先で来まして、庭球場と野球場が後回しになっていたということもありまして、市民の皆さんが心配されていたのです。

何人か今回質問があったということは、それぞれにやっぱり問合せがあったと思います。今後しっかり計画をしていただいて、きれいになること、庭球場、野球場、私は今回野球場に関してなんですけれども、きれいになることをとても楽しみにされているし、外部から来られる方にも気持ちよく使っていただける状態になっていただく1日も早い日が来ることをお願いして、要望ですけれども、やっていただきたいというふうに思います。

最後に、これは国の問題なんですけれども、 何でも相談があるわけなんです。特に定額減税 について、何かさっぱり分からないという市民 の声を受けての質問でした。低所得者層に対す る御支援は市民の皆さんも理解しておられます ので、また今年中に出して、垂水市として対応 していただくということで安心いたしました。

一方、これに当たらないぎりぎりの生活をされている方々、4万円の減税にも当たらないという方もいらっしゃるわけです。そこの対応は

どうなっているのかということを、問合せとか 私の疑問もありまして、この段階でお聞きする のはちょっと早いんですけど、ただ、どういう ふうな考え方で進んでいるのかなというふうに 思いまして、質問させていただきました。

今の段階ですけれども、議論の最中ではありますが、現金給付になるのではないか、その4万円。所得税3万、住民税1万円払っておられない、そこまで達していらっしゃらない非課税世帯ではない方に対する支援としては、その足りない分は現金給付になるんじゃないかというようなお話でした。それが国のほうでちゃんと予算化されることを願います。

以上で、今日の私の質問を終わります。ありがとうございました。

〇議長(堀内貴志) 次に、12番、北方貞明議 員の質問を許可します。

「北方貞明議員登壇〕

**〇北方貞明議員** 皆さん、お疲れさまです。今 一番、昼を食べられて、眠たい時間にさしかか ったところと思います。今しばらくお付き合い のほど、よろしくお願いいたします。

害虫のキオビエダシャクの食害について質問 いたします。

数年前から市内各地で、キオビエダシャクに よるイヌマキ、垂水ではヒトツバとも言われて おりますが、イヌマキは庭木として大変市民に 親しまれている、趣のある庭木でもあります。 また、農家の方々は作物の防風林として、畑に 植えられているイヌマキでもあります。今年も 各地で被害がありました。昨年は、市内中央か ら南のほう、新城方面の被害が多かったと聞い ております。

今年は牛根方面が昨年よりキオビエダシャク の食害が多く、かなりイヌマキの防風林が被害 を受けていると農家の方から聞きました。昨年 と今年の被害状況はどうであったか、また今後 の対応についてお聞かせください。 議案第50号、法定外公共物境界確定請求に関する訴えについて。

これは法務局で認定され、被害を不服として 訴えを9月議会で議会として原案可決され、現 在、訴訟裁判中とは思いますが、地元の方々か ら現在どのような状況かと聞かれましたので伺 いますが、分かる範囲で教えてください。また 現在、裁判中のこの道路は、東側の田んぼを切 り開き、以前の道路幅より広くなっています。 地元の方々がこの道を道路として認定してほし いと要望があれば、どのような対応をされるの かお聞かせください。

市長の公約である中央地区のグラウンドゴルフ場建設について。

市長は1月の選挙戦で垂水市選挙公報で、積極的な行動、みんなの夢、切実な願いを叶えますと述べられております。公約として、スポーツで健康増進、世代交流としてグラウンドゴルフ施設整備を、牛根地区、中央地区を挙げておられました。グラウンドゴルフで健康増進を務めておられる方々は、建設を待ち望んでおられます。今、建設に向けて、中央地区でグラウンド整備、どのような取組をされているか。取組状況、グラウンドゴルフ建設は公認グラウンドコースの計画なのか、お聞かせください。これは市長の公約でありますから、市長の答弁をよろしくお願いいたします。

不明金285万円について。

この問題は垂水市にとって大きな問題であります。事件か、事故かという問題もありますが、 事件発生から時効が迫る中、何ら問題解決に至っていません。今、警察に捜査を依頼されていますが、これまで何回どのようなことが警察から報告があったのか、お聞かせください。

光回線事業の2,793万円不当金、返還について。

この問題は同僚議員が質問しておりますけど も、私にも詳しくまた教えていただきたいと思 いまして、質問いたしました。光回線事業は、 なぜ2,793万円不当金として返還しなくてはな らなかったか、原因と経緯をお聞かせください。 1回目を終わります。

**○農林課長(森 秀和)** 昨年と今年の被害の 比較と対応につきましてお答えいたします。

キオビエダシャクはこれまでも確認されておりますが、一昨年辺りから県内各地で大量発生しております。このようなことから、垂水市技術協会だよりで、キオビエダシャクのイヌマキの食害の注意喚起、薬剤の種類、散布時期などの駆除方法、また御自分で薬剤散布ができない場合の事業者を紹介しております。

本市の発生状況でございますが、令和4年春 先からキオビエダシャクに関する相談が寄せら れるようになり、同年夏前頃から大量発生が確 認されるようになりました。これまで個別での 防除を市民の方々にお願いしてまいりましたが、 市において一斉防除を行わないのか、また薬剤 の配布はないのかなどの要望も聞かれるように なりました。

このようなことから、一斉防除の手段として、キオビエダシャクによるイヌマキの食害防除に地域ぐるみで取り組む振興会を対象にした、キオビエダシャク防除対策事業を令和4年9月に創設し、同年10月から申請のあった振興会に、無償での薬剤配布と噴霧器の貸出を開始しております。この事業の申請件数及び配布世帯数でございますが、昨年度は年度途中からの実施でございましたが、17の振興会から申請があり、132世帯分の薬剤を配布しております。今年度は、これまでのところ46の振興会から申請があり、489世帯分の薬剤を配布しております。なお、今年10月以降、新たな申請がないことから、キオビエダシャクの防除に一定程度の効果があったものと考えております。

続きまして、現在、裁判中の状況はにつきま してお答えいたします。 本件訴訟は、本市の法廷外公共物である里道について、隣接する土地の所有者が筆界特定を申請し、筆界が認定されましたが、不利益な筆界を認定されたため、境界確定を求めるものでございます。令和5年市議会第3回定例会に上程し、議決を頂きましたので、本市の顧問弁護士である鹿児島総合法律事務所と協議を行った後、委任状を提出し、令和5年11月28日に訴訟委任契約を締結したところでございます。現在、鹿児島総合法律事務所にて、境界確定訴訟を提起する準備を進めているところでございます。

続きまして、道路は以前より拡幅されているが、道路として認定するのかにつきましてお答えします。

現在の里道に隣接する土地が拡幅されておりますが、土地所有者において個人所有地を工事されたものでございます。今後の裁判結果により、その後の対応を検討することとなりますことから、まずは裁判の状況を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**〇市長(尾脇雅弥)** まず初めに、企画政策課 長からこれまでの経緯のお話をして、私の考え を申し上げたいと思います。

○企画政策課長(草野浩一) 中央地区のグラウンドゴルフ場につきましてお答えいたします。中央地区のグラウンドゴルフ施設の整備につきましては、今年1月実施されました市長選挙において、尾脇市長が公約の1つとして、スポーツを通じて健康増進、世代間交流を図るために推進するものとして、掲げられたものでございます。このため公約実現に向けて検討するよう、市長より指示があったところでございます。

加えまして、本市の最上位計画である総合計画において、教育文化分野の次世代の担い手を 育成、支援するまちづくりのための政策展開の 方向として、生涯スポーツの推進が掲げられて いること、また安心安全・健康福祉分野の安心 していきいきと暮らせるまちづくりのための政 策展開の方向として、健康づくりの推進、生き がいづくりの推進が掲げられていること、重点 プロジェクトの1つ、健康長寿・子育て支援の まちづくりの中で活動・スポーツの推進が掲げ られていることから、生涯スポーツの推進によ り健康長寿を図るとともに、いきいきと暮らせ るまちづくりの実現のために、グラウンドゴル フ場は有効な施設と考えられます。

今年7月から当課において、課題について整理を始め、9月には関係課による協議を開催し、整備方法等について検討を始めたところでございます。会議の中では、整備方法や管理方法等について、様々な議論を交わしているところでございますが、具体的な候補地やスケジュールの作成までは至っていないところでございます。そのため、議員御質問のグラウンドゴルフ場は公認であるか否かにつきましても、現時点では回答できないところでございます。今後におきましては、引き続き関係課による協議を行い、整備方法や管理方法等について検討を重ねてまいります。

以上でございます。

○市長(尾脇雅弥) 今申し上げたような経緯でございますけれども、中央地区のグラウンドゴルフ施設の整備につきましては、今年1月実施されました市長選挙におきまして、私が公約の1つとして掲げたものでございますので、公約とは市民の皆様に対して実行を約束したものであると考えますことから、私といたしましては本施策の実現に向けて、全力で邁進する所存でございます。

先ほど来ありますとおり、野球場やテニスコートと併せて、タイムスケジュールを勘案しながら、計画を進めたいと考えております。実際の整備方法や管理方法などにつきましては、費用対効果も含め、効果的な提案を検討する必

要があると考えますことから、今後も引き続き 公約実現のために、関係課による十分な検討を 行うよう、指示を出しているところでございま す。

○総務課長(濵 久志) 時効が迫る中、その 後の経過につきましてお答えいたします。

本年度においても、警察から引き続き捜査を 行っている報告は受けておりますが、事案の解 明には至っていないところでございます。本年 度の県警からの報告につきましては、6月と7 月に警察が市役所に来られて、捜査の内容であ ったり、状況等の説明を受けております。その 後、9月と11月には、電話で警察に確認を取っ ている状況でございます。また今後も、警察の ほうは引き続き捜査を行っていくということを 確認しております。

以上でございます。

なぜこのようなことが起こったのかにつきま してお答えいたします。

まず指摘された内容ですが、整備事業者から 提出された実績報告書において、地方創生臨時 交付金の対象外となる経費が含まれていること を指摘されたところでございます。具体的には、 令和3年度にかけて整備した光回線本線の開通 後に、本線から利用申込者の建物まで光ケーブ ルを引き込む等の費用で、令和3年度までに実 施される事業に係る費用が対象となるところで すが、令和4年以降に見込まれる費用が含まれ ており、それが対象外の経費に当たると指摘さ れたところでございます。整備事業者が提出し た実績報告書において、整備費用に後年度に係 る費用が含まれていることの確認が十分でなか ったことが、主な要因でございます。

以上でございます。

**○北方貞明議員** 害虫のキオビエダシャク、ちょっと読みにくいです。皆さんも一度では覚えきらないと思うんですけど、私はこれが読みにくかったから、例えば漢字で書いたらどのよう

になるかと聞いたら、黄、黄色。そしてベルト、 帯。そして枝、木の枝。そして尺取虫の尺。こ うして読めば覚えやすいということを聞きまし たので、もう一度言います。今度はカタカナで 言いますけど、キオビエダシャクと言います。 そういうことで、今回、これはとにかく数年前 から異常発生しているわけです。今さっき、1 回目にも言いましたけど、皆さんも御存じのよ うに、ヒトツバは庭木としていろんな形を作っ て、趣のある木だと思います。

私はこの質問をする前に、同僚議員にもちょっと話したんですけど、私のところもやられたよと、私のときは木はもう駄目になったとか、そういうので、すごい被害が大きいような気がするんです。そういう中で、去年は夏に発生が始まって、17振興会の132世帯の申請があったと。今年は9月までと言いましたね、世帯数で489世帯の届があったということで、かなり被害がはびこっているんじゃないかと思っております。これで、注意喚起だけではなく、もっと農林課も力を入れて、被害金額で数字は上がってきていないかもしれませんけど、大変な被害を受けているところだけは一応認識してください。

そういう中で、2回目の質問に入りますけれども、公共施設の中にもやっぱり垣根、枝を目隠しにされているところがあると思うんです。 公共施設なら土木課の市営住宅、教育委員会の教職員住宅、こういうところは私はあるんじゃないかと思っておりますから、このところの被害があったかないか、教えてください。

**〇土木課長(東 弘幸)** 市営住宅の被害と対応につきましてお答えいたします。

昨年度からキオビエダシャクの異常発生により、市内各所におきましてもイヌマキが被害を 受けたことは承知しております。土木課が管理 しております市営住宅につきましては、昨年度、 新城大浜団地のイヌマキに大量発生したことか ら、入居者の方から駆除のお願いがあり、5月と7月に薬剤散布をしております。また今年度につきましては、5月にシルバー人材センターへ依頼し、昨年度同様、新城大浜団地の薬剤散布を行い、7月頃に城山団地の薬剤散布を環境整備班で実施しております。

答弁いたしましたとおり、把握できている団地につきましては、その都度対応しておりますが、議員から御指摘がございました牛根二川の定住促進住宅の食害につきましては把握できていなかったことから、点検回数を増やすなど対応を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**〇教育総務課長(堀留 豊)** 教職員住宅の被害と対応につきましてお答えいたします。

教職員住宅におきましても、入居者や近隣住民から相談が寄せられているところでございます。入居中の教職員住宅、これにつきましては、入居者から2件相談があり、入居者の方による薬剤散布、それから木の伐採により対応を頂いたところでございます。また空き家の教職員住宅につきましては、近隣住民から1件相談があり、現地確認の上、薬剤散布が難しい立地条件だったことから、教育委員会事務局において木の伐採により対応を行ったところでございます。今後、教育委員会事務局としましても定期的に巡回確認を行いまして、適切に対応できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〇北方貞明議員 ありがとうございます。公共施設でも被害があったということで、市の広報で市民に広報するわけです。市が中心になってするわけなんですけども、市民の方はそれに対して対応されていますけども、市が呼びかけているので、市の公共施設がこういう被害を受けるということは大変恥ずかしい、寂しいことと私は思いますので、今後このようなことがないように、市が率先してこういう問題は取り組ん

で、市民に対して模範を示すような行動を取っていただければありがたいなと思います。これで終わりますけど、この実情は皆さんは知っていますよね。こういうことで質問しました。

それでは次に移ります。公共物境界のこの境 界問題ですけども、私も前回質問していて、ま た質問したわけなんですけども、裁判にはいろ いろな手続を踏まえなければならないというこ とは、私も十分承知しておりましたけれども、 住民の方々がせかされるものですから、こうい うふうに聞きましたけれども、この旨をまた私 は地元の方々に伝えておきたいと思っておりま す。この質問はこれで終わります。

次のグラウンドゴルフ場ですけども、1月に 選挙があったわけなんですが、それから約半年 して、7月から整備していくように相談された ということですよね。そういう中で、もう選挙 から約1年過ぎようとしております。このあと 任期は市長は3年あるわけなんですけども、こ ういう中で、まだスケジュールも決まっていない、場所も決まっていない、正式なグラウンド 公認もまだ決まっていない。これで市長の任期 中、公約はあくまでも4年間が効力を発すると 思います。この4年間でスケジュールは決まっ ていない中で、子細は決まっていなくて、あと 3年間でやるんだというような話が聞くことが できるのでしょうか。

**〇市長(尾脇雅弥)** 私のこの中の公約のことでしょうか。

**〇北方貞明議員** 私は広報で見ました。

○市長(尾脇雅弥) 広報ですか。同じですね。 グラウンドゴルフ施設整備を牛根地区、中央地 区ということでございます。基本的には任期中 の完成というのを目指しておりますけれども、 先ほど申し上げましたほかの施設、あるいは災 害、いろいろな物の物価高騰がありますので、 そこはベストを尽くして、まずは野球場のスケ ジュールとか、先ほどあったみたいにスケジ ュール感を持ってやらなきゃいけないし、テニスコートはテニスコートでやっていかなきゃいけないということもありますので、併せてグラウンドゴルフ場のほうもどういった形でできるのか。やっぱり大きな施設になりますから、時間もいろいろかかりますので、しかしながら先ほど申し上げたような形で、何とか実現できるように頑張っていきたいというふうに思っております。

〇北方貞明議員 市長、何とかじゃなくて、公 約だからやるんだと、そういう答えはできない のでしょうか。この問題は、ちまたでは選挙前 から、もう既に市長はグラウンド作るんだと、 どこそこでお話しされてますよね。それを入れ たら、4年にはその以前もあるわけです。ちま たで、公約としてではないです、話された愛好家の方たちは、もっと前から言っていたと。今度の4年は、最後にふんどしを締めてやってく ださいと、そういうような声を聞くわけです。

だから、何とかじゃなく、早急にスケジュールを組んで、場所を決めて、それが一番先じゃないですか。そうすれば、おのずとどこがゴールか見えてきますから、まずスケジュールを早急に決めないといけないんじゃないですか。そのようなスケジュール的なことを教えてください。

**〇市長(尾脇雅弥)** そこは先ほど申し上げたようなことですけども、やっぱり公約ですから、しっかりとやります。

**〇北方貞明議員** しっかりと、この任期中にやるというふうに解釈しておきます。

まず企画政策課長が答えられましたけど、主 管課は企画政策課なんですか。それともまた別 に、スポーツとしていれば教育委員会にもなる んですが、どこが主管課になる予定なんでしょ うか。

**○企画政策課長(草野浩一)** 先ほどの答弁の 繰り返しになりますが、その主管課がどこにな るかも含めて、今、様々な議論を行っている段 階でございますので、現時点では回答できない ところでございます。

以上でございます。

○北方貞明議員 現在のところはまだ回答できないということですね。こういう事業をするには、主管課をまず決めて、そこに責任を持たせて、主管課のところはやらないかと、そういうような姿が見えないと、なかなか前に進まないと思うんです。まず主管課を早く決める。早く決めたら、主管課に責任を持たせて、スケジュールを組ます。そのようなことを決めてください。そうでないと、一向に進みません。あと3年ですから、公約と私は思っていますからお願いします。

不明金285万円についてですけれども、警察のほうから6月と7月に捜査内容の報告があったと、そういうことでした。9月、11月も報告があったということは、今聞きましたけど、内容のことは捜査の秘密性が高いとしたら公表はされないかもしれませんけども、現在、警察にゆだねておられるわけです。庁舎内では、この問題の調べはもうしないのか。これは、一番分かっているのは、その庁舎内の方々、市長を含めて、当時関わりあった方々がおられるわけですけども、庁舎内ではもうしないのか、それをお聞かせください。

○総務課長(濵 久志) この件につきましては、全て警察のほうに捜査をお願いしております。市のほうで対象者といいますか、そこの調査をすることは、名誉毀損になりかねませんので、市のほうがその対象者に対して捜査をすることは考えておりません。

○北方貞明議員 今、捜査する上で名誉毀損という言葉が出ましたけども、当初しつかりしておけば、その名誉毀損というこの段階にはならなかったと思うんです。だから、この問題は、言葉は悪いかもしれないけど、市当局がずさん

だったのではないかなと私は思います。こういうことはあってはならないと私は思っています。この問題は、真相はまだはっきりしていない。真相はやぶの中です。またこの経緯、原因が判明しなければ、本当の意味の再発防止はできないと思います。原因と詳細を突き止め、再発防止に取り組んでいってもらいたいんですけども、これがこのまま曖昧であるということは、市の職員の身内に甘いのではないかなと思います。この問題は、市長が責任を持って解決していかなければならない問題と思います。市長の考えをもう一度お聞かせください。

○市長(尾脇雅弥) この問題に関しては、今、総務課長が申し上げたとおり、私も解決できればいいともちろん思っていますが、なかなかそういう状況にないというのが現状でございます。 ○北方貞明議員 この問題は、時効も来ると思いますけれども、市長の任期中に時効がきて、その後はもう警察のほうは捜査をしないかもしれないんですけれども、市としてもこの調査は打ち切られるのでしょうか。

○総務課長(濵 久志) 公訴時効が来ると、 警察は捜査を打ち切るという形になります。そ うなった場合、全く警察が見つけられなかった ものを市が見つけることは、まず不可能だと思 っておりますので、もう捜査はできないという ふうに認識しております。

**〇北方貞明議員** そうなれば、この問題は迷宮 入りする可能性があるような気がしますけれど も、迷宮入りにならないように、はっきりとし ていただきたいというのが私を含め、市民の皆 様の願いだと思っております。どうか最後まで 気を緩めずに、この問題には取り組んでいただ ければと思っております。よろしくお願いいた します。

次に、返還金についてお伺いいたしますけれ ども、今までの答弁を聞いておりますと、確認 不足だったということは認めておられます。こ れは庁舎内のチェック体制の不備から、このようなことが発生したと私は思っています。交付金申請には、担当の係長と課長などいろんな方がその責任を持って作成されて、順次回って、市長のところに最終的には行って、市長が押印されているという手順であると、私は思っています。

その段階で、これは起案用紙という文書を私は頂きましたけど、係、係長、課長、副市長、市長というような欄があって、最後に決裁で、市長がまた押印されると思いますけれども、この中の全員がこの確認を見落としたということです。そういう中で、この起案用紙の中に、課長から一応書いてありますけど、課長、副市長、市長とここに書くことで記事、ものごとを書くというような欄があるんですけど、このような欄のところにはどのようなコメントをされていたんでしょうか。

○市長(尾脇雅弥) 毎日たくさん決裁をしますので、詳細までは覚えておりませんけれども、基本的に事務の皆さんが専門性を取って、係長、課長と上がってくるものを、間違いないよねって確認をしながら印鑑を押しますけれども、十分チェックができたかといえば、結果的にそうじゃなかったということでございますので、先ほど申し上げたように、大変そのことは印鑑を押した者としての責任を感じているところでございます。

○北方貞明議員 全員がこれに気づかなかった。 これは本当に大変恥ずかしいことでもあり、市 当局にしたら残念なことと思っております。精 査もしなくて、押印をするということは、差別 用語になりますから、あまりはっきりとしたこ とは言えませんけど、これは皆さんが未確認不 良印を押したと、そういうことです。確認をち ゃんとしていれば、こういうことは発生しなか ったと思うんですけれども、未確認不良印をこ の方々は押されたと、それは認めますか。 〇総務課長(濵 久志) 実際、決裁を回すときの書類の中で、後年度分の費用が入っているということは、全員確認できなかったということであります。ですので、所管課は総務課が所管課になっております。そこで事業者に後年度分が入っているかというのを確認が不十分だったところに、責任があったと考えております。それに対しましては深くお詫び申し上げます。今後は再発防止を徹底したいと考えているところでございます。

以上です。

〇北方貞明議員 くどいようですけど、もうちょっとしゃべらせてください。この2,793万円、これは丸々、垂水市に損をさせたという解釈でいいですか。

〇総務課長(濵 久志) この光ブロードバンド事業につきましては、答弁の中でもお答えしておりますが、総事業費 2 億2,776万4,000円の事業でございます。その中の本市の負担が 1 億6,625万3,000円負担しております。今回返還するのは、この中の2,793万円というところです。実際これは返還する形になりますが、もともと補助対象にならない経費を補助申請してしまった。ですので、市がもらえないものを前もってもらってしまったということになります。当然その対象にならない部分は国に返すようになりますので、市が損害を被ったということではございません。本来もらうことができないものをもらってしまったから、返すという考えですので、御理解ください。

以上です。

**〇北方貞明議員** 確認ですけども、先にもらってしまったという解釈でいいですか。

○総務課長(濵 久志) 言い方がまずかった かもしれないですけど、対象外の事業費まで、 国に申請してしまったということです。 以上です。

**〇北方貞明議員** 対象外のものまで申請してし

まったということですね、分かりました。こういう問題が発生したわけなんですけれども、皆さん方の責任問題といいますか。市長は不明金の285万円で、問題はまだ解決していないんだけれども、それに相当する分を市長の給与から、天引きされているという状況です。

この問題はみんなで責任を持って、市民に対してそのような処分というか、責任問題。何でこれを言うかと言いますと、過去に給食問題で2,000万円くらいの損害がありましたけれども、そのときは犯人も分かって、関係者の方もおられましたので、それに対する応分な形で、そのときは市長はしなかったのかな。選挙違反になるからということで、寄附行為になるということでしなかった。課長以下、あるいはそれに携わった方たちはそれなりの弁償をされているんですけれども、今回はこのようなことはなされるか、なされないか、ちょっとお聞かせください。

○市長(尾脇雅弥) 285万円ですか、不明金に関しては、原因も分かりませんでしたので、見合う金額を少しずつということで今やっているわけです。今回のこれというのは、もらうべきじゃないものを先にもらったのでお返しをするということですので、損失を与えたということではないということでございます。

〇北方貞明議員 最後になります。この問題は、南九州新聞で掲載されたのは11月8日の新聞でしたよね。私はこの問題が発生して、今月の12月号の市長のコラムのところにこの記事が載るかなと思っていたんですけど、掲載されておりませんでしたけれども、これは市民の大変な関心事でもありますので、市民に対して市報でこの件のいきさつを市民に知らしめる気持ちがありますか。最後に聞きます。

**〇市長(尾脇雅弥)** 今言ったような経緯ですから、これまでのそれとはちょっと中身が違うというふうに思います。

**〇北方貞明議員** 中身が違うというか、こうい う実情があったということを市民に知らせます かということです。しない、するでいいです。

**○市長(尾脇雅弥)** 私の市長日記の中で掲載 することはありません。

**〇北方貞明議員** これで終わります。

○議長(堀内貴志) ここで、暫時休憩いたします。

次は、14時25分、午後2時25分から再開いた します。

午後2時13分休憩

## 午後2時25分開議

○議長(堀内貴志) 休憩前に引き続き会議を 開きます。

次に、5番、池田みすず議員の質問を許可します。

## [池田みすず議員登壇]

**〇池田みすず議員** こんにちは。それでは、議 長の許可を頂きましたので、先に通告しており ました項目について質問いたします。明確な答 弁をお願いいたします。

まず、特別国民体育大会、かごしま国体についてお尋ねいたします。

数年の準備期間を経て、本年5月にデモンストレーションスポーツのスポーツチャンバラ、7月、炬火リレー、8月、綱引き競技会、そして10月、フェンシング競技会と、熱い戦いが繰り広げられました。私も全ての競技会、また炬火リレーにも参加させていただき、かごしま国体を体感することができました。

それぞれの競技会では、県を代表して懸命に 頑張る選手の姿、それを応援する市民の方々や、 満面の笑顔で走る子供たちの姿が印象的であっ た炬火リレーなど、参加された選手、市民の 方々、そして垂水市の子供たちの生涯の思い出 に残るかごしま国体であったと感じております。 私が最も印象的だった場面は、正式競技フェン シング大会最終日の10月11日、男子サーブル準 決勝、鹿児島県対愛知県は、学校観戦で訪れた 児童・生徒の応援が会場全体を包み、会場が一 体となり、それに応えるように鹿児島チームの 選手が躍動し、勝利した瞬間、観客席の子供た ちと選手が一緒に喜び、大きな歓声で会場が包 まれた瞬間、胸が熱くなりました。そこで、学 校観戦について、参加した児童数や実施した国 体推進課の感想を伺います。

次に、高齢者支援についてお尋ねいたします。 訪問給食サービス事業についてですが、現在 の状況について答弁を求めます。

次に、子育て支援についてお尋ねいたします。 はじめに学童保育についてですが、午前中答 弁された内容について、2回目でお尋ねいたし ます。

次に、子ども・子育て支援事業計画について、 今後の年間スケジュールの答弁を求めます。

次に、産婦人科医療体制確保事業についてお 尋ねいたします。

議会初日の全員協議会にて、この事業について保健課より説明を頂きましたが、市民の皆様、 垂水の女性にとって、大変有意義な取組だと感じております。事業の実現に向けて、引き続き 頑張っていただきたいと思います。

事業の中で気になったことは、産婦人科の受診というハードルの高さです。知り合いの若い女性の方々にお話を伺いますと、産婦人科に行くことに対して、周りの目が気になるとか、恥ずかしいと話してくださいました。そこで、この点については、保健課において検討されているとは思いますが、女性が受診しやすい環境を整えるために、どのような取組を考えているのか、答弁を求めます。

以上で、私の1回目の質問を終わります。

**○国体推進課長(米田昭嗣)** 特別国民体育大会の学校観戦につきましてお答えいたします。

フェンシング競技会の開催中、10日、11日の

2日間、市内全小中学校の児童・生徒を対象と した学校観戦を実施いたしました。これは、特 別国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」、 垂水市市民運動計画にございます、市民1人1 人がそれぞれの立場で大会に積極的に参加し、 喜びと感動を共有するとあることから、実施し たものでございます。

具体的に申し上げますと、10日は午前・午後合わせて484名、11日は午前中のみの実施で295名、合わせて883名の児童・生徒の皆さんに御来場いただきました。両日ともに、できるだけ鹿児島県の選手が出場する時間に合わせて観戦いただき、配布しましたスティックバルーンを使って、子供ならではの元気で明るく、そして温かい声援を送る様子が見受けられました。選手たちにとっても元気をもらい、大いに励みになったと伺っております。

また、今回の学校観戦は、わくわくどきどき 夢教室としての観戦でもあり、市内小中学生に 一流のものを見せるという夢教室の目的で実施 いたしました。議会初日の市長の諸般報告でも ありましたが、観戦を終えた児童から、人生で 国体を生で観戦する機会はないのでうれしかっ た。フェンシングで日本一になりたい、などの 感想も聞かれました。児童・生徒の皆さんにと っても、東京オリンピックに出場した選手、ま たパリオリンピックを目指す選手たちの戦う姿 を目の当たりにすることで、夢や目標を持つき っかけになったものと考えております。

以上でございます。

○福祉課長(森永公洋) 垂水市訪問給食サービス事業の現状につきましてお答えいたします。 垂水市訪問給食サービス事業は、昼食と夕食の1日2食を配食しながら、利用者であります 高齢者等の方々の安否確認を担っていただく事 業でございまして、本事業の業務委託につきま しては、市内の訪問給食事業者と契約締結しま して、週7日間実施していただいているところ でございます。平成10年度の事業開始から25年が経過し、利用者数は令和5年10月末で188名、1か月の延べ配食数は約5,900食でございます。過去5年間の延べ配食数の推移は緩やかな減少傾向で、直近3年間は横ばいで推移しているところでございます。

以上でございます。

子ども・子育て支援事業計画につきましてお 答えいたします。

国は平成24年に子ども・子育て3法を公布し、子ども・子育て支援新制度を開始しました。この新制度により、幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援事業のサービス量の確保と質の向上を図るため、市町村は子ども・子育て支援事業計画を策定することが義務付けられ、本市においても平成27年に、垂水市子ども・子育て支援事業計画を策定したところでございます。

この計画は、子供・子育て支援法第61条に基づく、子ども・子育て支援事業計画に位置付けられ、5年を1期としており、本年は第2期垂水市子ども・子育て支援事業計画の4年目となっております。議員お尋ねの、子ども・子育て支援事業計画の今後の年間スケジュールについてでございますが、令和4年度は第2期計画の中間見直しを実施し、計画値と実績値の検証を行い、乖離が大きな部分について計画値の見直しを実施いたしました。

令和5年度は、第3期計画策定に向けたアンケート調査を実施する予定としており、現在準備を進めているところでございます。令和6年度は、第3期計画策定を行うこととなっております。令和6年度の具体的な策定スケジュールにつきましては、令和6年3月下旬に決定する予定でございますが、おおむね第2期計画の策定スケジュールと同様となる見込みであり、4月にニーズ調査結果の分析・評価を、5月にニーズ量の見込みの検討を、6月から7月に提

供体制の検討を実施することとなります。

次に、7月から8月の期間で事業計画案を策定し、9月の子ども・子育て会議に諮り、会議における各委員の意見を踏まえ、10月から11月にかけて内容の修正等を行い、12月の子ども・子育て会議に再度諮った後、事業計画素案を全員協議会で議会説明させていただくこととなります。全員協議会での説明後、1月初旬から2月初旬にパブリックコメントを実施し、2月中に事業計画を確定、3月下旬に公表及び県への報告となっております。

以上でございます。

**〇保健課長(永田正一)** 産婦人科医療機関への受診について質問にございました、産婦人科 医療機関への受診ハードルを下げるための取組 につきましてお答えいたします。

議員から御指摘がありましたとおり、市民の皆様の中には、産婦人科医療機関を受診することに対して恥ずかしいとか、周りの目が気になるといったハードルを感じている方がいらっしゃると考えております。

本事業の実施に当たりまして、今年6月から7月にかけまして、産婦人科に関する市民ニーズ調査を実施しましたところ、女性医師を希望するといった意見が1,044件あり、また、従業員に知り合いがいると行きにくいといった意見など、プライバシーや個人情報に対する意見が73件ございました。これを踏まえまして、本市と慈愛会様で協議・検討を重ねた結果、プライバシーや個人情報に対する配慮としまして、大きく5点の取組を行うことを予定しております。

1点目は、女性医師による診察でございます。 女性医師による診察を望む声が多かったことから、医師につきましては、慈愛会様と協議を行い、女性医師2名が交代で診察をしていただけるよう調整をしているところでございます。

2点目は、従業員の地元雇用についてでござ

います。産婦人科医療機関の開設に伴い、新たな雇用の創出が見込まれるところでございますが、従業員に知り合いがいると行きにくいとの声に対応するため、当分の間は、医師・看護師・事務員につきましては、市外から通勤していただくこととし、今後状況を見ながら、慈愛会様とともに検討することとしております。

3点目は、産婦人科医療機関内の待合室についてでございます。医療機関内でのプライバシーへの配慮としまして、受付の前に設置される待合室と診察室との間に、中待合室という個室を設けていただくこととしております。

4点目は、産科医による講演会の開催やコラム掲載についてでございます。令和4年度より、慈愛会様との包括連携協定に基づき、産科医等による講演会や広報紙におけるコラムを掲載しており、今後も引き続き実施することで、産婦人科に関する健康リテラシーの向上や、産科医の顔を知っていただくことで、より受診しやすい環境を整えてまいりたいと考えております。

5点目は、女性がん検診への受診勧奨についてでございます。女性がん検診は20歳からの受診が推奨されており、本市から対象者に対しましては、毎年度、受診案内をお送りしているところでございます。今後も様々な取組や創意工夫を行いながら、より多くの方が産婦人科医療機関を受診していただき、産婦人科を身近に感じていただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○池田みすず議員 それぞれ御答弁いただきました。それでは、ここから一問一答方式で、2回目の質問をいたします。

まず、かごしま国体についてですが、答弁で もありました学校観戦をした児童・生徒の感想 や市長からの諸般報告でありました選手の感想 など、学校観戦はすばらしい取組になったと感 じております。さらに、かごしま国体の行幸啓 として、天皇皇后両陛下が垂水市の競技会場に お越しになられました。天皇皇后両陛下が大隅 半島にお越しになられることは初めてであり、 多くの方が関心を寄せて、観覧希望者も多かっ たとお聞きしました。

そこで、行幸啓につきまして、当日の体育館での観客数や、沿道での人出について伺います。 〇国体推進課長(米田昭嗣) 行幸啓につきましてお答えいたします。

10月8日午前中、天皇皇后両陛下がフェンシング競技のご覧のため、垂水中央運動公園体育館にお越しになられました。 2階観客席には入場券を持つ一般観覧者の方が250人、視察員・報道員が120人、計370人の入場者数でございました。また、1階アリーナ内に福祉席を設け、24人の方々に御来場いただきました。会場には一般入場者に加え、選手・監督・チーム関係者・競技役員・競技補助員など、1,000人を超える方々が入場されておりました。両陛下におかれましては、熱心にフェンシング競技をご覧いただき、選手への温かい応援までしていただいたところでございます。

また、当日はあいにくの天候にもかかわらず、 両陛下がフェンシング競技会場に入られる御順路、また会場を御発になり、鹿屋市に向かわれる市道・国道には多くの市民の皆様が参列し、 御列車両が通られる際、手や小旗を振り、両陛下を歓迎し、両陛下もお手振りでお応えする光景が見られました。公式発表ではございませんが、警備を担当しました鹿児島県警によりますと、垂水市、鹿屋市沿道では約2万人の人出があったとお聞きしております。

両陛下を会場、沿道でご覧になられた多くの 皆様から、一生の思い出になりましたと感想を 頂きました。多くの規制が行われる中で、あい にくの天候ではございましたが、無事に行幸啓 を終えました。市民の皆様には、喜んでいただ ける取組になったものと考えております。 以上でございます。

○池田みすず議員 体育館で両陛下と一緒にフェンシング競技を観戦した方々、また沿道で両陛下を歓迎され、両陛下との温かい交流をされた方々、共にかごしま国体のよい思い出となったことと思います。

最後に国体推進課は、国体開催成功に向け長年準備をされ、各競技団体との連携を図ってこられたと思いますが、今後それぞれの競技の取組について、どう考えているのか、またどのような計画をしているのか、伺います。

**○国体推進課長(米田昭嗣)** かごしま国体競技の今後の取組につきましてお答えいたします。

垂水市実行委員会は、デモンストレーションスポーツのスポーツチャンバラ、公開競技の綱引き、正式競技のフェンシングなど、3つの競技会を実施いたしました。各競技、それぞれ数年前から各団体と連絡調整会議を行い、競技会成功に向け、準備を進めてまいりました。

その結果、3つの競技会全てにおいて無事に終了することができたことは、各競技団体の御協力はもとより、それぞれの競技に携わる全ての皆様の惜しみない御協力の成果であると考えております。国体が終わり、鹿児島県スポーツチャンバラ協会、鹿児島県綱引連盟と、これまでに築き上げた関係性を終えるのではなく、今後も各競技団体と連携し、競技の普及などに御協力できればと考えております。

また、フェンシング競技につきましては、垂 水カップフェンシング競技大会を今後も実施す るとともに、フェンシングのまちたるみず実現 プロジェクトを継続し、垂水市から全国、さら には世界で活躍できる選手を育成し、同時に市 民の皆様の健康増進や交流人口の創出にも寄与 する取組を、今後も進めてまいりたいと考えて おります。

以上でございます。

○池田みすず議員 今後も鹿児島県スポーツチ

ャンバラ協会、鹿児島県綱引連盟とは連携協力 し、また、フェンシング競技については、フェ ンシングのまちたるみず実現プロジェクトを継 続していくとの答弁でありました。かごしま国 体を機に、これまで積み上げてきた各競技団体 との絆や連携を途切れさせることなく、発展さ せていくことで、市民の健康増進や交流人口の 増加につながるものと考えております。今後も、 各競技の普及に努めていただく事業の展開を願 いしまして、かごしま国体についての質問を終 わります。

次に、訪問給食サービス事業についてですが、 令和5年6月定例会において、訪問給食事業の 個人負担額について、担当と協議してまいりた いとの課長より答弁を頂きましたが、検討され たのか、伺います。

○福祉課長(森永公洋) 個人負担については、 垂水市においては、所得状況において6段階に 分かれております。そして、平均1人、大体 450円ぐらいの利用負担になっております。一 番高い方は700円なんですが、この方について は、今のところ1人しかいません。所得としま しては200万円以上の所得がある方で、年金の 収入になりますと、年間290万円以上の年金の 収入がないと、この700円という自己負担には なりません。今のところ垂水市では1人、一番 今高い方は700円です。

以上です。

〇池田みすず議員 ありがとうございました。 垂水市の個人条件負担額は、県内19市で最も高いです。お隣鹿屋市は非課税の方が400円、課税の方が450円。肝付町、錦江町においては、非課税の方が350円、課税の方が400円の負担額となっています。高齢者の方々が安心して暮らせるために検討する価値はあると思いますので、再度検討をお願いします。

令和5年9月定例会において、現在の受託事業者と来年3月末まで契約を延長されたとのこ

とでした。この事業の大きな課題は人材不足であり、現在提供している週7日の訪問給食が今後も維持できるのかということです。そこで、 来年度以降について、現在どのような検討・協議を行っているのか、伺います。

**〇福祉課長(森永公洋)** 今後の方向性につきましてお答えいたします。

令和5年度は、受託事業者の配送部門における人手不足の影響により、年間を通した契約締結とはなっておりませんでしたが、先月、訪問給食事業者の代表者と事業に関する協議を行いまして、現在、安定的な雇用状況が維持されており、来年度も事業を受託可能な状況であることを確認しているところでございます。今後も、現行の週7日の給食の提供を維持しながら、利用者へのサービスが低下しないよう、また、利用者や御家族はもちろんのこと、介護従事者の負担軽減を図られるよう、引き続き、受託事業者と協議を重ね、本事業の安定的な事業継続を図ってまいります。

以上でございます。

○池田みすず議員 訪問給食サービスは、高齢者にとって在宅で生活する上でなくてはならないものであり、また、ひとり暮らしの方の安否確認に有効だと考えます。来年も現在のサービスが変わることなく維持できることを期待して、この質問を終わります。

次に、学童保育について伺います。午前中の質問に対し、福祉課長の答弁で、来年度入学予定者の未就学児童に対する児童クラブ利用意向調査の結果が示され、調査対象者数66名に対し、回答数58名、回答率87%、令和4年度の利用希望者が36名と比べ、11名少ない25名の利用希望であったとの答弁でありましたが、利用意向調査を行ったのは、令和6年度入学予定の未就学児だけとの理解でよろしいですか。

〇福祉課長(森永公洋) 令和6年度の意向調 査につきましては、未就学児の保育園生とか、 来年1年生になる子供だけを対象にして意向調査を行っております。また、児童クラブにおいては、それぞれ児童クラブに来ている子供たちに対しては意向調査を行っておりますが、今、こちらも一緒に情報共有を行っているところです。

以上です。

**〇池田みすず議員** 利用希望者の全体数を示していただくことはできますか。

○福祉課長(森永公洋) 垂水児童クラブにおいて、今のところ両方を合わせると、95名の希望者があります。今、定数としましては、垂水児童クラブは80名です。来年度は15名の定員オーバーとなる予想が立っております。

以上です。

○池田みすず議員 利用意向調査のほうなんですけれども、現在の利用者のみの調査ということで、本当の利用希望者を把握するためには、 垂水小学校全体の利用意向調査を行うべきではないでしょうか。いかがでしょうか。

○福祉課長(森永公洋) 先ほど説明申し上げましたアンケート調査の実施につきましては、令和6年度に、新たな利用を希望される児童の数を把握し、垂水児童クラブにおける体制づくりを検討することを目的としたものでございます。垂水児童クラブの利用を希望する全ての児童が、垂水児童クラブを利用できる状況ではございませんが、協和児童クラブ及び水之上児童クラブの連携対応により、待機児童は発生していない状況となっております。

なお、児童クラブ間での連携対応につきましては、待機児童を発生させないため、国からの 通知等により認められているところでございます。このことから、現時点において在校生を対象としたアンケートを市で実施する予定はございませんが、しかしながら垂水小学校に通学している児童は、垂水児童クラブを利用することが望ましいことから、庁内において協議し、例 えば、図書室等の活用等、垂水児童クラブを利用することができなかった児童も利用できるよう検討することといたしました。

これらを踏まえ、令和5年11月27日に第2回 垂水児童クラブ関係者協議を開催し、垂水小学 校、垂水児童クラブ、市福祉課の関係者で今後 の対応策について協議いたしました。この協議 において、市より垂水児童クラブへ定員数の拡 大及び利用率実績に基づく利用児童数の決定に ついて提案し、また市より垂水小学校へ図書室 等を活用した自習等ができるスペースの確保に ついて提案したところ、垂水児童クラブへ人員 確保の対策が必要であるとの回答がございまし たことから、今後、垂水児童クラブに対し、定 員数の拡大を実施するため、運営規定改正の事 務手続についてのサポートを行いたいと考えて おり、また、国や県等に支援員不足の対策とし て他の児童クラブからの応援という方法が可能 かについて、確認したいと考えております。

また、垂水小学校より新たな教室の確保は難しいが、放課後の時間帯に限った教室の一部利用であれば、協力できる可能性があるのではないかという回答がございましたことから、国や県等に放課後の時間帯に限った教室の一部利用による児童クラブの運営の可否について照会し、実施可能との確認が取れました。垂水小学校より提案のあった教室の活用について、協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○池田みすず議員 学童の問題については、令和5年3月定例会から質問させていただいています。今年度4月から児童クラブの利用ができなくなり、子供たちだけで留守番をさせ、不安な思いで仕事をされている保護者がいらっしゃることを御存じでしょうか。児童クラブの利用ができなくて、キッズ携帯を子供に持たせて、GPS機能で子供がきちんと帰宅しているか確認したり、自宅での留守番をさせるのが不安で、

塾に通わせたりする保護者の方々がいらっしゃるのです。保護者の気持ちに寄り添い、希望する人全ての人が児童クラブを利用できるようにするのが、行政の役目ではないでしょうか。今後もこの問題に真剣に向き合っていくことをお約束して、この質問を終わります。

○福祉課長(森永公洋) 我々も垂水小学校に 通学している児童は、垂水児童クラブを利用す ることが望ましいと考えており、令和6年度に おいても利用希望が定員を上回る可能性がござ いますことから、体制づくりのため関係機関と 協議しているところでございますが、実施場所 や人員確保の課題等あり、段階的な対応をしな ければならない状況について、御理解のほどよ ろしくお願いいたします。

○企画政策総括監(二川隆志) 福祉課長の補足ですけれども、午前中の宮迫議員のところでもお答えさせていただいたんですが、今、池田議員が言われた課題については、こちらの執行部のほうとしても十分状況も把握しておりますし、また保護者の方々のそういった思いというのも感じております。そういったことからですけれども、やはり当の児童クラブの定員について、そして空き教室の確保という部分で今、学校側とかなり前向きな話ができているのではないかというふうに思っています。ですので、話合いができているこの状況で解決しなければならない課題について、少しずつですけれども解決し、また保護者の意見は叶えられるように努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**〇池田みすず議員** ありがとうございます。よ ろしくお願いいたします。

では、第3期計画策定までのスケジュールについて答弁いただいた中で、ニーズ調査結果を分析・評価し、提供体制の検討を行うとのことでした。当然、ニーズに対し子供や子育て支援策の提供をどうするのか、検討していくことが

必要です。ですが、現在の第2期計画では、計画値と実績値が大きく乖離している施策もあり、特に児童クラブについては計画見込みが甘かったのではないでしょうか。

また、午前中の答弁で、図書室等の活用の話がありましたが、この話は今期の計画の中で、放課後子ども教室事業として実施することを目標として明記してあります。そのようなことから、3期計画策定の前にしっかりと2期計画の検証を行うべきと考えますが、見解を伺います。〇企画政策総括監(二川隆志) 御指摘のとおり、これから第3期の作成に当たっては、2期の検証というのが最重要課題でございます。こちらについては、今、庁内関係する課においてもですけれども、検証内容について再度、庁内全体で検証していただき、それをフィードバックさせていただく形で、また改めて第3期に反映できるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〇池田みすず議員 ありがとうございます。計画策定の際、当事者である子供、保護者の声を聞くことがとても大切だとも考えますが、どのような方法で子供の声を聞き、反映させるのか、伺います。

○福祉課長(森永公洋) 計画策定における子供の意見聴取についてにつきましてお答えいたします。こども基本法第11条に「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」と規定されていることから、子ども・子育て会議を開催し、意見聴取することを予定しております。

本市としましては、放課後児童クラブ等と連携し、児童や保護者の意見を聞く場を設けることを検討しております。

以上でございます。

○池田みすず議員 ぜひ検討されている意見を聞く場を設けていただきたいと思います。その一方で、計画策定した素案について、意見募集するパブリックコメントを実施すると答弁いただきましたが、このパブリックコメントは子供や保護者は意見を出しにくいと考えますことから、子ども・子育て会議条例第6条の4に、必要があると認めるときは、会議に委員外の者の出席を求め、その意見を聞くことができるとされていることから、ぜひ会議の中に子供や保護者の代表に参加していただいて、意見を聞いていただくことを要望して、次に移ります。

最後に、産婦人科医療体制確保事業についてですが、前向きな答弁を頂きました。保健課にて現在考えられている取組を進めていただいて、若い世代の産婦人科に対する意識が変わり、多くの女性に対して受診のハードルが下がることに期待したいと思います。これは受診される方の安心感が増す有意義な事業になると思います。医療機関の経営にもよい影響を与えることだと思いますので、今後も状況を見ながら、さらなる工夫や取組を行っていただくことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長(堀内貴志) ここで、暫時休憩いたします。

次は、15時10分から、午後3時10分から再開 いたします。

午後3時1分休憩

午後3時10分開議

○議長(堀内貴志) 休憩前に引き続き会議を 開きます。

次に、11番、持留良一議員の質問を許可します。

[持留良一議員登壇]

**〇持留良一議員** それでは、よろしくお願いしたいと思います。まず最初に、イスラエルの大

規模攻撃が再び始まり、パレスチナガザ地区の 人道的状況が極めて深刻な危機に直面していま す。私は民間人を多数攻撃しているイスラエル によるガザ攻撃の即時中止と即時停戦を求める ことを強く求め、また国際法に則った安全、福 祉、人道的な停戦を求める国連決議の早急で完 全な履行を強く求めたいと思います。

最初の質問は、求められている物価高騰対策 問題について問います。

政府の補正予算は、物価高騰にあえぐ国民の暮らしに向き合っているでしょうか。経済対策の目玉とされている減税給付を評価しないが7割近くなっていくことからも、明らかだと思います。しかし、消費者物価指数は2.9%上昇、食料品は7%以上のプラスが11か月続いています。減税を言うのであれば、消費税の減税が最も効果的で、世論調査でも6割近い国民が求めていることも明らかであります。このような中、市として市民の暮らしを支援する物価高騰対策に取り組む責任があります。

そこで、以下の2点の対策は問題ないのかを 問います。1点目は今回の補正予算やこの間の 議員の質問で明らかになりましたので、1番目 の1点目は割愛し、1番目の2点目として所得 税減税給付金の恩恵のない人たち等への対策は 検討されているのか、問います。

さらに個人事業者や商店街対策など、どのように取り組むもうと考え、どのような支援をしていくのか伺います。

2番目は産業廃棄物処理施設の問題について、 課題や方向性について自治体の役割、責任とし て何が求められているのか問います。

この問題は、何よりも企業の健全な育成と市 民の暮らしと環境を守るために、何が必要で、 まちづくりをどうしていくのかが行政にも問わ れ、問題提起がされたと考えます。

そこで以下の2点について問います。その問題点や方向性、行政の役割を考えてみたいと思

います。1つは課題・教訓、どのように捉え、 今後どのように生かしていくか、考えを問いま す。

2点目は、今回のような問題を発生させない ために、どのような対策が必要と考えておられ るのか、問います。

3番目は、地域医療の問題について、市民が 安心して暮らせるための医療提供体制の充実を 求めて、以下の点について問います。

地域医療は市民に必要な医療提供に取り組み、 市民が安心して暮らせるために欠かすことので きないものです。しかし今、地域医療は医師、 看護師不足など、多くの課題があります。この 困難にどう取り組んでいくのかが、本市でも大 きな課題になっています。

今回の質問は、大きな視点として今回の産婦 人科医療体制確保事業を取り組むことは、地域 医療問題として検討していく必要があると考え ます。そこでどのような考え、方針があるのか を問います。

1点目は、まず前提となる垂水中央病院の経営強化プラン(素案)について、問います。急性期病床削減は、国の地域医療構想に基づく急性期病床の削減との関係について問います。そして本市にとって、影響や課題をどう見ているのか、問います。私は大きな問題だというふうに思います。

2点目は、市長はじめ職員の皆さんの努力で、 産婦人科医療体制確保事業が議会に上程されま した。私は、産婦人科医療体制確保事業は地域 医療を発展させる取組になっていくと確信して います。一方、この事業を発展させていくため には多くの課題があります。経営問題、体制問 題、様々な課題があります。その課題を乗り越 え、地域医療を充実、発展させていくことが求 められています。そのために、どのような取組 を考えているのかを伺います。私はその1つの 事例参考として、加賀市の地域医療を守る条例 の取組が参考になるということで、今回は提案 もさせていただいています。この点での見解を 伺います。

4番目は、ハラスメントの問題について問います。ハラスメントのない、生き生き働ける、 風通しのよい職場づくり、今日どのように取り 組んでいるのかを問いたいと思います。

全国自治体の職場でも長時間過密労働が横行し、評価制度の導入などの職場でのストレスが高まっているとの指摘があります。また、様々な雇用形態が導入され、不安定な働き方の職員が増えたことで、互いの意思疎通が難しくなっていることも指摘もされています。

また一方では、ハラスメントの実態がないにもかかわらず、ハラスメントとして告発するハラスメント冤罪もあると言われています。これまでの問題をどう取り組み、解決するのかが大きな課題にもなっていると思います。何よりも、生き生きと働ける風通しのよい職場づくりにより、市民の福祉増進のために力を尽くせる環境づくりが必要ではないでしょうか。

そこで5点にわたって質問し、対策を求めます。1点目はパワー・ハラスメント対策について、いろいろ取り組まれていると承知しています。改めて、今日の問題として人事院は報告で、パワー・ハラスメントが生じにくい勤務体制や職場環境を整備することも重要である。特に業務過多や人員不足は精神的余裕のなさやコミュニケーション不足を生み、パワー・ハラスメント発生の温床になると報告をしています。この報告をどのように受け止め、改善に生かしているのか伺います。

2点目は、パワー・ハラスメントの問題の結果として、パワハラではなかったという結果での職員の人権救済はどのように保障されていくのか、伺いたいと思います。

3点目は、消防職場でのいじめ防止対策について問います。

1つ目は、平成29年に全国消防長会ハラスメント防止宣言はなぜ出されたのか、その取組について伺います。2つ目は女性職員への対応について、伺います。全国の消防職員の割合は、令和4年度で全体の3.4%、令和8年度までに5%への目標を、総務省消防庁は掲げています。年間約400名の方々が採用されています。しかし残念ながら、自主退職で年間約100名の方が辞めているという、一方の現実はあります。

4点目は、ハラスメントの実態を把握するために、アンケート調査の実施を強く求めます。 ハラスメント防止対策を効果的に進められるよう、職場の実態を把握する必要性があると考えるからであります。方向性と考え方について問います。この点では柏市は議員も対象になっています。

5点目は、ハラスメントゼロ宣言を取り組む 考えはないのか、問います。女性活躍推進法、 労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法等の 改定でも、新たにパワー・ハラスメント防止対 策を事業主の措置義務とするとしただけで、従 来からの防止措置義務があったセクハラも含め て、ハラスメントそのものを禁止する規定は盛 り込まれていません。ハラスメントの根絶に向 けた取組として、宣言が大きな役割を果たすこ とが考えられます。市長の見解を求めます。

最後の質問は、来年度から始まる第9期介護 保険事業について、経済的な心配がなく、必要 なサービスが利用できる介護保険事業に向けて の取組について質問したいと思います。

そこで課題となる問題について、3つを掲げます。1点目は第8期、令和5年度給付額が計画と比較してどうだったか、特徴はどのような点だったか。2点目は介護保険料のポイントとなる第9期の事業料をどのように見込んでいるのかを伺います。3点目は、高齢者の介護保険料は負担能力を超えています。また、高齢者の生活は、医療費、物価高騰、年金削減と合わせ

た三重苦になっている現状があります。負担の 軽減をどう図っていくのか、保険料の負担軽減 については、基金の活用などを含めた形での基 本的な方針についてお伺いしたいと思います。 また、暮らしを守るためには、負担軽減策とし て低所得者の減免制度の充実、介護予防がある と考えますが、見解をお聞かせください。

以上、質問を終わりますけれども、不十分な 点については再質問をさせていただきたいと思 います。

**○福祉課長(森永公洋)** 持留議員の質問にお答えいたします。

本市では昨年度、住民税非課税世帯以外の低所者得世帯へ市独自の支援策として、均等割のみの課税世帯約500世帯を対象に、5万円の現金給付を実施しました。今後の独自支援策については、今回の経済対策の効果や推奨メニューの内容を検証し、関係課と協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○水産商工観光課長(松尾智信)** どのような 取組をして、市民生活を支える取組にしていく のかについての質問にお答えいたします。

商工業に関しましては、原油高騰や物価高騰に対する支援につきまして認識はございましたが、既に電気・ガスなどの補助について、国が電気・ガス価格激変緩和対策事業として低・高圧契約の個人、企業への支援、また県が特別高圧受電事業者支援事業として、特別高圧受電契約業者への支援を積極的に行っております。

そこで今回は、本市の基幹産業である水産業において、原油及び物価高騰により養殖用配合飼料及び燃油の価格高騰が経営に大きく影響を及ぼしておりますことから、水産事業者の経営安定化を支援することを目的とした、水産事業の養殖用配合飼料・燃油高騰対策事業補助金を補正予算案として、12月議会に上程させていただいたところでございます。また現在、電気・

ガス・食料品等の高騰による景気の低迷に対する地域経済の活性化、地元消費の拡大に資することを目的とする、額面で3億5,000万円規模のプレミアム付商品券の発行により、市内経済の循環が図られ、商工業者の支援につながるよう取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

**〇生活環境課長(有馬孝一)** 産業廃棄物処理 施設についての課題・教訓を、今後どのように 生かしていく考えかにつきましてお答えいたし ます。

産業廃棄物処理施設は産業廃棄物の不法投棄 防止につながるとともに、市外への運搬が軽減 されることから、市内の土木業者、建築業者な どの利便性の向上につながることを考えますと、 循環型社会の構築のためにも重要な施設である と考えております。一方で、当該施設の立地予 定の場所によりましては、施設周辺にお住まい の市民の皆様への不安が生じてしまうことなど が懸念されます。

そのためにも、事業計画の早い段階で周辺住 民への丁寧な説明が必要であることからも、産 業廃棄物処理施設の許可権限を有する県への事 前相談が必要であるものと認識しておりますこ とから、本市といたしましては、先の9月議会 で答弁いたしましたとおり、産業廃棄物処理施 設に関する相談があった場合は、申請窓口となっております大隅地域振興局や県担当課と情報 共有を図りながら、円滑な許可手続のサポート を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、問題を発生させないため、どのような対策が必要と考えるかにつきましてお答えいたします。

この質問につきましても先の9月議会で答弁 いたしましたとおり、許可権限を有しない本市 が独自で指導要綱等を作成することは難しいも のと考えております。そのため、先ほども申し 上げましたが、産業廃棄物処理施設に関する相 談等があった場合は、県の担当課と情報共有を 図りながら、県への事前相談を含めた円滑な許 可手続のサポートを行ってまいりたいと考えて おります。

以上でございます。

**〇保健課長(永田正一)** 垂水中央病院経営強化プランの病床転換と、国の地域医療構想が示す急性期病床の転換との関係、その影響と課題についてお答えいたします。

垂水中央病院の経営強化プランにつきましては、先日、全員協議会で説明させていただいたところでございますが、この計画において地域 医療構想に基づいた垂水中央病院病床再編案としまして、急性期病床29床を回復期病床へ転換する計画としております。

この地域医療構想は、今後の人口減少・高齢化に伴う医療ニーズの質・量の変化や、労働力人口の減少を見据え、質の高い医療を効率的に提供できる体制を構築するためには、医療機関の機能分化・連携を進めていく必要があり、団塊の世代が75歳を迎える年である2025年問題に向けて、病床の機能を分けて連携を深めるために、医療需要に必要な病床を定めるものとなります。

この病床再編につきましては、高度急性期病床と急性期病床は需要に対して超過しており、逆に回復期病床が不足しているという現状を踏まえまして、2025年頃から回復期病床のニーズが高まると予想されているため、国は急性期から回復期への転換を進める必要があると示しております。

今回計画で定めました垂水中央病院の病床の 転換につきましては、国の方針及び鹿児島県地 域医療構想で定める肝属圏域の必要病床数を踏 まえ、特に高度急性期を中心に鹿屋市や鹿児島 市の医療機関と連携することで、市民の医療 ニーズに応えること、また現状の医療資源の制 約の範囲内で最も効率的に医療を提供するとい った2つの観点から検討し、急性期病床の29床を回復期病床へ転換することとし、急性期46床、回復期45床、慢性期35床と設定したものでございます。この病床転換につきましては、令和元年の曽於・肝属保健医療圏地域医療構想合同調整会議で合意していただいているところでございます。

この転換の影響につきまして、垂水中央病院に確認しましたところ、本市の人口構造で考えますと、75歳以上の後期高齢者が多くなる状況から回復期病床のニーズに対応できることや、必要な医療を適正な価格で受けられることなど、市民の負担や市の財政負担が抑制できることが考えられ、課題としましては、回復期病床が増加することで理学療法士や作業療法士、社会福祉士等の専門職の配置が必要になるとのことでございました。

以上でございます。

続きまして、地域医療の確保につきましてお 答えします。

議員より御提案いただきました地域医療に関する条例の制定についてでございますが、現時点におきましては検討しておりませんが、将来を見据えた地域医療の確保としましては、大きく7つの取組を通じて将来に向けた地域医療の確保に努めていきたいと考えております。

まず1点目は、地域医療機関との連携でございます。肝属郡医師会垂水班例会は月に一度、定例会が開催されますことから、必要に応じて本市が出席し、関係者の皆様との情報共有や意見交換を行うとともに、予防接種をはじめとする個別事業につきましては、本市保健師が直接医療機関に出向き、事業説明を行っておりますが、引き続き地元医療機関との連携を維持・強化してまいります。また今後、地元医療機関から地域医療の確保に関する要望等があった場合は、その都度どのような施策が行えるか、検討を行いたいと考えております。

2点目は大隅地域における連携でございます。 大隅管内の4市5町の行政、議会、医師会、医療機関、消防組合で構成されます4市5町保健 医療推進協議会での情報交換や、医療体制確保 対策等の取組を通じて、産科医師の確保や派遣 等の要望を行ってまいります。

3点目は、垂水市健康づくり推進協議会における、情報共有や意見交換でございます。この会は平成22年度に設置し、鹿屋保健所をはじめ、肝属郡医師会や垂水市振興会長連絡協議会、垂水市民生委員協議会など、15団体16人の委員で構成された協議会でございます。今後も地域医療を含めた保健事業の実施状況等について説明を行い、出席委員より意見をいただくなどして情報共有を図ってまいります。

4点目は、休日における医療体制の確保、いわゆる休日在宅当番医事業でございます。肝属郡医師会及び肝属薬剤師会と連携することで、日曜日や祝日における医療体制を確保してまいります。

5点目は、大隅広域夜間急病センターの運営 でございます。同センターは夜間の内科、小児 科、外科の急病患者を治療するための診療所で あり、大隅4市5町において運営協議会を設置 し、運営しております。今後も夜間の急病疾患 に対応できるよう、取り組んでまいります。

6点目は、産婦人科医療体制確保事業でございます。本事業は、産婦人科に特化した医療体制確保に関する新しい事業でございますが、引き続き、公益財団法人慈愛会様との連携を深めてまいりたいと考えております。

最後に7点目でございますが、地域医療に関する市民の皆様への情報発信でございます。先ほど申し上げました産婦人科医療体制確保事業におきましては、今後、公益財団法人慈愛会様との新たな協定を締結する予定としており、それに併せて広報紙やホームページの情報発信を予定しております。今後も、新たな取組等を行

う際は情報発信に努め、地域医療に関する現状 や今後の展望について、市民の皆様と認識の共 有を図りながら、地域課題の解決に努めてまい りたいと考えております。

以上でございます。

○総務課長(演 久志) 人事院報告をどのように受け止め、改善に生かしていくかにつきましてお答えいたします。

人事院の報告によりますと、業務過多や人員不足がパワー・ハラスメント発生の温床となることを未然に防止するため、業務の合理化等の働き方改革に取り組むとともに、業務量に応じた人員確保を進めるべきとされております。ストレスチェックや多面観察の活用により、日頃からパワー・ハラスメントの兆候を早期に探知し、初期段階で対応していくことが重要であると承知しております。

本市におきましては、業務量調査や毎月の長時間勤務者の状況について、所属長へ結果を報告し、業務過多になりがちな職員について注意喚起を行い、必要に応じて面談を行う等、初期段階で対応することとしております。また、ストレスチェックを毎年実施し、管理職へその結果報告を行い、日頃から職員の状況把握に努めているところであり、早期に対応できる体制を整えているところでございます。今年度の取組といたしましては、業務量調査の結果等を踏まえ、今後見込まれる新規事業等を勘案し、定員を6名増やすなど、実施業務量に応じた人員確保に努めているところでございます。

以上でございます。

続きまして、パワハラではなかったという結果での、職員の人権救済はどのように保証しているのかにつきましてお答えいたします。

被害を受けた職員等から相談があった場合は、 相談者だけでなく、行為者やその他の関係者の プライバシー保護と秘密厳守には、特に留意し ているところでございます。また、相談したこ とにより不利益を被らないよう、垂水市職員の ハラスメントの防止等に関する規程やハラスメ ント防止ガイドラインを定めているところでご ざいます。

事実確認を行った結果、相談内容が事実としても、パワー・ハラスメントに該当しない事案もありますが、その場合は相談者と行為者、それぞれの主張を聞いて、双方の認識の違いを埋めつつ、ハラスメントと認識する事態を将来に向けて解消することが重要であり、それぞれの状況に応じて対応していく必要があると認識しております。ハラスメントの範囲については各個人で認識が違うことから、今後も継続的にハラスメント研修等を行い、職員1人1人がハラスメント研修等を行い、職員1人1人がハラスメントに対して正しい認識や適切な対応を理解し、お互いの人権を認め、尊重しあえる、働きやすい職場環境を構築してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**○消防長(田中昭弘)** 平成29年に、全国消防 長会ハラスメント防止宣言はなぜ出されたのか につきましてお答えいたします。

消防の職場では、災害現場で安全・確実・迅速な部隊行動を遂行するため、指揮命令系統を明確にする階級が存在し、厳格な規律の保持が求められ、上下の関係において指導という名目の下、限度を超える危険性も存在することや、近年、女性消防職員の増加が図られる中、圧倒的にいまだ男性の多い職場であり、ハラスメントが生じる懸念があることなどの基本的な考え方により、消防本部におけるハラスメント等への対応策として、総務省消防庁においてワーキンググループが立ち上げられ、平成29年5月に開催された第69回全国消防長会総会において、全国の消防長の総意によりハラスメント防止宣言がなされました。

次に、取組状況についてでございますが、まず年1回消防本部におきまして、ハラスメント

等撲滅推進会議を開催しております。その会議の冒頭で、先ほど申し上げた防止宣言を消防長がトップメッセージとして宣言いたします。また、職員の意識啓発として、総務課が実施しております庁内の各ハラスメントの講習会を、全職員が受講しております。

次に、女性消防職員への対応についてでございますが、女性活躍推進に係る研修会を、近日中に全職員を対象に実施いたします。今後も研修等を通じ、垂水市が作成しておりますハラスメントの防止等に関する規程、及び消防本部で作成しておりますセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する心得等の周知・徹底を図るとともに、各ハラスメントの防止に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

**〇市長(尾脇雅弥)** ハラスメントの実態を把握するためにアンケート調査の実施をということでお答えしたいと思います。

本市のように職員数が少ない自治体では、アンケート調査の実施方法や調査結果の取扱いによっては、職員個人の人権侵害や組織力の低下を招く恐れもありますことから、実施に当たっては調査方法や内容について、十分精査する必要があると考えております。先ほど総務課長も答弁いたしましたが、ハラスメントの範囲については各個人で認識が違うことから、まずは継続的にハラスメント研修などを行い、職員1人1人がハラスメントに対する正しい認識や適切な対応を理解し、お互いの人格を認め、尊重し合える働きやすい職場環境を構築してまいりたいと考えているところでございます。

次に、ハラスメントゼロ宣言を取り組む考え はについてお答えをいたします。

ハラスメントは許されるべきものではありませんが、認識不足である場合も多くありますことから、今後も機会を捉えて、職員へハラスメント防止について周知をして、研修等を通じて

ハラスメントに対する正しい認識や適切な対応 を理解し、お互いの人格を認め、尊重しあえる 働きやすい職場環境を構築してまいりたいと考 えているところでございます。

ハラスメントゼロ宣言については、これらの 取組を進めていく中で、必要に応じて検討して いきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**〇保健課長(永田正一)** 第9期介護保険事業 につきまして、第8期令和5年度の給付額が計 画と比較してどうだったかにつきましてお答え します。

第8期介護保険事業計画は、令和3年度から令和5年度の3か年を計画期間としておりますが、計画で掲げております令和5年度の総給付費見込み額は、22億8,122万5,634円と定めております。これに対しまして、令和5年度の給付実績は令和5年11月28日現在、4月から10月までの7か月分でございますが、11億4,018万9,696円となっておりまして、計画に対する執行率は52.34%となっており、この給付水準で推移した場合、年度末で19億5,460万3,000円程度となり、執行率は89.73%程度になる見込みでございます。

この計画値を割り込んでいる理由でございますが、この計画は令和2年度に策定したものでございまして、令和元年度までの給付実績が右肩上がりとなっており、その実績を踏まえ、令和3年度から令和5年度の給付額も増加するものと見込んでおりましたところ、新型コロナウイルス感染症の出現等により、介護保険サービスの利用控えや介護保険事業所の縮小等が理由で、本計画で定める令和3年度以降の給付額が計画値を下回っているところでございます。

質問の中で、どのような特異なケースがあるかというところだったんですけれども、内容を見てみますと、特に短期入所生活介護、福祉用具貸与、居宅介護支援におきましては計画値を

上回る状況で推移しております。逆に、減少が 見込まれるサービスとしましては、訪問入浴介 護や訪問リハ、認知症対応型共同生活介護(グ ループホーム)などがございます。これらの サービスにつきましては、介護人材の不足や高 齢化などの理由により、事業所を休止したりし ているところで減少しているものと考えており ます。

この令和5年度の給付実績を令和4年度からの推移で見てみますと、令和4年度の去年の同時期と比較して1.49%の伸びとなっており、給付額自体は若干ではございますが、上昇傾向にあるところでございます。また地域支援事業の中で生活支援サービス事業と介護予防事業として構成される総事業につきましては、令和5年度の計画値4,472万8,000円に対して、介護給付と同様に見込んだ場合4,119万3,000円程度となり、執行率は92%程度になる見込みでございます。

以上でございます。

続きまして、第9期の事業量をどのように見 ているかにつきましてお答えします。

今年度、令和6年度から令和8年度を期間とする第9期介護保険事業計画を策定し、現在、その素案について市民からのパブリックコメントを募集しております。計画の策定につきましては、国が示した基本指針を基に、たとえ介護が必要になっても、障害・認知症になっても、いつまでも住みなれた地域で暮らし続けられる町、垂水を本市の基本目標と設定し、地域の実情に即した事業への取組や数値目標を決定するため、高齢者等実態調査などのアンケート調査や、住民懇話会、介護保険運営協議会での意見等を踏まえているところでございます。

介護サービス事業量につきましては、住民懇話会やアンケート調査及び介護事業所等への今後の事業展開に関する意向調査を行った上で、令和6年度から令和8年度までの垂水市の人口

推計を基にした要介護認定者数の推計を行い、 介護給付の実績から介護サービス事業量の供給 量を算出しようとしているところでございます。 第9期中における給付費については、各種サー ビスごとの増減等の実績等を参考に、どれぐら いの事業量となるか現在精査している段階では ございますが、大まかな見通しとしましては、 給付費総額は第8期計画中の実績値よりも増額 するものと見込んでいるところでございます。

以上でございます。

続きまして、介護保険における高齢者の負担 軽減につきまして、市民の皆様の負担軽減とい う点で、介護給付費準備基金による介護保険料 の抑制、介護給付費の抑制を目的とした介護予 防事業の実施、低所得者対策の3点について御 説明いたします。

まず介護保険料の抑制を目的とした、介護給付費準備基金の活用についてでございますが、介護保険事業計画は3年に一度の見直しを義務付けられており、介護保険料も今後必要となる介護給付費の見込み額や、65歳以上の人口推移などを複合的に分析し、3年に一度見直しを行っております。その見直しの際に、介護報酬改定などによる事業費増加の影響で、介護保険料が急激に高騰しないよう、介護給付費準備基金を活用して保険料の上昇を抑制しております。

介護給付費準備基金を取り崩す際は、見通し期間の直近3年間だけでなく、中長期的な視点を持ち、利用者の負担が急激に増大しないよう、可能な限り平準化を保つために、慎重に検討を重ねて金額を設定しております。第9期計画につきましても、今後事業量を精査しながら保険料の設定を行っていく予定でございます。

次に、介護給付費の抑制を目的とした介護予防事業について、御説明します。高齢者等が要介護状態にならないよう支援することで、介護給付費を抑え、利用者の負担軽減につなげる介護予防事業を実施しております。昨年度、一般

高齢者や在宅要介護者等に行った高齢者実態調査の結果にもありましたが、介護・介助が必要になった原因として多かった骨折・認知症・脳卒中等を予防するため、はんとけん体操・認知力アップ教室、そのほか健康増進の事業ではありますが、健康チェック、それに付随した重症化高血圧ZERO教室など、要介護認定者を増やさない取組を継続して実施します。

次に、低所得者対策について御説明します。 介護保険料の第1段階から第3段階の低所得者 につきましては、国の定める低所得者保険料軽 減事業により負担軽減を図っているところでご ざいます。財源につきましては、介護保険事業 の安定化を目的として国が2分の1、県が4分 の1、市が4分の1を負担して、介護保険特別 会計に通常の繰入金に上乗せして繰入れを行う ことで対応しております。この低所得者保険料 軽減事業は、第9期介護兼事業計画の期間にお きましても継続して実施していきたいと考えて おります。

以上でございます。

○持留良一議員 それでは一問一答方式で、不 十分な点について、再質問をさせていただきた いと思います。1点目は物価高騰対策なんです けれども、私は先ほど所得税と給付金の恩恵の ない人たちへの対応、いわゆるポケットになっ ている人たちへの対応というのが、どうしても 今回、様々な経済状況の中でも必要な施策だと いうことで、この点については国のほうも若干 動きがあると、またその後、いろんな国のほう は支援策を取っています。それだけ今の経済状 況、物価高騰による影響、様々な社会保障の負 担、影響が出てくるから、国もそのことを指摘 して、対策を取らざるを得ないということだろ うと思います。

その中であっても、当然、国のそういう制度 を活用するということもありますけれども、や はり本市として市民の暮らし、営業を守るため にできることは何なのかということがあると思うのです。今言いましたとおり、ポケットになるところがあります。特に個人事業者の方々で、今まで商工会に入っていなければ駄目だとか、ある意味差別的な問題で給付金が下りないことがあります。それは是正されたと思います。

そうなってくると、やはりそういうところでの対策、例えば美容室、理容室、様々な個人事業者がいらっしゃいます。そして商工会に入っていない方もいらっしゃいます。そういう人たちに対してはどう支援していくのかという。私が先ほどの前提にあった、国が今動き出している経済対策の中で、本市としてそれができないのか、できるのか、このことを私は再質問で問いかけたい。そこがないと、真に大事な経済対策になっていかないと思います。市民もそのことをやはり期待もしているし、また市が責任を持ってやってくるのではないかという、そういう期待も当然あると思うんですけれども、そこはやはり行政としての役割、責任があると思うんですが、この点について市長の見解を求めます

○市長(尾脇雅弥) 国全体の政策がありますが、漏れる部分もあるわけです。これまでもそうであったみたいに、例えば理容業界とか、対象に漏れる人たちに対して、個別で市独自の支援もしたことがあります。今、申し上げているのは、そういったところも含めて、必要なことをしっかりと上げて、必要なところに予算を投じるということを申し上げておりますので、その辺も含めて検討していきたいというふうに思っているところでございます。

○持留良一議員 ぜひそういう立場で、市の役割を大いに発揮していただいて、市民が本当に明るく新年が迎えられるように、取り組んでいただきたいと思います。

次は、産廃施設の問題、今、課長のほうで報 告がありました。なかなかそういう点で、県、 そして市との関係によっても縛られる点がある ということは、私も当然承知はしているんです けれども、その中で、環境基本条例というのが 本市にありますよね。これは熟知されていると 思うんです。市の責務として、市は環境の安全 に関する教育及び情報の提供、その他広報活動 を通じて、市民及び事業者(以下市民等)の環 境に対する意識の高揚に努めるとともに、市民 等が行う環境保全活動に協働して、その活動を 支援するよう努めなければならないというふう に書かれています。

環境基本条例の中には、きちんと市の役割が、 当然市民の責務もここでは問われてくる部分も あります。やっぱりポイントは、こういうなか なか厳しい現状の中で、県等と制約が縛られる 中で、じゃあどうしたら健全な育成を図って、 市民の環境・暮らしを守っていけるかというの がポイントだと思う。だからこの点については、 ぜひ調査、研究をしていただきたいというのが 1点あります。そういう中で、今回の再生可能 エネルギーについても、ガイドラインがいろい ろ検討されて、皆さんの努力によって今一歩ず つ前進しようとしています。

これはやっぱり市民・地域・環境、これを守るための対策だろうと思うんです。その中で、市が何ができるかということを、私たちに提供していると思うんです。この点でもやっぱり産業廃棄物処理施設についても、産業を育成しなければならないという観点と、市で守らなければいけない観点がありますので、そこの点について、全国でもいろいろな取組、それに近い取組をしていますので、ぜひ調査・研究をしていただいて、この点については取り組んでいただきたいと思いますが、市長がこの産廃処理施設の問題について見解があれば、お聞かせください。

**〇市長(尾脇雅弥)** 産廃施設の前に、カーボ ンニュートラルとか、そういった意味ではやら なくてはいけないことがいっぱいあります。その中でリスクもありますので、その辺はしっかりと整理して、問題にならないように1つ1つ対応していくということが大事だと思います。

この産業廃棄物処理施設の問題につきましては、先ほど担当課長がお話をしたとおりでありますけれども、産業廃棄物処理施設は循環型社会の構築のためには重要な施設であると考えられる一方で、施設の設置予定の場所などによっては、周辺にお住まいの市民の方々の御心配もあるというふうに思われます。産業廃棄物処理施設の設置に当たりましては、許可権限は県でございますことから、市といたしましては県担当課と情報共有を図り、市民・地域・企業が共存できる、よりよい循環型社会の構築が図られるということが望ましいというふうに思いますので、そのような考え方に従って、対応していきたいというふうに思います。

○持留良一議員 そういう意味でも、担当課の ほうでは様々な努力をして、この問題について の研究・検討を、ぜひよろしくお願いしたいと 思います。

地域医療問題について1点目、急性期、この問題について、指摘だけしておきますけれども、 先ほど担当課長のほうから、2025年度までに全 国では23万床削減するという計画があります。 当初は公立病院も集約して、縮小していこうと いう方向でしたけれども、これも問題があって、 全国の地域住民が反対に声を上げたということ と、この問題での最大の教訓はコロナのときな んです。病床削減の指定、そのことによって救 急医療体制が確立できなかった。それで総務省 はこんなことを言っています。感染拡大時の公 立病院の役割が改めて認識されたと。

やっぱりイギリスもそうですけれども、公立 病院が果たす役割は大きいんです。いろいろな 対応ができますので、どうしてもそれが困難が あるということで、公的病院の役割が改めて認 識されたという表明もしているんです。そうなってきたときに、このような形で急性期の病床が削減されるというのは一体何なんだろう。これだけの評価をしながら、一方でそれを削減する。23万床も削減するということは、私は最大の狙いは、先ほど出ましたけれども、医療費の削減を含めて、そこに狙いがあるんだということを改めてこの場で指摘をして、この問題については終わりたいと思います。

次に、地域医療の産婦人科医療体制の問題なんですけれども、皆さんのお手元に資料をお配りさせていただきました。みんなで守ろう地域医療という形で見ていただくといいんですけれども、非常に垂水の今後を展望できるような中身になっていると思うんです。こういう取組ができたら、先ほど言いました7つの点を課長が指摘されましたけれども、その中の地域病院との連携とかを含めてやっていける。

やっぱりこういうことが目標として、理念としてあって初めて、私は今回のこの総合的な地域の、垂水の地域医療をさらに発展させていくという形で、この町の条例はこうなっているんだと、中身も本当にすごい。ぜひ皆さんも機会がありましたら、ここのいろんな資料を見ていただくといいと思うんです。今後、こんなになっていたら地域医療、この町の発展もさらにこの医療構想によって大きく発展していくなというふうに思います。

ただ課題はあるんです。先ほども言いましたとおり、収支シミュレーションが資料の38ページに書いてありましたけれども、非常に厳しい経営が当然迫られてくる。本来であれば、昔、民間が厳しければ、それを公立が補完するという、こういう役割があったんですけども、今回は公立が大変なところは、民間がやっていくということはすごいなと思っているんです。そういう意味で、どんな形でこれを確実に運営し、なるべく赤字が基本的に出ないような中身にし

ていくのかというのが、改めて問われていると 思う。

だからそのために、私はそれを保障していく 方向性、理念、目的がなければ、この事業とい うのは非常に難しくなっている。市民も共有で きない、地域も共有できない、様々なものにな る。そういう意味では、この問題というのは地 域に問題を投げがける重要なツールになると思 うんですが、市長、どうでしょうか。先ほどち ょっとチラッと見られて、十分確認もされてい ないと思うんですが、いかがでしょうか。

○市長(尾脇雅弥) 時代が少子高齢化ということで、社会の動態が変わってきている中での変化ということは、理解はいたしますけれども、医療の基本はそういったものにしっかりとケアをしていくということですから、切り捨てにならないように、しっかり足らざるところに光が当たるようなことを、市長会等通じてしっかりと進達していきたいと思っております。

○持留良一議員 再度繰り返しますけれども、 コンセプトとして、必要な医療・介護サービス を受けることのできる、市民の誰もが住み慣れ た地域で、安心して暮らし続けることのできる 垂水と、本来はこう出ますよね。市長もそのこ とは常に言われていると思うんです。だから今 回、この医療体制確保事業というのは、その起 点にもなっていく。その起点をさらに発展させ ていくために、何が必要なんだろうということ があると思うんですが、今の段階で市長はどの ような見解がありますか。

○市長(尾脇雅弥) 医療の問題は非常に難しい問題で、例えば我々行政が環境をつくるとか、お金を出せば済む問題でもないですので、大きなところでは、やっぱり元気で長生きというところで、鹿児島大学と連携して健康長寿プロジェクトでありますとか、何とか産科医も少し光が見えてきたかなという状況でございます。どうしても人口減少社会の中で、ほかのいろんな

ものも含めて希望があるのはよく理解しておりますけれども、その辺のところをマルかバツかということになると、なかなか難しいんですけれども、新しいモデルケースで、三角でその目的を達成できるような方法というのも、考えていかなきくてはいけないんだろうというふうに思っております。

**〇持留良一議員** 実質、その中身の中で、この 問題もぜひいろいろと議論を重ねていっていた だければ助かるなというふうに思います。

次はハラスメント問題、私はなぜこの消防長の防止宣言を取り上げたかということです。これは2011年、国会で過労死等公務災害状況という報告がされて、消防職員の精神疾患件数が他の公務員に比べて1.3倍、認定で1.8倍になっていることを示されて、この原因や背景、これは明らかにすべきだということで、調査が行われたんです。その調査の結果、このハラスメント宣言が出てきたんです。

皆さんのお手元にあると思うんですが、この中で重要な問題が、開いている防止宣言の中にあります。先ほど消防長も言われたとおり、基本的な中身があります。一方という中段のところです。一方、消防の職場には災害現場で安全・確実・迅速な部隊行動を遂行するため、指揮命令系統を明確にする階級が存在し、職員には厳格な規律の保持が求められている。しかしながら、その結果生じる上下の関係において、指導という名目の下、ときには限度を逸脱する危険性などが存在している。

また、全国的には女性、ここは吏員と書いて ありますけども、女性職員の増加が図られてい るところであるが、いまだ男性が圧倒的に多い ことから、職場では男性を中心とした考え方が、 意図せず残っている恐れがある。そのため、セ クシュアル・ハラスメントや妊娠・出産をする 女性消防吏員、育児休業等を利用しようとする 職員に対するハラスメントが生じる懸念がある。 ハラスメントに関して、これら消防の職場特有 の懸念が存在することを、私たちは深く自覚し なければならないと、非常に貴重な宣言がされ ているんです。

そして、これは先ほど言いましたとおり、実態調査をやったということ。実態調査をやることについて問題が見えてくるんです。そのため、対策も当然出てくる。部分的な問題の中で対策というのは、いろいろあちこち方向が行く可能性もある。そういう意味で、本当に今どういう状況なのかということをしっかりつかむ上で、このツールとしてアンケート調査があるんだということです。そのアンケートを生かして、消防庁はハラスメント宣言をやったということです。

ハラスメント対策のハンドブックというのが あるんですけども、いろいろな形で、この消防 庁はゆっくりと取り組んでいます。皆さんのお 手元にも資料をお配りしていると思うんですが、 ハラスメント対策という形で、ぜひこれも見て いただければというふうに思うんですが、そう いう中で、実態調査の必要性というのが改めて この問題で出てくるんじゃないかなと。そうい うことがないと、問題が見えない、実態が分か らないということだと思う。そういう意味で、 ただ単に相談ケースがあったからこうだとかい うことじゃなくて、改めてどんな規模であろう と実態調査をやっていくということが必要だと 思いますが、これらのいろいろな宣言を見なが ら、どのように市長は認識されたのか、お聞き をしたいと思います。

○市長(尾脇雅弥) 先ほどありましたけれど も、消防の組織上、ある意味、縦の連携という 部分も必要な組織でありますから、ほかの組織 に比べてそういうことが起こり得る可能性は高 いというのは、ある程度、皆さんも理解してい ただけると思います。しかしながら、だからそ れでいいということではありませんので、その 辺のところはしっかりといろいろな状況を確認して、垂水の場合は44名ですから、ある意味、人間関係が密であったりして、その辺のところもあると思いますので、しっかりとそこの管理をして、またそれをチェックする。消防だけではなくて総務課辺りからもしっかりとチェックをして、そういうことが起きていないかというのをチェックする仕組みが必要だというふうに思います。

○持留良一議員 この問題、重要な問題で検討していただきたいし、そのときにはぜひ議員も対象に、項目に入れていただきたいと思います。議員からハラスメントがなかったかということです。柏市がそれを取ったんですけれども、大変な量で指摘があったということです。そのハラスメントがどうだということはその後の議論なんでしょうけれども、やはり議員との関係においてもそのことは重要な中身なので、ぜひ取り組む方向でありましたら、項目に入れていただきたいと思います。

それと女性職員の対応の問題で、大事な視点というのは、ずっと今後働ける職場にしていくという、やはり基本的な理念、コンセプトがない限り、問題そのものはなかなか起きても対応というのは難しいとは思うんですけれども、そういう点で、今回女性職員が残念ながら退職されましたけれども、しかし、その門戸をあけられたわけです。そうなってきたときに、今後の問題点でもその辺りが、結婚・出産・育児休業、そしてその後職場復帰ができる、そういう働ける職場にしていくという点で、ぜひ取組をし続けていただければというふうに思います。この点については強く要望しておきたい。

それとあと1つ、先ほど言いましたハラスメント冤罪の問題、冤罪についてお聞きいたします。ハラスメント防止も重要だということで書かれています。この改正労働施策総合推進法30条の2第1項、こんなことが書いてあります。

事業主は、職場において行われる優越的な環境を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、その雇用する労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、その他の雇用管理上必要な装置を講じなければならないと。

これは本来当たり前なんですけれども、しか し様々問題が起きてきて、先ほど言いましたパ ワハラによる冤罪問題が出てきた。それをどう 防止するかということで、事業主の役割が重要 なんだということを問いかけているわけなんで す。この問題について、総務課長は改めてどの ような認識でしょうか。先ほど十分じゃなかっ たです。

○総務課長(濵 久志) 今、持留議員が言われたハラスメント冤罪、確かに相談者と行為者の2パターンがあると思います。ですので、案件が起こったときに双方から状況を確認して、双方の主張を聞き取り、できるだけ問題にならないような考え方を取っていくということになると思います。今、総務課がこのハラスメントの窓口をやっておりますので、相談者が来た場合、行為者に対して聞き取りをしていいかというプライバシーの問題も出てきておりますので、そこに注意しながら、行為者にも話を聞く体制を取っていこうというふうに考えております。以上です。

○持留良一議員 ハラスメントそのものが人権 問題だということで、こういう形でハラスメントの冤罪、これをどう防止しているか、そして その後人権をどう保障し、回復していくのかというのは重要な問題だと思うんです。そのことがやはり市職員の様々な意識とか意欲だとか含めてあると思いますので、そのことが保障されない限り、問題というのは結局対応できないと、問題視されないと、人権は保障されないということに、私はなると思いますので、こんな形で 法律的にも改正がされているということで、事業主の問題点を厳しく指摘していますので、ぜひこの問題は積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

いろいろ厚生委員会とか労働衛生委員会とかあるかと思いますけれども、その前にこういう形で、その人権をどう保障していくのか、救済していくのかという視点で取り組む考え方をぜひ持っていただければというふうに思います。そのことを強く訴えていきたいというふうに思います。

最後の問題は、介護の問題です。あと3分でいきたいと思います。この問題では、先ほど事業量の問題とか、いろいろ言われましたけれども、確かに市報の11月号でいろいろ書かれています。減っていく状況、私達はこれを見るとコロナの影響もそうですけれども、今後事業量というのは減っていくんじゃないかということで、保険料も少し変わっていくのかなというふうに思ったりします。しかし今、国のほうでは介護保険法の改正が行われて、負担がもっと増えるという状況になってきています。

1点だけお聞きしますけれども、先ほど私が言った負担軽減というのは減免制度の問題だったんです。どう減免していくのかという形で、一定程度、法律的にも介護保険法はその独自の減免制度は保障していますので、その点で生活を守る視点として、そういう減免対策は取れないのかということだったんですが、改めて市長にお聞きしますけれども、高齢者は先ほど言いましたとおり、様々な社会保障の負担等がいっぱいあります。

そして我が国の物価高騰、何よりも年金が下げられている。こういう中で、保険料の値上げ問題というのは、基本的にやっぱりいろんな形で抑えていくというのが、市長のある意味仕事だと思うんですが、この辺りで先ほど来聞かれまして、来期の保険料について様々な措置を取

っていくという、そういう基本的な考え方をお 示ししていただければと思います。

〇市長(尾脇雅弥) 垂水市の介護保険料は比 較的低いほうだというふうに思います。そうい った中で、高齢者社会の中で、高齢者の負担と いうのもありますけれども、若者の世代の負担 もありますので、その辺をどうやってバランス よく落としていくかというところが課題ですの で、いろんな角度から検討して、何がよりベス トなのかというのを考えていきたいと思います。 ○持留良一議員 1つだけ知ってもらいたいの は、垂水市の介護保険料というのは発足時が 3,000円です。今が6,200円で2倍なんです。じ ゃあこれで年金が2倍になったのか。そうじゃ ないです。逆に年金が下げられて、社会保障費、 医療費の負担は増える。本当に、高齢者は大変 だと思う。3人に2人は非課税世帯で、そうい う意味でも、保険料の問題点をしっかりと受け 止めていただいて、御検討いただければという ふうに思います。

以上のことを指摘して、私の質問を終わります。

**○議長(堀内貴志)** 本日の日程は、以上で全部終了いたしました。

△日程報告

**〇議長(堀内貴志)** 明7日から12月14日までは、議事の都合により休会といたします。

次の本会議は、12月15日午前10時から開きます。

△散 会

○議長(堀内貴志) 本日は、これにて散会します。

午後4時11分散会

# 令和5年第4回定例会

会 議 録

第4日 令和5年12月15日

### 本会議第4号(12月15日)(金曜)

出居	諸議員	1	4名
Щ/I	1104X/5=2		<b>T</b> /U

1番	髙	橋	理枝子	8 7	昏 川	越	信	男
2番	宮	迫	隆 憲	94	番 篠	原	靜	則
3番	前	田	隆	104	<b></b> 感	王寺	耕	造
4番	新	原	勇	114	番 持	留	良	_
5番	池	田	みすず	1 2 🛊	≨ 北	方	貞	明
6番	梅	木	勇	1 3 種	昏 池	Щ	節	夫
7番	堀	内	貴 志	14章	昏 川	畑	三	郎

\_\_\_\_\_\_

# 欠席議員 0名

\_\_\_\_\_\_

### 地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇	雅弥	生活環境課長 有 馬 孝 一
副市長	海老原	廣達	農林課長森秀和
企画政策総括監	二川	隆志	併 任
総務課長	濵	久 志	農業委員会
企画政策課長	草野	浩 一	事務局長
財政課長	園田	保	土木課長東弘幸
税務課長	福島	哲 朗	水道課長 岩元伸二
市民課長	岡山	洋 恵	会計課長 港 耕作
111			
併任			監査事務局長  福 元 美 子
併   仕     選 挙 管 理			監査事務局長 福 元 美 子 消 防 長 田 中 昭 弘
選挙管理			消防長田中昭弘
選挙管理委員会	永 田 :	正 一	消防長田中昭弘教育長坂元裕人
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長		正 一 公 洋	消 防 長 田 中 昭 弘 教 育 長 坂 元 裕 人 課長補佐兼 小 池 康 之
選挙管理 委 員 忌 長 長 健 課 長	森 永		消防長田中昭弘教育長坂元裕人課長補佐兼小池康之庶務係長

## 議会事務局出席者

 事務局長
 橘
 圭一郎
 書
 記
 瀬脇恵寿

 書
 記
 村山
 徹

令和5年12月15日午前10時開議

#### △開 議

○議長(堀内貴志) おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしたとおりであります。

△議案第70~議案第87号・請願第2号・ 陳情第2号─括上程

〇議長(堀内貴志) 日程第1、議案第70号から日程第18、議案第87号までの議案18件並びに日程第19、請願第2号及び日程第20、陳情第2号を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

- 議案第70号 垂水市民間資金活用集合住宅建設 促進条例の一部を改正する条例 案
- 議案第71号 垂水市火災予防条例の一部を改正 する条例 案
- 議案第72号 宮脇海岸公園の指定管理者の指定 について
- 議案第73号 垂水市猿ヶ城渓谷森の駅たるみず 及び垂水市猿ヶ城活性化施設の指定管理 者の指定について
- 議案第74号 牛根麓漁港区域内の公有水面埋立 に関する意見の答申について
- 議案第75号 令和5年度垂水市一般会計補正予 算(第7号) 案
- 議案第76号 令和5年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算(第2号) 案
- 議案第77号 令和5年度垂水市交通災害共済特 別会計補正予算(第2号) 案
- 議案第78号 令和5年度垂水市介護保険特別会 計補正予算(第2号) 案
- 議案第79号 令和5年度垂水市水道事業会計補 正予算(第2号) 案

- 議案第80号 垂水市漁業集落排水処理施設事業 の設置等に関する条例 案
- 議案第81号 垂水市漁業集落排水処理施設事業 の剰余金に関する条例 案
- 議案第82号 垂水市国民健康保険税条例の一部 を改正する条例 案
- 議案第83号 垂水市議会議員の議員報酬及び費 用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例 案
- 議案第84号 垂水市長等の給与に関する条例の 一部を改正する条例 案
- 議案第85号 垂水市職員の給与に関する条例の 一部を改正する条例 案
- 議案第86号 垂水市第2号会計年度任用職員の 給与に関する条例の一部を改正する条例 案
- 議案第87号 令和5年度垂水市一般会計補正予 算(第8号) 案
- 請願第2号 「子供の医療費窓口無料化」を求める意見書提出の請願
- 陳情第2号 今後の小学校のあり方を考える研究会の設置を求める陳情

○議長(堀内貴志) ここで、各常任委員長の 審査報告を求めます。

最初に、産業厚生委員長。

[產業厚生委員長新原 勇議員登壇]

〇産業厚生委員長(新原 勇) 皆さん、おはようございます。去る11月24日及び12月5日の本会議において、産業厚生常任委員会付託となりました案件について、12月7日に委員会を開き審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第72号宮脇海岸公園の指定管理 者の指定について申し上げます。

審査の過程において、指定管理者の公募から 選定までの期間について質疑があり、新年度か ら事業を進める関係で早急に感じるところもあ ったと思うが、適正な手続を経て、指定管理者 の選定に至っているとの回答がありました。

審査の後、本案の採決を諮ったたところ、賛 成多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号垂水市猿ヶ城渓谷森の駅たるみず及び垂水市猿ヶ城活性化施設について申 し上げます。

審査の過程において、株式会社ディセットボンドの財務状況について質疑があり、令和4年8月末時点で当期純利益がプラスとなっており、年々財務状況は改善しているとの回答がありました。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案 のとおり可決されました。

次に、議案第74号牛根麓漁港区域内の公有水 面埋立に関する意見の答申について申し上げま す。

審査の過程において、地元の漁協から港湾整備の要望について質疑があり、浮き桟橋の増設要望があり、1基から2基へ増設する計画を盛り込んでいるとの回答がありました。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案 のとおり可決されました。

次に、議案第80号垂水市漁業集落排水処理施 設事業の設置等に関する条例案について申し上 げます。

審査の過程において、経営状況について質疑があり、令和4年度の決算ベースで歳入が約4,200万円、歳出が約4,100万円、収支で約100万円程度の黒字であるが、歳入のうち使用料は約1割程度にとどまり、その他は一般会計繰入金で補塡している状況であるとの回答がありました。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案 のとおり可決されました。

次に、議案第81号垂水市漁業集落排水処理施 設事業の剰余金に関する条例案について申し上 げます。 審査の過程において、特段質疑はありませんでした。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案 のとおり可決されました。

次に、議案第75号令和5年度垂水市一般会計 補正予算(第7号)案中の福祉課の所管費目に ついて、特段質疑はありませんでした。

次に、保健課の所管費目では、システム費の 内容について質疑があり、令和6年4月に予定 されている介護報酬改定等に対応するシステム 改修であるとの回答がありました。

次に、生活環境課の所管費目では、火葬場の 経過年数等について質疑が交わされました。

次に、農林課の所管費目では、荒廃農地再生 促進事業の要件撤廃について質疑が交わされま した。

次に、水産商工観光課の所管費目では、牛根 麓漁港区域内の公有水面埋立ての完成時期について質疑があり、埋立てのみは令和8年度、事 業全体は令和10年度を目途に完成予定となっているとの回答がありました。

次に、土木課の所管費目では、交通安全対策 費について質疑が交わされました。全ての所管 費目について審査を終え、本案の採決を諮った ところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号令和5年度垂水市一般会計 補正予算(第8号)案中の福祉課の所管費目で は、非課税世帯への第2次価格高騰支援給付金 の対象世帯について質疑が交わされました。

審査を終え、本案の採決を諮ったところ、原 案のとおり可決されました。

次に、議案第78号令和5年度垂水市介護保険 特別会計補正予算(第2号)案では、特段質疑 はありませんでした。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案 のとおり可決されました。

次に、議案第79号令和5年度垂水市水道事業会計補正予算(第2号)案では、特段質疑はあ

りませんでした。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案 のとおり可決されました。

最後に、請願第2号「子どもの医療費窓口無料化」を求める意見書提出の請願について審査を行いました。

審査の後、本請願の取扱いについて採決を諮ったところ、趣旨採択となりました。

以上で、報告を終わります。

○議長(堀内貴志) 次に、総務文教委員長、 池山節夫議員。

[総務文教委員長池山節夫議員登壇]

〇総務文教委員長(池山節夫) おはようございます。去る11月24日及び12月4日の本会議において、総務文教常任委員会付託となりました各案件について、12月8日に委員会を開き審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第70号垂水市民間資金活用集合 住宅建設促進条例の一部を改正する条例案につ いて申し上げます。

市場調査の有無や10年間の総括、集合住宅の戸数の概念について質疑が交わされました。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案 のとおり可決されました。

次に、議案第71号垂水市火災予防条例の一部 を改正する条例案について申し上げます。

本条例に対しての問題への対応の仕方や事前の対策について質疑があり、届出制になっていることから、消防では図書等を見てから現場確認を行うことや、事前の対策についてはホームページ等を活用して市民に周知するとの回答がありました。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案 のとおり可決されました。

次に、議案第82号垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について申し上げます。 出産被保険者に係る届出漏れの対策について 質問があり、出生届や母子手帳の発行状況、出 産育児一時金の申請等を活用して把握を行うと の回答がありました。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案 のとおり可決されました。

次に、議案第83号垂水市議会議員の議員報酬 及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例案について申し上げます。

増額分の合計金額について質疑が交わされました。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、賛成 多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号垂水市長等の給与に関する 条例の一部を改正する条例案については、特段 質疑はなく、賛成多数で原案のとおり可決され ました。

次に、議案第85号垂水市職員の給与に関する 条例の一部を改正する条例案については、特段 質疑はなく、原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号垂水市第2号会計年度任用 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 案について申し上げます。

会計年度任用職員の勤勉手当についてや給与 表の在り方について質疑が交わされました。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案 のとおり可決されました。

次に、議案第75号令和5年度垂水市一般会計 補正予算(第7号)案中の議会事務局の所管費 目について、特段の質疑はありませんでした。

次に、総務課の所管費目では、インターネットを仮想化することによるセキュリティ体制や 返還金の問題点について質疑が交わされました。

次に、企画政策課の所管費目については、ふるさと納税の応援基金積立額の根拠や購入する松ヶ崎地区の手押し型芝刈り機の選定方法について質疑が交わされました。

次に、財政課の所管費目については、公用車 を長く使うための維持管理体制について質疑が 交わされました。 次に、市民課の所管費目については、特段質 疑はありませんでした。

次に、消防本部の所管費目については、消防 債を減額補正にしたメリットや耐震工事を行う 業者について質疑が交わされました。

次に、教育総務課の所管費目については、給 食センターの調理器具について質疑が交わされ ました。

次に、学校教育課の所管費目については、保護者から大会補助に係る経費について、金額が不十分ではないか等の声は上がっていないのかとの質問があり、保護者の方々から金額について不十分との要望は特段なかったとの回答がありました。

次に、社会教育課の所管費目については、旧 牛根中学校校庭のスロープの場所や大会補助を 行う団体名について質疑が交わされました。

次に、地方債、歳入全款の審査に入り、財政 課の所管費目では特段質疑はありませんでした。

全ての所管費目について審査を終え、本案の 採決を諮ったところ、原案のとおり可決されま した。

次に、議案第87号令和5年度垂水市一般会計 補正予算(第8号)案の地方債、歳入全款の審 査における財政課の所管費目では、特段質疑は ありませんでした。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案 のとおり可決されました。

次に、議案第76号令和5年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)案について、インフルエンザ等流行しているが、今回の補正予算で検討課題になったのかとの質問があり、連合会から2、3か月後に請求があるため、金額については把握しきれていないが、連合会からの請求額が上がることを予想しているとの回答がありました。

審査の後、本案の採決を諮ったところ、原案 のとおり可決されました。 次に、議案第77号令和5年度垂水市交通災害 共済特別会計補正予算(第2号)案について、 特段質疑はなく、本案の採決を諮ったところ、 原案のとおり可決されました。

次に、陳情第2号今後の小学校のあり方を考える研究会の設置を求める陳情については、内容について提出者から詳しく説明を受ける必要がある。想いについては理解できるが、議会で決定できることではないなどの意見が交わされました。

審査の後、採決の結果、趣旨採択とすることに決定されました。

以上で、報告を終わります。

○議長(堀内貴志) ただいまの報告に対して、 これから質疑を行います。質疑はありませんか。 「「なし」の声あり〕

**○議長(堀内貴志)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長(堀内貴志)** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

最初に、議案からお諮りいたします。議案第70号から議案第87号までの議案18件については、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

「「異議あり」の声あり〕

〇議長(堀内貴志) 御異議がありますので、 議案第70号及び議案第83号、議案第84号を除き、 各議案を各委員長の報告のとおり決することに 御異議はありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(堀内貴志) 異議なしと認めます。よって、議案第70号、議案第83号、議案第84号を除き、各議案は各委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第70号は起立により採決いたしま

す。

なお、起立されない方は否とみなします。 委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方 は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長(堀内貴志) ありがとうございます。起立多数です。よって、議案第70号は委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第83号は起立により採決いたします。

なお、起立されない方は否とみなします。 委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方 は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長(堀内貴志) ありがとうございます。起立多数です。よって、議案第83号は委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第84号は起立により採決いたします。

なお、起立されない方は否とみなします。 委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方 は御起立願います。

「賛成者起立〕

○議長(堀内貴志) ありがとうございます。起立多数です。よって、議案第84号は委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、請願をお諮りいたします。請願第2号 を委員長の報告のとおり決することに御異議あ りませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(堀内貴志) 異議なしと認めます。よって、請願第2号は趣旨採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情をお諮りいたします。陳情第2号 を委員長の報告のとおり決することに御異議あ りませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(堀内貴志) 異議なしと認めます。よって、陳情第2号は趣旨採択とすることに決定いたしました。

△意見書案第2号・意見書案第3号─括 上程

○議長(堀内貴志) 日程第21、意見書案第2 号及び日程第22、意見書案第3号の意見書案2 件を一括議題といたします。

説明を求めます。髙橋理枝子議員。

「髙橋理枝子議員登壇」

○髙橋理枝子議員 おはようございます。少し お時間をいただき、今回、私が提案させていた だきました意見書について説明と思いを述べさ せていただきます。

様々な理由で、子供たちが学校に通えなくなる事例が増え続けています。垂水市の大切な子供たちも例外ではありません。親が願うのは、まず我が子の健康、生身の人との触れ合い、安心して過ごせる居場所、我が子の笑顔、それだけです。とある当事者は涙ながらにおっしゃいました。

近年、不登校、ホームスクーリングを取り巻く環境は変わりつつあります。そして、同じ苦しみを持つ保護者同士が声を上げ、つながり始めました。この動きは昨年の夏、長野県で始まり、今年の夏までに全国で70以上の自治体で意見書、請願、陳情が採択されております。

12月議会では、意見書として鹿児島県、鹿児島市、垂水市、請願としてさつま町、大崎町、奄美市、継続審議で薩摩川内市、肝付町、錦江町でも出されています。曽於市、日置市も準備が始まりました。

2021年9月より文部科学省初等中等教育局では、不登校に関する調査研究協力者会議が設置され、今後、重点的に実施すべき施策の方向性を示し、不登校児童・生徒への支援に関する取

組について尽力するよう求めています。

国が2017年に施行した教育機会確保法の基本 理念にもあります不登校児童・生徒が行う多様 な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じ た必要な支援をぜひ確実に実現していただきた い。さらには、既に居場所を運営している民間 施設、またはこれから居場所をつくりたいとい う個人や団体に対しても、経済的支援制度を確 立していただきたいという思いです。

居場所に通うのは3万から4万と、かなりの 経済負担があります。どうかお1人でも多くの 皆様に御賛同いただき、垂水市議会として国へ 意見書を提出できますよう、御尽力いただきた いと願うところです。

以上で、私の説明を終わります。

〇議長(堀内貴志)次に、持留良一議員。[持留良一議員登壇]

**〇持留良一議員** おはようございます。それでは、私の意見書の提案、紙の保険証の存続を求める意見書案です。よろしくお願いいたしたいと思います。

一昨日、国のほうからもマイナンバー総点検の結果が出されました。マイナンバー総点検の中でも、誤登録が8,351件。今日になってもまだ、様々な誤登録を含めた形での問題があるということであります。

岸田首相もこれを全面的に問題のないように やっていくということで実施をするというよう な方向でしたけれども、しかし、実態は総点検 でも改めて、この情報管理ができていない問題 点が数多くある。そのことも明らかになったの ではないでしょうか。

おまけに、岸田首相は、健康検証の廃止は国 民の不安払拭のための措置が完了することが大 前提だと言っていましたけれども、医療機関や 薬局の窓口では、マイナ保険証による利用率は 4.49%、こういう実態でもあります。

そういう意味では、市長が自ら掲げた大前提

が、まさに今、崩れている、実施できない、そのことがあるのではないでしょうか。

そういう中で、私は皆さんのお手元に、意見 書の案を出させていただきましたけれども、提 案理由として6点ほど上げさせていただいてい ます。

切実な皆さんの声であり、まさに命を守るべき保険証が、そういう形でないがしろになっていったら、これはそもそもの役割を果たすことができないというふうに思います。そういう意味でも、改めて皆さんも読んでいただいたとおり、そういう観点に立ったときに、この保険証の廃止ではなくて、やはり紙の保険証も残す、こういう形で国民の皆さんの命を守る、その大事な保険証を存続させていく、これが重要だというふうに思います。

そのことで、皆さんにもお伝えして、ぜひ皆 さんの大きなお力でこの意見書を出させていた だきますよう、心からお願いいたします。

以上で、説明を終わります。

○議長(堀内貴志) これから質疑を行います。 質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(堀内貴志) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」の声あり]

○議長(堀内貴志) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。意見書案第2号及び意見 書案第3号の意見書案2件を、原案のとおり決 することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(堀内貴志) 異議なしと認めます。よって、意見書案第2号及び意見書案第3号の意見書案2件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま意見書案2件が

議決されましたが、その提出手続及び字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(堀内貴志) 異議なしと認めます。よって、その提出手続及び字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

△決議案第1号上程

○議長(堀内貴志) 日程第23、決議案第1号 錦江湾横断道路の早期事業化を求める決議案を 議題といたします。

説明を求めます。

[錦江湾横断道路推進特別委員長池山節 夫議員登壇]

〇錦江湾横断道路推進特別委員長(池山節夫) よろしくお願いします。

錦江湾横断道路の早期事業化を求める決議案 について説明をいたします。

大隅半島と薩摩半島をつなぐ錦江湾横断道路は、交通の利便性の向上や生活圏の拡大、観光 資源として活用するなど、大隅半島をはじめと する九州南部地域の産業、経済、文化の発展に 大きく寄与する道路であります。

現在、大隅半島から鹿児島市の病院へ救急搬送される際にはフェリーを利用いたしますが、 夜間は桜島フェリーだけが運行され、出港も1時間おきという状況の中、出港の間待たされているという現実がございます。

そのような中において、桜島はマグマだまりが大正大噴火時と同レベルに達しており、桜島島民の早急な避難経路が必要となり、錦江湾横断道路はその中でも最重要と考えます。

また、令和3年6月には、かごしま新広域道路交通ビジョン及びかごしま新広域道路交通計画の中で構想道路として位置づけられていますことから、実施路線化、そして早期着工を強く求めていく必要があります。

以上のことから、皆様の御賛同を求めて提案いたしました。よろしくお願い申し上げます。

○議長(堀内貴志) これから質疑を行います。 質疑はありませんか。

○持留良一議員 早期事業化を求める決議案ということで、積極的な行動に出られているというふうに思います。そういう意味で、3点質疑があります。

私自身は、今、この問題で早期事業化を求めるというのは、まだ時期尚早かなというふうに思っています。一つは、何といっても先ほど提案されました南部地域における経済的な問題、これはどんな形で貢献していくのか、今、大隅縦貫道路を含めて道路が整備されています。都城志布志道路も含めて、整備されている。この問題等についても、やっぱりいろいろ関係してくる問題があるというふうに思います。そういう点では、やはりそこのところもきちんと議論をして、この点でのあるべき根拠をしっかりと示していくことが大事かと思います。

そして、自然災害や緊急医療体制、命を守る、両方とも大事な点ですけども、特に緊急医療という点においては、今、ある意味、大隅地域は、鹿屋を中心とした体制が大変十分ではない、弱いという、そういう観点があると思います。そういうことを考えたときに、やはり地元の地域医療をもっと充実させることが、本当に地域住民の皆さんの命を守る大事な点だと思います。ここを抜かして、この問題というのは避けて通れない問題があると思います。

最後は、避難道路のようなことの点も書かれていました。これは、特に桜島、鹿児島ですよね。鹿児島の方々の地域防災計画、この点でどうなっているのかという点もあると思います。 やはりそこの議論もしっかり受け止めながら、この横断道路の必要性が、本当に島民の皆さんにとっても大事な点なんだなということが出てこないと、私は問題だと思います。 いろいろなこの間、私たちの防災に関しては、 歴史的にも大きな教訓があります。1本しかない道路ができたことによって、逆にそこに集まった人たちの命を奪うという、そういう歴史的なケースもあります。そういうことを考えたときに、桜島町はどんな防災計画にあるのか、そのことも実際踏まえながら、私はこういう形でこの計画を取り組んでいく、そういう視点があると思います。ここにやはり3つの視点が、私はこの問題を考える上で大事だというふうに思いますので、ぜひこの点について、委員長の見解をお聞きいたします。

#### 〇錦江湾横断道路推進特別委員長(池山節夫)

まずは、まだ早いのではないかという質問です。何といっても、南部の経済問題、志布志の道路の関係と言われましたけど、我々が特別委員会の正副委員長と議長と3名で、志布志の議長にもお伺いいたしました。そのときも志布志から、錦江湾横断道路がまず整備されることで、その次には大隅横断道路の整備にかかっていくと、そうすると志布志からその横断道路、そして錦江湾横断道路を通って鹿児島へ30分で行くようになると、そういうことが可能になるから、まずはこの錦江湾横断道路の整備を急いでほしいというようなことも伺いました。ですから、南部地域の経済問題についても、私はこの錦江湾横断道路が一つの解決策になるのではないかと考えております。

2点目が自然災害、そういうことから緊急医療、まずは地元の医療の充実を図るべきだと言われました。今回の議案で提案されております今村病院さんですね。今度、進出ということになりますけれども、先日、県議会の議員連盟の方の勉強会に伺ったんですけど、その中で、大成建設のまちづくりプロジェクトの部長さんが、錦江湾横断道路が整備されると、まず狭いエリアでどういうことが起こるか、中域ではどういうことが起こるか、大きな意味で県全体として

どういうことが起こるか、まちづくりについて、 その3つの観点から説明されたんです。狭いレ ベルで言うと、この道路ができることで桜島の 島民の方がどういう恩恵を受けるか、それは避 難道路であったり、そういういろんな面で恩恵 を受けられる。あと、中域で言うと鹿屋、垂水 この小圏になってくる。この垂水、鹿屋がどん なふうになるか、どんなふうにまちづくりとし て発展していく可能性があるかということを説 明されたんですが、今回の今村病院さんのサテ ライト方式の産婦人科、こういうことが錦江湾 横断道路が整備されると、鹿児島市に、例えば 本部がある、本社がある、そういうところが垂 水、あるいは鹿屋にサテライト方式で、支店、 支社、いろんなものをつくるようになるでしょ うと、そのことが経済効果を生んでいくという ことを説明されました。その意味でも、今、言 われましたまず地元の医療を充実すべきだと、 それは一方で、行政と我々議会も一緒になって 努力すべきだとは思います。しかし、それが錦 江湾横断道路の整備が、まだ早いということに はならないんじゃないかと、私は考えます。で きるだけやっぱり早い段階で整備したほうが、 そのサテライト方式でできたりということも起 こりますから、地域医療の充実にもつながって くると考えます。

3点目に、避難道路、鹿児島、桜島の防災計画について、どんなことか理解を深めるべきだというような質問なんですが、まず私の記憶というか知識の中で、鹿児島市は、例えば桜島が爆発した、台風が来た、地震が来たというときに、今の段階では、桜島の島民の方々の避難は、桜島フェリーを使うという、そういう計画になっていると思うんです。

しかしながら、やはり台風、地震、そんなときに、やはりフェリーだけでは間に合わないのではないかという、危惧を私は外から思っています。だから僭越ですけど、とにかく錦江湾横

断道路を整備することが、防災計画、避難計画 にも有益ではないかというふうに理解しており ます。

3点、これでよろしいですか。

 O議長(堀内貴志)
 ほかに質疑はありません

 か。

[「なし」の声あり]

**○議長(堀内貴志)** 質疑なしと認めます。これで質疑は終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長(堀内貴志)** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

それではお諮りします。本件は原案のとおり 決定することに御異議ありませんか。

「「異議あり」の声あり〕

○議長(堀内貴志) 御異議がありますので、 決議案第1号は起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長(堀内貴志) ありがとうございます。 起立多数です。よって、決議案第1号は原案の とおり可決されました。

> △垂水市選挙管理委員会委員及び同補充 員の選挙について

O議長(堀内貴志) 日程第24、垂水市選挙管 理委員会委員及び同補充員の選挙についてを議 題といたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条 第2項の規定によって、指名推選にしたいと思 います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(堀内貴志) 異議なしと認めます。選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

選挙管理委員には、髙野猛君、脇栄一郎君、

岩元勇男君、平野日出生君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました 方を、選挙管理委員の当選人と定めることに御 異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(堀内貴志) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました高野猛君、 脇栄一郎君、岩元勇男君、平野日出生君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、前田政博君、 宮迫光男君、坪内和作君、岡崎よしえ君、以上 の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました 方を、選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

「「異議なし」の声あり]

O議長(堀内貴志) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました前田政博君、宮迫光男君、坪内和作君、岡崎よしえ君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補助の順序についてお諮りします。補助の順序は、ただいま議長が指名しました順序 にしたいと思います。これに御異議ありませんか

[「異議なし」の声あり]

**○議長(堀内貴志)** 異議なしと認めます。したがって補助の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定いたしました。

△議会委運営委員会の閉会中の所掌事務 調査の件について

〇議長(堀内貴志) 日程第25、議会運営委員 会の閉会中の所掌事務調査の件についてを議題 といたします。

議会運営委員長から、会議規則第103条の規 定により、お手元に配付した申出書のとおり、 閉会中の継続調査の申出があります。 お諮りします。委員長からの申出のとおり、 閉会中の継続調査とすることに御異議ありませ んか。

「「異議なし」の声あり]

○議長(堀内貴志) 異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△各常任委員会の閉会中の所管事務調査 の件について

O議長(堀内貴志) 日程第26、各常任委員会 の閉会中の所管事務調査の件についてを議題と いたします。

各常任委員長から、所管事務のうち、会議規 則第103条の規定により、お手元に配付した申 出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があり ます。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、 閉会中の継続調査とすることに御異議ありませ んか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(堀内貴志) 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。 これで本定例会に付議されました案件は、全部 議了いたしました。

△市長挨拶

○議長(堀内貴志) ここで、市長より発言の 申出がありますことから、これを許可いたしま す。

**〇市長(尾脇雅弥)** 今議会に提案いたしました全ての案件につきまして、熱心に御議論いただきまして、いずれも原案どおり可決をいただきましたことに対しまして、心から厚く御礼を申し上げたいと思います。

本会議及び各常任委員会の御審議を通じて、 頂きました貴重な御意見、御要望等につきましては、十分留意をいたしまして、今後の市政運 営に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

さて、国の補正予算の成立を踏まえ、本市に おきましても年末年始を迎えるに当たり、物価 高騰の影響を最も切実に受けておられる低所得 者世帯への迅速な支援を届けるために、年内に 住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり7万円 の現金給付を行う準備を進めて実行してまいり ます。

また、先ほど御承認いただきました予算案を 基に、速やかに産婦人科医療体制確保に係る補助金を創設して、包括連携協定を締結しております公益財団法人慈愛会様との御協力のもとに、令和6年春に産婦人科医療機関を開設していただき、思春期から老齢期における女性の健康長寿を図るとともに、子育て世帯が安心して子供を産み育てられる環境の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

加えまして、市民の皆様に安心安全で住んで よかったと思えるまちづくりを実感していただ くためにも、引き続き着実に丁寧に、そしてス ピード感を持って計画的に各事業を推進し、垂 水の未来が明るくなるよう、市民の皆様ととも に、笑顔があふれる元気な垂水づくりにしっか りと取り組んでまいりたいと考えております。

まもなく新年を迎えます。2024年も本年と同様に大きな災害が発生せずに、市民の皆様とともに、穏やかで心地よい1年を過ごすことができますよう祈念いたしますとともに、二元代表制の一翼を担う議員の皆様方におかれましては、今後の市政運営におきまして、引き続き、御支援、御便達を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

結びに、議員の皆様方のますますの御健勝と 御活躍をお祈り申し上げ、閉会に際してのごあ いさつとさせていただきます。よいお年をお迎 えください。本日は誠にありがとうございまし た。

# △閉 会

○議長(堀内貴志) これをもちまして、令和5年第4回垂水市議会定例会を閉会いたします。午前10時45分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員